

令和6年第2回南知多町議会定例会（初日） 議事日程

日 時 令和6年3月5日  
 午前9時30分  
 場 所 南知多町議場

日程第1		会議録署名議員の指名 番 番	
日程第2		会期の決定 3月5日～ 月 日 日間	
日程第3		町長施政方針・諸般報告並びに提出案件の 概要説明	
日程第4	議案第5号	新たに土地が生じたことの確認について (大字内海)	即 決
日程第5	議案第6号	新たに土地が生じたことの確認に伴う字 の区域の変更について (大字内海)	即 決
日程第6	議案第7号	財産の購入について (小学校教師用教科 書、指導書及び指導用デジタル教科書903 冊)	即 決
日程第7	議案第8号	町道路線の認定について	委員会付託 (総務建設)
日程第8	議案第9号	辺地総合整備計画の変更について	委員会付託 (総務建設)
日程第9	議案第10号	南知多町師崎港観光センター周辺整備運 営事業基金条例の制定について	委員会付託 (総務建設)
日程第10	議案第11号	南知多町師崎港駐車場事業基金条例及び 南知多町師崎港駐車場事業特別会計設置 に関する条例を廃止する条例について	委員会付託 (総務建設)

日程第 11	議案第 12 号	南知多町師崎港駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	委員会付託 (総務建設)
日程第 12	議案第 13 号	南知多町漁港管理条例等の一部を改正する条例について	委員会付託 (総務建設)
日程第 13	議案第 14 号	南知多町内海港海岸環境整備施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	委員会付託 (総務建設)
日程第 14	議案第 15 号	公の施設の指定管理者の指定について (内海海岸東浜小桝緑地)	委員会付託 (総務建設)
日程第 15	議案第 16 号	南知多町水道事業の設置等に関する条例及び南知多町漁業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	委員会付託 (総務建設)
日程第 16	議案第 17 号	南知多町水道事業給水条例及び南知多町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について	委員会付託 (総務建設)
日程第 17	議案第 18 号	南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について	委員会付託 (総務建設)
日程第 18	議案第 19 号	南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	委員会付託 (総務建設)
日程第 19	議案第 20 号	南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	委員会付託 (総務建設)
日程第 20	議案第 21 号	南知多町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	委員会付託 (総務建設)
日程第 21	議案第 22 号	南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	委員会付託 (総務建設)

日程第 22	議案第 23 号	南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	委員会付託 (文教厚生)
日程第 23	議案第 24 号	南知多町介護保険条例の一部を改正する条例について	委員会付託 (文教厚生)
日程第 24	議案第 25 号	令和 5 年度南知多町一般会計補正予算 (第 9 号)	委員会付託 (文厚・総建)
日程第 25	議案第 26 号	令和 5 年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)	委員会付託 (文教厚生)
日程第 26	議案第 27 号	令和 5 年度南知多町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)	委員会付託 (文教厚生)
日程第 27	議案第 28 号	令和 5 年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算 (第 2 号)	委員会付託 (総務建設)
日程第 28	議案第 29 号	令和 5 年度南知多町水道事業会計補正予算 (第 3 号)	委員会付託 (総務建設)
日程第 29	議案第 30 号	令和 6 年度南知多町一般会計予算	委員会付託 (文厚・総建)
日程第 30	議案第 31 号	令和 6 年度南知多町国民健康保険特別会計予算	委員会付託 (文教厚生)
日程第 31	議案第 32 号	令和 6 年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算	委員会付託 (文教厚生)
日程第 32	議案第 33 号	令和 6 年度南知多町介護保険特別会計予算	委員会付託 (文教厚生)
日程第 33	議案第 34 号	令和 6 年度南知多町水道事業会計予算	委員会付託 (総務建設)

日程第 34	議案第 35 号	令和 6 年度南知多町漁業集落排水事業会計予算	委員会付託 (総務建設)
日程第 35	請願第 1 号	「「マイナ保険証」の不安が除かれるまで、紙の健康保険証の存続を求める意見書」の採択を求める請願	委員会付託 (文教厚生)

議案第 5号

新たに土地が生じたことの確認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定に基づき、本町の区域内に下記の土地が新たに生じたことを確認する。

令和 6年 3月 5日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

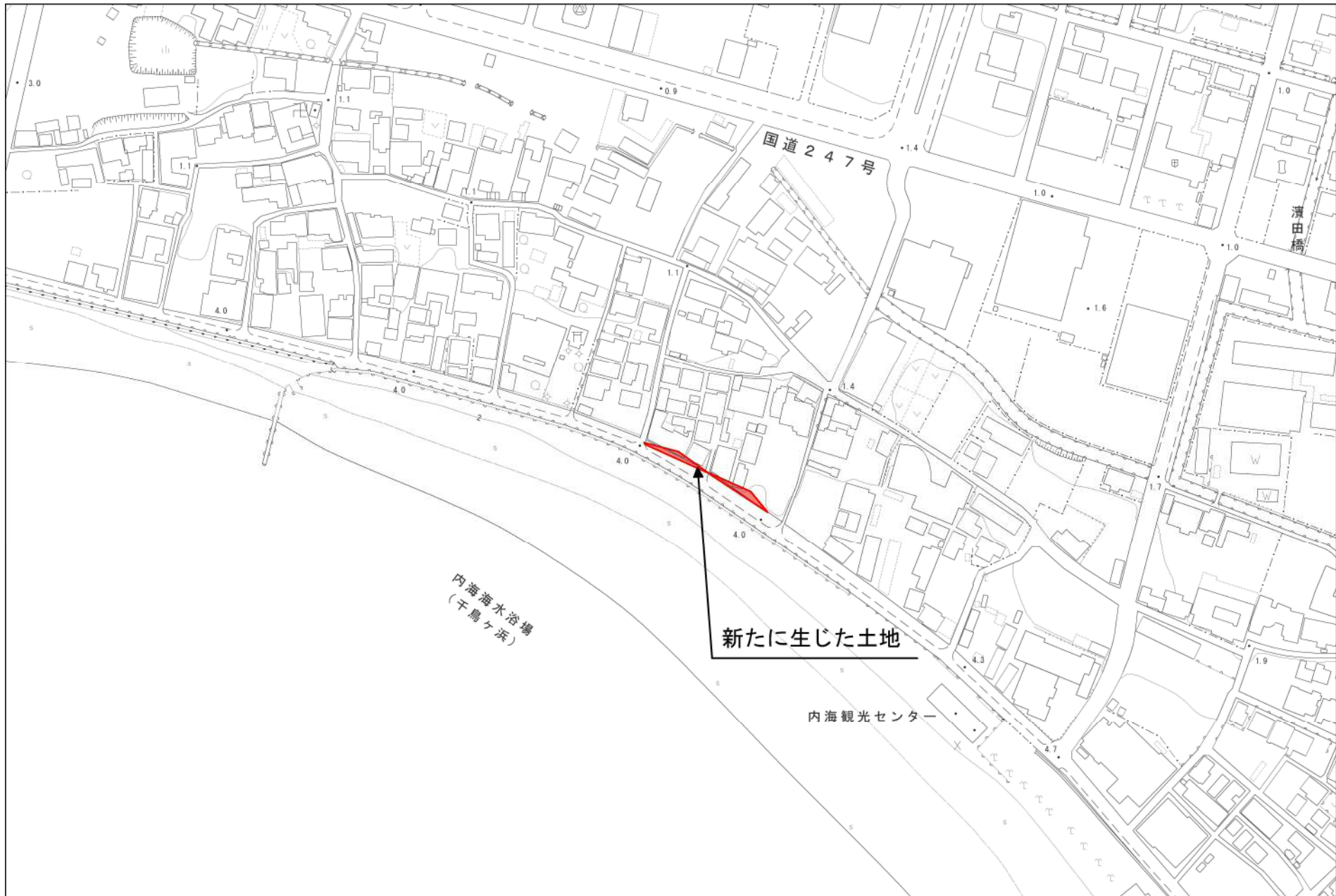
記

新たに生じた土地	新たに生じた土地の面積
大字内海字東郷60番1地先	平方メートル 17.45
大字内海字東郷60番3地先	平方メートル 16.77
大字内海字東郷60番4地先	平方メートル 54.24
大字内海字浜岡部19番20地先	平方メートル 32.76

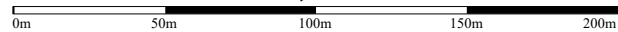
## 新たに土地が生じたことの確認の理由

この土地は、昭和28年の13号台風及び昭和34年の伊勢湾台風により発生した高潮により甚大な被害を受け、昭和30年代に実施された災害復旧事業として緊急整備された護岸の背後地に管理用道路を造成した際に生じたものである。この道路はその後町道と認定し、現在に至っている。当時緊急で整備したため現在に至るまで土地の登記がされていないが、道路区域外の土地の一部において、隣接する土地所有者が自己所有地と一体的に利用している状況であり、現地調査及び測量を行った結果、新たに土地が生じたことの確認をするものである。

# 位置図



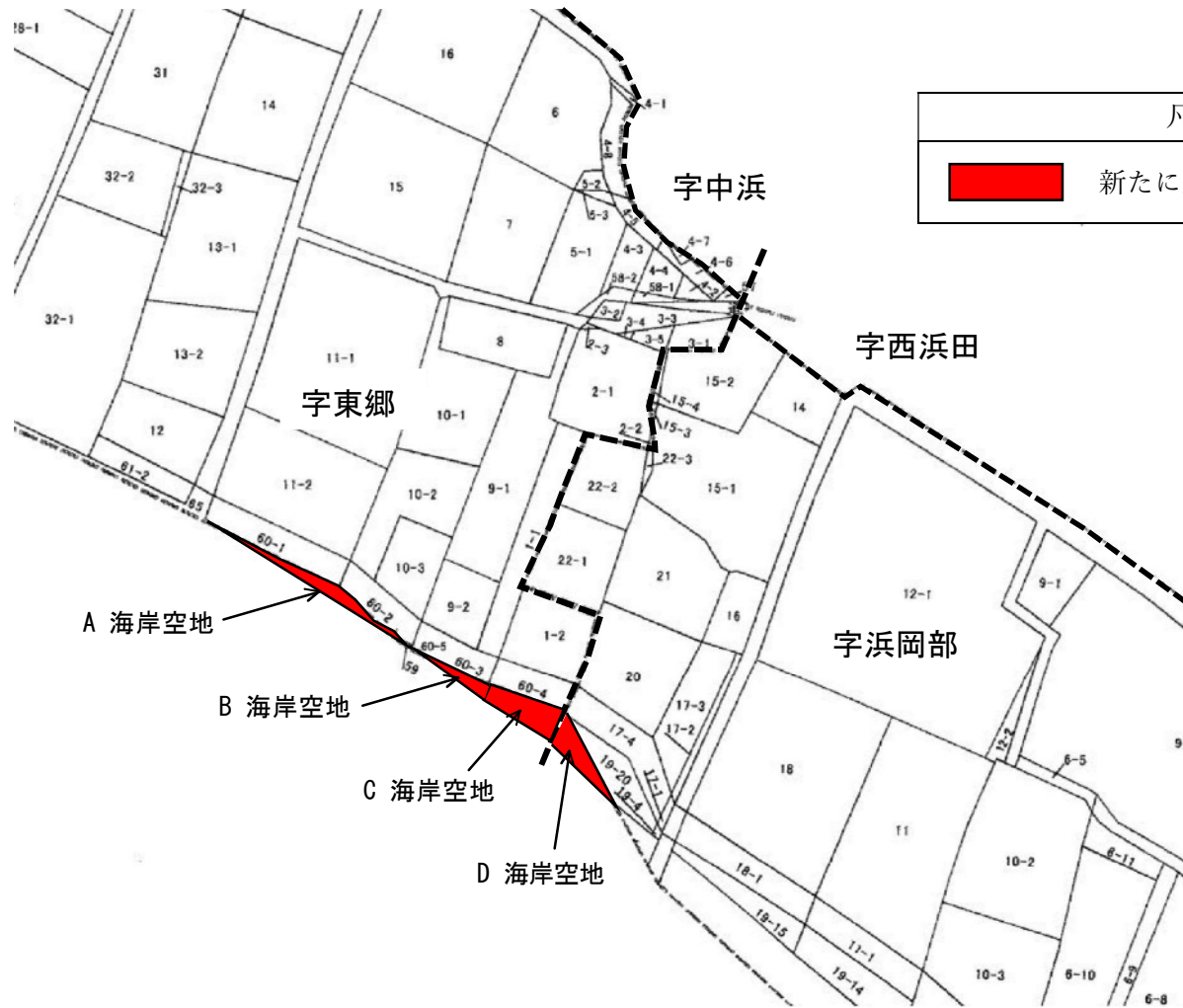
1/2,500




# 付近整理図



S=1/1,000



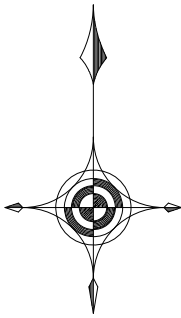
凡 例	
	新たに生じた土地 121.22 m <sup>2</sup>



地 番 A 海岸空地

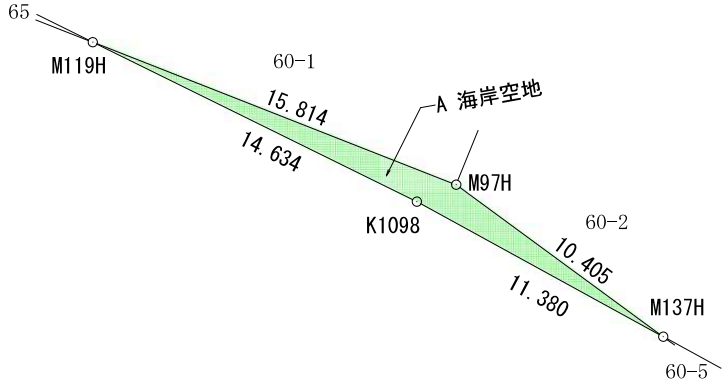
地 積 測 量 図

土地の所在 知多郡南知多町大字内海字東郷地先



求積表

地 番	① A 海岸空地			
NO	X <sub>n</sub>	Y <sub>n</sub>	Y <sub>n+1</sub> -Y <sub>n-1</sub>	X <sub>n</sub> ・(Y <sub>n+1</sub> -Y <sub>n-1</sub> )
M119H	261.880	228.139	-1.592	-416.912960
K1098	255.415	241.268	23.107	5901.874405
M137H	249.943	251.246	1.592	397.909256
M97H	256.103	242.860	-23.107	-5917.772021
			合 計	-34.901320
			合 計 面 積	17.4506600
			地 積	17.45 m <sup>2</sup>



筆界点	境界標の種類
□	木 杭
▣	金属プレート
⊕	コンクリート杭
⊗	プラスチック杭
⊕	金 属 鉸
○	計 算 点
⊕	多 角 点
+	刻 印

(単位=m)

作成者 知多郡南知多町大字豊浜字長命寺1番地の33  
土地家屋調査士 森 公志  
(令和 年 月 日作成) 縮尺 1/

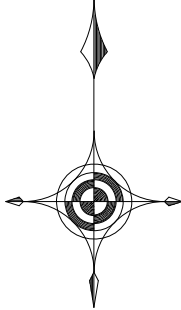
申請人 知多郡南知多町 町長 石 黒 和 彦

縮尺 1/250

地 番 B 海岸空地

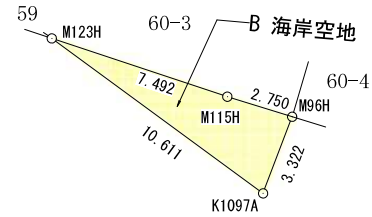
地 積 測 量 図

土地の所在 知多郡南知多町大字内海字東郷地先



求積表

① B 海岸空地				
NO	X <sub>n</sub>	Y <sub>n</sub>	Y <sub>n+1</sub> -Y <sub>n-1</sub>	X <sub>n</sub> · (Y <sub>n+1</sub> -Y <sub>n-1</sub> )
M123H	247.993	254.499	1.444	358.101892
K1097A	241.714	263.053	9.737	2353.569218
M96H	244.818	264.236	-1.444	-353.517192
M115H	245.630	261.609	-9.737	-2391.699310
合 計				-33.545392
合 計 面 積				16.7726960
地 積				16.77 m <sup>2</sup>



筆界点	境界標の種類
□	木 杭
▣	金属プレート
⊕	コンクリート杭
⊗	プラスチック杭
⊕	金 属 錐
○	計 算 点
⊕	多 角 点
+	刻 印

(単位=m)

作成者 知多郡南知多町大字豊浜字長命寺1番地の33  
土地家屋調査士 森 公志  
(令和 年 月 日作成) 縮尺 1/

申請人 知多郡南知多町 町長 石 黒 和 彦 縮尺 1/250

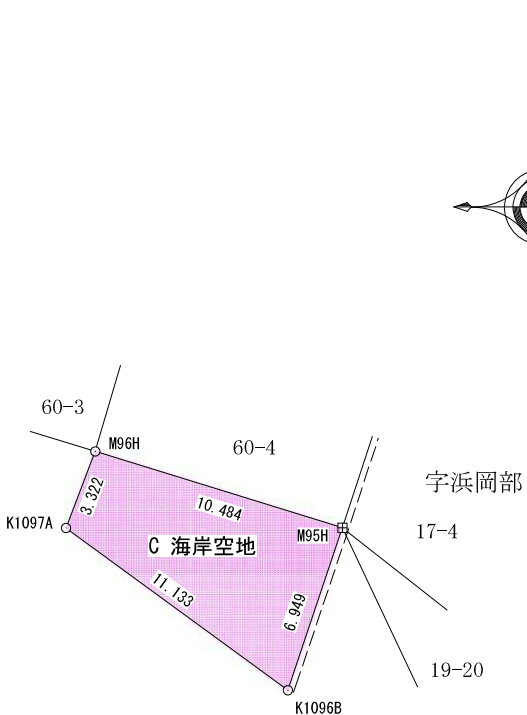
地 番 C 海岸空地

地 積 測 量 図

土地の所在 知多郡南知多町大字内海字東郷地先

求積表

地 番		① C 海岸空地		
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn * (Yn+1-Yn-1)
K1097A	241.714	263.053	7.799	1885.127486
K1096B	235.136	272.035	11.199	2633.288064
M95H	241.722	274.252	-7.799	-1885.189878
M96H	244.818	264.236	-11.199	-2741.716782
合 計				-108.491110
合 計 面 積				54.245550
地 積				54.24 m <sup>2</sup>



筆界点	境界標の種類
□	木 杭
▣	金属プレート
⊕	コンクリート杭
⊗	プラスチック杭
⊕	金属 錐
○	計 算 点
⊕	多 角 点
+	刻 印

(単位=m)

作成者 知多郡南知多町大字豊浜字長命寺1番地の33  
土地家屋調査士 森 公志  
(令和 年 月 日作成)

縮尺 1/

申請人 知多郡南知多町 町長 石 黒 和 彦

縮尺 1/250

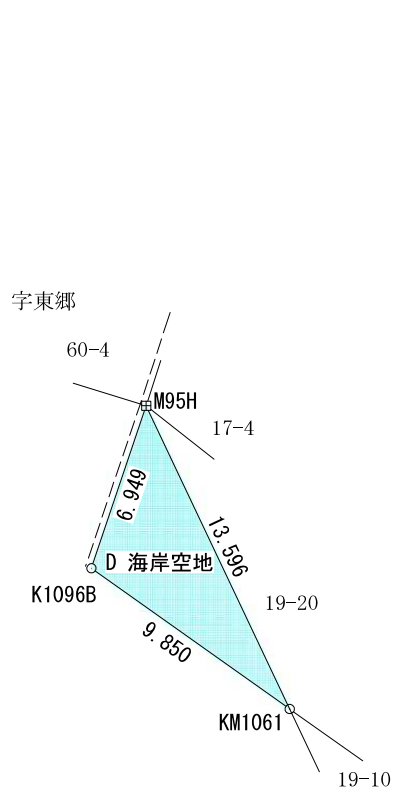
地 番 D 海岸空地

地 積 測 量 図

土地の所在 知多郡南知多町大字内海字浜岡部地先

求積表

① D 海岸空地				
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn · (Yn+1-Yn-1)
K1096B	235.136	272.035	5.813	1366.845568
KM1061	229.431	280.065	2.217	508.648527
M95H	241.722	274.252	-8.030	-1941.027660
合 計				-65.533565
合 計 面 積				32.7667825
地 積				32.76 m <sup>2</sup>



筆界点	境界標の種類
□	木 杭
▣	金属プレート
▤	コンクリート杭
⊠	プラスチック杭
⊕	金属 錐
○	計 算 点
⊕	多 角 点
+	刻 印

(単位=m)

作成者 知多郡南知多町大字豊浜字長命寺1番地の33  
 土地家屋調査士 森 公志  
 (令和 年 月 日作成)

縮尺 1/

申請人 知多郡南知多町 町長 石 黒 和 彦

縮尺 1/250

議案第 6 号

新たに土地が生じたことの確認に伴う字の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 3 月 6 日から、字の区域を下記のとおり変更するため、議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 5 日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

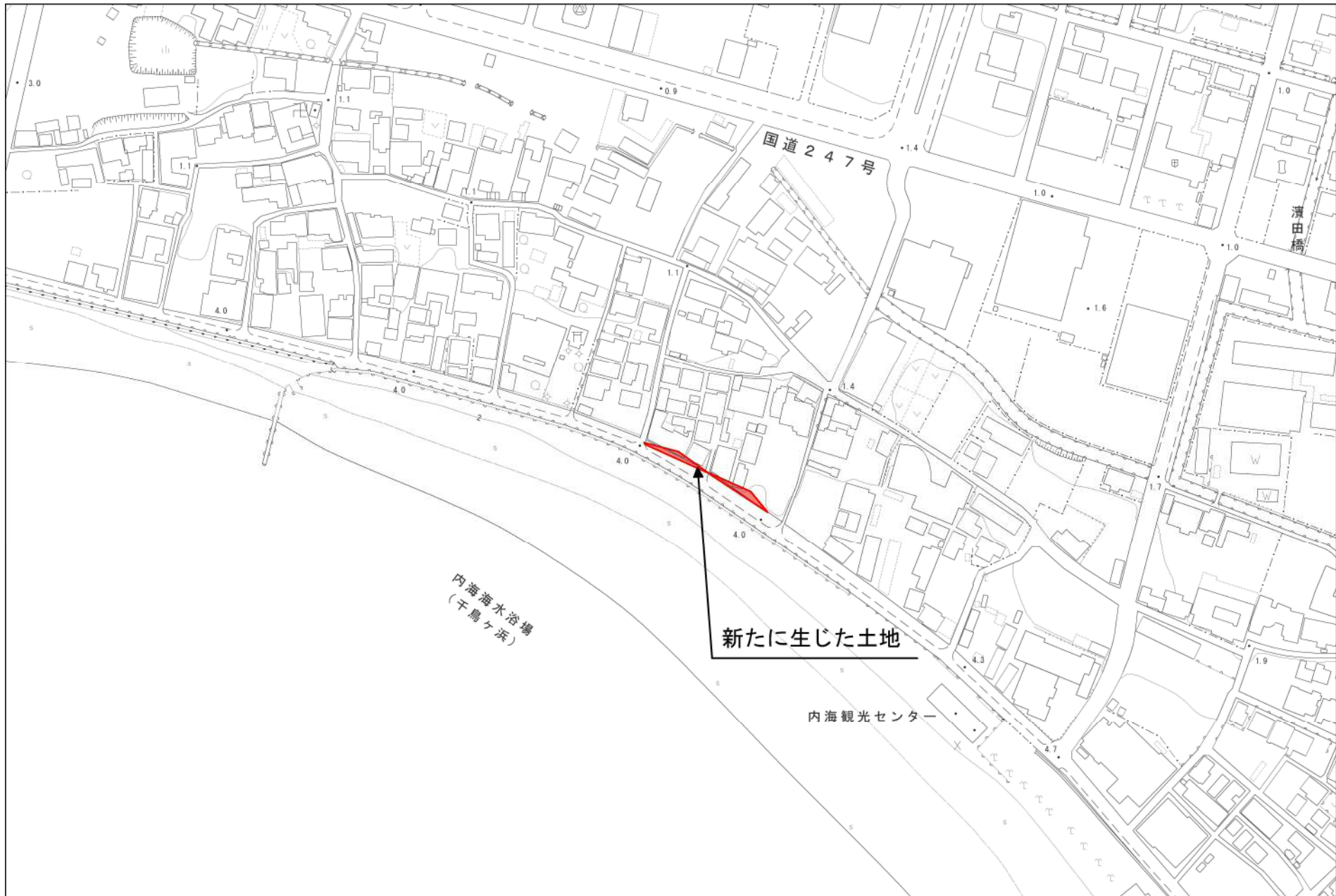
記

編入（設定）する区域		編入先の（設定）字名
新たに生じた土地	新たに生じた土地の面積	
大字内海字東郷 60 番 1 地先	平方メートル 17.45	字東郷
大字内海字東郷 60 番 3 地先	平方メートル 16.77	字東郷
大字内海字東郷 60 番 4 地先	平方メートル 54.24	字東郷
大字内海字浜岡部 19 番 20 地先	平方メートル 32.76	字浜岡部

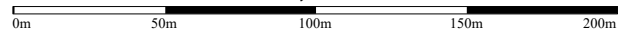
## 字の区域の変更を必要とした理由

昭和28年の13号台風及び昭和34年の伊勢湾台風により発生した高潮により甚大な被害を受け、昭和30年代に実施された災害復旧事業として緊急整備された護岸の背後地に管理用道路を造成した際に生じた未登記の土地について、現地調査及び測量により、新たに土地が生じたことが確認されたことに伴い、字の区域を変更する必要が生じたものである。

# 位置図



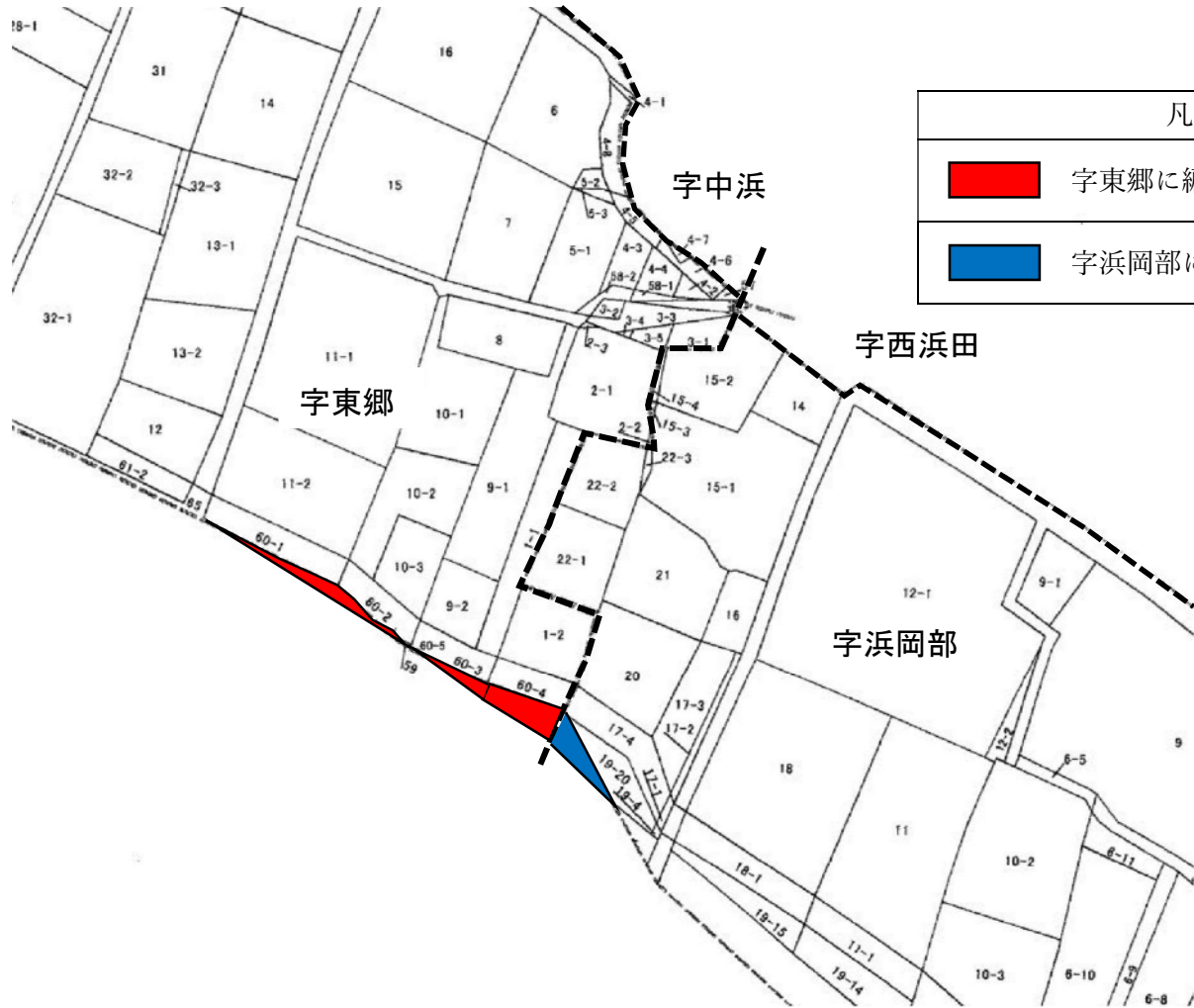
1/2,500





# 字区域変更図



S=1/1,000



凡 例	
	字東郷に編入される区域 88.46 m <sup>2</sup>
	字浜岡部に編入される区域 32.76 m <sup>2</sup>



議案第7号

財産の購入について

下記のとおり財産を購入するものとする。

令和 6年 3月 5日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

記

- 1 財産の種類 小学校教師用教科書、指導書及び指導用デジタル教科書  
903冊
- 2 納入場所 町内5小学校
- 3 契約金額 金13,839,092円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金1,258,100円)
- 4 契約の相手方 半田市星崎町2-201-2 朋雲堂ビル  
南海堂書店 代表 宮地 立身
- 5 契約の方法 随意契約

## 議案第 7 号 財産の購入の提案理由の説明

### 1 提案の理由

小学校教師用教科書、指導書及び指導用デジタル教科書 903 冊を購入するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定に基づき、議会の議決が必要であるからである。

### 2 財産の概要

#### (1) 物品名

小学校教師用教科書、指導書及び指導用デジタル教科書 903 冊

#### (2) 納入場所

町内 5 小学校

#### (3) 納入期限

令和 6 年 3 月 29 日まで

#### (4) 契約金額

金 13,839,092 円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 1,258,100 円）

#### (5) 契約の相手方

半田市星崎町 2-201-2 朋雲堂ビル

南海堂書店 代表 宮地 立身

#### (6) 契約の方法

随意契約

## 随意契約理由書

工 事 名 小学校教師用教科書、指導書及び指導用デジタル教科書購入  
(委託又は物件購入)

令和6年度の小学校の教科書改訂に伴い、小学校の教師用教科書、指導書及び指導用デジタル教科書を購入する。教科書、指導書は取次供給所を通じてしか購入できない。南知多町においては、愛知県教科書特約供給所と取次供給所の契約を結んでいる南海堂書店以外では購入できない。また、指導用デジタル教科書は取次供給所でしか今年度内の納品ができない。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき下記業者と随意契約を行うものである。

### 記

業 者 名

半田市星崎町2-201-2 朋雲堂ビル

南海堂書店 代表 宮地 立身

# 随意契約執行調書

課名 学校教育課

令和6年2月9日 執行

見積者氏名	見積額				
南海堂書店 代表 宮地立身	13,839,092	決定			
物品名 (業務委託名)	小学校教師用教科書、指導書及び指導用デジタル教科書購入				
納入場所 (委託場所)	町内5小学校				

## 物 品 の 概 要

物 品 名	概 要	数 量	備 考
小学校教師用 教科書、指導書 及び指導用デ ジタル教科書	教科 国語 教科書、指導書、デジタル教科書 書写 教科書、指導書、デジタル教科書 社会 教科書、指導書 地図 教科書、指導書 算数 教科書、指導書、デジタル教科書 理科 教科書、指導書 生活 教科書、指導書、デジタル教科書 音楽 教科書、指導書、デジタル教科書 図画工作 教科書、指導書、デジタル教科書 家庭 教科書、指導書、デジタル教科書 保健体育 教科書、指導書 英語 教科書、指導書 道徳 教科書、指導書	903 冊	

議案第 8 号

町道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり町道路線の認定をしたいので、同条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 5 日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

認定路線


整理 番号	路 線 名	起 点	延 長
		終 点	
1	町道 1626 号線	南知多町大字内海字内田 80 番 3 地先から	1,070.6 m
		南知多町大字内海字牧之内 21 番 13 地先まで	
2	町道 2316 号線	南知多町大字山海字北山 28 番 4 地先から	274.4 m
		南知多町大字山海字芋生 60 番 9 地先まで	
3	町道 2317 号線	南知多町大字山海字芋生 60 番 12 地先から	227.4 m
		南知多町大字山海字芋生 107 番 45 地先まで	
4	町道 3437 号線	南知多町大字豊浜字上大田面 71 番 5 地先から	731.0 m
		南知多町大字豊浜字中村 61 番 2 地先まで	

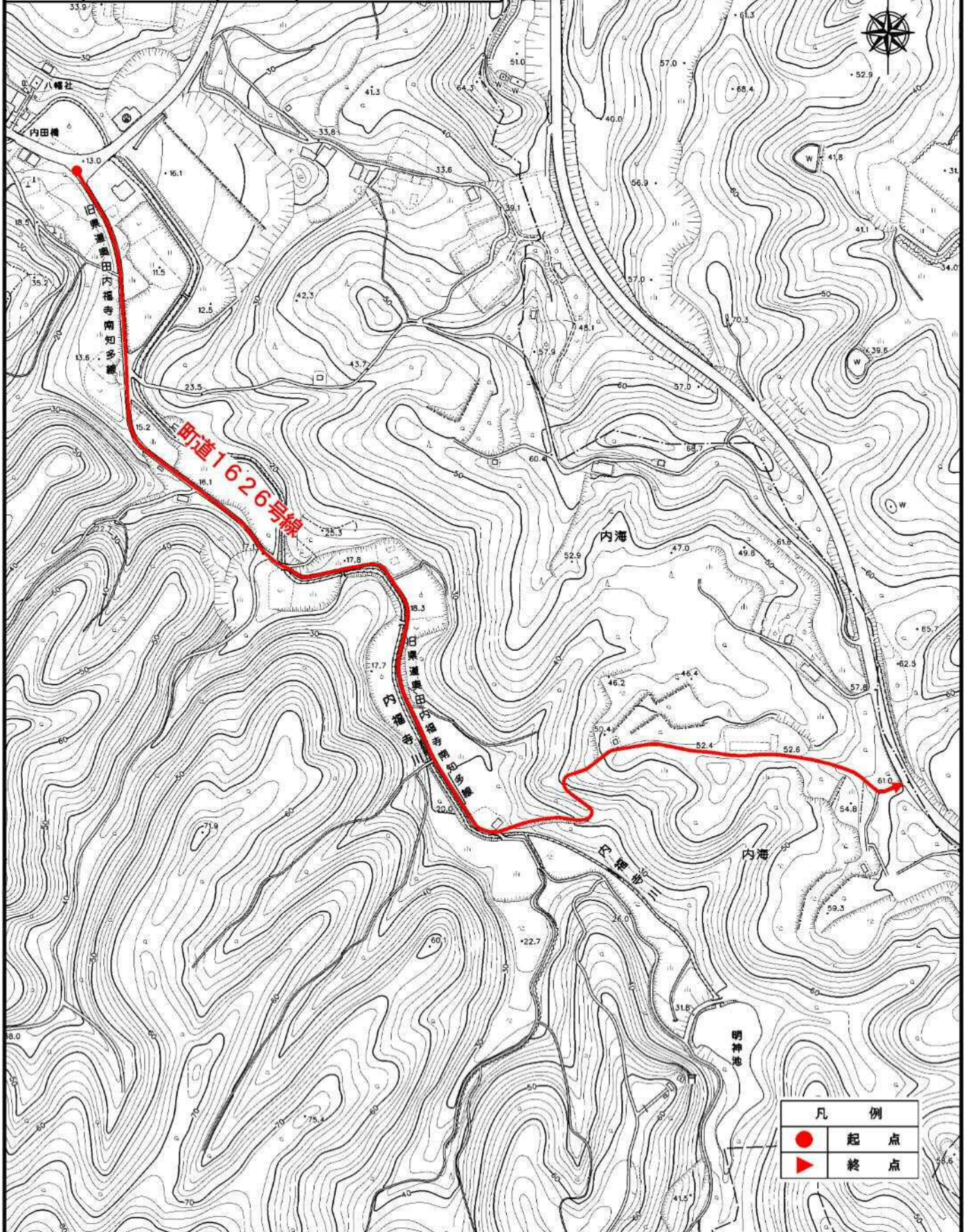
## 議案第 8 号 町道路線の認定についての提案理由の説明

### 提案の理由

町道について、路線の認定をするため、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決が必要であるからである。

# 南知多町道路認定路線図


縮尺 1 : 4,000 凡例 認定路線 

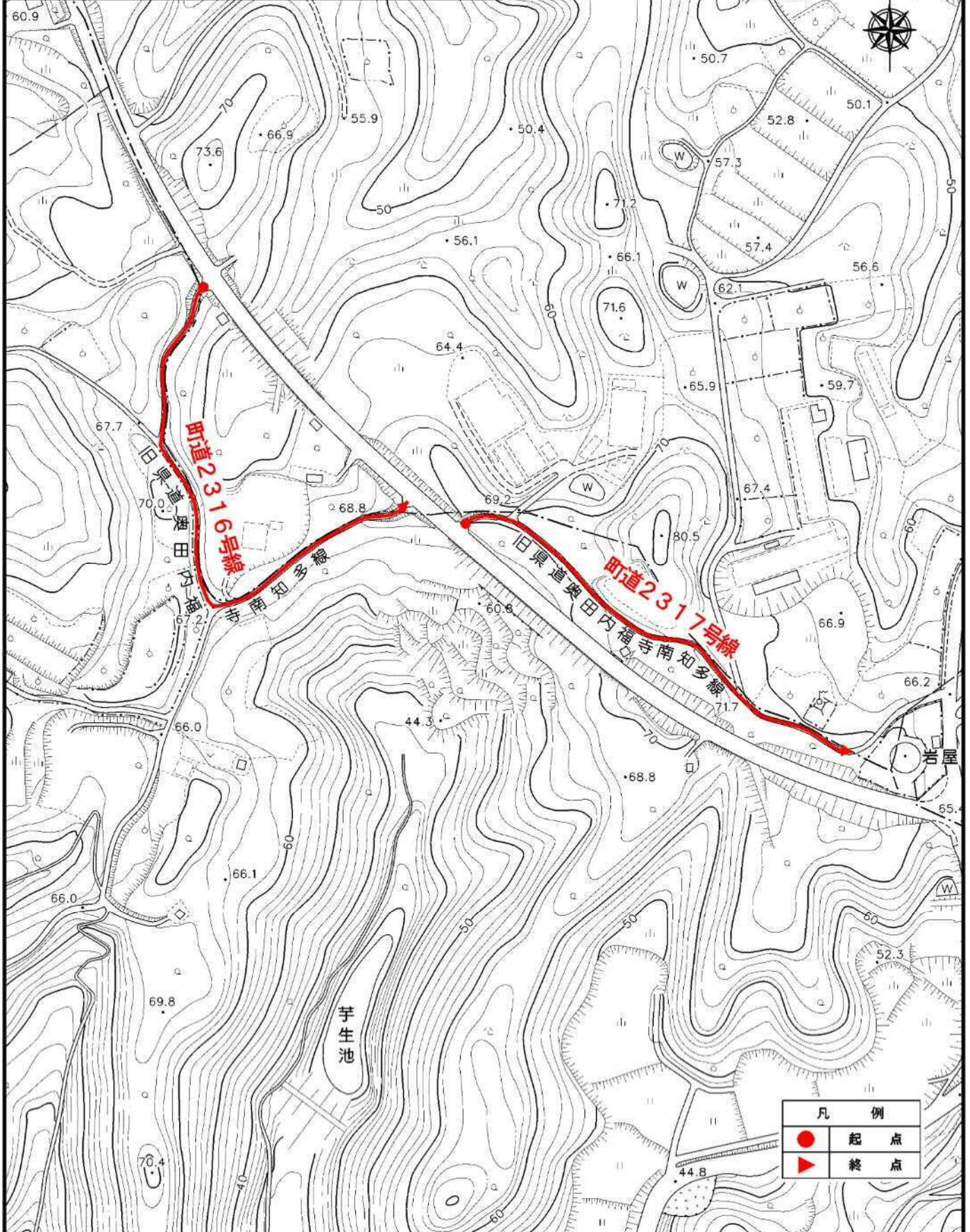


凡例	
	起点
	終点



# 南知多町道路認定路線図

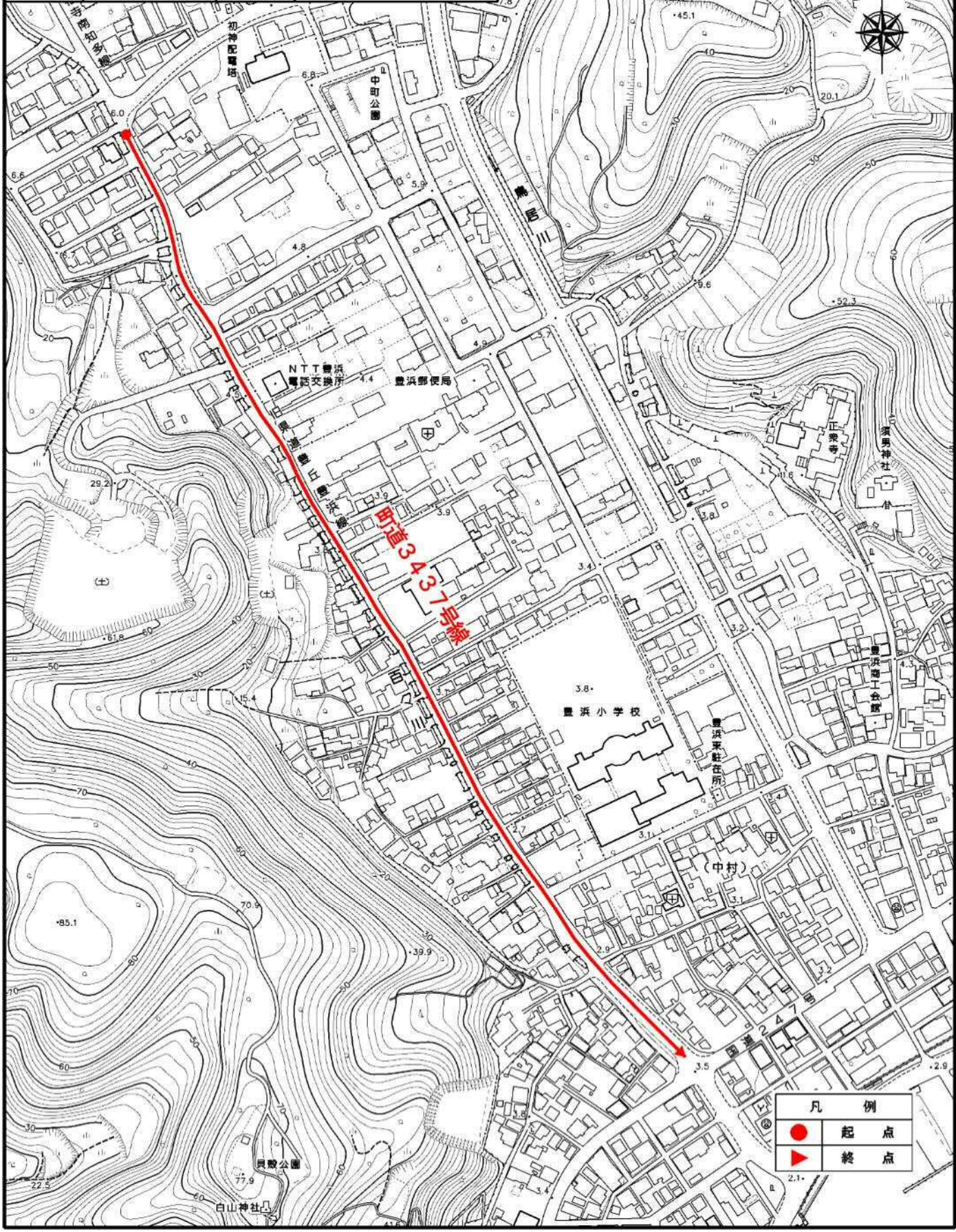
縮尺 1 : 2,500 凡例 認定路線 



凡例	
	起 点
	終 点

# 南知多町道路認定路線図

縮尺 1 : 3,500 凡例 認定路線 



凡例	
	起 点
	終 点

議案第 9号

辺地総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定に基づき、篠島辺地及び日間賀島辺地における総合整備計画を別紙のとおり変更するものとする。

令和 6年 3月 5日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

総 合 整 備 計 画 書

愛知県 南知多町 篠島辺地  
(辺地の人口 1,551 人・面積 0.94 km<sup>2</sup>)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

愛知県知多郡南知多町篠島

(2) 地域の中心の位置

愛知県知多郡南知多町大字篠島字神戸 299 番 23

(3) 辺地度点数 143 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

昭和 32 年 12 月離島振興法の指定を受けて以来、学校校舎・教員宿舎・漁港・海岸・診療所等の諸事業の推進を図り成果を上げつつあるが、離島という地理的に不利な環境にあつて、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に隔たりが認められることから、これらの施設整備の拡充を図る。

### 3 公共的施設の整備計画

令和元年度から令和6年度まで6年間

(単位 千円)

施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
電気通信 施設	南知多町	5,500	0	5,500	5,500
町道	南知多町	41,295	0	41,295	38,000
		<del>11,295</del>		<del>11,295</del>	<del>8,000</del>
渡船施設	南知多町	62,632	20,361	42,271	33,700
		<del>444,171</del>	<del>9,000</del>	<del>435,171</del>	<del>426,600</del>
漁港施設	南知多町	14,900	0	14,900	12,000
		<del>13,100</del>		<del>13,100</del>	<del>10,200</del>
消防施設	南知多町	16,374	1,374	15,000	14,700
		<del>15,500</del>	<del>1,249</del>	<del>14,251</del>	<del>14,000</del>
小中学校	南知多町	11,340	0	11,340	8,100
		<del>80,340</del>		<del>80,340</del>	<del>77,100</del>
学校給食 センター	南知多町	123,876	12,550	111,326	55,300
		<del>133,981</del>		<del>121,431</del>	<del>65,300</del>
産業振興 施設	南知多町	18,849	5,183	13,666	10,400
		<del>23,615</del>	<del>7,000</del>	<del>16,615</del>	<del>13,300</del>
合 計		294,766	39,468	255,298	177,700
		<del>727,502</del>	<del>29,799</del>	<del>697,703</del>	<del>620,000</del>

様式 3

総 合 整 備 計 画 書

愛知県 南知多町 日間賀島辺地  
(辺地の人口 1,797 人・面積 0.77 km<sup>2</sup>)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

愛知県知多郡南知多町日間賀島

(2) 地域の中心の位置

愛知県知多郡南知多町大字日間賀島字西浜 6 番

(3) 辺地度数 134 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

昭和 32 年 12 月離島振興法の指定を受けて以来、学校校舎・教員宿舎・漁港・海岸・診療所等の諸事業の推進を図り成果を上げつつあるが、離島という地理的に不利な環境にあつて、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に隔たりが認められることから、これらの施設整備の拡充を図る。

### 3 公共的施設の整備計画

令和元年度から令和6年度まで6年間

(単位 千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
電気通信 施設	南知多町	6,500	0	6,500	6,500
町道	南知多町	44,089	606	43,483	41,200
		<del>14,089</del>		<del>13,483</del>	<del>11,200</del>
渡船施設	南知多町	156,172	83,374	72,798	62,700
		<del>595,199</del>	<del>65,605</del>	<del>529,594</del>	<del>519,500</del>
漁港施設	南知多町	63,962	25,160	38,802	38,700
		<del>62,746</del>	<del>31,545</del>	<del>31,201</del>	<del>31,100</del>
消防施設	南知多町	22,654	718	21,936	21,700
		<del>19,634</del>		<del>18,916</del>	<del>18,700</del>
小中学校	南知多町	10,219	2,750	7,469	7,400
		<del>6,219</del>		<del>3,469</del>	<del>3,400</del>
教職員 住宅	南知多町	1,683	0	1,683	1,600
学校給食 センター	南知多町	164,332	16,637	147,695	73,400
		<del>177,727</del>		<del>161,090</del>	<del>86,700</del>
診療施設	南知多町	2,629	0	2,629	2,600
下水処理 施設	南知多町	139,365	71,908	67,457	35,900
		<del>125,162</del>	<del>70,643</del>	<del>54,519</del>	<del>29,500</del>
産業振興 施設	南知多町	42,918	1,337	41,581	32,800
		<del>38,869</del>	<del>2,657</del>	<del>36,212</del>	<del>27,500</del>
合 計		654,523	202,490	452,033	324,500
		<del>1,050,457</del>	<del>191,161</del>	<del>859,296</del>	<del>738,300</del>

## 議案第 9 号 辺地総合整備計画の変更についての提案理由の説明

### 1 提案の理由

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき、辺地総合整備計画を変更することについて、議会の議決が必要であるからである。

### 2 計画の変更内容

辺地総合整備計画において整備しようとする公共的施設の事業費及び辺地対策事業債の予定額を減額する。

(単位：千円)

辺地名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
		特定財源	一般財源	
篠 島	294,766 (727,502)	39,468 (29,799)	255,298 (697,703)	177,700 (620,000)
日間賀島	654,523 (1,050,457)	202,490 (191,161)	452,033 (859,296)	324,500 (738,300)
合 計	949,289 (1,777,959)	241,958 (220,960)	707,331 (1,556,999)	502,200 (1,358,300)

( )は変更前

### 3 計画期間

令和元年度から令和 6 年度



議案第10号

南知多町師崎港観光センター周辺整備運営事業基金条例の制定について

南知多町師崎港観光センター周辺整備運営事業基金条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6年 3月 5日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

## 南知多町師崎港観光センター周辺整備運営事業基金条例

### (設置)

第1条 師崎港観光センター周辺の円滑かつ効率的な施設整備及び管理運営を図るため、南知多町師崎港観光センター周辺整備運営事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、南知多町一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、南知多町一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入するものとする。

### (繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第6条 基金は、第1条に規定する目的を達する場合に限り、これを処分することができる。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 議案第10号 南知多町師崎港観光センター周辺整備運営事業基金条例の制定

## 理由の説明

### 1 制定の理由

師崎港観光センター周辺の円滑かつ効率的な施設整備及び管理運営を目的とする基金を設置するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、条例を制定する必要があるからである。

### 2 施行期日

公布の日

議案第 1 1 号

南知多町師崎港駐車場事業基金条例及び南知多町師崎港駐車場事業特別会計設置に関する条例を廃止する条例について

南知多町師崎港駐車場事業基金条例（平成 1 8 年南知多町条例第 3 2 号）及び南知多町師崎港駐車場事業特別会計設置に関する条例（平成 1 6 年南知多町条例第 2 号）を廃止するものとする。

令和 6 年 3 月 5 日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

南知多町師崎港駐車場事業基金条例及び南知多町師崎港駐車場事業特別会計設置に関する条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 南知多町師崎港駐車場事業基金条例（平成18年南知多町条例第32号）
- (2) 南知多町師崎港駐車場事業特別会計設置に関する条例（平成16年南知多町条例第2号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年3月31日から施行する。

（経過措置）

- 2 廃止前の南知多町師崎港駐車場事業特別会計設置に関する条例による南知多町師崎港駐車場事業特別会計の令和5年度の歳入及び歳出並びに同年度の決算については、なお従前の例による。

議案第 1 1 号 南知多町師崎港駐車場事業基金条例及び南知多町師崎港駐車場  
事業特別会計設置に関する条例を廃止する条例の提案理由の説明

1 廃止の理由

令和 6 年度から師崎港観光センター周辺整備運営事業に係る財源を一般会計とすることに伴い、師崎港駐車場事業基金及び師崎港駐車場事業特別会計を廃止するため、現行条例を廃止する必要があるからである。

2 施行期日

令和 6 年 3 月 31 日

3 経過措置

廃止前の南知多町師崎港駐車場事業特別会計設置に関する条例による南知多町師崎港駐車場事業特別会計の令和 5 年度の歳入及び歳出並びに同年度の決算については、なお従前の例による。

議案第12号

南知多町師崎港駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

南知多町師崎港駐車場の設置及び管理に関する条例（平成16年南知多町条例第24号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6年 3月 5日提出

南知多町長 石 黒 和 彦



南知多町師崎港駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

南知多町師崎港駐車場の設置及び管理に関する条例（平成16年南知多町条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第2 普通駐車場の項使用料の欄中「（入庫後50分まで無料）」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第12号 南知多町師崎港駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の提案理由の説明

1 改正の理由

師崎港観光センター周辺整備運営事業の健全かつ円滑な運営を継続させるため、師崎港駐車場使用料の一部を改定する必要性が生じたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の内容

南知多町師崎港駐車場の設置及び管理に関する条例別表第2 普通駐車場の項使用料の欄中「（入庫後50分まで無料）」を削る。 (別表第2 関係)

3 施行期日

令和6年4月1日

南知多町師崎港駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表

新		旧	
別表第2（第5条関係）		別表第2（第5条関係）	
区分	使用料	区分	使用料
普通駐車	1時間につき 100円  ただし、20時間を超え24時間までは2,000円とし、以後24時間ごとに同じ扱いとする。	普通駐車	1時間につき 100円 <u>（入庫後50分まで無料）</u>  ただし、20時間を超え24時間までは2,000円とし、以後24時間ごとに同じ扱いとする。
(略)		(略)	

議案第13号

南知多町漁港管理条例等の一部を改正する条例について

南知多町漁港管理条例（平成10年南知多町条例第2号）等の一部を別紙のとおり  
改正するものとする。

令和 6年 3月 5日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

## 南知多町漁港管理条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

- (1) 南知多町漁港管理条例（平成10年南知多町条例第2号）第1条
- (2) 南知多町漁港占用料等徴収条例（平成12年南知多町条例第6号）第1条
- (3) 南知多町漁港漁場整備事業分担金徴収条例（昭和58年南知多町条例第1号）第1条

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 議案第13号 南知多町漁港管理条例等の一部を改正する条例の提案理由の説明

### 1 改正の理由

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）の法律名が令和6年4月1日から「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に変更されることに伴い、関係条例の一部を改正する必要があるからである。

### 2 改正の内容

引用する法律名の改正

- |                         |         |
|-------------------------|---------|
| (1) 南知多町漁港管理条例          | (第1条関係) |
| (2) 南知多町漁港占用料等徴収条例      | (第1条関係) |
| (3) 南知多町漁港漁場整備事業分担金徴収条例 | (第1条関係) |

### 3 施行期日

令和6年4月1日

南知多町漁港管理条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的) 第1条 この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）第26条の規定に基づき、町が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について、必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、<u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）第26条の規定に基づき、町が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について、必要な事項を定めることを目的とする。</p>

南知多町漁港占用料等徴収条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）第39条の5第1項及び第2項の規定による占用料及び土砂採取料（以下「占用料等」という。）並びに過怠金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）第39条の5第1項及び第2項の規定による占用料及び土砂採取料（以下「占用料等」という。）並びに過怠金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p>



南知多町漁港漁場整備事業分担金徴収条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、町が行う「<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>」(昭和25年法律第137号)第4条第2号に規定する漁港漁場整備事業(優れた漁場として形成されるべき相当規模の水面において行う魚礁の設置、水産動植物の増殖場及び養殖場の造成その他水産動植物の増殖及び養殖を推進するための事業並びに漁場としての効用の低下している水面におけるその効用を回復するためのたい積物の除去その他漁場の保全のための事業)及び藻場再生モデル事業により利益を受ける者から徴収する地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づく分担金に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、町が行う「<u>漁港漁場整備法</u>」(昭和25年法律第137号)第4条第2号に規定する漁港漁場整備事業(優れた漁場として形成されるべき相当規模の水面において行う魚礁の設置、水産動植物の増殖場及び養殖場の造成その他水産動植物の増殖及び養殖を推進するための事業並びに漁場としての効用の低下している水面におけるその効用を回復するためのたい積物の除去その他漁場の保全のための事業)及び藻場再生モデル事業により利益を受ける者から徴収する地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づく分担金に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

議案第14号

南知多町内海港海岸環境整備施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

南知多町内海港海岸環境整備施設の設置及び管理に関する条例（平成13年南知多町条例第19号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6年 3月 5日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

南知多町内海港海岸環境整備施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

南知多町内海港海岸環境整備施設の設置及び管理に関する条例（平成13年南知多町条例第19号）の一部を次のように改正する。

題名中「内海港海岸環境整備施設」を「東浜小柵緑地」に改める。

第1条中「内海港海岸環境整備施設」を「東浜小柵緑地」に改める。

第2条中「海岸保全区域」の次に「内の南知多町大字内海字一色、小柵地内及びその地先」を加え、「海岸環境整備施設」を「東浜小柵緑地」に改め、同条に次の1項を加える。

2 東浜小柵緑地の利用を増進する施設として、次の施設を置く。

- (1) イベント広場
- (2) 土の広場（駐車場）
- (3) 芝生広場
- (4) 遊歩道
- (5) センターハウス
- (6) その他必要な施設

第3条中「海岸環境整備施設」を「東浜小柵緑地」に、「海岸事業」を「海岸環境整備事業」に改める。

第4条を削る。

第5条第1項及び第2項第1号から第3号までの規定中「海岸環境整備施設」を「東浜小柵緑地」に改め、同条第4項中「第9条」を「第13条」に改め、同条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

(利用日及び利用時間)

第5条 土の広場（駐車場）及びセンターハウスのシャワーの利用日及び利用時間

（以下「利用日時」という。）は、規則で定めるところによる。

- 2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、町長の承認を受けて、前項に規定する利用日時を変更することができる。
- 3 指定管理者は、前項の規定により利用日時を変更したときは、その旨を公表しなければならない。

第6条第1項中「海岸環境整備施設を利用しようとする者のうち、当該施設」を「東浜小柵緑地」に、「、興行その他これに類する催しのために施設の全部又は一部を独占的に利用しようとするものは」を「規則で定める施設を利用しようとする者又は次に掲げる行為をしようとする者は、規則の定めるところにより」に改め、同項に後段として次のように加える。

許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

第6条第1項に次の各号を加える。

- (1) 物品販売、募金その他これに類する行為をすること。
- (2) 業として、写真、映画の撮影その他これに類する行為をすること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、集会その他これに類する催しを行うこと。

第6条第2項中「の利用」を「に規定する施設の利用及び行為」に改め、同項本文中「施設」を「東浜小柵緑地」に改め、同項ただし書中「ただし、その場合に」を「この場合において、」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「施設」を「東浜小柵緑地の」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を削り、同条第6項中「その他」を削り、「当該施設」を「東浜小柵緑地」に改め、同項を同条第4項とする。

第12条を第16条とする。

第11条第1項中「は、海岸環境整備施設若しくは附帯する設備」を「が東浜小柵緑地又は第2条第2項に規定する施設」に改め、同条第2項中「海岸環境整備施設若し

くは附帯する設備」を「東浜小柵緑地又は第2条第2項に規定する施設」に改め、同条を第15条とする。

第10条第1号中「施設」を「東浜小柵緑地」に改め、同条第3号中「第9条」を「前条」に改め、「、」を削り、「又は利用」の次に「若しくは行為」を加え、「施設」を「東浜小柵緑地」に改め、「利用し」の次に「、又は行為をし」を加え、同号を同条第5号とし、同条第2号中「第8条」を「第12条」に、「施設」を「東浜小柵緑地」に改め、同号を同条第4号とし、同条第1号の次に次の2号を加える。

(2) 第7条第3項の規定により、許可に付せられた条件に違反して工作物等を設置又は管理した者

(3) 第8条の規定による町長の命令に違反した者

第10条を第14条とする。

第9条の見出し中「及び」を「又は」に改め、「利用」の次に「若しくは行為」を加え、同条第1項中「利用の中止」を「利用若しくは行為の中止」に改め、同条第2項中「海岸環境整備施設」を「東浜小柵緑地」に改め、「者」の次に「若しくは第6条第1項に規定する行為をしている者」を加え、「利用の中止」を「利用若しくは行為の中止」に改め、同条を第13条とする。

第8条中「海岸環境整備施設」を「東浜小柵緑地」に改め、同条を第12条とする。

第7条（見出しを除く。）を次のように改める。

第7条 第2条第2項に規定する施設のうち別表第1に定めるものを利用しようとする者からは、同表に定める使用料を徴収する。

2 前項の規定により徴収した使用料は、還付しない。ただし、特別の理由があると町長が認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

3 町長は、特別の理由があると認める場合は、使用料を減免することができる。

第7条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(利用料金)

第11条 町長は、第4条第1項の規定により、東浜小柵緑地の管理を指定管理者に行わせる場合には、第2条第2項に規定する施設及び第7条第2項の規定により管理する工作物等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 公益上必要と認められる利用料金は、別表第1に規定する使用料の額とする。

3 指定管理者が東浜小柵緑地において行う自主事業の利用料金については、規則の定めるところにより、その種類、対象、上限額、算定方法等を東浜小柵緑地の管理に係る事業計画書に記載し、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。当該利用料金を変更しようとする場合も同様とする。

4 第1項の規定により収受した利用料金は、還付しない。ただし、特別の理由があると指定管理者が認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

5 指定管理者は、特別の理由があると認める場合は、利用料金を減免することができる。

第6条の次に次の3条を加える。

（工作物等の設置）

第7条 町長は、東浜小柵緑地内において、指定管理者に工作物その他の物件又は施設等（以下「工作物等」という。）を設置し、又は管理させることができる。

2 前項の規定により工作物等を設置し、又は管理しようとするときは、規則の定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

3 町長は、前項に規定する工作物等の設置又は管理が東浜小柵緑地の管理に支障を及ぼさないと認める場合に限り許可を与えることができる。この場合において、当該工作物等の管理上必要な条件を付することができる。

4 第2項の規定により工作物等を設置し、又は管理する期間は、5年を超えることができない。これを更新するときの期間についても同様とする。

5 第2項の許可を受けた者は、当該許可に係る期間が満了したとき又は次条の処分を受けたときは、直ちに東浜小柵緑地を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りでない。

6 町長は、第2項の許可を受けた者に対して、前項の規定により原状に回復する場合又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。

7 指定管理者以外の者は、東浜小柵緑地内に工作物等を設置してはならない。ただし、公益上必要があると認められる場合は、この限りでない。

(監督処分)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、前条の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止を命じ、原状回復を命ずることができる。

(1) 前条の規定による許可に付した条件に違反している者

(2) 偽りその他不正な手段により、前条の規定による許可を受けた者

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前条の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、及び同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) 東浜小柵緑地に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

(2) 東浜小柵緑地の保全又は利用に著しい支障が生じた場合

(届出)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかに、その旨を町長に届け出なければならない。

(1) 第7条第2項の許可を受けた者が、工作物等の設置に関する工事を完了したとき。

(2) 前号に掲げる者が、工作物等の設置又は管理を廃止したとき。

(3) 第1号に掲げる者が、第7条第5項の規定により原状に回復したとき。

(4) 第7条第6項の規定により必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第10条第1項及び第11条第2項関係）

施設		単位	使用料の額 (円)	備考
土の広場 (駐車場)	普通自動車、軽自動車及び 二輪車	1台1時間	300	最初の1時間未満の利用は1時間とする。 ※1日の上限額を1,500円とする。
		1台1日	1,500	5時間以上の利用の場合
センター ハウス	シャワー	1回	200	

附 則

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(南知多町使用料条例の一部改正)

2 南知多町使用料条例（平成15年南知多町条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3 削除



議案第14号 南知多町内海港海岸環境整備施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の提案理由の説明

1 改正の理由

指定管理者が南知多町内海港海岸環境整備施設の管理を行う場合の管理の基準等を整備するため、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の主な内容

(1) 名称の改正

条例の題名及び本文中「内海港海岸環境整備施設」を「東浜小柵緑地」とする。

(2) 利用の制限に関する規定の改正 (第6条関係)

営利を目的とする施設利用を認めない規定を廃止し、許可が必要な施設の利用及び行為について定める。

(3) 工作物等の設置に関する規定の追加 (第7条関係)

町長は東浜小柵緑地内において、指定管理者に工作物等を設置し、又は管理させることができる。

(4) 利用料金に関する規定の追加 (第11条関係)

町長は、東浜小柵緑地の管理を指定管理者に行わせる場合には、施設の利用料金を指定管理者の収入として収受させることができる。

3 施行期日

令和6年4月1日

南知多町内海港海岸環境整備施設の設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>南知多町<u>東浜小柵緑地</u>の設置及び管理に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、南知多町<u>東浜小柵緑地</u>の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 海岸利用者の利便を図るため、海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定に基づき指定され、同法第5条第3項の規定により南知多町が管理する海岸保全区域内の南知多町大字内海字一色、<u>小柵地内及びその地先に東浜小柵緑地</u>を設置する。</p> <p>2 <u>東浜小柵緑地の利用を増進する施設として、次の施設を置く。</u></p> <p>(1) <u>イベント広場</u></p> <p>(2) <u>土の広場（駐車場）</u></p> <p>(3) <u>芝生広場</u></p> <p>(4) <u>遊歩道</u></p> <p>(5) <u>センターハウス</u></p> <p>(6) <u>その他必要な施設</u></p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において「<u>東浜小柵緑地</u>」とは、南知多町が<u>海岸環境整備事業</u>により整備した施設をいう。</p> <p>(指定管理者の管理)</p> <p>第4条 町長は、<u>東浜小柵緑地</u>の管理を法人その他の団体であって南知多町公の施</p>	<p>南知多町<u>内海港海岸環境整備施設</u>の設置及び管理に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、南知多町<u>内海港海岸環境整備施設</u>の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 海岸利用者の利便を図るため、海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定に基づき指定され、同法第5条第3項の規定により南知多町が管理する海岸保全区域に<u>海岸環境整備施設</u>を設置する。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において「<u>海岸環境整備施設</u>」とは、南知多町が<u>海岸事業</u>により整備した施設をいう。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第4条 <u>前条の海岸環境整備施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p>(指定管理者の管理)</p> <p>第5条 町長は、<u>海岸環境整備施設</u>の管理を法人その他の団体であって南知多町公</p>

新	旧
<p>設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年南知多町条例第17号）の定めるところにより、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1) <u>東浜小柵緑地の維持管理に関すること。</u></p> <p>(2) <u>東浜小柵緑地の利用促進に関する事業の計画及び実施に関すること。</u></p> <p>(3) <u>東浜小柵緑地の利用の許可その他利用に関すること。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第6条及び第13条の規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</p>	<p>の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年南知多町条例第17号）の定めるところにより、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1) <u>海岸環境整備施設の維持管理に関すること。</u></p> <p>(2) <u>海岸環境整備施設の利用促進に関する事業の計画及び実施に関すること。</u></p> <p>(3) <u>海岸環境整備施設の利用の許可その他利用に関すること。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第6条及び第9条の規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</p>
<p><u>(利用日及び利用時間)</u></p> <p>第5条 <u>土の広場（駐車場）及びセンターハウスのシャワーの利用日及び利用時間（以下「利用日時」という。）は、規則で定めるところによる。</u></p> <p>2 <u>指定管理者は、特に必要があると認めるときは、町長の承認を受けて、前項に規定する利用日時を変更することができる。</u></p> <p>3 <u>指定管理者は、前項の規定により利用日時を変更したときは、その旨を公表しなければならない。</u></p>	
<p><u>(利用の制限)</u></p> <p>第6条 <u>東浜小柵緑地において規則で定める施設を利用しようとする者又は次に掲げる行為をしようとする者は、規則の定めるところにより、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</u></p> <p>(1) <u>物品販売、募金その他これに類する行為をすること。</u></p> <p>(2) <u>業として、写真、映画の撮影その他これに類する行為をすること。</u></p> <p>(3) <u>興行を行うこと。</u></p> <p>(4) <u>競技会、展示会、集会その他これに類する催しを行うこと。</u></p>	<p><u>(利用の制限)</u></p> <p>第6条 <u>海岸環境整備施設を利用しようとする者のうち、当該施設において、興行その他これに類する催しのために施設の全部又は一部を独占的に利用しようとするものは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</u></p>

新	旧
<p>2 町長は、前項に規定する施設の利用及び行為が東浜小柵緑地の管理に支障を及ぼさないと認める場合に限り許可を与えることができる。<u>この場合において、当該施設の管理上必要な条件を付することができる。</u></p>	<p>2 町長は、前項の利用が施設の管理に支障を及ぼさないと認める場合に限り許可を与えることができる。<u>ただし、その場合に当該施設の管理上必要な条件を付することができる。</u></p>
<p>3 町長は、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるときは、<u>東浜小柵緑地の利用を認めない。</u></p>	<p>3 町長は、当該施設において、<u>営利を目的とする興行その他これに類する催しのための施設利用は認めない。</u></p> <p>4 町長は、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるときは、<u>施設利用を認めない。</u></p>
<p>4 町長は、管理上支障があると認めるときは、<u>東浜小柵緑地の全部又は一部の利用を制限することができる。</u></p> <p><u>(工作物等の設置)</u></p> <p>第7条 町長は、東浜小柵緑地内において、指定管理者に工作物その他の物件又は施設等（以下「工作物等」という。）を設置し、又は管理させることができる。</p> <p>2 前項の規定により工作物等を設置し、又は管理しようとするときは、規則の定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>3 町長は、前項に規定する工作物等の設置又は管理が東浜小柵緑地の管理に支障を及ぼさないと認める場合に限り許可を与えることができる。<u>この場合において、当該工作物等の管理上必要な条件を付することができる。</u></p> <p>4 第2項の規定により工作物等を設置し、又は管理する期間は、5年を超えることができない。これを更新するときの期間についても同様とする。</p> <p>5 第2項の許可を受けた者は、当該許可に係る期間が満了したとき又は次条の処分を受けたときは、直ちに東浜小柵緑地を原状に回復しなければならない。<u>ただし、原状に回復することが不適当な場合においては、この限りでない。</u></p> <p>6 町長は、第2項の許可を受けた者に対して、前項の規定により原状に回復する場合又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をするこ</p>	<p>5 町長は、次の各号に掲げる車両及び自転車以外の施設利用は認めない。</p> <p>(1) <u>普通自動車及び軽自動車</u></p> <p>(2) <u>側車付自動二輪車</u></p> <p>(3) <u>自動二輪車及び原動機付自転車</u></p> <p>6 <u>その他町長は、管理上支障があると認めるときは、当該施設の全部又は一部の利用を制限することができる。</u></p>

新	旧
<p><u>とができる。</u></p> <p>7 <u>指定管理者以外の者は、東浜小柵緑地内に工作物等を設置してはならない。ただし、公益上必要があると認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(監督処分)</u></p> <p>第8条 <u>町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、前条の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止を命じ、原状回復を命ずることができる。</u></p> <p>(1) <u>前条の規定による許可に付した条件に違反している者</u></p> <p>(2) <u>偽りその他不正な手段により、前条の規定による許可を受けた者</u></p> <p>2 <u>町長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前条の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、及び同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</u></p> <p>(1) <u>東浜小柵緑地に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合</u></p> <p>(2) <u>東浜小柵緑地の保全又は利用に著しい支障が生じた場合</u></p> <p><u>(届出)</u></p> <p>第9条 <u>次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかに、その旨を町長に届け出なければならない。</u></p> <p>(1) <u>第7条第2項の許可を受けた者が、工作物等の設置に関する工事を完了したとき。</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる者が、工作物等の設置又は管理を廃止したとき。</u></p> <p>(3) <u>第1号に掲げる者が、第7条第5項の規定により原状に回復したとき。</u></p> <p>(4) <u>第7条第6項の規定により必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。</u></p> <p><u>(使用料)</u></p> <p>第10条 <u>第2条第2項に規定する施設のうち別表第1に定めるものを利用しようとする者からは、同表に定める使用料を徴収する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により徴収した使用料は、還付しない。ただし、特別の理由がある</u></p>	<p><u>(使用料)</u></p> <p>第7条 <u>施設を利用しようとする者は、南知多町使用料条例（平成15年南知多町条例第3号）の定めるところにより、使用料を納付しなければならない。</u></p>

新	旧
<p><u>と町長が認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p>3 <u>町長は、特別の理由があると認める場合は、使用料を減免することができる。</u></p> <p>(利用料金)</p> <p>第11条 町長は、第4条第1項の規定により、東浜小桝緑地の管理を指定管理者に行わせる場合には、<u>第2条第2項に規定する施設及び第7条第2項の規定により管理する工作物等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</u></p> <p>2 <u>公益上必要と認められる利用料金は、別表第1に規定する使用料の額とする。</u></p> <p>3 <u>指定管理者が東浜小桝緑地において行う自主事業の利用料金については、規則の定めるところにより、その種類、対象、上限額、算定方法等を東浜小桝緑地の管理に係る事業計画書に記載し、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。当該利用料金を変更しようとする場合も同様とする。</u></p> <p>4 <u>第1項の規定により收受した利用料金は、還付しない。ただし、特別の理由があると指定管理者が認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p>5 <u>指定管理者は、特別の理由があると認める場合は、利用料金を減免することができる。</u></p> <p>(利用者の義務)</p> <p>第12条 利用者は<u>東浜小桝緑地</u>の利用に際して、この条例及びこれに基づく規則の規定を遵守し、当該施設の秩序を乱すような行為をしてはならない。</p> <p>(許可の取消し又は利用若しくは行為の中止命令)</p> <p>第13条 町長は、利用者が前条の規定に違反したときは、第6条第1項の許可を取消し、又は利用若しくは行為の中止を命ずることができる。</p> <p>2 町長は、公共の福祉又は災害等やむを得ない事由があると認めるときは、第6条第1項の許可を取消し、又は既に<u>東浜小桝緑地</u>を利用している者若しくは第6条第1項に規定する行為をしている者に対し、<u>利用若しくは行為の中止</u>を命ずることができる。</p>	<p>旧</p> <p>(利用者の義務)</p> <p>第8条 利用者は<u>海岸環境整備施設</u>の利用に際して、この条例及びこれに基づく規則の規定を遵守し、当該施設の秩序を乱すような行為をしてはならない。</p> <p>(許可の取消し及び利用の中止命令)</p> <p>第9条 町長は、利用者が前条の規定に違反したときは、第6条第1項の許可を取消し、又は利用の中止を命ずることができる。</p> <p>2 町長は、公共の福祉又は災害等やむを得ない事由があると認めるときは、第6条第1項の許可を取消し、又は既に<u>海岸環境整備施設</u>を利用している者に対し、<u>利用の中止</u>を命ずることができる。</p>

新	旧
<p>(過料)</p> <p><u>第14条</u> 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して5万円以下の過料を科する。</p> <p>(1) 第6条第2項の規定により、許可に付せられた条件に違反して<u>東浜小柵緑地</u>を利用した者</p> <p>(2) <u>第7条第3項の規定により、許可に付せられた条件に違反して工作物等を設置又は管理した者</u></p> <p>(3) <u>第8条の規定による町長の命令に違反した者</u></p> <p>(4) <u>第12条の規定に違反して東浜小柵緑地の秩序を乱した者</u></p> <p>(5) <u>前条の規定による許可の取消し又は利用若しくは行為の中止命令に違反して東浜小柵緑地を利用し、又は行為をした者</u></p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第15条</u> 利用者が<u>東浜小柵緑地又は第2条第2項に規定する施設</u>を破損又は滅失し原状回復ができないときは、町長の決定に基づきその損害を賠償しなければならない。</p> <p>2 何人も、いたずらに<u>東浜小柵緑地又は第2条第2項に規定する施設</u>を破損又は滅失した場合は、前項の規定を準用する。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第16条</u> (略)</p>	<p>(過料)</p> <p><u>第10条</u> 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して5万円以下の過料を科する。</p> <p>(1) 第6条第2項の規定により、許可に付せられた条件に違反して<u>施設</u>を利用した者</p> <p>(2) <u>第8条の規定に違反して施設の秩序を乱した者</u></p> <p>(3) <u>第9条の規定による許可の取消し、又は利用の中止命令に違反して施設を利用した者</u></p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第11条</u> 利用者は、<u>海岸環境整備施設若しくは附帯する設備</u>を破損又は滅失し原状回復ができないときは、町長の決定に基づきその損害を賠償しなければならない。</p> <p>2 何人も、いたずらに<u>海岸環境整備施設若しくは附帯する設備</u>を破損又は滅失した場合は、前項の規定を準用する。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第12条</u> (略)</p>

新				旧	
別表第1 (第10条第1項及び第11条第2項関係)				別表第1 (第4条関係)	
施設		単位	使用料の額 (円)	備考	
土の広場 (駐車場)	普通自動車、軽自動車及び二輪車	1台1時間	300	最初の1時間未満の利用は1時間とする。 ※1日の上限額を1,500円とする。	
		1台1日	1,500	5時間以上の利用の場合	
センターハウス	シャワー	1回	200		

名称	位置
内海海岸東浜小柵緑地	南知多町大字内海字一色、小柵地内及びその地先



南知多町使用料条例の一部改正新旧対照表

新	旧																													
別表第3	別表第3 (第3条関係) 海岸環境整備施設関係																													
削除	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1133 344 1249 456">種類</th> <th colspan="2" data-bbox="1258 344 1464 456">区分</th> <th data-bbox="1473 344 1608 456">単位</th> <th data-bbox="1617 344 1751 456">金額 (円)</th> <th data-bbox="1760 344 1895 456">徴収の時期</th> <th data-bbox="1904 344 2123 456">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1133 462 1249 1002" rowspan="2">内海港 海岸環 境整備 施設</td> <td data-bbox="1258 462 1348 769" rowspan="2">土の 広場 (駐 車 場)</td> <td data-bbox="1357 462 1464 769">普通自 動車、 軽自動 車及び 側車付 自動二 輪車</td> <td data-bbox="1473 462 1608 1002" rowspan="2">1台1時 間</td> <td data-bbox="1617 462 1751 769">300</td> <td data-bbox="1760 462 1895 1002" rowspan="2">駐車場を 利用した とき</td> <td data-bbox="1904 462 2123 1002" rowspan="2">最初の1時間未 満の利用は1時 間とし、1時間 を超える利用時 間については1 時間未満を切り 捨てる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1357 775 1464 1002">自動二 輪車及 び原動 機付自 転車</td> <td data-bbox="1617 775 1751 1002">100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 1008 1249 1262" rowspan="2"></td> <td data-bbox="1258 1008 1348 1114" rowspan="2">休憩 所</td> <td data-bbox="1357 1008 1464 1114">シャワ ー</td> <td data-bbox="1473 1008 1608 1262" rowspan="2">1回</td> <td data-bbox="1617 1008 1751 1262" rowspan="2">200</td> <td data-bbox="1760 1008 1895 1262" rowspan="2">設備を利用する とき</td> <td data-bbox="1904 1008 2123 1262" rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1357 1120 1464 1262">コイン ロッカ ー</td> </tr> </tbody> </table>						種類	区分		単位	金額 (円)	徴収の時期	備考	内海港 海岸環 境整備 施設	土の 広場 (駐 車 場)	普通自 動車、 軽自動 車及び 側車付 自動二 輪車	1台1時 間	300	駐車場を 利用した とき	最初の1時間未 満の利用は1時 間とし、1時間 を超える利用時 間については1 時間未満を切り 捨てる。	自動二 輪車及 び原動 機付自 転車	100		休憩 所	シャワ ー	1回	200	設備を利用する とき		コイン ロッカ ー
種類	区分		単位	金額 (円)	徴収の時期	備考																								
内海港 海岸環 境整備 施設	土の 広場 (駐 車 場)	普通自 動車、 軽自動 車及び 側車付 自動二 輪車	1台1時 間	300	駐車場を 利用した とき	最初の1時間未 満の利用は1時 間とし、1時間 を超える利用時 間については1 時間未満を切り 捨てる。																								
		自動二 輪車及 び原動 機付自 転車		100																										
	休憩 所	シャワ ー	1回	200	設備を利用する とき																									
		コイン ロッカ ー																												

議案第15号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、議会の議決を求める。

令和 6年 3月 5日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

1 管理を行わせる公の施設

内海海岸東浜小柵緑地

2 指定管理者となる団体

愛知県豊田市竹町下沖39番地

株式会社 松尾組 代表取締役 松尾剛史

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

## 議案第15号 公の施設の指定管理者の指定についての提案理由の説明

### 1 提案の理由

内海海岸東浜小柵緑地の管理について、南知多町内海港海岸環境整備施設の設置及び管理に関する条例（平成13年南知多町条例第19号）第5条第1項の規定に基づき、指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決が必要であるからである。

### 2 指定の内容

#### (1) 管理を行わせる公の施設

内海海岸東浜小柵緑地

#### (2) 指定管理者となる団体

愛知県豊田市竹町下沖39番地

株式会社 松尾組 代表取締役 松尾剛史

#### (3) 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第16号

南知多町水道事業の設置等に関する条例及び南知多町漁業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

南知多町水道事業の設置等に関する条例（昭和43年南知多町条例第7号）及び南知多町漁業集落排水事業の設置等に関する条例（令和4年南知多町条例第21号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6年 3月 5日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

南知多町水道事業の設置等に関する条例及び南知多町漁業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(南知多町水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 南知多町水道事業の設置等に関する条例（昭和43年南知多町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第4項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(南知多町漁業集落排水事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 南知多町漁業集落排水事業の設置等に関する条例（令和4年南知多町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第16号 南知多町水道事業の設置等に関する条例及び南知多町漁業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由の説明

1 改正の理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）が改正され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、関係条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の内容

引用条文の条ずれに伴う改正

- |                            |         |
|----------------------------|---------|
| (1) 南知多町水道事業の設置等に関する条例     | (第5条関係) |
| (2) 南知多町漁業集落排水事業の設置等に関する条例 | (第5条関係) |

3 施行期日

令和6年4月1日

南知多町水道事業の設置等に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第4項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

南知多町漁業集落排水事業の設置等に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により漁業集落排水事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により漁業集落排水事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>



議案第17号

南知多町水道事業給水条例及び南知多町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について

南知多町水道事業給水条例（平成10年南知多町条例第4号）及び南知多町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成24年南知多町条例第27号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6年 3月 5日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

南知多町水道事業給水条例及び南知多町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例

(南知多町水道事業給水条例の一部改正)

第1条 南知多町水道事業給水条例（平成10年南知多町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び第32条第2項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第35条第1号中「厚生省令」を「国土交通省令」に改める。

(南知多町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正)

第2条 南知多町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成24年南知多町条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第17号 南知多町水道事業給水条例及び南知多町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の提案理由の説明

1 改正の理由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）が令和6年4月1日から施行されることに伴い、関係条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の内容

水道整備・管理行政の所管については厚生労働省から国土交通省に、水質基準の策定等の所管については厚生労働省から環境省に移管が行われることに伴う改正

(1) 南知多町水道事業給水条例

（第5条第1項、第32条第2項及び第35条第1号関係）

(2) 南知多町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例

（第4条第6号関係）

3 施行期日

令和6年4月1日

南知多町水道事業給水条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(給水装置の新設等の申込)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。</p> <p>(過料)</p> <p>第35条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。</p> <p>(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(給水装置の新設等の申込)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。</p> <p>(過料)</p> <p>第35条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。</p> <p>(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の<u>厚生省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者</p> <p>(2)～(4) (略)</p>

南知多町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p>

議案第18号

南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を  
改正する条例について

南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年  
南知多町条例第10号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6年 3月 5日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を  
改正する条例

南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年南  
知多町条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中「345,000円」を「355,000円」に、「262,000円」を「270,000円」に、  
「246,000円」を「253,000円」に、「237,000円」を「244,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第18号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第19号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

以上2議案の提案理由の説明

## 1 改正の理由

南知多町特別職報酬等審議会より令和6年1月22日付けで町長に答申がなされたことに伴い、同審議会の答申を尊重し、議員報酬並びに町長、副町長及び教育長の給料の引上げを行うため、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

## 2 改正の内容

(1) 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例 (別表関係)

区 分	議員報酬月額		増減額
	現 行	改正案	
議長	345,000 円	355,000 円	10,000 円
副議長	262,000 円	270,000 円	8,000 円
常任委員長	246,000 円	253,000 円	7,000 円
議会運営委員長	246,000 円	253,000 円	7,000 円
議員	237,000 円	244,000 円	7,000 円



(2) 南知多町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 (別表第1関係)

区 分	給料月額		増減額
	現 行	改正案	
町長	771,000 円	794,000 円	23,000 円
副町長	603,000 円	621,000 円	18,000 円
教育長	553,000 円	570,000 円	17,000 円

3 施行期日

令和6年4月1日

南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正新旧対照表

新							旧						
別表（第2条、第5条関係）							別表（第2条、第5条関係）						
区分	議員報酬 月額	旅費					区分	議員報酬 月額	旅費				
		鉄道賃 及び船 賃	航空賃	車賃	宿泊料 (1夜に つき)	食卓料 (1夜に つき)			鉄道賃 及び船 賃	航空賃	車賃	宿泊料 (1夜に つき)	食卓料 (1夜に つき)
議長	355,000 円	実費	実費	1キロ メートル 当たり37円 又は実 費	15,000円	2,600円	議長	345,000 円	実費	実費	1キロ メートル 当たり37円 又は実 費	15,000円	2,600円
副議長	270,000 円						副議長	262,000 円					
常任委員長	253,000 円						常任委員長	246,000 円					
議会運営委員 長	253,000 円						議会運営委員 長	246,000 円					
議員	244,000 円						議員	237,000 円					

議案第19号

南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和36年南知多町条例第11号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6年 3月 5日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

南知多町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正  
する条例

南知多町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和36年南知多町条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「771,000円」を「794,000円」に、「603,000円」を「621,000円」に、「553,000円」を「570,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

南知多町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部改正新旧対照表

新		旧	
別表第1 (第3条関係)		別表第1 (第3条関係)	
職名	給料月額	職名	給料月額
町長	<u>794,000円</u>	町長	<u>771,000円</u>
副町長	<u>621,000円</u>	副町長	<u>603,000円</u>
教育長	<u>570,000円</u>	教育長	<u>553,000円</u>

議案第20号

南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例について

南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年南知多町条例第3号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6年 3月 5日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例

南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年南知多町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第13条第1項中「1日（以下）」の次に「この項及び第5項において」を加え、「在籍」を「在職」に改め、同条第4項中「100分の120」を「100分の122.5」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第13条の2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項及び第5項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する任期の定めが6月以上の職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町長が規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の町長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

2 任期の定めが6月に満たない職員の一会計年度内における任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上の職員とみなす。

3 6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで職員として任用され、同日の翌日に職員として任用された者の任期の定め（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項に規定する任期の定

めが6月以上の職員とみなす。

4 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当の支給を受ける職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額を超えてはならない。

5 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内の在職期間において、第7条の規定により支給された報酬（第10条に規定する時間外勤務に係る報酬、第11条に規定する休日勤務に係る報酬、第12条に規定する夜間勤務に係る報酬及び第14条に規定する特殊勤務に係る報酬を除く。）の合計額を6で除して得た額とする。

6 給与条例第20条の2及び第20条の3の規定は、任期の定めが6月以上の職員の勤勉手当の支給について準用する。

別表第1を次のように改める。

#### 別表第1（第3条関係）

##### 1 行政職報酬表

職務の級	1級	2級
号給	報酬月額	報酬月額
	円	円
1	162,100	208,000
2	163,200	209,700
3	164,400	211,400
4	165,500	212,900



5	166,600	214,400
6	167,700	216,200
7	168,800	217,900
8	169,900	219,600
9	170,900	221,100
10	172,300	222,600
11	173,600	224,100
12	174,900	225,600
13	176,100	226,800
14	177,600	228,200
15	179,100	229,600
16	180,700	231,000
17	181,800	232,400
18	183,200	234,000
19	184,600	235,500
20	186,000	236,900
21	187,300	238,100

22	189,600	239,700
23	191,800	241,200
24	194,000	242,600
25	196,200	243,600
26	197,900	245,100
27	199,400	246,400
28	200,900	247,600
29	202,400	248,700
30	203,800	249,700
31	205,200	250,600
32	206,600	251,500
33	208,000	252,400
34	209,300	253,300
35	210,600	254,100
36	211,900	254,900
37	213,200	255,600
38	214,400	256,700

39	215,600	257,900
40	216,700	259,000
41	217,800	260,200
42	218,900	261,400
43	219,900	262,500
44	220,900	263,600
45	221,800	264,700
46	222,700	265,800
47	223,600	266,900
48	224,500	267,900
49	225,400	268,900
50	226,300	269,900
51	227,200	270,900
52	228,100	271,800
53	228,900	272,700
54	229,800	273,600
55	230,700	274,500

56	231,500	275,400
57	231,800	276,300
58	232,600	277,200
59	233,300	278,100
60	233,900	279,000
61	234,500	280,000
62	235,200	281,000
63	235,800	281,900
64	236,300	282,800
65	236,800	283,300
66	237,300	284,000
67	237,800	284,700
68	238,400	285,600
69	238,900	286,600
70	239,400	287,400
71	239,900	288,200
72	240,400	289,000

73	240,900	289,700
74	241,400	290,200
75	241,800	290,600
76	242,300	291,000
77	242,800	291,200
78	243,300	291,500
79	243,800	291,700
80	244,300	292,000
81	244,700	292,200
82	245,200	292,400
83	245,600	292,700
84	246,000	292,900
85	246,400	293,200
86	246,800	293,500
87	247,200	293,800
88	247,600	294,100
89	248,000	294,400

90	248,500	294,800
91	248,800	295,100
92	249,100	295,500
93	249,400	295,700
94		295,900
95		296,200
96		296,600
97		296,800
98		297,100
99		297,500
100		297,900
101		298,100
102		298,400
103		298,800
104		299,100
105		299,300
106		299,600

107	300,000
108	300,300
109	300,500
110	300,900
111	301,300
112	301,600
113	301,800
114	302,000
115	302,300
116	302,700
117	302,900
118	303,100
119	303,400
120	303,700
121	304,100
122	304,300
123	304,600

124	304,900
125	305,200

備考 この表は、他の報酬表の適用を受けない全ての職員に適用する。

## 2 特定専門職報酬表

職務の級	1 級
号俸	報酬月額
	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



議案第20号 南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例の提案理由の説明

1 改正の理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項の改正等により、会計年度任用職員に対して令和6年度から勤勉手当を支給すべきこととなるため、及び会計年度任用職員の給与について、常勤職員の給与改定に合わせ報酬額等を見直すため、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の主な内容

- (1) 期末手当支給率の改正 (第13条関係)
- (2) 勤勉手当に係る規定の追加 (第13条の2関係)
- (3) 報酬表の改正 (別表第1関係)

3 施行期日

令和6年4月1日

南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第13条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この項及び第5項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ<u>在職する任期の定めが6月以上の職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町長が規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）</u>に対して、それぞれ基準日の属する月の町長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第13条の2 <u>勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項及び第5項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する任期の定めが6月以上の職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町長が規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の町長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。</u></p> <p>2 <u>任期の定めが6月に満たない職員の一会計年度内における任期の定め</u>の合計が6月以上に至ったときは、当該職員は、当該会計年度において、前項に規定する<u>任期の定めが6月以上の職員とみなす。</u></p> <p>3 <u>6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで職員として任用され、同日の翌日に職員として任用された者の任期の定め（6月末満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係る</u></p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、報酬<u>及び期末手当</u>をいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第13条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ<u>在籍する任期の定めが6月以上の職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町長が規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）</u>に対して、それぞれ基準日の属する月の町長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>5・6 (略)</p>

新	旧																																										
<p>ものに限る。)の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項に規定する任期の定めが6月以上の職員とみなす。</p> <p>4 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当の支給を受ける職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額を超えてはならない。</p> <p>5 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内の在職期間において、第7条の規定により支給された報酬（第10条に規定する時間外勤務に係る報酬、第11条に規定する休日勤務に係る報酬、第12条に規定する夜間勤務に係る報酬及び第14条に規定する特殊勤務に係る報酬を除く。）の合計額を6で除して得た額とする。</p> <p>6 給与条例第20条の2及び第20条の3の規定は、任期の定めが6月以上の職員の勤勉手当の支給について準用する。</p>																																											
<p>別表第1（第3条関係） 1 行政職報酬表</p>	<p>別表第1（第3条関係） 1 行政職報酬表</p>																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>1級</th> <th>2級</th> </tr> <tr> <th>号給</th> <th>報酬月額</th> <th>報酬月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td><u>162,100</u></td> <td><u>208,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>163,200</u></td> <td><u>209,700</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>164,400</u></td> <td><u>211,400</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><u>165,500</u></td> <td><u>212,900</u></td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	1級	2級	号給	報酬月額	報酬月額		円	円	1	<u>162,100</u>	<u>208,000</u>	2	<u>163,200</u>	<u>209,700</u>	3	<u>164,400</u>	<u>211,400</u>	4	<u>165,500</u>	<u>212,900</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>1級</th> <th>2級</th> </tr> <tr> <th>号給</th> <th>報酬月額</th> <th>報酬月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td><u>150,100</u></td> <td><u>198,500</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>151,200</u></td> <td><u>200,300</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>152,400</u></td> <td><u>202,100</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><u>153,500</u></td> <td><u>203,900</u></td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	1級	2級	号給	報酬月額	報酬月額		円	円	1	<u>150,100</u>	<u>198,500</u>	2	<u>151,200</u>	<u>200,300</u>	3	<u>152,400</u>	<u>202,100</u>	4	<u>153,500</u>	<u>203,900</u>
職務の級	1級	2級																																									
号給	報酬月額	報酬月額																																									
	円	円																																									
1	<u>162,100</u>	<u>208,000</u>																																									
2	<u>163,200</u>	<u>209,700</u>																																									
3	<u>164,400</u>	<u>211,400</u>																																									
4	<u>165,500</u>	<u>212,900</u>																																									
職務の級	1級	2級																																									
号給	報酬月額	報酬月額																																									
	円	円																																									
1	<u>150,100</u>	<u>198,500</u>																																									
2	<u>151,200</u>	<u>200,300</u>																																									
3	<u>152,400</u>	<u>202,100</u>																																									
4	<u>153,500</u>	<u>203,900</u>																																									

新			旧		
5	<u>166,600</u>	<u>214,400</u>	5	<u>154,600</u>	<u>205,400</u>
6	<u>167,700</u>	<u>216,200</u>	6	<u>155,700</u>	<u>207,200</u>
7	<u>168,800</u>	<u>217,900</u>	7	<u>156,800</u>	<u>209,000</u>
8	<u>169,900</u>	<u>219,600</u>	8	<u>157,900</u>	<u>210,800</u>
9	<u>170,900</u>	<u>221,100</u>	9	<u>158,900</u>	<u>212,400</u>
10	<u>172,300</u>	<u>222,600</u>	10	<u>160,300</u>	<u>214,200</u>
11	<u>173,600</u>	<u>224,100</u>	11	<u>161,600</u>	<u>216,000</u>
12	<u>174,900</u>	<u>225,600</u>	12	<u>162,900</u>	<u>217,800</u>
13	<u>176,100</u>	<u>226,800</u>	13	<u>164,100</u>	<u>219,200</u>
14	<u>177,600</u>	<u>228,200</u>	14	<u>165,600</u>	<u>221,000</u>
15	<u>179,100</u>	<u>229,600</u>	15	<u>167,100</u>	<u>222,700</u>
16	<u>180,700</u>	<u>231,000</u>	16	<u>168,700</u>	<u>224,500</u>
17	<u>181,800</u>	<u>232,400</u>	17	<u>169,800</u>	<u>226,100</u>
18	<u>183,200</u>	<u>234,000</u>	18	<u>171,200</u>	<u>227,800</u>
19	<u>184,600</u>	<u>235,500</u>	19	<u>172,600</u>	<u>229,400</u>
20	<u>186,000</u>	<u>236,900</u>	20	<u>174,000</u>	<u>230,900</u>
21	<u>187,300</u>	<u>238,100</u>	21	<u>175,300</u>	<u>232,200</u>

新			旧		
22	<u>189,600</u>	<u>239,700</u>	22	<u>177,800</u>	<u>233,800</u>
23	<u>191,800</u>	<u>241,200</u>	23	<u>180,300</u>	<u>235,400</u>
24	<u>194,000</u>	<u>242,600</u>	24	<u>182,800</u>	<u>236,900</u>
25	<u>196,200</u>	<u>243,600</u>	25	<u>185,200</u>	<u>237,900</u>
26	<u>197,900</u>	<u>245,100</u>	26	<u>186,900</u>	<u>239,400</u>
27	<u>199,400</u>	<u>246,400</u>	27	<u>188,500</u>	<u>240,700</u>
28	<u>200,900</u>	<u>247,600</u>	28	<u>190,200</u>	<u>241,900</u>
29	<u>202,400</u>	<u>248,700</u>	29	<u>191,700</u>	<u>243,100</u>
30	<u>203,800</u>	<u>249,700</u>	30	<u>193,400</u>	<u>244,100</u>
31	<u>205,200</u>	<u>250,600</u>	31	<u>195,200</u>	<u>245,100</u>
32	<u>206,600</u>	<u>251,500</u>	32	<u>196,900</u>	<u>246,100</u>
33	<u>208,000</u>	<u>252,400</u>	33	<u>198,500</u>	<u>247,200</u>
34	<u>209,300</u>	<u>253,300</u>	34	<u>199,900</u>	<u>248,100</u>
35	<u>210,600</u>	<u>254,100</u>	35	<u>201,400</u>	<u>249,000</u>
36	<u>211,900</u>	<u>254,900</u>	36	<u>202,900</u>	<u>250,000</u>
37	<u>213,200</u>	<u>255,600</u>	37	<u>204,200</u>	<u>250,900</u>
38	<u>214,400</u>	<u>256,700</u>	38	<u>205,500</u>	<u>252,200</u>

新			旧		
39	<u>215,600</u>	<u>257,900</u>	39	<u>206,700</u>	<u>253,400</u>
40	<u>216,700</u>	<u>259,000</u>	40	<u>208,000</u>	<u>254,700</u>
41	<u>217,800</u>	<u>260,200</u>	41	<u>209,300</u>	<u>256,000</u>
42	<u>218,900</u>	<u>261,400</u>	42	<u>210,600</u>	<u>257,400</u>
43	<u>219,900</u>	<u>262,500</u>	43	<u>211,900</u>	<u>258,600</u>
44	<u>220,900</u>	<u>263,600</u>	44	<u>213,200</u>	<u>259,800</u>
45	<u>221,800</u>	<u>264,700</u>	45	<u>214,300</u>	<u>260,900</u>
46	<u>222,700</u>	<u>265,800</u>	46	<u>215,600</u>	<u>262,100</u>
47	<u>223,600</u>	<u>266,900</u>	47	<u>216,900</u>	<u>263,400</u>
48	<u>224,500</u>	<u>267,900</u>	48	<u>218,200</u>	<u>264,500</u>
49	<u>225,400</u>	<u>268,900</u>	49	<u>219,200</u>	<u>265,600</u>
50	<u>226,300</u>	<u>269,900</u>	50	<u>220,300</u>	<u>266,600</u>
51	<u>227,200</u>	<u>270,900</u>	51	<u>221,300</u>	<u>267,800</u>
52	<u>228,100</u>	<u>271,800</u>	52	<u>222,300</u>	<u>268,900</u>
53	<u>228,900</u>	<u>272,700</u>	53	<u>223,300</u>	<u>269,900</u>
54	<u>229,800</u>	<u>273,600</u>	54	<u>224,200</u>	<u>270,900</u>
55	<u>230,700</u>	<u>274,500</u>	55	<u>225,100</u>	<u>272,000</u>

新			旧		
56	<u>231,500</u>	<u>275,400</u>	56	<u>226,000</u>	<u>273,100</u>
57	<u>231,800</u>	<u>276,300</u>	57	<u>226,300</u>	<u>274,000</u>
58	<u>232,600</u>	<u>277,200</u>	58	<u>227,100</u>	<u>275,000</u>
59	<u>233,300</u>	<u>278,100</u>	59	<u>227,800</u>	<u>275,900</u>
60	<u>233,900</u>	<u>279,000</u>	60	<u>228,500</u>	<u>277,000</u>
61	<u>234,500</u>	<u>280,000</u>	61	<u>229,200</u>	<u>278,100</u>
62	<u>235,200</u>	<u>281,000</u>	62	<u>230,000</u>	<u>279,100</u>
63	<u>235,800</u>	<u>281,900</u>	63	<u>230,700</u>	<u>280,000</u>
64	<u>236,300</u>	<u>282,800</u>	64	<u>231,300</u>	<u>281,000</u>
65	<u>236,800</u>	<u>283,300</u>	65	<u>231,900</u>	<u>281,500</u>
66	<u>237,300</u>	<u>284,000</u>	66	<u>232,500</u>	<u>282,400</u>
67	<u>237,800</u>	<u>284,700</u>	67	<u>233,100</u>	<u>283,100</u>
68	<u>238,400</u>	<u>285,600</u>	68	<u>233,800</u>	<u>284,000</u>
69	<u>238,900</u>	<u>286,600</u>	69	<u>234,500</u>	<u>285,000</u>
70	<u>239,400</u>	<u>287,400</u>	70	<u>235,100</u>	<u>285,800</u>
71	<u>239,900</u>	<u>288,200</u>	71	<u>235,600</u>	<u>286,600</u>
72	<u>240,400</u>	<u>289,000</u>	72	<u>236,300</u>	<u>287,400</u>

新			旧		
73	<u>240,900</u>	<u>289,700</u>	73	<u>237,000</u>	<u>288,200</u>
74	<u>241,400</u>	<u>290,200</u>	74	<u>237,600</u>	<u>288,700</u>
75	<u>241,800</u>	<u>290,600</u>	75	<u>238,200</u>	<u>289,100</u>
76	<u>242,300</u>	<u>291,000</u>	76	<u>238,700</u>	<u>289,600</u>
77	<u>242,800</u>	<u>291,200</u>	77	<u>239,300</u>	<u>289,800</u>
78	<u>243,300</u>	<u>291,500</u>	78	<u>240,000</u>	<u>290,100</u>
79	<u>243,800</u>	<u>291,700</u>	79	<u>240,700</u>	<u>290,300</u>
80	<u>244,300</u>	<u>292,000</u>	80	<u>241,200</u>	<u>290,700</u>
81	<u>244,700</u>	<u>292,200</u>	81	<u>241,700</u>	<u>290,900</u>
82	<u>245,200</u>	<u>292,400</u>	82	<u>242,300</u>	<u>291,100</u>
83	<u>245,600</u>	<u>292,700</u>	83	<u>242,900</u>	<u>291,500</u>
84	<u>246,000</u>	<u>292,900</u>	84	<u>243,400</u>	<u>291,800</u>
85	<u>246,400</u>	<u>293,200</u>	85	<u>243,900</u>	<u>292,100</u>
86	<u>246,800</u>	<u>293,500</u>	86	<u>244,500</u>	<u>292,400</u>
87	<u>247,200</u>	<u>293,800</u>	87	<u>245,100</u>	<u>292,700</u>
88	<u>247,600</u>	<u>294,100</u>	88	<u>245,600</u>	<u>293,100</u>
89	<u>248,000</u>	<u>294,400</u>	89	<u>246,100</u>	<u>293,400</u>



新			旧		
90	<u>248,500</u>	<u>294,800</u>	90	<u>246,600</u>	<u>293,800</u>
91	<u>248,800</u>	<u>295,100</u>	91	<u>246,900</u>	<u>294,100</u>
92	<u>249,100</u>	<u>295,500</u>	92	<u>247,300</u>	<u>294,500</u>
93	<u>249,400</u>	<u>295,700</u>	93	<u>247,600</u>	<u>294,700</u>
94		<u>295,900</u>	94		<u>294,900</u>
95		<u>296,200</u>	95		<u>295,200</u>
96		<u>296,600</u>	96		<u>295,600</u>
97		<u>296,800</u>	97		<u>295,800</u>
98		<u>297,100</u>	98		<u>296,100</u>
99		<u>297,500</u>	99		<u>296,500</u>
100		<u>297,900</u>	100		<u>296,900</u>
101		<u>298,100</u>	101		<u>297,100</u>
102		<u>298,400</u>	102		<u>297,400</u>
103		<u>298,800</u>	103		<u>297,800</u>
104		<u>299,100</u>	104		<u>298,100</u>
105		<u>299,300</u>	105		<u>298,300</u>
106		<u>299,600</u>	106		<u>298,600</u>

新				旧			
107		<u>300,000</u>		107		<u>299,000</u>	
108		<u>300,300</u>		108		<u>299,300</u>	
109		<u>300,500</u>		109		<u>299,500</u>	
110		<u>300,900</u>		110		<u>299,900</u>	
111		<u>301,300</u>		111		<u>300,300</u>	
112		<u>301,600</u>		112		<u>300,600</u>	
113		<u>301,800</u>		113		<u>300,800</u>	
114		<u>302,000</u>		114		<u>301,000</u>	
115		<u>302,300</u>		115		<u>301,300</u>	
116		<u>302,700</u>		116		<u>301,700</u>	
117		<u>302,900</u>		117		<u>301,900</u>	
118		<u>303,100</u>		118		<u>302,100</u>	
119		<u>303,400</u>		119		<u>302,400</u>	
120		<u>303,700</u>		120		<u>302,700</u>	
121		<u>304,100</u>		121		<u>303,100</u>	
122		<u>304,300</u>		122		<u>303,300</u>	
123		<u>304,600</u>		123		<u>303,600</u>	

新			旧		
124		<u>304,900</u>	124		<u>303,900</u>
125		<u>305,200</u>	125		<u>304,200</u>
備考 この表は、他の報酬表の適用を受けない全ての職員に適用する。			備考 この表は、他の報酬表の適用を受けない全ての職員に適用する。		
2 特定専門職報酬表			2 特定専門職報酬表		
職務の級	1 級		職務の級	1 級	
号俸	報酬月額		号俸	報酬月額	
	円			円	
1	<u>380,000</u>		1	<u>376,000</u>	
2	<u>427,000</u>		2	<u>422,000</u>	
3	<u>477,000</u>		3	<u>472,000</u>	
4	<u>539,000</u>		4	<u>533,000</u>	
5	<u>615,000</u>		5	<u>608,000</u>	
6	<u>718,000</u>		6	<u>710,000</u>	
7	<u>839,000</u>		7	<u>830,000</u>	

議案第 21 号

南知多町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

南知多町職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年南知多町条例第 1 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 3 月 5 日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

## 南知多町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

南知多町職員の育児休業等に関する条例（平成4年南知多町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第21号 南知多町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
の提案理由の説明

1 改正の理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項の改正等により、会計年度任用職員に対して令和6年度から勤勉手当を支給すべきこととなるため、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の内容

育児休業をしている会計年度任用職員のうち、一定の要件を満たすものに勤勉手当を支給する改正  
(第7条第2項関係)

3 施行期日

令和6年4月1日

南知多町職員の育児休業等に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員<u>(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)</u>のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>

議案第 22 号

南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

南知多町消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年南知多町条例第 22 号）の一部  
を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 3 月 5 日提出

南知多町長 石 黒 和 彦



## 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

南知多町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年南知多町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表団長及び副団長の項10年未満の欄中「12,440円」を「12,500円」に改め、同項10年以上20年未満の欄中「13,320円」を「13,350円」に改め、同表分団長及び副分団長の項10年未満の欄中「10,670円」を「10,800円」に改め、同項10年以上20年未満の欄中「11,550円」を「11,650円」に改め、同項20年以上の欄中「12,440円」を「12,500円」に改め、同表部長、班長及び団員の項10年未満の欄中「8,900円」を「9,100円」に改め、同項10年以上20年未満の欄中「9,790円」を「9,950円」に改め、同項20年以上の欄中「10,670円」を「10,800円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の南知多町消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた南知多町消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、な

お従前の例による。

議案第22号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の  
提案理由の説明

1 改正の理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）が、令和6年4月1日に改正されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の内容

(1) 非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額を次のとおり改定

補償基礎額表

階級	勤務年数	現行	改定案	比較
団長及び副団長	10年未満	12,440円	12,500円	60円増額
	10年以上20年未満	13,320円	13,350円	30円増額
	20年以上	14,200円	14,200円	改定なし
分団長及び副分 団長	10年未満	10,670円	10,800円	130円増額
	10年以上20年未満	11,550円	11,650円	100円増額
	20年以上	12,440円	12,500円	60円増額
部長、班長及び 団員	10年未満	8,900円	9,100円	200円増額
	10年以上20年未満	9,790円	9,950円	160円増額
	20年以上	10,670円	10,800円	130円増額

(別表関係)

(2) 消防作業従事者等に対する損害補償に係る補償基礎額の最低額を「8,900円」から「9,100円」に改定

(第5条関係)

### 3 施行期日等

#### (1) 施行期日

令和6年4月1日

#### (2) 経過措置

第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部改正新旧対照表

新	旧																						
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日（以下「事故発生日」という。）において当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>別表 補償基礎額表（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td style="text-align: center;"><u>12,500円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>13,350円</u></td> <td style="text-align: center;">14,200円</td> </tr> </tbody> </table>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上	団長及び副団長	<u>12,500円</u>	<u>13,350円</u>	14,200円	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日（以下「事故発生日」という。）において当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>8,900円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>別表 補償基礎額表（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td style="text-align: center;"><u>12,440円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>13,320円</u></td> <td style="text-align: center;">14,200円</td> </tr> </tbody> </table>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上	団長及び副団長	<u>12,440円</u>	<u>13,320円</u>	14,200円
階級		勤務年数																					
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																				
団長及び副団長	<u>12,500円</u>	<u>13,350円</u>	14,200円																				
階級	勤務年数																						
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																				
団長及び副団長	<u>12,440円</u>	<u>13,320円</u>	14,200円																				

新				旧			
分団長及び副分団長	<u>10,800円</u>	<u>11,650円</u>	<u>12,500円</u>	分団長及び副分団長	<u>10,670円</u>	<u>11,550円</u>	<u>12,440円</u>
部長、班長及び団員	<u>9,100円</u>	<u>9,950円</u>	<u>10,800円</u>	部長、班長及び団員	<u>8,900円</u>	<u>9,790円</u>	<u>10,670円</u>

議案第 23 号

南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

南知多町国民健康保険税条例（昭和 36 年南知多町条例第 24 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 3 月 5 日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

## 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

南知多町国民健康保険税条例（昭和36年南知多町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書及び第23条第1項中「20万円」を「22万円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の南知多町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



議案第23号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案理由  
の説明

1 改正の理由

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）が令和5年3月31日に公布され、後期高齢者支援金の法定賦課限度額が引き上げられたことに伴い、本町においても賦課限度額を引き上げるため、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の内容

後期高齢者支援金等課税額賦課限度額の改正（第2条及び第23条関係）

項 目	現 行	改正案	現行との比較
賦課限度額	200,000円	220,000円	20,000円引上げ

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年4月1日

(2) 経過措置

改正後の南知多町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

南知多町国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>

議案第24号

南知多町介護保険条例の一部を改正する条例について

南知多町介護保険条例（平成12年南知多町条例第5号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6年 3月 5日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

## 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例

南知多町介護保険条例（平成12年南知多町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項第1号中「30,000円」を「28,300円」に改め、同項第2号中「45,000円」を「42,700円」に改め、同項第3号中「45,000円」を「43,000円」に改め、同項第4号中「54,000円」を「56,100円」に改め、同項第5号中「60,000円」を「62,400円」に改め、同項第6号中「72,000円」を「74,800円」に改め、同号イ中「又は」を「、」に改め、「第11号イ」の次に「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」を加え、同項第7号中「78,000円」を「81,100円」に改め、同号イ中「又は」を「、」に改め、「第11号イ」の次に「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」を加え、同項第8号中「90,000円」を「93,600円」に改め、同号イ中「又は」を「、」に改め、「第11号イ」の次に「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」を加え、同項第9号中「102,000円」を「106,000円」に改め、同号ア中「400万円」を「420万円」に改め、同号イ中「又は」を「、」に改め、「第11号イ」の次に「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」を加え、同項第10号中「108,000円」を「112,300円」に改め、同号ア中「600万円」を「520万円」に改め、同号イ中「又は」を「、」に改め、「次号イ」の次に「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」を加え、同項第11号中「114,000円」を「118,500円」に改め、同号ア中「800万円」を「620万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ、第13号イ又は第14号イ」を加え、同項第12号を次のように改める。

(12) 次のいずれかに該当する者 124,800円

ア 合計所得金額が720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該

当しないもの

- イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

第4条第1項に次の3号を加える。

(13) 次のいずれかに該当する者 131,000円

- ア 合計所得金額が820万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

- イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 143,500円

- ア 合計所得金額が1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

- イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(15) 前各号のいずれにも該当しない者 149,700円

第4条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「18,000円」を「17,700円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「18,000円」を「17,700円」に、「30,000円」を「30,200円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「18,000円」を「17,700円」に、「42,000円」を「42,700円」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

### (経過措置)

第2条 この条例による改正後の南知多町介護保険条例第4条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## 議案第24号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例の提案理由の説明

### 1 改正の理由

介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第13号）等が令和6年1月19日に公布されたことに伴い、南知多町第9期介護保険事業計画に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間の第1号被保険者の保険料率等を定めるため、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

### 2 改正の主な内容

#### (1) 所得段階の細分化

現行の12段階の所得段階を15段階に改める。 (第4条第1項関係)

#### (2) 基準所得金額の一部改正

町民税本人課税層の現行第9段階から第12段階までを区分する基準所得金額を改め、新たに第13段階から第15段階までを区分する基準所得金額を加える。

(第4条第1項関係)

所得段階	対象者（現行）	対象者（改正案）
第9段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上 <u>400万円</u> 未満の方	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上 <u>420万円</u> 未満の方
第10段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が <u>400万円</u> 以上 <u>600万円</u> 未満の方	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が <u>420万円</u> 以上 <u>520万円</u> 未満の方
第11段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が <u>600万円</u> 以上 <u>800万円</u> 未満の方	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が <u>520万円</u> 以上 <u>620万円</u> 未満の方

第12 段階	本人が町民税課税で、前年の合計 所得金額が <u>800万円</u> 以上の方	本人が町民税課税で、前年の合計 所得金額が <u>620万円</u> 以上 <u>720万円</u> 未 満の方
第13 段階		本人が町民税課税で、前年の合計 所得金額が <u>720万円</u> 以上 <u>820万円</u> 未 満の方
第14 段階		本人が町民税課税で、前年の合計 所得金額が <u>820万円</u> 以上 <u>1,000万円</u> 未満の方
第15 段階		本人が町民税課税で、前年の合計 所得金額が <u>1,000万円</u> 以上の方

(3) 保険料率の改正

(第4条関係)

所得段階	現 行		改 正 案		現行との 比 較
	調整率	保険料(年額)	調整率	保険料(年額)	
第1段階	0.3	18,000円	0.285	17,700円	△ 300円
	(0.5)	(30,000円)	(0.455)	(28,300円)	(△1,700円)
第2段階	0.5	30,000円	0.485	30,200円	200円
	(0.75)	(45,000円)	(0.685)	(42,700円)	(△2,300円)
第3段階	0.7	42,000円	0.685	42,700円	700円
	(0.75)	(45,000円)	(0.69)	(43,000円)	(△2,000円)
第4段階	0.9	54,000円	0.9	56,100円	2,100円
第5段階	1.0	60,000円	1.0	62,400円	2,400円
第6段階	1.2	72,000円	1.2	74,800円	2,800円
第7段階	1.3	78,000円	1.3	81,100円	3,100円
第8段階	1.5	90,000円	1.5	93,600円	3,600円



第9段階	1.7	102,000円	1.7	106,000円	4,000円
第10段階	1.8	108,000円	1.8	112,300円	4,300円
第11段階	1.9	114,000円	1.9	118,500円	4,500円
第12段階	2.0	120,000円	2.0	124,800円	4,800円
第13段階			2.1	131,000円	新設
第14段階			2.3	143,500円	新設
第15段階			2.4	149,700円	新設

※ ( ) は低所得者に対する公費による保険料軽減実施前の数値

### 3 施行期日等

#### (1) 施行期日

令和6年4月1日

#### (2) 経過措置

改正後の南知多町介護保険条例第4条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

南知多町介護保険条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>28,300円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>42,700円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>43,000円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>56,100円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>62,400円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>74,800円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば同法第2条に規定する保護（以下「保護」という。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、<u>第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>81,100円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、<u>第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>93,600円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、<u>第11</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>30,000円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>45,000円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>45,000円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>54,000円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>60,000円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>72,000円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば同法第2条に規定する保護（以下「保護」という。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ<u>又は第11号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>78,000円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ<u>又は第11号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>90,000円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ<u>又は第</u></p>

新	旧
<p>号イ、<u>第12号イ、第13号イ又は第14号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>106,000円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>420万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、<u>第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ</u>に該当する者を除く。に該当する者を除く。)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>112,300円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>520万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、<u>次号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>118,500円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>620万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、<u>次号イ、第13号イ又は第14号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>124,800円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>720万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、<u>次号イ又は第14号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>131,000円</u></p>	<p>11号イに該当する者を除く。)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>102,000円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>400万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ<u>又は第11号イ</u>に該当する者を除く。に該当する者を除く。)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>108,000円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>600万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）<u>又は次号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>114,000円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>800万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。)</p> <p>(12) <u>前各号のいずれにも該当しない者</u> <u>120,000円</u></p>

新	旧
<p><u>ア 合計所得金額が820万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）</u></p> <p>(14) <u>次のいずれかに該当する者 143,500円</u></p> <p><u>ア 合計所得金額が1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</u></p> <p>(15) <u>前各号のいずれにも該当しない者 149,700円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>17,700円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中<u>17,700円</u>とあるのは、<u>30,200円</u>と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中<u>17,700円</u>とあるのは、<u>42,700円</u>と読み替えるものとする。</p>	<p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>18,000円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中<u>18,000円</u>とあるのは、<u>30,000円</u>と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中<u>18,000円</u>とあるのは、<u>42,000円</u>と読み替えるものとする。</p>

議案第25号

令和5年度南知多町一般会計補正予算（第9号）

令和5年度南知多町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ793,624千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,879,422千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和 6年 3月 5日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(△印は減)(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		2,583,844	63,489	2,647,333
	1 地方交付税	2,583,844	63,489	2,647,333
14 国庫支出金		750,205	190,546	940,751
	1 国庫負担金	468,772	△11,558	457,214
	2 国庫補助金	275,506	202,104	477,610
15 県支出金		639,023	△43,882	595,141
	1 県負担金	254,937	12,099	267,036
	2 県補助金	339,828	△55,981	283,847
17 寄附金		401,397	50,000	451,397
	1 寄附金	401,397	50,000	451,397
18 繰入金		266,618	453,307	719,925
	1 基金繰入金	246,655	△98,088	148,567
	2 特別会計繰入金	19,963	551,395	571,358
19 繰越金		271,472	113,278	384,750
	1 繰越金	271,472	113,278	384,750
21 町債		173,014	△33,114	139,900
	1 町債	173,014	△33,114	139,900
歳入合計		8,085,798	793,624	8,879,422

歳出

(△印は減)(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,307,298	257,130	1,564,428
	1 総務管理費	1,117,586	243,380	1,360,966
	3 戸籍住民基本台帳費	55,591	13,750	69,341
3 民生費		2,650,410	25,670	2,676,080
	1 社会福祉費	1,944,315	37,390	1,981,705
	2 児童福祉費	706,095	△11,720	694,375
4 衛生費		1,114,861	△40,430	1,074,431
	1 保健衛生費	795,623	△15,666	779,957
	2 清掃費	319,238	△24,764	294,474
6 農林水産業費		347,148	16,519	363,667
	1 農業費	145,011	26,787	171,798
	3 水産業費	192,902	△10,268	182,634
7 商工費		230,877	551,395	782,272
	1 商工費	230,877	551,395	782,272
8 土木費		281,153	0	281,153
	2 道路橋りょう費	105,624	0	105,624
10 教育費		780,918	△5,929	774,989
	1 教育総務費	180,090	△3,475	176,615
	2 小学校費	116,488	0	116,488

(△印は減)(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 中学校費	155,814	△2,454	153,360
11 災害復旧費		31,945	△10,731	21,214
	1 農林水産施設災害復旧費	22,260	△10,731	11,529
	2 公共土木施設災害復旧費	9,684	0	9,684
歳出	合計	8,085,798	793,624	8,879,422

第2表 繰越明許費補正  
(追加)

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍情報システム等改修業務委託事業	13,750千円
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対応重点支援給付金(均等割のみ課税世帯)給付事業	62,863千円
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対応重点支援給付金(子ども加算)給付事業	16,370千円
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナワクチン接種事業	1,237千円
6 農林水産業費	1 農業費	経営体育成支援事業	38,848千円
7 商工費	1 商工費	観光施設整備事業	11,000千円
7 商工費	1 商工費	師崎港観光センター周辺整備運営事業	28,380千円
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう維持補修事業	7,771千円

第3表 地方債補正  
(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
河川施設災害復旧事業 (単独)	千円 800	普通貸借 又は 証券発行	年利4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還、又は低利に借り換えすることができる。
師崎港観光センター周辺整備事業	6,900			
計	7,700			

令和5年度南知多町一般会計

補正予算(第9号)に関する説明書

(変更)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業用施設整備事業	千円 11,600	普通貸借 又は 証券発行	年利4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還、又は低利に借り換えすることができる。	千円 15,800	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)
離島道路整備事業	4,000				7,700			
臨時財政対策債	48,714				0			
計	64,314				23,500			



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

款
10 地方交付税
14 国庫支出金
15 県支出金
17 寄附金
18 繰入金
19 繰越金
21 町債
歳 入 合 計

(△印は減)(単位:千円)

補正前の額	補正額	計
2,583,844	63,489	2,647,333
750,205	190,546	940,751
639,023	△43,882	595,141
401,397	50,000	451,397
266,618	453,307	719,925
271,472	113,278	384,750
173,014	△33,114	139,900
8,085,798	793,624	8,879,422

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	1,307,298	257,130	1,564,428
3 民生費	2,650,410	25,670	2,676,080
4 衛生費	1,114,861	△40,430	1,074,431
6 農林水産業費	347,148	16,519	363,667
7 商工費	230,877	551,395	782,272
8 土木費	281,153		281,153
10 教育費	780,918	△5,929	774,989
11 災害復旧費	31,945	△10,731	21,214
歳 出 合 計	8,085,798	793,624	8,879,422

(△印は減)(単位:千円)

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
13,750		50,000	193,380
129,764			△104,094
△12,371			△28,059
12,547	4,200		△228
	6,900	551,395	△6,900
	3,700		△3,700
2,974			△8,903
	800		△11,531
146,664	15,600	601,395	29,965

2 歳 入

10 款 地方交付税

1 項 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計
1 地方交付税	2,583,844	63,489	2,647,333
計	2,583,844	63,489	2,647,333

14 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	350,171	△11,558	338,613
計	468,772	△11,558	457,214

14 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	137,370	212,613	349,983
3 衛生費国庫補助金	56,650	△10,509	46,141
計	275,506	202,104	477,610

15 款 県支出金

1 項 県負担金

1 民生費県負担金	254,914	12,099	267,013
-----------	---------	--------	---------

(△印は減)(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
1 地方交付税	63,489	普通交付税	63,489

1 社会福祉費負担金	△6,709	国民健康保険保険基盤安定負担金	4,695
		障害者総合支援給付費	△13,456
		障害児施設措置費(給付費等)	2,000
		産前産後保険税負担金	52
2 児童福祉費負担金	△4,849	子どものための教育・保育給付費	1,974
		児童手当給付費	△6,823

1 総務管理費補助金	198,863	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	182,241
		新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	16,622
2 戸籍住民基本台帳費補助金	13,750	社会保障・税番号制度システム整備費	13,750
1 保健衛生費補助金	△10,509	浄化槽整備事業費	△10,509

1 社会福祉費負担金	12,747	国民健康保険保険基盤安定負担金	18,449
		障害者総合支援給付費	△6,728
		障害児施設措置費(給付費等)	1,000
		産前産後保険税負担金	26

10 款 地方交付税

14 款 国庫支出金

15 款 県支出金

1 5 款 県支出金

1 項 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
計	254,937	12,099	267,036

1 5 款 県支出金

2 項 県補助金

2 民生費県補助金	129,466	△66,666	62,800
3 衛生費県補助金	17,376	△1,862	15,514
4 農林水産業費県補助金	100,797	12,547	113,344
計	339,828	△55,981	283,847

1 7 款 寄附金

1 項 寄附金

3 総務費寄附金	0	50,000	50,000
計	401,397	50,000	451,397

1 8 款 繰入金

1 項 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	191,055	△98,088	92,967
計	246,655	△98,088	148,567

(△印は減)(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
2 児童福祉費負担金	△648	施設型教育・保育給付費等 児童手当支給費	771 △1,419

1 社会福祉費補助金	△66,666	介護施設等整備事業費	△66,666
1 保健衛生費補助金	△1,862	浄化槽設置整備事業費	△1,862
1 農業費補助金	22,598	経営体育成支援事業費 農業人材強化総合支援事業費	26,348 △3,750
3 水産業費補助金	△10,051	水産業強化支援事業費 漁業生産力強化総合対策事業費	△7,313 △2,738

1 総務費寄附金	50,000	公共施設等整備寄附金	50,000
----------	--------	------------	--------

1 財政調整基金繰入金	△98,088	財政調整基金繰入金	△98,088
-------------	---------	-----------	---------

1 5 款 県支出金

1 7 款 寄附金

1 8 款 繰入金

18款 繰入金

2項 特別会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
5 師崎港駐車場事業特別会計繰入金	0	551,395	551,395
計	19,963	551,395	571,358

19款 繰越金

1項 繰越金

1 繰越金	271,472	113,278	384,750
計	271,472	113,278	384,750

21款 町債

1項 町債

2 農林水産業債	57,800	4,200	62,000
3 土木債	35,400	3,700	39,100
7 災害復旧債	13,300	800	14,100
10 臨時財政対策債	48,714	△48,714	0
12 商工債	0	6,900	6,900
計	173,014	△33,114	139,900

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
1 師崎港駐車場事業特別会計繰入金	551,395	師崎港駐車場事業特別会計繰入金 551,395

1 繰越金	113,278	繰越金 113,278
-------	---------	-------------

1 農業債	4,200	農業用施設整備事業債 4,200
1 道路橋りょう債	3,700	離島道路整備事業債 3,700
1 公共土木施設災害復旧債	800	河川施設災害復旧債(単独) 800
1 臨時財政対策債	△48,714	臨時財政対策債 △48,714
1 商工債	6,900	師崎港観光センター周辺整備事業債 6,900

18款 繰入金      19款 繰越金      21款 町債

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
7 基金費	3,469	243,380	246,849			50,000 寄附金	193,380
計	1,117,586	243,380	1,360,966	0	0	50,000	193,380

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明
区 分	金 額	
24 積立金	243,380	<b>●基金積立金(企画財政課)</b> <b>243,380</b> (243,380) 財政調整基金積立金 193,294 都市計画事業基金積立金 50 高齢者福祉基金積立金 2 公共施設等整備基金積立金 50,034

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	55,591	13,750	69,341	13,750 国庫支出金			
計	55,591	13,750	69,341	13,750	0	0	0

12 委託料	13,750	<b>●戸籍住民基本台帳一般管理費(住民福祉課)</b> <b>13,750</b> (13,750) 12委託料 戸籍情報システム改修業務委託料 4,257 戸籍情報システム(附票)改修業務委託料 3,553 住民基本台帳システム改修業務委託料 5,940
--------	--------	---

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

2 老人福祉費	89,578	△66,666	22,912	△66,666 県支出金			
4 国民健康保険費	212,774	28,700	241,474	23,222 国庫支出金 4,747 県支出金 18,475			5,478
7 障害者福祉費	434,690	6,263	440,953	△17,184 国庫支出金 △11,456			23,447

18 負担金、補助及び交付金	△66,666	<b>●老人福祉一般管理費(健康介護課)</b> <b>△66,666</b> (△66,666) 18負担金、補助及び交付金 介護施設等整備事業費補助金 △66,666
27 繰出金	28,700	<b>●国民健康保険特別会計繰出金(保険年金室)</b> <b>28,700</b> (28,700) 国民健康保険特別会計繰出金 28,700
22 償還金、利子及び割引料	6,263	<b>●障害者総合支援事業費(住民福祉課)</b> <b>6,263</b> (6,263) 22償還金、利子及び割引料 国庫支出金等返還金 6,263

2 款 総務費 3 款 民生費

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国庫支出金	地方債	その他	
				県支出金 △5,728			
9 電力・ガス ・食料品等 価格高騰重 点支援給付 金給付事業 費	229,458	△10,140	219,318	118,764 国庫支出金			△128,904
10 物価高騰対 応重点支援 給付金（均 等割のみ課 税世帯）給 付事業費	0	62,863	62,863	61,500 国庫支出金			1,363
11 物価高騰対 応重点支援 給付金（こ ども加算） 給付事業費	0	16,370	16,370	15,625 国庫支出金			745

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助 及び交付金	△10,140	●電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費（住民福祉課） △10,140 18負担金、補助及び交付金 (△10,140) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 △10,140
3 職員手当等	506	●物価高騰対応重点支援給付金（均等割のみ課税世帯）給付事業費（住民福祉課） 62,357
10 需用費	260	10需用費 (260) 印刷製本費 260
11 役務費	268	11役務費 (268) 郵便料 191
12 委託料	1,829	振込手数料 77 12委託料 (1,829)
18 負担金、補助 及び交付金	60,000	物価高騰対応重点支援給付金（均等割のみ課税世帯）給付システム改修業 務委託料 1,829 18負担金、補助及び交付金 (60,000) 物価高騰対応重点支援給付金（均等割のみ課税世帯） 60,000
		●職員給与費 506 3職員手当等 (506) 時間外勤務手当 506
11 役務費	119	●物価高騰対応重点支援給付金（子ども加算）給付事業費（住民福祉課） 16,370
12 委託料	1,251	11役務費 (119) 郵便料 80
18 負担金、補助 及び交付金	15,000	振込手数料 39 12委託料 (1,251) 物価高騰対応重点支援給付金（子ども加算）給付システム改修業務委託料 1,251 18負担金、補助及び交付金 (15,000) 物価高騰対応重点支援給付金（子ども加算） 15,000

3 款 民生費

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特 定 財 源			
				国庫支出金	地方債	その他	
計	1,944,315	37,390	1,981,705	135,261	0	0	△97,871

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 児童福祉総務費	217,156	△9,660	207,496	△8,242 国庫支出金 △6,823 県支出金 △1,419			△1,418
2 児童運営費	455,897	△2,060	453,837	2,745 国庫支出金 1,974 県支出金 771			△4,805
計	706,095	△11,720	694,375	△5,497	0	0	△6,223

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

3 環境衛生費	39,170	△11,861	27,309	△12,371 国庫支出金 △10,509 県支出金 △1,862			510
5 知多南部衛生組合費	404,652	△3,805	400,847				△3,805
計	795,623	△15,666	779,957	△12,371	0	0	△3,295

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	

19 扶助費	△9,660	●児童手当等支給事業費(健康子育て室) 19扶助費 児童手当	△9,660 (△9,660) △9,660
1 報酬	△3,229	●保育所一般管理費(健康子育て室) 1報酬	△2,060 (△3,229)
12 委託料	1,169	会計年度任用職員報酬 25人 12委託料 施設型給付費委託料(篠島保育園)	△3,229 (1,169) 1,169

18 負担金、補助及び交付金	△11,861	●環境保全対策事業費(環境課) 18負担金、補助及び交付金 合併処理浄化槽設置事業費補助金	△11,861 (△11,861) △11,861
18 負担金、補助及び交付金	△3,805	●知多南部衛生組合分担金(環境課) 18負担金、補助及び交付金 知多南部衛生組合分担金	△3,805 (△3,805) △3,805

3 款 民生費 4 款 衛生費



4款 衛生費

2項 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 知多南部広域環境組合費	105,130	△24,764	80,366				△24,764
計	319,238	△24,764	294,474	0	0	0	△24,764

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助及び交付金	△24,764	<b>●知多南部広域環境組合分担金(環境課)</b> 18負担金、補助及び交付金 知多南部広域環境組合分担金
		<b>△24,764</b> (△24,764) △24,764

6款 農林水産業費

1項 農業費

3 農業振興費	45,539	22,598	68,137	22,598			
				県支出金			
5 農地費	56,260	4,189	60,449		4,200		△11
					町債		
計	145,011	26,787	171,798	22,598	4,200	0	△11

18 負担金、補助及び交付金	22,598	<b>●農業振興対策事業費(産業振興課)</b> 18負担金、補助及び交付金 経営体育成支援事業費補助金 新規就農者経営発展支援事業費補助金
		<b>22,598</b> (22,598) 26,348 △3,750
18 負担金、補助及び交付金	4,189	<b>●県営ため池整備事業費(建設課)</b> 18負担金、補助及び交付金 県営防災ダム事業負担金
		<b>4,189</b> (4,189) 4,189

6款 農林水産業費

3項 水産業費

2 水産業振興費	40,940	△10,268	30,672	△10,051			△217
				県支出金			
計	192,902	△10,268	182,634	△10,051	0	0	△217

18 負担金、補助及び交付金	△10,268	<b>●漁業振興対策事業費(産業振興課)</b> 18負担金、補助及び交付金 水産業強化対策整備事業費補助金 漁業生産力強化総合対策事業費補助金
		<b>△10,268</b> (△10,268) △7,313 △2,955

7款 商工費

1項 商工費

5 師崎港観光センター周辺整備運営事業費	31,988	551,395	583,383		6,900	551,395	△6,900
					町債	繰入金	

24 積立金	551,395	<b>●師崎港観光センター周辺整備運営事業費(産業振興課)</b> 24積立金 師崎港観光センター周辺整備運営事業基金積立金
		<b>551,395</b> (551,395) 551,395

4款 衛生費      6款 農林水産業費      7款 商工費

7 款 商工費

1 項 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
計	230,877	551,395	782,272	0	6,900	551,395	△6,900

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	

8 款 土木費

2 項 道路橋りょう費

1 道路橋りょう費	105,624	0	105,624		3,700		△3,700
					町債		
計	105,624	0	105,624	0	3,700	0	△3,700

		財源更正

10 款 教育費

1 項 教育総務費

2 事務局費	112,512	△3,475	109,037				△3,475
3 教育振興費	65,437	0	65,437	2,674			△2,674
				国庫支出金			
計	180,090	△3,475	176,615	2,674	0	0	△6,149

1 報酬	△3,475	●事務局一般管理費(学校教育課) 1報酬 会計年度任用職員報酬 22人	△3,475 (△3,475) △3,475
		財源更正	

10 款 教育費

2 項 小学校費

1 学校管理費	83,535	0	83,535	300			△300
				国庫支出金			
計	116,488	0	116,488	300	0	0	△300

		財源更正

10 款 教育費

3 項 中学校費

1 学校管理費	138,098	△2,454	135,644				△2,454
計	155,814	△2,454	153,360	0	0	0	△2,454

10 需用費	△2,454	●中学校一般管理費(学校教育課) 10需用費 光熱水費	△2,454 (△2,454) △2,454

8 款 土木費 10 款 教育費

1.1 款 災害復旧費

1 項 農林水産施設災害復旧費

(△印は減)(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 漁港施設災害復旧費	22,259	△10,731	11,528				△10,731
計	22,260	△10,731	11,529	0	0	0	△10,731

節		説明
区分	金額	
14 工事請負費	△10,731	●漁港施設災害復旧費(建設課) 14工事請負費 漁港施設災害復旧工事(補助)
		<b>△10,731</b> (△10,731) △10,731

1.1 款 災害復旧費

2 項 公共土木施設災害復旧費

2 河川施設災害復旧費	1	0	1		800		△800
				町債			
計	9,684	0	9,684	0	800	0	△800

		財源更正
--	--	------

# 補正予算給与費明細書

## 一般会計

### 1 一般職

#### (1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	188 (160)	166,122	653,557	515,555	1,335,234	227,840	1,563,074	
補正前	188 (162)	172,826	653,557	515,049	1,341,432	227,840	1,569,272	
比較	0 (△ 2)	△ 6,704	0	506	△ 6,198	0	△ 6,198	

備考( )内は短時間勤務職員数について外書き

職員手当 の内訳	区分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
	補正後	25,171	13,397	9,313	19,025	100
	補正前	25,171	13,397	9,313	19,025	100
	比較	0	0	0	0	0
の内訳	区分	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	補正後	59,612	691	1,242	170,758	115,618
	補正前	59,106	691	1,242	170,758	115,618
	比較	506	0	0	0	0
の内訳	区分	退職手当組合 負担金 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)			
	補正後	98,408	2,220			
	補正前	98,408	2,220			
	比較	0	0			

### ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	188 (8)		653,557	483,775	1,137,332	204,337	1,341,669	
補正前	188 (8)		653,557	483,269	1,136,826	204,337	1,341,163	
比較	0 (0)		0	506	506	0	506	

備考( )内は再任用短時間勤務職員数について外書き

職員手当 の内訳	区分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
	補正後	25,171	13,397	9,313	19,025	100
	補正前	25,171	13,397	9,313	19,025	100
	比較	0	0	0	0	0
の内訳	区分	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	補正後	59,612	691	1,242	138,978	115,618
	補正前	59,106	691	1,242	138,978	115,618
	比較	506	0	0	0	0
の内訳	区分	退職手当組合 負担金 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)			
	補正後	98,408	2,220			
	補正前	98,408	2,220			
	比較	0	0			

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	0 (152)	166,122		31,780	197,902	23,503	221,405	
補正前	0 (154)	172,826		31,780	204,606	23,503	228,109	
比 較	0 (△ 2)	△ 6,704		0	△ 6,704	0	△ 6,704	

備考( )内は短時間勤務職員数について外書き

職員手当 の内訳	区分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
	補正後					
	補正前					
	比 較					
の 内 訳	区分	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	補正後				31,780	
	補正前				31,780	
	比 較				0	
の 内 訳	区分	退職手当組合 負担金 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)			
	補正後					
	補正前					
	比 較					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う 増減分	0	
		その他の増減分	0	
職 員 手 当	506	制度改正に伴う 増減分	0	
		その他の増減分	506	時間外勤務手当 506千円

地方債の令和3年度末及び令和4年度末における現在高  
並びに令和5年度末における現在高の見込みに関する調査

(単位：千円)

区 分	令和3年度末 現在高	令和4年度末 現在高	令和5年度中増減見込				令和5年度末現在高見込額		
			令和5年度中起債見込額			元 金 償 還 見 込 額	補正前の額	補 正 額	補正後の額
			補正前の額	補 正 額	補正後の額				
1 普通債	3,744,890	3,577,286	115,400	14,800	130,200	371,366	3,321,320	14,800	3,336,120
(1) 総務	173,555	158,294	1,200		1,200	15,889	143,605		143,605
(2) 民生	136,700	141,300				17,086	124,214		124,214
(3) 衛生	2,600	2,600					2,600		2,600
(4) 農林水産	587,538	581,524	61,800	4,200	66,000	78,361	564,963	4,200	569,163
(5) 商工	73,900	76,870		6,900	6,900	5,556	71,314	6,900	78,214
(6) 土木	176,451	184,081	35,800	3,700	39,500	25,273	194,608	3,700	198,308
(7) 消防	626,417	579,528	10,600		10,600	62,417	527,711		527,711
(8) 教育	1,967,729	1,853,089	6,000		6,000	166,784	1,692,305		1,692,305
2 災害復旧債	49,936	58,665	25,800	800	26,600	6,314	78,151	800	78,951
(1) 農林水産	2,254	1,725	400		400	312	1,813		1,813
(2) 土木	47,599	56,940	25,400	800	26,200	6,002	76,338	800	77,138
(3) 教育	83								
3 その他	3,659,482	3,319,236	48,714	△ 48,714		346,462	3,021,488	△ 48,714	2,972,774
(1) 町民税減税 補てん債	22,967	14,825				6,271	8,554		8,554
(2) 臨時財政 対策債	3,636,515	3,304,411	48,714	△ 48,714		340,191	3,012,934	△ 48,714	2,964,220
合 計	7,454,308	6,955,187	189,914	△ 33,114	156,800	724,142	6,420,959	△ 33,114	6,387,845

議案第26号

令和5年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100,479千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,810,055千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6年 3月 5日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(△印は減)(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		799,980	△43,467	756,513
	1 国民健康保険税	799,980	△43,467	756,513
2 県支出金		1,712,079	100,000	1,812,079
	1 県負担金・補助金	1,712,078	100,000	1,812,078
3 財産収入		5	6	11
	1 財産運用収入	5	6	11
4 繰入金		182,833	28,698	211,531
	1 他会計繰入金	176,833	28,698	205,531
5 繰越金		7,577	15,242	22,819
	1 繰越金	7,577	15,242	22,819
歳入合計		2,709,576	100,479	2,810,055

歳出

(△印は減)(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		1,684,876	100,000	1,784,876
	1 療養諸費	1,470,066	100,000	1,570,066
6 基金積立金		5	7	12
	1 基金積立金	5	7	12
8 諸支出金		4,508	472	4,980
	1 償還金及び還付加算金	2,101	472	2,573
歳出合計		2,709,576	100,479	2,810,055



令和5年度南知多町国民健康保険特別会計

補正予算（第2号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

款
1 国民健康保険税
2 県支出金
3 財産収入
4 繰入金
5 繰越金
歳入合計

(△印は減)(単位:千円)

補正前の額	補正額	計
799,980	△43,467	756,513
1,712,079	100,000	1,812,079
5	6	11
182,833	28,698	211,531
7,577	15,242	22,819
2,709,576	100,479	2,810,055

歳出

款	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費	1,684,876	100,000	1,784,876
6 基金積立金	5	7	12
8 諸支出金	4,508	472	4,980
歳出合計	2,709,576	100,479	2,810,055

(△印は減)(単位:千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
			100,000
		6	1
			472
		6	100,473

2 歳 入

1 款 国民健康保険税

1 項 国民健康保険税

目	補正前の額	補正額	計
1 一般被保険者国民健康保険税	799,980	△43,467	756,513
計	799,980	△43,467	756,513

(△印は減)(単位:千円)

節		区 分	金 額	説 明
1	医療給付費分 現年課税分		△38,467	医療給付費分現年課税分 △38,467
3	後期高齢者支 援金分現年課 税分		△3,000	後期高齢者支援金分現年課税分 △3,000
5	介護納付金分 現年課税分		△2,000	介護納付金分現年課税分 △2,000

2 款 県支出金

1 項 県負担金・補助金

1 保険給付費等交付金	1,712,077	100,000	1,812,077
計	1,712,078	100,000	1,812,078

1 保険給付費等 交付金(普通 交付金)	100,000	保険給付費等交付金(普通交付金)	100,000
----------------------------	---------	------------------	---------

3 款 財産収入

1 項 財産運用収入

1 利子及び配当金	5	6	11
計	5	6	11

1 利子及び配当 金	6	国民健康保険事業安定化基金利子収入	6
---------------	---	-------------------	---

4 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	176,833	28,698	205,531
-----------	---------	--------	---------

1 保険基盤安定 繰入金	30,859	保険基盤安定繰入金	30,859
3 財政安定化支 援事業繰入金	1,076	財政安定化支援事業繰入金	1,076

国民健康保険特別会計

4 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
計	176,833	28,698	205,531

5 款 繰越金

1 項 繰越金

1 その他繰越金	7,577	15,242	22,819
計	7,577	15,242	22,819

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
4 その他一般会計繰入金	△3,342	その他一般会計繰入金 △3,342
6 産前産後保険税繰入金	105	産前産後保険税繰入金 105

1 その他繰越金	15,242	繰越金 15,242

3 歳 出

2 款 保険給付費

1 項 療養諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般被保険者療養給付費	1,450,000	100,000	1,550,000				100,000
計	1,470,066	100,000	1,570,066	0	0	0	100,000

6 款 基金積立金

1 項 基金積立金

1 国民健康保険事業安定化基金積立金	5	7	12			6	1
						財産収入	
計	5	7	12	0	0	6	1

8 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

3 償還金	1	472	473				472
計	2,101	472	2,573	0	0	0	472

(△印は減)(単位:千円)

節		区 分	金 額	説 明
18	負担金、補助及び交付金		100,000	<b>●一般被保険者療養給付費</b> <b>100,000</b> 18負担金、補助及び交付金 (100,000) 一般被保険者療養給付費 100,000

24	積立金		7	<b>●国民健康保険事業安定化基金積立金</b> <b>7</b> 24積立金 (7) 国民健康保険事業安定化基金積立金 7
----	-----	--	---	--

22	償還金、利子及び割引料		472	<b>●償還金</b> <b>472</b> 22償還金、利子及び割引料 (472) 国県支出金等返還金 472
----	-------------	--	-----	--

議案第 27 号

令和 5 年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 459 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 079, 335 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 3 月 5 日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(△印は減)(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		492,870	3,333	496,203
	2 国庫補助金	156,347	3,333	159,680
6 繰入金		323,714	△874	322,840
	2 基金繰入金	24,422	△874	23,548
歳入合計		2,076,876	2,459	2,079,335

令和5年度南知多町介護保険特別会計

補正予算(第3号)に関する説明書

歳出

(△印は減)(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		26,401	2,459	28,860
	1 総務管理費	10,842	2,459	13,301
5 基金積立金		11,587	3,804	15,391
	1 基金積立金	11,587	3,804	15,391
6 諸支出金		56,116	△3,804	52,312
	1 償還金及び選付加算金	40,252	△3,804	36,448
歳出合計		2,076,876	2,459	2,079,335

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款
2 国庫支出金
6 繰入金
歳 入 合 計

(△印は減)(単位:千円)

補正前の額	補正額	計
492,870	3,333	496,203
323,714	△874	322,840
2,076,876	2,459	2,079,335

歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	26,401	2,459	28,860
5 基金積立金	11,587	3,804	15,391
6 諸支出金	56,116	△3,804	52,312
歳 出 合 計	2,076,876	2,459	2,079,335

(△印は減)(単位:千円)

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1,229			1,230
			3,804
			△3,804
1,229			1,230



2 歳 入

2 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1 調整交付金	125,061	2,104	127,165
5 介護保険事業費補助金	0	1,229	1,229
計	156,347	3,333	159,680

6 款 繰入金

2 項 基金繰入金

1 介護給付費準備基金繰入金	24,422	△874	23,548
計	24,422	△874	23,548

(△印は減)(単位:千円)

節		説明	
区 分	金 額		
1 現年度分	2,104	調整交付金	2,104
1 介護保険事業費補助金	1,229	介護保険システム改修事業費	1,229

1 介護給付費準備基金繰入金	△874	介護給付費準備基金繰入金	△874
----------------	------	--------------	------

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	10,842	2,459	13,301	1,229 国庫支出金			1,230
計	10,842	2,459	13,301	1,229	0	0	1,230

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	2,459	<b>●一般管理費</b> 12委託料 (2,459) 介護保険システム改修業務委託料 2,459

5 款 基金積立金

1 項 基金積立金

1 介護給付費準備基金積立金	11,587	3,804	15,391				3,804
計	11,587	3,804	15,391	0	0	0	3,804

24 積立金	3,804	<b>●介護給付費準備基金積立金</b> 24積立金 (3,804) 介護給付費準備基金積立金 3,804
--------	-------	---

6 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

3 償還金	40,011	△3,804	36,207				△3,804
計	40,252	△3,804	36,448	0	0	0	△3,804

22 償還金、利息及び割引料	△3,804	<b>●償還金</b> 22償還金、利息及び割引料 (△3,804) 国県支出金等返還金 △3,804
----------------	--------	---

議案第 28 号

令和 5 年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 553,948 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 658,597 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 3 月 5 日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(△印は減)(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料		101,771	△9,191	92,580
	1 使用料	101,771	△9,191	92,580
2 財産収入		90	6	96
	1 財産運用収入	90	6	96
3 繰越金		2,787	11,738	14,525
	1 繰越金	2,787	11,738	14,525
5 繰入金		0	551,395	551,395
	1 基金繰入金	0	551,395	551,395
歳入合計		104,649	553,948	658,597

令和5年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計

補正予算(第2号)に関する説明書

歳出

(△印は減)(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		13,968	551,395	565,363
	1 総務管理費	13,968	551,395	565,363
3 基金積立金		46,071	2,553	48,624
	1 基金積立金	46,071	2,553	48,624
歳出合計		104,649	553,948	658,597

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

款
1 使用料
2 財産収入
3 繰越金
5 繰入金
歳 入 合 計

(△印は減)(単位:千円)

補正前の額	補正額	計
101,771	△9,191	92,580
90	6	96
2,787	11,738	14,525
0	551,395	551,395
104,649	553,948	658,597

歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	13,968	551,395	565,363
3 基金積立金	46,071	2,553	48,624
歳 出 合 計	104,649	553,948	658,597

(△印は減)(単位:千円)

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		542,204	9,191
		6	2,547
		542,210	11,738

2 歳 入

1 款 使用料

1 項 使用料

目	補正前の額	補正額	計
1 駐車場使用料	101,771	△9,191	92,580
計	101,771	△9,191	92,580

2 款 財産収入

1 項 財産運用収入

1 利子及び配当金	90	6	96
計	90	6	96

3 款 繰越金

1 項 繰越金

1 繰越金	2,787	11,738	14,525
計	2,787	11,738	14,525

5 款 繰入金

1 項 基金繰入金

1 基金繰入金	0	551,395	551,395
計	0	551,395	551,395

(△印は減)(単位:千円)

節		区 分	金 額	説 明
1	駐車場使用料			

1	利子及び配当金	6	師崎港駐車場事業基金利子	6
---	---------	---	--------------	---

1	繰越金	11,738	繰越金	11,738
---	-----	--------	-----	--------

1	基金繰入金	551,395	基金繰入金	551,395
---	-------	---------	-------	---------

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

(△印は減)(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	13,968	551,395	565,363			542,204 使用料 △9,191 繰入金 551,395	9,191
計	13,968	551,395	565,363	0	0	542,204	9,191

節		説 明
区 分	金 額	
27 繰出金	551,395	●一般管理費 27繰出金 一般会計繰出金
		551,395 (551,395) 551,395

3 款 基金積立金

1 項 基金積立金

1 師崎港駐車場事業基金積立金	46,071	2,553	48,624			6 財産収入	2,547
計	46,071	2,553	48,624	0	0	6	2,547

24 積立金	2,553	●師崎港駐車場事業基金積立金 24積立金 師崎港駐車場事業基金積立金
		2,553 (2,553) 2,553

議案第29号

令和5年度南知多町水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和5年度南知多町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款	水道事業費用	692,127千円	△4,162千円	687,965千円
第2項	営業外費用	30,367千円	△4,162千円	26,205千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「218,593千円」を「264,384千円」に改め、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,606千円、過年度分損益勘定留保資金33,137千円、当年度分損益勘定留保資金146,850千円及び建設改良積立金30,000千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額12,768千円、過年度分損益勘定留保資金33,137千円、当年度分損益勘定留保資金153,680千円及び建設改良積立金64,799千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款	資本的収入	45,966千円	12,994千円	58,960千円
第4項	補助金	33,448千円	12,994千円	46,442千円

支 出

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款	資本的支出	264,559千円	58,785千円	323,344千円
第1項	建設改良費	147,501千円	58,785千円	206,286千円

第4条 予算第7条の次に次の1条を加える。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用



令和 6年 3月 5日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

令和5年度南知多町水道事業会計

補正予算（第3号）に関する説明書

令和5年度南知多町水道事業会計補正予算実施計画

収益の収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1	水道事業費用		692,127	△ 4,162	687,965	
	2	営業外費用	30,367	△ 4,162	26,205	
		2 消費税及び地方消費税	12,097	△ 4,162	7,935	

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1	資本的収入		45,966	12,994	58,960	
	4	補助金	33,448	12,994	46,442	
		2 県補助金	19,148	12,994	32,142	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1	資本的支出		264,559	58,785	323,344	
	1	建設改良費	147,501	58,785	206,286	
		1 配水設備新設改良費	147,190	58,785	205,975	

令和5年度 南知多町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	10,543
減価償却費	232,864
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	225
賞与等引当金の増減額 (△は減少)	50
長期前受金戻入額	△ 81,664
資本費繰入収益	△ 62,101
受取利息及び受取配当金	△ 40
支払利息	18,270
固定資産除却費	2,479
未収金の増減額 (△は増加)	△ 668
未払金の増減額 (△は減少)	△ 3,747
破産更生債権等の増減額 (△は増加)	△ 103
たな卸資産の増減額 (△は増加)	50
小計	116,158
利息及び配当金の受取額	40
利息の支払額	△ 18,270
業務活動によるキャッシュ・フロー	97,928

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 136,114
有形固定資産の売却による収入	2
国庫補助金等による収入	17,408
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	75,765
工事負担金の受入による収入	11,436
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 31,503

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 117,058
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 117,058

資金増加額(又は減少額)	△ 50,633
資金期首残高	679,836
資金期末残高	629,203

令和5年度南知多町水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部			
1	固定資産		
(1)	有形固定資産		
	イ 土地	88,890	
	ロ 建物	201,839	
	減価償却累計額	△ 132,014	69,825
	ハ 構築物	9,883,089	
	減価償却累計額	△ 5,106,464	4,776,625
	ニ 機械及び装置	1,539,512	
	減価償却累計額	△ 1,299,173	240,339
	ホ 量水器	35,712	
	減価償却累計額	△ 15,412	20,300
	ヘ 車両及び運搬具	4,529	
	減価償却累計額	△ 3,964	565
	ト 工具器具及び備品	24,691	
	減価償却累計額	△ 22,012	2,679
	チ 建設仮勘定	24,034	
	有形固定資産合計		5,223,257
(2)	投資その他の資産		
	イ 破産更生債権等	15,429	
	貸倒引当金	△ 15,429	0
	投資その他の資産合計		0
	固定資産合計		5,223,257
2	流動資産		
(1)	現金預金		595,336
(2)	未収金	133,788	
	貸倒引当金	△ 925	132,863
(3)	貯蔵品		3,093
(4)	その他流動資産		0
	流動資産合計		731,292
	資産合計		<u>5,954,549</u>

負 債 の 部

3	固定負債		
(1)	企業債		
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	1,185,009	
	企業債合計		1,185,009
	固定負債合計		1,185,009
4	流動負債		
(1)	企業債		
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	114,220	
	企業債合計		114,220
(2)	未払金		26,148
(3)	引当金		
	イ 賞与等引当金	3,910	
	引当金合計		3,910
(4)	その他流動資産		0
	流動負債合計		144,278
5	繰延収益		
(1)	長期前受金		
	イ 受贈財産評価額	136,619	
	収益化累計額	△ 102,462	34,157
	ロ 工事負担金	1,839,205	
	収益化累計額	△ 1,240,292	598,913
	ハ 国庫補助金	707,933	
	収益化累計額	△ 359,940	347,993
	ニ 県補助金	857,461	
	収益化累計額	△ 487,184	370,277
	ホ 町補助金	644,718	
	収益化累計額	△ 265,403	379,315
(2)	建設仮勘定長期前受金		
	イ 工事負担金		2,800
	繰延収益合計		1,733,455
	負債合計		<u>3,062,742</u>

		資 本 の 部	
6	資 本 金		2,390,122
7	剰 余 金		
(1)	資本剰余金		
イ	受贈財産評価額	6,362	
	資本剰余金合計		6,362
(2)	利益剰余金		
イ	減債積立金	16,637	
ロ	建設改良積立金	291,646	
ハ	当年度未処分利益剰余金	187,040	
	利益剰余金合計		495,323
	剰 余 金 合 計		501,685
	資 本 合 計		2,891,807
	負債資本合計		5,954,549

## 注記

### 1 重要な会計方針

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

##### 有形固定資産

・減価償却の方法	定額法
・主な耐用年数	
建物	12～50年
構築物	10～80年
機械及び装置	6～20年
車両及び運搬具	2～7年
工具器具及び備品	2～20年

#### (2) 重要なリース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

#### (3) 引当金の計上方法

##### ア 退職給付引当金

職員の退職手当は、退職手当負担に関する覚書に基づき、毎事業年度支払う一定の負担金（一般負担金）を除き一般会計がその全額を負担することとなっているため、退職給付引当金は計上していない。

##### イ 賞与等引当金

職員の期末手当・勤勉手当の支給及び当該支給に係る法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

##### ウ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上している。

#### (4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

### 2 予定貸借対照表等関連

#### 企業債の償還に係る他会計の負担

予定貸借対照表に計上されている企業債（1年以内に償還予定のものも含む）のうち、「南知多町水道事業の離島の水道事業に関する経費負担等の確認書」に基づき、他会計が負担すると見込まれる額は、731,088千円である。

### 3 セグメント情報の開示

水道事業単一のセグメントのため、記載を省略している。

4 リース契約により使用する固定資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	30千円
1年超	0千円
計	30千円

令和5年度

5 引当金の取崩し

(1) 賞与等引当金の取崩し

当年度において、職員の期末手当・勤勉手当の支給及び当該支給に係る法定福利費を支給することとなったため、賞与等引当金4,342千円を取り崩した。

(2) 貸倒引当金の取崩し

不納欠損471千円に充てるため、貸倒引当金471千円を取り崩した。

南知多町水道事業会計補正予算明細書(第3号)

令和5年度水道事業会計補正予算事項別明細書

収益的收入及び支出

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	水道事業費用		692,127	△ 4,162	687,965
	2	営業外費用	30,367	△ 4,162	26,205
		2 消費税及び 地方消費税	12,097	△ 4,162	7,935

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 6	消費税及び 地方消費税	消費税及び地方消費税 △ 4,162

資本的收入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的收入			45,966	12,994	58,960
	4 補助金		33,448	12,994	46,442
		4 県補助金	19,148	12,994	32,142

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本の支出			264,559	58,785	323,344
	1 建設改良費		147,501	58,785	206,286
		1 配水設備新 設改良費	147,190	58,785	205,975

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 県補助金	12,994	生活基盤施設耐震化等補助金 12,994

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
25 工事請負費	58,785	老朽管耐震化工事（補助） 58,785



令和6年度

愛知県知多郡南知多町予算書及び予算説明書

〔  
一般会計  
特別会計  
企業会計  
〕

## 目 次

一般会計予算書	
一般会計予算	5
第1表 歳入歳出予算	6
第2表 継続費	13
第3表 債務負担行為	14
第4表 地方債	15
一般会計予算説明書	
歳入歳出予算事項別明細書	18
給与費明細書	242
継続費に関する調書	250
債務負担行為に関する調書	252
地方債に関する調書	256
国民健康保険特別会計予算書	
国民健康保険特別会計予算	259
第1表 歳入歳出予算	260
国民健康保険特別会計予算説明書	
歳入歳出予算事項別明細書	264
給与費明細書	288
後期高齢者医療特別会計予算書	
後期高齢者医療特別会計予算	293
第1表 歳入歳出予算	294
後期高齢者医療特別会計予算説明書	
歳入歳出予算事項別明細書	298
介護保険特別会計予算書	
介護保険特別会計予算	313
第1表 歳入歳出予算	314
介護保険特別会計予算説明書	
歳入歳出予算事項別明細書	320
給与費明細書	356
水道事業会計予算書	
予算	365
予算説明書	367
予算明細書	389
漁業集落排水事業会計予算書	
予算	410
予算説明書	413
予算明細書	435

令和6年度

南知多町一般会計予算書

議案第30号

令和6年度南知多町一般会計予算

令和6年度南知多町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,668,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 6年 3月 5日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 町税		2,013,830
	1 町民税	797,856
	2 固定資産税	991,819
	3 軽自動車税	81,062
	4 町たばこ税	128,452
	5 入湯税	14,641
2 地方譲与税		84,000
	1 地方揮発油譲与税	19,600
	2 自動車重量譲与税	61,800
	3 森林環境譲与税	2,600
3 利子割交付金		913
	1 利子割交付金	913
4 配当割交付金		16,090
	1 配当割交付金	16,090
5 株式等譲渡所得割交付金		12,789
	1 株式等譲渡所得割交付金	12,789
6 法人事業税交付金		55,405
	1 法人事業税交付金	55,405
7 地方消費税交付金		395,820

(単位：千円)

款	項	金額
	1 地方消費税交付金	395,820
8 環境性能割交付金		27,704
	1 環境性能割交付金	27,704
9 地方特例交付金		8,106
	1 地方特例交付金	6,301
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	1,805
10 地方交付税		2,500,000
	1 地方交付税	2,500,000
11 交通安全対策特別交付金		1,600
	1 交通安全対策特別交付金	1,600
12 分担金及び負担金		6,796
	1 負担金	6,796
13 使用料及び手数料		180,590
	1 使用料	141,389
	2 手数料	39,201
14 国庫支出金		872,008
	1 国庫負担金	336,744
	2 国庫補助金	529,528
	3 委託金	5,736

(単位：千円)

款	項	金額
15 県支出金		805,102
	1 県負担金	268,104
	2 県補助金	503,322
	3 委託金	32,904
	4 県交付金	772
16 財産収入		5,346
	1 財産運用収入	5,342
	2 財産売却収入	4
17 寄附金		400,242
	1 寄附金	400,242
18 繰入金		469,787
	1 基金繰入金	469,784
	2 特別会計繰入金	3
19 繰越金		50,000
	1 繰越金	50,000
20 諸収入		190,305
	1 延滞金及び過料	2,501
	2 町預金利子	5
	3 貸付金元利収入	15,300

(単位：千円)

款	項	金額
	4 雑入	172,499
21 町債		571,567
	1 町債	571,567
歳 入 合 計		8,668,000

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		82,512
	1 議会費	82,512
2 総務費		1,347,172
	1 総務管理費	1,146,167
	2 徴税費	126,191
	3 戸籍住民基本台帳費	70,620
	4 選挙費	255
	5 統計調査費	3,370
	6 監査委員費	569
3 民生費		2,396,786
	1 社会福祉費	1,691,718
	2 児童福祉費	705,068
4 衛生費		851,941
	1 保健衛生費	566,996
	2 清掃費	284,945
5 労働費		3,234
	1 労働諸費	3,234
6 農林水産業費		542,722
	1 農業費	221,477

(単位：千円)

款	項	金額
	2 林業費	12,927
	3 水産業費	308,318
7 商工費		1,161,697
	1 商工費	1,161,697
8 土木費		277,080
	1 土木管理費	120,714
	2 道路橋りょう費	94,230
	3 河川費	9,795
	4 港湾費	7,128
	5 都市計画費	41,483
9 消防費	6 住宅費	3,730
		474,905
10 教育費	1 消防費	474,905
		739,403
	1 教育総務費	174,398
	2 小学校費	111,832
	3 中学校費	129,134
	4 社会教育費	87,552
	5 保健体育費	236,487

(単位：千円)

款	項	金額
11 災害復旧費		7
	1 農林水産施設災害復旧費	2
	2 公共土木施設災害復旧費	4
	3 文教施設災害復旧費	1
12 公債費		763,674
	1 公債費	763,674
13 諸支出金		1
	1 普通財産取得費	1
14 予備費		26,866
	1 予備費	26,866
歳 出 合 計		8,668,000

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
7 商工費	1 商工費	内海観光センター 建設工事	141,746	千円	千円
				令和6年度	115,764
				令和7年度	25,982



第3表 債務負担行為

事項	期間	限度額
土地評価替え業務委託料	令和7年度から 令和8年度まで	18,156千円

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
防犯対策事業	1,200	普通貸借 又は 証券発行	年利4.0% 以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利率 の見直しを 行った後に おいては、当 該利率見直 し後の利率)	政府資金について はその融資条件によ り、銀行その他の場合 にはその債権者と協 定するものとする。 ただし、町財政の都 合により据置期間及 び償還期限を短縮し、 若しくは繰上償還、又 は低利に借り換えす ることができる。
農業用施設整備事業	12,000			
県営経営体育成基盤整備事業	22,500			
漁港整備事業	22,900			
観光施設整備事業	88,800			
師崎港観光センター周辺整備運 営事業	316,500			
道路橋りょう整備事業	51,400			
急傾斜地崩壊対策事業	3,800			
河川改良事業	4,000			
港湾整備事業	700			
公園照明灯整備事業	500			
緑地のり面整備事業	4,000			
消防施設整備事業	23,300			
消火栓整備事業	1,600			
臨時財政対策債	18,367			
計	571,567			

令和6年度

南知多町一般会計予算説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括  
歳入

款
1 町税
2 地方譲与税
3 利子割交付金
4 配当割交付金
5 株式等譲渡所得割交付金
6 法人事業税交付金
7 地方消費税交付金
8 環境性能割交付金
9 地方特例交付金
10 地方交付税
11 交通安全対策特別交付金
12 分担金及び負担金
13 使用料及び手数料
14 国庫支出金
15 県支出金
16 財産収入
17 寄附金
18 繰入金
19 繰越金
20 諸収入

(△印は減) (単位:千円)

本年度予算額	構成比 (%)	前年度予算額	構成比 (%)	比較増減	増減率 (%)
2,013,830	23.2	2,099,842	28.7	△86,012	△4.1
84,000	1.0	80,500	1.1	3,500	4.3
913	0.0	696	0.0	217	31.2
16,090	0.2	15,988	0.2	102	0.6
12,789	0.1	11,246	0.2	1,543	13.7
55,405	0.6	39,272	0.5	16,133	41.1
395,820	4.6	438,072	6.0	△42,252	△9.6
27,704	0.3	20,675	0.3	7,029	34.0
8,106	0.1	6,821	0.1	1,285	18.8
2,500,000	28.8	2,410,000	32.9	90,000	3.7
1,600	0.0	1,600	0.0	0	0.0
6,796	0.1	6,088	0.1	708	11.6
180,590	2.1	80,225	1.1	100,365	125.1
872,008	10.1	411,127	5.6	460,881	112.1
805,102	9.3	597,611	8.2	207,491	34.7
5,346	0.1	3,900	0.1	1,446	37.1
400,242	4.6	401,397	5.5	△1,155	△0.3
469,787	5.4	281,433	3.8	188,354	66.9
50,000	0.6	50,000	0.7	0	0.0
190,305	2.2	197,693	2.7	△7,388	△3.7

1 総括  
歳入

款
21 町債
歳 入 合 計

(△印は減)(単位:千円)

本年度予算額	構成比 (%)	前年度予算額	構成比 (%)	比較増減	増減率 (%)
571,567	6.6	159,814	2.2	411,753	257.6
8,668,000	100.0	7,314,000	100.0	1,354,000	18.5

歳 出

款	本年度予算額	構成比 (%)	前年度予算額	構成比 (%)	比較増減	増減率 (%)
1 議会費	82,512	1.0	82,869	1.1	△357	△0.4
2 総務費	1,347,172	15.5	1,261,570	17.3	85,602	6.8
3 民生費	2,396,786	27.7	2,282,179	31.2	114,607	5.0
4 衛生費	851,941	9.8	975,151	13.3	△123,210	△12.6
5 労働費	3,234	0.0	3,399	0.1	△165	△4.9
6 農林水産業費	542,722	6.3	325,356	4.5	217,366	66.8
7 商工費	1,161,697	13.4	133,663	1.8	1,028,034	769.1
8 土木費	277,080	3.2	280,660	3.8	△3,580	△1.3
9 消防費	474,905	5.5	478,313	6.5	△3,408	△0.7
10 教育費	739,403	8.5	721,488	9.9	17,915	2.5
11 災害復旧費	7	0.0	7	0.0	0	0.0
12 公債費	763,674	8.8	748,213	10.2	15,461	2.1
13 諸支出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
14 予備費	26,866	0.3	21,131	0.3	5,735	27.1
歳 出 合 計	8,668,000	100.0	7,314,000	100.0	1,354,000	18.5

注 「国庫支出金」の内訳 国庫支出金 871,786千円 県支出金 804,330千円

「その他」の内訳 地方譲与税 2,600千円 分担金及び負担金 6,796千円  
 使用料及び手数料 180,590千円 財産収入 5,346千円 特定寄附金 240千円  
 公共施設等整備基金繰入金 70,164千円 都市計画事業基金繰入金 15,900千円  
 師崎港観光センター周辺整備運営事業基金繰入金 78,816千円 諸収入 173,419千円

(△印は減) (単位:千円)

本年度予算額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			82,512
105,532	1,200	47,432	1,193,008
715,418		50,035	1,631,333
27,256		52,273	772,412
		300	2,934
322,822	57,400	12,041	150,459
413,785	405,300	223,255	119,357
36,335	64,400	6,943	169,402
6,962	24,900	15,836	427,207
48,006		65,556	625,841
			7
		60,200	703,474
			1
			26,866
1,676,116	553,200	533,871	5,904,813

注 「一般財源」の内訳

町税 2,013,830千円 地方譲与税 81,400千円 利子割交付金 913千円 配当割交付金 16,090千円  
 株式等譲渡所得割交付金 12,789千円 法人事業税交付金 55,405千円 地方消費税交付金 395,820千円  
 環境性能割交付金 27,704千円 地方特例交付金 6,301千円 地方交付税 2,500,000千円  
 交通安全対策特別交付金 1,600千円 市町村移譲事務交付金 772千円 一般寄附金 400,002千円  
 繰入金 304,907千円 繰越金 50,000千円 延滞金及び過料 2,501千円 町預金利子 5千円  
 過年度収入 1千円 市町村振興協会交付金 14,340千円 子育てのための施設等利用給付交付金 222千円  
 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 1,805千円 諸収入 39千円  
 臨時財政対策債 18,367千円

2 歳 入

1 款 町税

1 項 町民税

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 個人	701,709	773,521	△71,812
2 法人	96,147	86,380	9,767
計	797,856	859,901	△62,045

1 款 町税

2 項 固定資産税

1 固定資産税	969,962	1,004,345	△34,383
2 国有資産等所在市町村交付金	21,857	22,164	△307
計	991,819	1,026,509	△34,690

1 款 町税

3 項 軽自動車税

1 環境性能割	4,138	4,183	△45
2 種別割	76,924	75,561	1,363
計	81,062	79,744	1,318

1 款 町税

4 項 町たばこ税

1 町たばこ税	128,452	120,727	7,725
計	128,452	120,727	7,725

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 現年課税分	698,253	現年課税分	698,253
2 滞納繰越分	3,456	滞納繰越分	3,456
1 現年課税分	95,940	現年課税分	95,940
2 滞納繰越分	207	滞納繰越分	207

1 現年課税分	963,489	現年課税分	963,489
2 滞納繰越分	6,473	滞納繰越分	6,473
1 現年課税分	21,857	交付金	21,857

1 現年課税分	4,138	現年課税分	4,138
1 現年課税分	76,468	現年課税分	76,468
2 滞納繰越分	456	滞納繰越分	456

1 現年課税分	128,452	現年課税分	128,452
---------	---------	-------	---------

1 款 町税

1 款 町税

5 項 入湯税

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 入湯税	14,641	12,961	1,680
計	14,641	12,961	1,680

2 款 地方譲与税

1 項 地方揮発油譲与税

1 地方揮発油譲与税	19,600	19,800	△200
計	19,600	19,800	△200

2 款 地方譲与税

2 項 自動車重量譲与税

1 自動車重量譲与税	61,800	58,500	3,300
計	61,800	58,500	3,300

2 款 地方譲与税

3 項 森林環境譲与税

1 森林環境譲与税	2,600	2,200	400
計	2,600	2,200	400

3 款 利子割交付金

1 項 利子割交付金

1 利子割交付金	913	696	217
計	913	696	217

(△印は減) (単位:千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 現年課税分	14,640	現年課税分	14,640
2 滞納繰越分	1	滞納繰越分	1

1 地方揮発油譲与税	19,600	地方揮発油譲与税	19,600
------------	--------	----------	--------

1 自動車重量譲与税	61,800	自動車重量譲与税	61,800
------------	--------	----------	--------

1 森林環境譲与税	2,600	森林環境譲与税	2,600
-----------	-------	---------	-------

1 利子割交付金	913	利子割交付金	913
----------	-----	--------	-----

1 款 町税      2 款 地方譲与税      3 款 利子割交付金

4款 配当割交付金

1項 配当割交付金

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 配当割交付金	16,090	15,988	102
計	16,090	15,988	102

5款 株式等譲渡所得割交付金

1項 株式等譲渡所得割交付金

1 株式等譲渡所得割交付金	12,789	11,246	1,543
計	12,789	11,246	1,543

6款 法人事業税交付金

1項 法人事業税交付金

1 法人事業税交付金	55,405	39,272	16,133
計	55,405	39,272	16,133

7款 地方消費税交付金

1項 地方消費税交付金

1 地方消費税交付金	395,820	438,072	△42,252
計	395,820	438,072	△42,252

8款 環境性能割交付金

1項 環境性能割交付金

1 環境性能割交付金	27,704	20,675	7,029
計	27,704	20,675	7,029

(△印は減)(単位:千円)

節		区 分	金 額	説 明
1	配当割交付金		16,090	配当割交付金
				16,090

1	株式等譲渡所得割交付金		12,789	株式等譲渡所得割交付金
				12,789

1	法人事業税交付金		55,405	法人事業税交付金
				55,405

1	地方消費税交付金		395,820	地方消費税交付金
				395,820

1	環境性能割交付金		27,704	環境性能割交付金
				27,704

4款 配当割交付金

5款 株式等譲渡所得割交付金  
7款 地方消費税交付金

6款 法人事業税交付金  
8款 環境性能割交付金



9 款 地方特例交付金

1 項 地方特例交付金

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 地方特例交付金	6,301	6,821	△520
計	6,301	6,821	△520

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 地方特例交付金	6,301	減取補てん特例交付金(住宅借入金等特別控除分)	6,301

9 款 地方特例交付金

2 項 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	1,805	0	1,805
計	1,805	0	1,805

1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	1,805	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	1,805
------------------------------	-------	----------------------------	-------

10 款 地方交付税

1 項 地方交付税

1 地方交付税	2,500,000	2,410,000	90,000
計	2,500,000	2,410,000	90,000

1 地方交付税	2,500,000	普通交付税 特別交付税	2,350,000 150,000
---------	-----------	----------------	----------------------

11 款 交通安全対策特別交付金

1 項 交通安全対策特別交付金

1 交通安全対策特別交付金	1,600	1,600	0
計	1,600	1,600	0

1 交通安全対策特別交付金	1,600	交通安全対策特別交付金	1,600
---------------	-------	-------------	-------

12 款 分担金及び負担金

1 項 負担金

1 民生費負担金	6,426	5,693	733
----------	-------	-------	-----

1 社会福祉費負担金	1,426	老人保護施設入所者徴収金	1,426
------------	-------	--------------	-------

9 款 地方特例交付金

10 款 地方交付税

11 款 交通安全対策特別交付金

12 款 分担金及び負担金

1 2 款 分担金及び負担金

1 項 負担金

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
2 教育費負担金	370	395	△25
計	6,796	6,088	708

1 3 款 使用料及び手数料

1 項 使用料

1 総務使用料	2,416	2,416	0
2 民生使用料	949	723	226
3 農林水産業使用料	11,500	11,474	26
4 商工使用料	13,182	14,154	△972
5 土木使用料	6,721	6,466	255

(△印は減) (単位: 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 児童福祉費負担金	5,000	保育所児童運営費徴収金	4,950
		保育所災害共済保護者負担金	49
		保育所児童運営費徴収金滞納繰越分	1
1 教育総務費負担金	370	学校災害共済保護者負担金	370

1 駐車場使用料	2,416	師崎天神山駐車場	2,416
1 保育所使用料	949	保育所長時間保育使用料	525
		一時保育使用料	424
1 漁港使用料	11,294	大井漁港	4,429
		日間賀漁港	6,820
		山海漁港	33
		豊丘漁港	12
2 海岸使用料	206	海岸占用料	206
1 観光施設使用料	8,296	師崎港観光センター	8,296
2 渡船施設使用料	4,886	篠島渡船ターミナル	3,325
		日間賀島渡船ターミナル	1,561
1 道路使用料	4,022	道路占用料	4,022
2 河川使用料	575	河川占用料	94
		法定外公共用物使用料	481
3 港湾使用料	180	内海港	180

1 2 款 分担金及び負担金

1 3 款 使用料及び手数料

1 3 款 使用料及び手数料

1 項 使用料

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
6 駐車場使用料	100,899	0	100,899
7 教育使用料	5,722	4,581	1,141
計	141,389	39,814	101,575

1 3 款 使用料及び手数料

2 項 手数料

1 総務手数料	7,375	7,172	203
2 民生手数料	25	25	0
3 衛生手数料	31,751	33,164	△1,413

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
4 住宅使用料	1,917	町営住宅	1,917
5 公園使用料	27	公園占用料	27
1 駐車場使用料	100,899	駐車場使用料	100,899
1 社会教育施設 使用料	5,722	公民館 町民会館 体育施設 運動公園照明施設 総合体育館 学校開放施設 尾州廻船主内田家入館料	759 319 537 118 3,026 435 528

1 総務管理手数料	100	複写	100
2 徴税手数料	942	税務証明 閲覧	742 200
3 戸籍住民基本 台帳手数料	6,333	戸籍関係等	6,333
1 社会福祉手数料	25	在宅老人短期宿泊事業	25
1 保健衛生手数料	966	犬の登録・注射済票交付	966
2 清掃手数料	892	し尿汲取 一般廃棄物処理業許可	856 36

1 3 款 使用料及び手数料

1 3 款 使用料及び手数料

2 項 手数料

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
4 農林水産業手数料	45	45	0
5 土木手数料	5	5	0
計	39,201	40,411	△1,210

1 4 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	336,454	311,411	25,043
2 衛生費国庫負担金	290	730	△440
計	336,744	312,141	24,603

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
3 ごみ処理手数料	29,893	指定ごみ袋売捌金 粗大ごみ処理	29,425 468
1 農業手数料	1	農業証明	1
2 水産手数料	44	船員手帳交付・書換 船員手帳訂正及び諸証明 船員法一般証明 その他諸証明	29 1 13 1
1 土木手数料	1	諸証明	1
2 都市計画手数料	4	屋外広告物許可 都市計画関係証明 優良宅地等認定申請	2 1 1

1 社会福祉費負担金	207,796	国民健康保険保険基盤安定負担金 未就学児均等割保険税負担金 産前産後保険税負担金 障害者総合支援給付費 障害者自立支援医療費 障害児施設措置費(給付費等) 介護保険低所得者保険料軽減負担金	22,500 1,700 200 158,309 6,156 9,864 9,067
2 児童福祉費負担金	128,658	子どものための教育・保育給付費 児童手当支給費	15,566 113,092
1 保健衛生費負担金	290	未熟児養育医療費	290

1 3 款 使用料及び手数料 1 4 款 国庫支出金

1 4 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 総務費国庫補助金	108,288	18,893	89,395
2 民生費国庫補助金	26,711	15,328	11,383
3 衛生費国庫補助金	9,816	26,404	△16,588
4 商工費国庫補助金	348,659	0	348,659
5 土木費国庫補助金	2,492	2,840	△348
6 教育費国庫補助金	33,562	29,594	3,968

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 総務管理費補助金	99,411	空き家対策総合支援事業費	5,073
		地方創生推進交付金	1,785
		物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	51,000
		デジタル基盤改革支援事業費	41,553
2 戸籍住民基本台帳費補助金	8,877	個人番号カード交付事務費	8,877
1 社会福祉費補助金	4,231	地域生活支援事業費	4,231
2 児童福祉費補助金	22,480	子ども・子育て支援交付金	8,597
		子育てのための施設等利用給付交付金	222
		出産・子育て応援交付金	4,031
		母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業費	5,209
		母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業費	4,181
		児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金	240
1 保健衛生費補助金	9,816	浄化槽整備事業費	7,603
		緊急風しん抗体検査等事業費	224
		母子保健衛生費	1,989
1 商工費補助金	348,659	デジタル田園都市国家構想交付金	348,659
1 住宅費補助金	1,535	住宅・建築物耐震改修等事業費	1,535
2 土木費補助金	957	デジタル田園都市国家構想交付金	957
1 教育総務費補助金	6,840	離島高校生修学支援費	6,840
2 小学校費補助金	469	特別支援教育就学奨励費	469
3 中学校費補助金	26,063	特別支援教育就学奨励費	354
		へき地児童生徒援助費	25,709

1 4 款 国庫支出金

1 4 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
計	529,528	93,059	436,469

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
4 保健体育費補助金	190	へき地児童生徒援助費	190

1 4 款 国庫支出金

3 項 委託金

1 総務費委託金	831	902	△71
2 民生費委託金	4,905	5,025	△120
計	5,736	5,927	△191

1 総務管理費委託金	20	自衛官募集事務費	20
2 戸籍住民基本台帳費委託金	811	中長期在留者住居地届出等事務費	811
1 社会福祉費委託金	4,870	国民年金等事務交付金 年金生活者支援給付金事務交付金	4,800 70
2 児童福祉費委託金	35	特別児童扶養手当事務取扱費	35

1 5 款 県支出金

1 項 県負担金

1 民生費県負担金	267,959	235,534	32,425
-----------	---------	---------	--------

1 社会福祉費負担金	233,764	国民健康保険保険基盤安定負担金 後期高齢者医療保険基盤安定負担金 未就学児均等割軽減分負担金 産前産後保険税負担金 行旅死亡人取扱費 障害者総合支援給付費 障害者自立支援医療費 障害児施設措置費(給付費等) 民生委員・児童委員活動等費用弁償費 介護保険低所得者保険料軽減負担金	76,500 61,339 850 100 202 79,154 3,078 4,932 3,076 4,533
2 児童福祉費負担金	34,195	施設型教育・保育給付費等 児童手当支給費	7,161 26,923

1 4 款 国庫支出金 1 5 款 県支出金

15 款 県支出金

1 項 県負担金

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
2 衛生費県負担金	145	23	122
計	268,104	235,557	32,547

15 款 県支出金

2 項 県補助金

1 総務費県補助金	19,332	19,047	285
2 民生費県補助金	76,882	129,229	△52,347
3 衛生費県補助金	15,457	17,214	△1,757

(△印は減)(単位:千円)

節		区 分	金 額	説 明
				子育て支援施設等利用給付費 111
1 保健衛生費負担金	145			未熟児養育医療費 145

1 総務管理費補助金	19,332	空家等対策推進事業費 2,075 離島航路補助事業費 10,127 首都圏人材確保支援事業費 750 元気な愛知の市町村づくり補助金 6,132 自主防犯活動促進事業費 248
1 社会福祉費補助金	66,793	障害者医療費 9,978 子ども医療費 9,286 母子家庭等医療費 6,594 精神障害者医療費 5,062 後期高齢者福祉医療費 30,971 地域生活支援事業費 2,115 共同生活援助支援事業費 828 重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費 30 軽度・中等度難聴児支援事業費 25 老人クラブ運営事業費 1,609 介護人材資質向上事業費 157 低所得者利用者負担軽減制度事業費 138
2 児童福祉費補助金	10,089	第三子保育料無料化等事業費 828 地域子ども・子育て支援事業費 6,348 出産・子育て応援交付金 1,182 保育環境改善等事業費 686 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業費 1,045
1 保健衛生費補助金	15,457	浄化槽設置整備事業費 2,933 あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業費 1,099

15 款 県支出金

15款 県支出金

2項 県補助金

目	本年度予算額	前年度予算額	比較
4 農林水産業費県補助金	313,615	100,164	213,451
5 商工費県補助金	38,000	0	38,000
6 土木費県補助金	33,229	45,018	△11,789

(△印は減)(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
		海岸漂着物等地域対策推進事業費	10,126
		住宅用地球温暖化対策設備導入促進費	573
		健康増進事業費	517
		風しんワクチン接種事業費	8
		骨髄提供者助成事業費	70
		がん患者アピアランスケア支援事業費	50
		若年がん患者在宅療養支援事業費	81
1 農業費補助金	127,860	農業委員会費	1,895
		水田農業経営所得安定対策事業費	172
		経営体育成支援事業費	15,000
		環境保全型農業推進事業費	4,110
		農業人材強化総合支援事業費	17,400
		農地集積・集約化対策事業費	245
		土地改良事業費	5,700
		農業農村多面的機能支払事業費	7,729
		地域計画策定推進緊急対策事業費(市町村推進事業)	9,664
		地域計画策定推進緊急対策事業費(農業委員会推進事業)	2,195
		みどりの食料システム戦略推進事業費	6,000
		農山漁村発イノベーション整備事業費	52,250
		経営継承発展支援事業費	500
		農山漁村発イノベーション推進事業費	5,000
2 林業費補助金	11,538	里山林整備事業費	11,538
3 水産業費補助金	174,217	水産業強化支援事業費	151,057
		のり養殖食害防止対策事業費	3,600
		漁業生産力強化総合対策事業費	7,760
		漁港海岸改良事業費	5,300
		漁港整備事業費	6,500
1 商工費補助金	38,000	観光施設整備補助事業費	17,000
		げんき商店街推進事業費	21,000
1 道路橋りょう費補助金	31,500	社会資本整備総合交付金	15,000
		道路改築事業費	8,250
		道路メンテナンス事業費	8,250

15款 県支出金



15 款 県支出金

2 項 県補助金

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
7 消防費県補助金	5,070	4,854	216
8 教育費県補助金	1,737	2,270	△533
計	503,322	317,796	185,526

15 款 県支出金

3 項 委託金

1 総務費委託金	30,033	41,104	△11,071
2 民生費委託金	26	66	△40

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 都市計画費補助金	961	土地取引規制等事務費	10
		国土調査事業費	951
3 住宅費補助金	768	住宅・建築物安全ストック形成事業費(耐震診断)	118
		住宅・建築物安全ストック形成事業費(耐震改修)	650
1 消防費補助金	5,070	南海トラフ地震等対策事業費	2,867
		篠島照浜消火栓移設工事費補償金	1,905
		消防団加入促進事業費	298
1 教育総務費補助金	1,737	離島航路補助事業費	540
		「ふるさと 出会いの創造」推進事業費	200
		スクールソーシャルワーカー活用事業費	997

1 徴税費委託金	26,631	個人県民税徴収取扱費	26,631
2 戸籍住民基本台帳費委託金	88	人口動態調査事務費	23
		県人口動向調査事務費	65
3 選挙費委託金	5	在外選挙人名簿登録事務費	5
4 統計調査費委託金	3,309	統計調査員確保対策事業費	25
		経済センサス調査区管理費	10
		学校基本調査費	7
		農林業センサス調査費	2,000
		国勢調査(調査区設定)費	127
1 社会福祉費委託金	26	遺族援護法事務費	26

15 款 県支出金

15款 県支出金

3項 委託金

目	本年度予算額	前年度予算額	比較
3 衛生費委託金	12	12	0
4 農林水産業費委託金	12	12	0
5 土木費委託金	614	636	△22
6 消防費委託金	1,892	1,781	111
7 教育費委託金	315	135	180
計	32,904	43,746	△10,842

15款 県支出金

4項 県交付金

1 市町村移譲事務交付金	772	512	260
計	772	512	260

16款 財産収入

1項 財産運用収入

1 財産貸付収入	2,536	2,572	△36
2 利子及び配当金	2,806	1,324	1,482

(△印は減)(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
1 保健衛生費委託金	12	地下水位調査費	12
1 水産業費委託金	12	流油防止資器材保管倉庫管理費	12
1 土木管理費委託金	614	港湾統計調査費	56
		篠島前浜海岸トイレ管理費	558
1 消防費委託金	1,892	県樋門操作費	1,892
1 教育総務費委託金	315	キャリアプロジェクト事業費	65
		道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業費	250

1 市町村移譲事務交付金	772	市町村移譲事務交付金	772
--------------	-----	------------	-----

1 土地建物貸付収入	2,536	駐在所用地貸付料	447
		普通財産貸付料	264
		豊浜商工会事務所用地貸付料	19
		知多南部卸売市場駐車場等用地貸付料	124
		教職員住宅貸付料	1,682
1 利子及び配当金	2,806	財政調整基金利子	1,677
		減債基金利子	1
		都市計画事業基金利子	497
		中学校図書購入基金利子	10
		高齢者福祉基金利子	4

15款 県支出金 16款 財産収入

16 款 財産収入

1 項 財産運用収入

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
計	5,342	3,896	1,446

(△印は減) (単位:千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		公共施設等整備基金利子	566
		森林環境譲与税基金利子	1
		株配当金	50

16 款 財産収入

2 項 財産売払収入

1 不動産売払収入	3	3	0
2 物品売払収入	1	1	0
計	4	4	0

1 土地売払収入	1	土地売払収入	1
2 建物売払収入	1	建物売払収入	1
3 その他不動産 売払収入	1	その他不動産売払収入	1
1 物品売払収入	1	物品売払収入	1

17 款 寄附金

1 項 寄附金

1 一般寄附金	400,002	401,001	△999
2 商工費寄附金	240	396	△156
計	400,242	401,397	△1,155

1 一般寄附金	1	一般寄附金	1
2 ふるさと納税	400,000	ふるさと納税	400,000
3 企業版ふるさと納税	1	企業版ふるさと納税	1
1 商工費寄附金	240	観光施設維持管理費寄附金	240

16 款 財産収入 17 款 寄附金

18款 繰入金

1項 基金繰入金

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 財政調整基金繰入金	304,904	225,830	79,074
2 公共施設等整備基金繰入金	70,164	39,700	30,464
3 都市計画事業基金繰入金	15,900	15,900	0
4 師崎港観光センター周辺整備運営事業基金繰入金	78,816	0	78,816
計	469,784	281,430	188,354

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 財政調整基金繰入金	304,904	財政調整基金繰入金	304,904
1 公共施設等整備基金繰入金	70,164	公共施設等整備基金繰入金	70,164
1 都市計画事業基金繰入金	15,900	都市計画事業基金繰入金	15,900
1 師崎港観光センター周辺整備運営事業基金繰入金	78,816	師崎港観光センター周辺整備運営事業基金繰入金	78,816

18款 繰入金

2項 特別会計繰入金

1 国民健康保険特別会計繰入金	1	1	0
2 後期高齢者医療特別会計繰入金	1	1	0
3 介護保険特別会計繰入金	1	1	0
計	3	3	0

1 国民健康保険特別会計繰入金	1	国民健康保険特別会計繰入金	1
1 後期高齢者医療特別会計繰入金	1	後期高齢者医療特別会計繰入金	1
1 介護保険特別会計繰入金	1	介護保険特別会計繰入金	1

19款 繰越金

1項 繰越金

1 繰越金	50,000	50,000	0
計	50,000	50,000	0

1 繰越金	50,000	繰越金	50,000
-------	--------	-----	--------

18款 繰入金 19款 繰越金

20款 諸収入

1項 延滞金及び過料

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 延滞金	2,500	3,500	△1,000
2 過料	1	1	0
計	2,501	3,501	△1,000

20款 諸収入

2項 町預金利子

1 町預金利子	5	5	0
計	5	5	0

20款 諸収入

3項 貸付金元利収入

1 貸付金元利収入	15,300	15,300	0
計	15,300	15,300	0

20款 諸収入

4項 雑入

1 滞納処分費	1	1	0
2 過年度収入	1	1	0
3 雑入	172,497	178,885	△6,388

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 延滞金	2,500	町税滞納延滞金	2,500
1 過料	1	過料	1

1 町預金利子	5	金融機関等預金利子	5
---------	---	-----------	---

1 貸付金元利収入	15,300	勤労者住宅資金預託金返済金	300
		小規模企業等振興資金預託金返済金	15,000

1 滞納処分費	1	滞納処分費	1
1 過年度収入	1	過年度収入	1
1 総務費雑入	31,529	組合等派遣職員人件費返還金	11,872
		会計年度任用職員等雇用保険料被保険者負担金	1,462
		生命保険取扱費	611
		総合賠償補償保険金	1
		地方公務員災害補償基金負担金精算金	1
		公衆電話取扱手数料	10
		職員駐車場利用料	1,949
		互助会室自動販売機設置手数料	74
		庁舎自動販売機設置手数料	153
		自動車損害共済金	1

20款 諸収入

20款 諸収入

4項 雑入

目	本年度予算額	前年度予算額	比較

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		建物災害共済金	1
		自動車事故損害賠償保険金	1
		公用車広告掲載料	162
		郵便差出箱用地賃付料	1
		地図案内板設置料	63
		公式ホームページ広告掲載料	120
		広報広告掲載料	325
		総合住民情報システム等利用負担金	3,264
		共済組合メンタルヘルス関連講座助成金	173
		ナンバー再交付料	1
		企画書籍等売捌代金	1
		地域公共交通確保維持改善事業費	11,105
		県証紙売捌手数料	90
		海っ子バスICカード保証金	82
		団体地方公務員賠償責任保険取扱費	6
2 民生費雑入	42,674	後期高齢者医療広域連合受託事業収入	8,040
		福祉医療費高額療養費等返納金	6,000
		第三者行為にかかる福祉医療給付費納付金	1
		後期高齢者歯科健康診査補助金	128
		後期高齢者一体的実施事業補助金	10,398
		福祉用地賃付料	73
		保育所職員給食費徴収金	4,929
		放課後児童クラブ利用料	4,540
		保育実習協力金	40
		保育所主食費徴収金	720
		どんぐり園施設利用料	220
		どんぐり園職員等給食費徴収金	446
		どんぐり園主食費徴収金	38
		放課後児童クラブ利用料滞納繰越分	1
		保育所副食費徴収金	6,690
		福祉敬老フェア負担金	410
3 衛生費雑入	4,622	胃がん検診自己負担金	182
		大腸がん検診自己負担金	150
		子宮頸がん検診自己負担金	58
		乳がん検診自己負担金	66

20款 諸収入

20款 諸収入

4項 雑入

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		前立腺がん検診自己負担金	36
		骨粗しょう症検査自己負担金	75
		ヤング健診自己負担金	250
		ピロリ菌検査自己負担金	66
		子宮頸がん・乳がんセット検診自己負担金	341
		乳幼児歯科健診歯ブラシ代	1
		地域看護学実習指導料	19
		自動車リサイクル法離島対策支援事業出えん金	233
		離島環境衛生センター私用水道料	2
		離島環境衛生センター私用電気料	57
		日間賀島環境衛生センター集落排水私用使用料	2
		指定ごみ袋売捌金	2,295
		エコステーション売捌金	634
		不法投棄未然防止事業協力金	51
		食用廃油売捌金	44
		指定ごみ袋広告掲載料	60
4 農林水産業費 雑入	578	農業者年金業務費	128
		地図売捌代金	3
		青年就農給付金(経営開始型)等返還金	446
		漁港施設維持管理協力金	1
5 商工費雑入	5,135	師崎港観光センター光熱水費	4,671
		小規模企業等振興資金信用保証料補助金返還金	1
		内海商工会館用地借地料	463
6 土木費雑入	11	地図売捌代金	10
		港湾施設維持管理協力金	1
7 消防費雑入	15,836	消防団員退職報償金	12,946
		消防団員等公務災害補償費	1,000
		防火防災訓練災害補償費	10
		戸別受信機売捌代金	60
		消防団員福祉共済事務費等交付金	20
		師崎避難所電気料金等業者使用分	800
		全国町村会災害対策費用保険金	1,000

20款 諸収入

20款 諸収入

4項 雑入

目	本年度予算額	前年度予算額	比較
計	172,499	178,887	△6,388

(△印は減)(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
8 教育費雑入	57,772	旧篠島小学校用地貸付料	65
		ケーブルテレビ視聴料負担金	29
		篠島中学校用地貸付料	72
		町誌等売捌代金	6
		総合体育館自動販売機使用料	265
		郵便差出箱用地貸付料	2
		尾州廻船主内田家グッズ売捌代金	230
		運動公園自動販売機使用料	29
		尾州廻船主内田家報告書等売捌代金	21
		尾州廻船主内田家参加料	90
		梅原猛先生記念誌売捌代金	50
		学校給食費徴収金(小学校分)	31,810
		学校給食費徴収金(中学校分)	21,145
		両島主食配送負担金(県給食会分)	945
		両島主食配送負担金(牛乳分)	900
		廃油売却料	25
地域部活動諸収入	2,050		
資源物売払金	1		
日間賀島地区生徒緊急宿泊自己負担金	37		
9 市町村振興協会交付金	14,340	市町村振興協会基金交付金	8,300
		市町村振興協会新宝くじ交付金	6,040

21款 町債

1項 町債

1 総務債	1,200	5,800	△4,600
2 農林水産業債	57,400	57,800	△400
3 商工債	405,300	0	405,300

1 総務管理債	1,200	防犯対策事業債	1,200
1 農業債	34,500	農業用施設整備事業債	12,000
		県営経営体育成基盤整備事業債	22,500
2 水産業債	22,900	漁港整備事業債	22,900
1 商工債	405,300	観光施設整備事業債	88,800
		師崎港観光センター周辺整備運営事業債	316,500

20款 諸収入 21款 町債



2 1 款 町債

1 項 町債

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
4 土木債	64,400	35,400	29,000
5 消防債	24,900	6,900	18,000
6 臨時財政対策債	18,367	48,714	△30,347
教育債	0	5,200	△5,200
計	571,567	159,814	411,753

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 道路橋りょう債	51,400	道路橋りょう整備事業債	51,400
2 河川債	7,800	急傾斜地崩壊対策事業債 河川改良事業債	3,800 4,000
3 港湾債	700	港湾整備事業債	700
4 都市計画債	4,500	公園照明灯整備事業債 緑地のり面整備事業債	500 4,000
1 消防債	24,900	消防施設整備事業債 消火栓整備事業債	23,300 1,600
1 臨時財政対策債	18,367	臨時財政対策債	18,367

3 歳 出

1 款 議会費

1 項 議会費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	82,512	82,869	△357				82,512

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明	金額
区 分	金 額		
1 報酬	38,336	●議会一般管理費(議会事務局)	5,253
		1報酬	(1,232)
2 給料	8,604	会計年度任用職員報酬 1人	1,232
		3職員手当等	(462)
3 職員手当等	19,002	会計年度任用職員期末手当	462
		7報償費	(6)
4 共済費	13,011	自動車借上謝礼	6
		8旅費	(574)
7 報償費	6	費用弁償	44
		特別旅費	530
8 旅費	574	9交際費	(100)
		交際費	100
9 交際費	100	10需用費	(1,763)
		消耗品費	224
10 需用費	1,763	印刷製本費	1,539
		11役務費	(738)
11 役務費	738	クリーニング代	12
		筆耕翻訳料	726
13 使用料及び賃借料	91	13使用料及び賃借料	(91)
		自動車借上料	16
		船舶借上料	75
18 負担金、補助及び交付金	287	18負担金、補助及び交付金	(287)
		全国離島振興市町村議会議長会負担金	50
		県町村議会議長会負担金	237
		●議員給与費(議会事務局)	60,027
		1報酬	(37,104)
		議員報酬 12人	37,104
		3職員手当等	(12,616)
		議員期末手当	12,616
		4共済費	(10,307)
		議員共済会負担金	10,307
		●職員給与費	17,232
		2給料	(8,604)
		職員給	8,604
		2人	
		3職員手当等	(5,924)

1 款 議会費

1 款 議会費

1 項 議会費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	82,512	82,869	△357	0	0	0	82,512

(△印は減)(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
		管理職手当	672
		扶養手当	78
		通勤手当	374
		時間外勤務手当	98
		期末手当	1,857
		勤勉手当	1,554
		退職手当組合負担金	1,291
		4共済費	(2,704)
		職員共済組合負担金	2,704

2 款 総務費

1 項 総務管理費

1 一般管理費	441,796	384,443	57,353	2,697	17,014	422,085
				県支出金	使用料及び 手数料 100 財産収入 386 諸収入 16,528	

1 報酬	6,328	●総務一般管理費(総務課)	32,172
		1報酬	(2,472)
2 給料	173,351	固定資産評価審査会委員 3人	19
		行政不服審査会委員 4人	26
3 職員手当等	138,593	情報公開・個人情報保護審査会委員 4人	26
		会計年度任用職員報酬 1人	2,401
4 共済費	84,660	3職員手当等	(865)
		会計年度任用職員期末手当	471
5 災害補償費	20	会計年度任用職員勤勉手当	394
		8旅費	(411)
7 報償費	252	費用弁償	161
		普通旅費	78
8 旅費	838	特別旅費	172
		10需用費	(2,553)
9 交際費	400	消耗品費	2,523
		食糧費	30
10 需用費	2,914	11役務費	(8,124)
		郵便料	2,713
11 役務費	9,206	電話料	2,167
		官報情報等検索サービス料	1,093
12 委託料	21,903	町村会総合賠償補償保険料	1,280

1 款 議会費 2 款 総務費

2款 総務費

1項 総務管理費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
13	2,578	コミュニティ活動補償保険料 868 無事故・無違反証明書交付手数料 3 12委託料 (15,145)
18	752	町例規集データベース更新業務委託料 2,444 本庁舎直直業務委託料 5,097 マイクロバス運転業務委託料 608
21	1	電話交換業務委託料 6,072 顧問弁護士委託料 924 13使用料及び賃借料 (2,561)
		有料道路通行料 978 駐車料金 285 自動車借上料 10 船舶借上料 11 印刷機借上料 870 複写機借上料 407 18負担金、補助及び交付金 (40)
		半田安全運転管理協議会負担金 20 知多南部防火危険物安全協会負担金 7 日本公衆電話会負担金 3 平和首長会議負担金 2 防火管理者講習負担金 8 21補償、補填及び賠償金 (1)
		損害賠償金 1 ●職員研修費(総務課) 1,194
		7報償費 (70)
		新規採用職員研修参加報償 70
		8旅費 (319)
		普通旅費 183 特別旅費 136
		10需用費 (17)
		消耗品費 17
		11役務費 (351)
		新規採用職員研修傷害保険料 4 研修講師派遣手数料 347
		12委託料 (6)
		安全運転講習委託料 6

2款 総務費

2款 総務費

1項 総務管理費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		18負担金、補助及び交付金 (431)
		市町村アカデミー研修負担金 10
		研修等負担金 40
		知多5町職員研修協議会負担金 381
		<b>●職員福利厚生費(総務課) 1,983</b>
		1報酬 (130)
		産業医 1人 130
		7報償費 (132)
		産業医面接指導報償 132
		12委託料 (1,672)
		職員健康診断委託料 1,479
		ストレスチェック実施委託料 193
		13使用料及び賃借料 (17)
		船舶借上料 17
		18負担金、補助及び交付金 (32)
		知多5町職員競技大会参加負担金 32
		<b>●人事関係費(総務課) 42,377</b>
		1報酬 (3,726)
		報酬等審議会委員 7人 89
		会計年度任用職員報酬 2人 3,637
		3職員手当等 (1,482)
		会計年度任用職員期末手当 807
		会計年度任用職員勤勉手当 675
		4共済費 (30,187)
		会計年度任用職員雇用保険料 3,500
		会計年度任用職員社会保険料 16,209
		会計年度任用職員等労災保険料 678
		会計年度任用職員共済組合負担金 9,800
		5災害補償費 (20)
		公務災害補償費 20
		7報償費 (50)
		自治功労者表彰記念品 50
		8旅費 (108)
		費用弁償 108
		9交際費 (400)
		交際費 400

2款 総務費

2款 総務費

1項 総務管理費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 文書広報費	8,606	13,640	△5,034			375 財産収入 50	8,231

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		10需用費 (344)
		消耗品費 314
		印刷製本費 30
		11役務費 (731)
		災害対策費用保険料 544
		勤怠管理システム保守手数料 187
		12委託料 (5,080)
		公平事務委託料 97
		勤怠管理システム導入業務委託料 4,983
		18負担金、補助及び交付金 (249)
		町村会負担金 249
		●特別職及び職員給与費 364,070
		2給料 (173,351)
		職員給 173,351
		51人
		3職員手当等 (136,246)
		管理職手当 5,838
		扶養手当 5,454
		住居手当 2,565
		通勤手当 3,862
		時間外勤務手当 9,346
		休日勤務手当 94
		宿直手当 1,252
		期末手当 39,908
		勤勉手当 28,412
		児童手当 9,500
		退職手当組合負担金 30,015
		4共済費 (54,473)
		職員共済組合負担金 51,362
		常勤職員公務災害補償負担金 1,128
		再任用職員社会保険料 1,706
		再任用職員雇用保険料 277
7 報償費	2	●広報広聴事業費(総務課) 8,606
		7報償費 (2)
8 旅費	9	広報協力者謝礼 2

2款 総務費

2款 総務費

1項 総務管理費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
						諸収入 325	
3 財政管理費	254,922	241,001	13,921				254,922

(△印は減)(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
10 需用費	5,940	8旅費	(9)
		普通旅費	9
12 委託料	2,640	10需用費	(5,940)
		消耗品費	26
18 負担金、補助 及び交付金	15	印刷製本費	5,914
		12委託料	(2,640)
		ケーブルテレビ行政情報制作委託料	2,640
		18負担金、補助及び交付金	(15)
		日本広報協会負担金	15
1 報酬	1,819	● <b>財政一般管理費(企画財政課)</b>	<b>1,720</b>
		8旅費	(11)
3 職員手当等	742	普通旅費	11
		10需用費	(59)
8 旅費	261	消耗品費	59
		12委託料	(1,650)
10 需用費	241	公会計財務書類作成支援業務委託料	1,650
		● <b>ふるさと納税事業費(成長戦略室)</b>	<b>253,202</b>
11 役務費	14,111	1報酬	(1,819)
		会計年度任用職員報酬 1人	1,819
12 委託料	237,748	3職員手当等	(742)
		会計年度任用職員期末手当	404
		会計年度任用職員勤勉手当	338
		8旅費	(250)
		費用弁償	51
		普通旅費	28
		特別旅費	171
		10需用費	(182)
		消耗品費	16
		印刷製本費	166
		11役務費	(14,111)
		郵便料	3,079
		広告料	4,400
		クレジット決済等手数料	6,632
		12委託料	(236,098)
		ふるさと南知多応援寄附金取扱業務委託料	236,098

2款 総務費

2款 総務費

1項 総務管理費

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4 会計管理費	3,446	2,501	945			90 諸収入	3,356
5 財産管理費	31,536	40,320	△8,784			14 財産収入 1 諸収入 13	31,522

節		説明
区分	金額	
8 旅費	7	●会計一般管理費(会計課) 8旅費 (7)
10 需用費	50	普通旅費 7 10需用費 (50)
11 役務費	3,389	消耗品費 50 11役務費 (3,389) 郵便振替取扱手数料 18 指定金融機関出納事務取扱手数料 1,870 振込組戻手数料 22 再振込手数料 38 ネットバンク利用料 66 振込手数料 1,375
10 需用費	17,110	●財産一般管理費(総務課) 10需用費 (4,516)
11 役務費	8,683	消耗品費 30 燃料費 2,028
12 委託料	5,415	修繕料 2,458
11 役務費		11役務費 (4,576)
13 使用料及び賃借料	68	自動車保険料 753 公共公用建物共済保険料 3,823
17 備品購入費	50	17備品購入費 (50) 庁用備品 50
26 公課費	210	26公課費 (210) 自動車重量税 210
		●庁舎等維持管理費(総務課) 22,184
		10需用費 (12,594) 消耗品費 205 燃料費 1,627 光熱水費 9,262 修繕料 1,500
		11役務費 (4,107) 草刈手数料 130 電力デマンド監視業務手数料 47 クリーニング代 120 植木せん定手数料 392

2款 総務費



2款 総務費

1項 総務管理費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
6 検査管財費	3,809	3,459	350			2,744 使用料及び 手数料 2,416 財産収入 328	1,065

(△印は減)(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
		防火設備保守点検手数料	139
		浄化槽保守点検手数料	529
		浄化槽清掃手数料	159
		浄化槽法定検査手数料	27
		電話交換機保守点検手数料	613
		受水槽・高架水槽清掃手数料	138
		非常用放送設備定期点検手数料	21
		誘導灯設備定期点検手数料	28
		簡易専用水道検査手数料	19
		自動扉保守点検手数料	176
		保健センター空調設備保守点検手数料	614
		保健センター昇降機保守点検手数料	767
		排水管清掃手数料	67
		議場音響等設備保守点検手数料	121
		12委託料	(5,415)
		電気保安業務委託料	296
		庁舎清掃委託料	3,456
		産業廃棄物等収集運搬処分委託料	1,580
		害獣等駆除委託料	83
		13使用料及び賃借料	(68)
		テレビ受信料	38
		ケーブルテレビ視聴料	30
1 報酬	1,299	●検査事務費(企画財政課)	3,470
		1報酬	(1,299)
3 職員手当等	531	会計年度任用職員報酬 1人	1,299
		3職員手当等	(531)
8 旅費	109	会計年度任用職員期末手当	289
		会計年度任用職員勤勉手当	242
10 需用費	29	8旅費	(100)
		費用弁償	51
11 役務費	200	普通旅費	49
		10需用費	(9)
12 委託料	110	消耗品費	9
		18負担金、補助及び交付金	(1,531)
		あいち電子自治体推進協議会負担金(電子入札)	1,531

2款 総務費

2款 総務費

1項 総務管理費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
7 基金費	5,350	3,469	1,881			5,346 地方譲与税 2,600 財産収入 2,746	4
8 企画費	29,226	38,627	△9,401	11,912 国庫支出金 1,785 県支出金 10,127		1 諸収入	17,313

(△印は減)(単位:千円)

区分	金額	説明	
		項目	金額
18 負担金、補助 及び交付金	1,531	●管財事務費(企画財政課)	339
		8旅費	(9)
		普通旅費	9
		10需用費	(20)
		消耗品費	20
		11役務費	(200)
		草刈手数料	200
		12委託料	(110)
		館崎天神山駐車場業務委託料	110
24 積立金	5,350	●基金積立金(企画財政課)	5,350
		24積立金	(5,350)
		財政調整基金積立金	1,678
		減債基金積立金	1
		都市計画事業基金積立金	498
		高齢者福祉基金積立金	5
		公共施設等整備基金積立金	567
		森林環境譲与税基金積立金	2,601
1 報酬	504	●一般企画費(企画財政課)	1,827
		1報酬	(504)
7 報償費	419	総合計画審議会委員 20人	504
		7報償費	(352)
8 旅費	337	企画振興謝礼	352
		8旅費	(161)
10 需用費	226	費用弁償	47
		普通旅費	49
11 役務費	136	特別旅費	65
		10需用費	(132)
13 使用料及び賃 借料	121	消耗品費	65
		食糧費	67
		11役務費	(118)
18 負担金、補助 及び交付金	27,483	郵便料	83
		姉妹都市交流事業保険料	35
		13使用料及び賃借料	(65)
		船舶借上料	44

2款 総務費

2款 総務費

1項 総務管理費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		交流事業入場料 21
		18負担金、補助及び交付金 (495)
		リニア中央新幹線建設促進県期成同盟会負担金 3
		県国際交流協会負担金 10
		市町会負担金 62
		県産業立地推進協議会負担金 20
		空港を核とした知多地域振興協議会負担金 50
		産業まつりテント等使用料負担金 250
		姉妹都市等宿泊助成事業補助金 100
		<b>●離島振興費(成長戦略室) 22,240</b>
		8旅費 (153)
		普通旅費 50
		特別旅費 103
		10需用費 (66)
		消耗品費 7
		印刷製本費 59
		11役務費 (18)
		運搬料 18
		13使用料及び賃借料 (56)
		船舶借上料 11
		会場資材借上料 45
		18負担金、補助及び交付金 (21,947)
		全国離島振興協議会負担金 337
		日本離島センター負担金 12
		離島振興懇談会運営協議会会費 50
		離島交通費助成事業補助金 21,548
		<b>●まちづくり推進事業費(成長戦略室) 5,159</b>
		7報償費 (67)
		まちづくり講師等報償 67
		8旅費 (23)
		普通旅費 23
		10需用費 (28)
		消耗品費 25
		食糧費 3
		18負担金、補助及び交付金 (5,041)
		地域活性化センター負担金 70

2款 総務費

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
9 電算管理費	137,832	106,197	31,635	40,020 国庫支出金 39,441 県支出金 579		3,384 諸収入	94,428
10 交通安全対策費	9,538	11,112	△1,574	1,000 県支出金	1,200 町債		7,338

(△印は減)(単位:千円)

節		説明	金額
区分	金額		
		まちづくり協議会事業費補助金	1,400
		まちづくり協議会活動運営費補助金	3,571
8 旅費	18	●電算一般管理費(総務課)	137,832
		8旅費	(18)
10 需用費	2,327	普通旅費	18
		10需用費	(2,327)
11 役務費	22,705	消耗品費	2,227
		修繕料	100
12 委託料	49,804	11役務費	(22,705)
		インターネット使用料	1,754
13 使用料及び賃借料	56,968	電算機及び周辺装置保守手数料	10,425
		磁気テープ保管料	125
		行政情報系システム保守手数料	9,669
18 負担金、補助及び交付金	6,010	L G W A Nアクセス回線使用料	732
		12委託料	(49,804)
		総合住民情報システム運用支援委託料	9,504
		番号制度導入に向けた総合住民情報システム等改修業務委託料	858
		標準準拠システム移行分析・設計委託料	39,442
		13使用料及び賃借料	(56,968)
		ソフトウェアライセンス等使用料	1,260
		総合住民情報システム使用料	18,480
		自治体メール配信サービス使用料	723
		電算機及び周辺装置借上料	36,294
		L G W A N接続ルータ使用料	111
		自治体情報セキュリティ向上プラットフォーム利用料	100
		18負担金、補助及び交付金	(6,010)
		あいち電子自治体推進協議会負担金	509
		地方公共団体情報システム機構負担金	3,146
		あいち情報セキュリティクラウド運用負担金	2,355
1 報酬	3,335	●交通安全推進費(防災危機管理室)	947
		7報償費	(596)
3 職員手当等	1,251	交通安全推進員謝礼	306
		交通安全テント基地協力者謝礼	2
7 報償費	596	運転免許証自主返納者謝礼	288

2 款 総務費

2款 総務費

1項 総務管理費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	

(△印は減)(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
8 旅費	155	8旅費	(16)
		普通旅費	16
10 需用費	3,142	10需用費	(204)
		消耗品費	75
11 役務費	40	食糧費	13
		被服費	116
13 使用料及び賃借料	87	11役務費	(18)
		運搬料	3
		クリーニング代	15
14 工事請負費	830	13使用料及び賃借料	(11)
		船舶借上料	11
18 負担金、補助及び交付金	102	18負担金、補助及び交付金	(102)
		東知多交通安全推進連絡協議会負担金	92
		半田交通安全協会南知多支部賛助金	10
		●交通安全施設整備費 (防災危機管理室)	830
		14工事請負費	(830)
		カーブミラー新設工事	330
		区画線工、カラー舗装工	500
		●交通安全施設維持管理費 (防災危機管理室)	3,032
		10需用費	(2,934)
		光熱水費	976
		修繕料	1,958
		11役務費	(22)
		放置自転車等処分手数料	22
		13使用料及び賃借料	(76)
		内海駅高架下駐輪場用地借地料	76
		●交通指導員設置費 (防災危機管理室)	4,729
		1報酬	(3,335)
		会計年度任用職員報酬 3人	3,335
		3職員手当等	(1,251)
		会計年度任用職員期末手当	681
		会計年度任用職員勤勉手当	570
		8旅費	(139)
		費用弁償	139
		10需用費	(4)
		消耗品費	4

2款 総務費

2款 総務費

1項 総務管理費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
11 サービスセンター費	36,727	28,033	8,694				36,727
12 自治振興費	25,439	25,441	△2				25,439
13 防犯対策費	13,815	10,437	3,378	8,146 国庫支出金			5,669 5,073 県支出金 3,073

(△印は減)(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	23,089	●サービスセンター一般管理費(総務課)	36,727
		1報酬	(23,089)
3 職員手当等	9,021	会計年度任用職員報酬 15人	23,089
		3職員手当等	(9,021)
8 旅費	234	会計年度任用職員期末手当	4,911
		会計年度任用職員勤勉手当	4,110
10 需用費	400	8旅費	(234)
		費用弁償	234
11 役務費	640	10需用費	(400)
		消耗品費	20
12 委託料	1,500	燃料費	239
		修繕料	141
14 工事請負費	1,843	11役務費	(640)
		電話料	408
		運搬料	172
		自動車保険料	60
		12委託料	(1,500)
		サービスセンター移転業務委託料	1,500
		14工事請負費	(1,843)
		住基システム等設置工事	800
		事務室移転等工事	1,043
7 報償費	5,433	●自治振興費(総務課)	25,439
		7報償費	(5,433)
18 負担金、補助及び交付金	20,006	区長報償	5,433
		18負担金、補助及び交付金	(20,006)
		地区活動助成費	20,006
1 報酬	101	●防犯対策費(防災危機管理室)	1,642
		8旅費	(16)
8 旅費	81	普通旅費	16
		10需用費	(149)
10 需用費	183	消耗品費	18
		燃料費	60
11 役務費	91	光熱水費	50
		修繕料	21

2款 総務費

2款 総務費

1項 総務管理費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
14 公共交通対策事業費	95,282	113,933	△18,651			11,187 諸収入	84,095

(△印は減)(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
12 委託料	1,848	11 役務費	(16)
		自動車保険料	16
13 使用料及び賃借料	51	13 使用料及び賃借料	(51)
		防犯カメラネットワーク利用料	51
18 負担金、補助及び交付金	11,460	18 負担金、補助及び交付金	(1,410)
		半田防犯協会連合会負担金	153
		暴力追放半田知多郡連絡協議会分担金	30
		防犯灯設置費補助金	852
		防犯カメラ設置費補助金	300
		特殊詐欺防止装置購入費補助金	75
		●空家等対策事業費(成長戦略室)	12,173
		1 報酬	(101)
		空家等対策協議会委員 4人	101
		8 旅費	(65)
		費用弁償	17
		普通旅費	48
		10 需用費	(34)
		消耗品費	34
		11 役務費	(75)
		郵便料	75
		12 委託料	(1,848)
		特定空家等候補調査業務委託料	515
		空き家バンク物件登録支援業務委託料	1,333
		18 負担金、補助及び交付金	(10,050)
		特定空家等対策支援事業補助金	8,000
		空き家対策総合支援事業補助金	300
		首都圏人材確保支援事業補助金	1,000
		空き家バンク制度補助金	750
7 報償費	200	●公共交通対策事業費(成長戦略室)	95,282
		7 報償費	(200)
8 旅費	17	海っ子バスイベント出展報償	20
		地域公共交通活性化・再生協議会学識経験者謝礼	180
10 需用費	470	8 旅費	(17)
		普通旅費	17
12 委託料	70,178	10 需用費	(470)

2款 総務費

2款 総務費

1項 総務管理費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
15 諸費	48,843	43,282	5,561	20 国庫支出金			48,823
計	1,146,167	1,065,895	80,272	63,795	1,200	40,155	1,041,017

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
13 使用料及び賃借料	22	消耗品費 133 印刷製本費 337 12委託料 (70,178)
18 負担金、補助及び交付金	24,204	海っ子バス運行委託料 70,178 13使用料及び賃借料 (22) 船舶借上料 22
22 償還金、利子及び割引料	191	18負担金、補助及び交付金 (24,204) 地域公共交通活性化・再生総合事業推進業務負担金 6,534 海っ子バス通学定期券購入補助金 13,938 小中学生海っ子バス運賃補助金 3,732 22償還金、利子及び割引料 (191) 海っ子バスICカード保証金返還金 191
7 報償費	82	<b>●水道事業対策費(企画財政課)</b> 48,701 18負担金、補助及び交付金 (48,701)
8 旅費	11	水道施設整備事業費補助金(離島分) 9,121 水道事業運営費補助金(離島分) 39,580
10 需用費	23	<b>●自衛官募集事務費(防災危機管理室)</b> 20 8旅費 (7)
18 負担金、補助及び交付金	48,727	普通旅費 7 10需用費 (13) 消耗品費 13 <b>●人権行政相談事務費(住民福祉課)</b> 122 7報償費 (82) 人権擁護委員等報償 82 8旅費 (4) 普通旅費 4 10需用費 (10) 消耗品費 10 18負担金、補助及び交付金 (26) 半田人権擁護委員協議会負担金 26



2款 総務費

2項 徴税費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 税務総務費	95,512	96,844	△1,332	26,631		943	67,938
				県支出金		使用料及び 手数料 942	
						諸収入 1	

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	2,553	●税務一般管理費(税務課) 1報酬 (2,553)
2 給料	41,164	会計年度任用職員報酬 2人 2,553
3 職員手当等	29,946	3職員手当等 (795)
4 共済費	12,312	会計年度任用職員期末手当 433
8 旅費	182	会計年度任用職員勤勉手当 362
10 需用費	176	8旅費 (182)
11 役務費	35	費用弁償 76
12 委託料	207	普通旅費 106
18 負担金、補助及び交付金	2,337	10需用費 (176)
22 償還金、利子及び割引料	6,600	消耗品費 128
		印刷製本費 48
		11役務費 (35)
		電話料 35
		12委託料 (207)
		軽自動車税環境性能割徴収取扱費委託料 207
		18負担金、補助及び交付金 (2,337)
		半田税務推進協議会分担金 2
		軽自動車税課税資料取扱費分担金 163
		資産評価システム研究センター負担金 45
		地方税共同機構負担金 1,619
		知多地方税滞納整理機構負担金 500
		軽自動車税県外転出課税資料収集業務分担金 8
		22償還金、利子及び割引料 (6,600)
		町税等還付金 6,500
		町税還付加算金 100
		●職員給与費 82,627
		2給料 (41,164)
		職員給 41,164
		12人
		3職員手当等 (29,151)
		管理職手当 1,752
		扶養手当 354
		住居手当 1,800
		通勤手当 1,266
		時間外勤務手当 2,068

2款 総務費

2款 総務費

2項 徴税費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 賦課徴収費	30,679	28,011	2,668			1 諸収入	30,678

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		休日勤務手当 50 期末手当 8,568 勤勉手当 7,118 退職手当組合負担金 6,175 4共済費 (12,312) 職員共済組合負担金 12,312
10 需用費	1,842	<b>●町民税賦課事務費(税務課) 10,095</b> 10需用費 (266)
11 役務費	5,301	消耗品費 12 印刷製本費 254
12 委託料	20,129	11役務費 (1,159) 郵便料 1,158 還付金送付為替手数料 1
13 使用料及び賃借料	3,407	12委託料 (6,161) 森林環境税創設対応システム改修業務委託料 1,804 定額減税対応システム改修業務委託料 3,740 町民税課税業務電算委託料 551 申告書類等共同発送事務委託料 66
		13使用料及び賃借料 (2,509) エルタックス審査システム利用料 2,509
		<b>●固定資産税賦課事務費(税務課) 15,536</b> 10需用費 (20)
		消耗品費 20
		11役務費 (1,442)
		郵便料 1,112 固定資産税情報検索システム保守手数料 330
		12委託料 (13,176)
		固定資産税課税業務電算委託料 125 土地家屋管理図補正業務委託料 2,948 土地評価替え業務委託料 8,283 鑑定評価価格時点修正業務委託料 437 太陽光発電施設用地時点修正業務委託料 374 太陽光発電施設用地鑑定評価業務委託料 451 衛星画像調達業務委託料 558
		13使用料及び賃借料 (898)

2款 総務費

2款 総務費

2項 徴税費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
計	126,191	124,855	1,336	26,631	0	944	98,616

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		家屋評価計算機器借上料 898
		●諸税賦課事務費(税務課) 1,036
		10需用費 (44)
		消耗品費 44
		11役務費 (505)
		郵便料 505
		12委託料 (487)
		軽自動車保有情報電子化システム改修業務委託料 413
		軽自動車情報提供委託料 74
		●町税徴収費(税務課) 4,012
		10需用費 (1,512)
		消耗品費 34
		印刷製本費 1,478
		11役務費 (2,195)
		郵便料 696
		町税収納取扱手数料 682
		預金照会手数料 6
		インターネット公売手数料 30
		差押取立金納付手数料 9
		町税コンビニ収納取扱手数料 772
		12委託料 (305)
		公売に伴う不動産等鑑定委託料 305

2款 総務費

3項 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	70,620	56,178	14,442	11,888 国庫支出金 11,800 県支出金 88	6,333 使用料及び 手数料	52,399
-------------	--------	--------	--------	---	-----------------------	--------

1 報酬	4,936	●戸籍住民基本台帳一般管理費(住民福祉課) 27,878
		1報酬 (4,936)
2 給料	20,718	会計年度任用職員報酬 3人 4,936
		3職員手当等 (2,012)
3 職員手当等	17,450	会計年度任用職員期末手当 1,095
		会計年度任用職員勤勉手当 917
4 共済費	6,586	8旅費 (479)
		費用弁償 451

2款 総務費

2款 総務費

3項 戸籍住民基本台帳費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	

(△印は減)(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
8 旅費	479	普通旅費	28
		10需用費	(793)
10 需用費	793	消耗品費	601
		印刷製本費	192
11 役務費	4,382	11 役務費	(4,382)
		郵便料	447
12 委託料	2,244	電話料	411
		住民基本台帳ネットワークシステム機器保守点検手数料	3,449
13 使用料及び賃借料	11,293	証明等送付為替手数料	20
		電動回転保管庫保守点検手数料	55
		12委託料	(2,244)
18 負担金、補助及び交付金	1,739	戸籍事務遠隔入力支援業務委託料	132
		戸籍情報システム改修業務委託料	2,112
		13使用料及び賃借料	(11,293)
		ファクシミリ及びコピー機器借上料	963
		住民基本台帳ネットワークシステム機器借上料	556
		戸籍総合システム・ブックレスクラウドネットワーク利用料	1,331
		戸籍総合システム・ブックレスクラウドサービス利用料	5,861
		戸籍総合システム・ブックレスクラウド借上料	2,582
		18負担金、補助及び交付金	(1,739)
		愛知戸籍住民基本台帳事務協議会負担金	3
		旅券発給事務負担金	1,736
		<b>●職員給与費</b>	<b>42,742</b>
		2給料	(20,718)
		職員給	20,718
		5人	
		3職員手当等	(15,438)
		管理職手当	1,530
		扶養手当	1,140
		通勤手当	272
		時間外勤務手当	770
		休日勤務手当	10
		期末手当	4,672
		勤劬手当	3,936
		退職手当組合負担金	3,108
		4共済費	(6,586)

2款 総務費

2款 総務費

3項 戸籍住民基本台帳費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	70,620	56,178	14,442	11,888	0	6,333	52,399

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		職員共済組合負担金 6,586

2款 総務費

4項 選挙費

1 選挙管理委員会費	255	254	1	5			250
				県支出金			
県議会議員選挙費	0	8,826	△8,826				
計	255	9,080	△8,825	5	0	0	250

1 報酬	189	●選挙管理委員会費(総務課) 255
		1報酬 (189)
7 報償費	4	選挙管理委員 4人 189
		7報償費 (4)
8 旅費	23	選挙啓発ポスター募集賞品 4
		8旅費 (23)
10 需用費	34	費用弁償 16
		普通旅費 7
11 役務費	5	10需用費 (34)
		消耗品費 34
		11役務費 (5)
		郵便料 5

2款 総務費

5項 統計調査費

1 統計調査費	1,370	1,270	100	1,302			68
				県支出金			

1 報酬	946	●統計一般管理費(企画財政課) 43
		8旅費 (13)
3 職員手当等	50	普通旅費 13
		10需用費 (15)
4 共済費	1	消耗品費 15
		11役務費 (12)
7 報償費	171	郵便料 12
		18負担金、補助及び交付金 (3)
8 旅費	67	県統計協会負担金 3

2款 総務費

2款 総務費

5項 統計調査費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 農林業セン サス調査費	2,000	0	2,000	1,911			89
				県支出金			

(△印は減)(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
10 需用費	62	●基幹統計調査費(企画財政課)	1,277
		1報酬	(946)
11 役務費	55	調査員4人・指導員1人	863
		会計年度任用職員報酬 2人	83
13 使用料及び賃 借料	15	4共済費	(1)
		会計年度任用職員雇用保険料	1
		7報償費	(171)
18 負担金、補助 及び交付金	3	調査協力者謝礼	171
		8旅費	(54)
		普通旅費	54
		10需用費	(47)
		消耗品費	47
		11役務費	(43)
		郵便料	43
		13使用料及び賃借料	(15)
		複写機借上料	15
		●職員給与費	50
		3職員手当等	(50)
		時間外勤務手当	50
1 報酬	1,786	●農林業センサス調査費(産業振興課)	1,911
		1報酬	(1,786)
3 職員手当等	89	農林業センサス指導員 5人	136
		農林業センサス調査員 56人	1,452
8 旅費	16	会計年度任用職員報酬 1人	198
		8旅費	(16)
10 需用費	100	費用弁償	9
		普通旅費	7
11 役務費	9	10需用費	(100)
		消耗品費	100
		11役務費	(9)
		郵便料	9
		●職員給与費	89
		3職員手当等	(89)
		時間外勤務手当	89

2款 総務費

2款 総務費

5項 統計調査費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
漁業センサ ス調査費	0	3,724	△3,724				
計	3,370	4,994	△1,624	3,213	0	0	157

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	

2款 総務費

6項 監査委員費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	国県支出金	地方債	その他	一般財源
1 監査委員費	569	568	1				569
計	569	568	1	0	0	0	569

区分	金額	説明	金額
1 報酬	524	●監査事務一般管理費(企画財政課)	569
		1報酬	(524)
8 旅費	45	監査委員 2人	524
		8旅費	(45)
		費用弁償	41
		普通旅費	4

3款 民生費

1項 社会福祉費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	国県支出金	地方債	その他	一般財源
1 社会福祉総 務費	76,163	61,802	14,361	1,768		73	74,322
				県支出金		諸収入	

区分	金額	説明	金額
1 報酬	19	●社会福祉一般管理費(住民福祉課)	3,083
		1報酬	(19)
2 給料	17,470	民生委員推薦会委員 3人	19
		7報償費	(2,446)
3 職員手当等	11,283	民生委員活動報償	2,276
		民生委員研修等参加報償	170
4 共済費	5,398	8旅費	(57)
		費用弁償	2
7 報償費	2,446	普通旅費	55
		10需用費	(30)
8 旅費	57	消耗品費	30
		11役務費	(511)
10 需用費	30	災害時要配慮者支援管理システム保守手数料	308
		行旅死亡人取扱手数料	203
11 役務費	511	18負担金、補助及び交付金	(20)
		民生団体研修参加負担金	20
		●社会福祉団体助成事業費(住民福祉課)	38,929

2款 総務費 3款 民生費

3款 民生費

1項 社会福祉費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 老人福祉費	19,785	89,578	△69,793	1,904 県支出金		1,861 分担金及び 負担金 1,426 使用料及び 手数料 25 諸収入 410	16,020

(△印は減) (単位: 千円)

節		説明	
区分	金額		
18 負担金、補助 及び交付金	38,949	18負担金、補助及び交付金	(38,929)
		社会福祉協議会補助金	37,730
		保護司会補助金	345
		更生保護女性会補助金	148
		民生委員児童委員協議会補助金	26
		遺族会補助金	680
		<b>●職員給与費</b>	<b>34,151</b>
		2給料	(17,470)
		職員給	17,470
		5人	
		3職員手当等	(11,283)
		管理職手当	672
		通勤手当	234
		特殊勤務手当	24
		時間外勤務手当	975
		期末手当	3,679
		勤勉手当	3,078
		退職手当組合負担金	2,621
		4共済費	(5,398)
		職員共済組合負担金	5,398
7 報償費	260	<b>●老人福祉一般管理費 (健康介護課)</b>	<b>353</b>
		8旅費	(118)
8 旅費	118	普通旅費	118
		10需用費	(15)
10 需用費	503	消耗品費	15
		18負担金、補助及び交付金	(220)
11 役務費	83	訪問介護業務従事者確保等補助金	210
		社会福祉法人利用者負担額軽減補助金	10
12 委託料	1,738	<b>●高齢者敬老事業費 (健康介護課)</b>	<b>912</b>
		7報償費	(260)
13 使用料及び賃 借料	93	福祉敬老フェアコンテスト記念品	30
		福祉敬老フェア運営支援者報償	200
		福祉敬老フェア講師報償	30
18 負担金、補助 及び交付金	9,088	10需用費	(488)
		消耗品費	400

3款 民生費



3款 民生費

1項 社会福祉費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
3 国民年金費	6,144	8,013	△1,869	4,870 国庫支出金			1,274

(△印は減)(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
19 扶助費	7,902	印刷製本費	88
		11 役務費	(71)
		クリーニング代	20
		福祉敬老フェア来場者公共交通利用券	51
		13 使用料及び賃借料	(93)
		備品賃借料	93
		●在宅福祉事業費(健康介護課)	5,065
		11 役務費	(2)
		審査支払手数料	2
		12 委託料	(1,738)
		紙おむつ給付事業委託料	1,680
		在宅老人短期宿泊事業委託料	58
		19 扶助費	(3,325)
		障害者ホームヘルプサービス利用者支援措置事業扶助	175
		緊急連絡通報システム扶助	51
		介護保険離島交通費扶助	3,099
		●老人保護措置費(健康介護課)	4,587
		11 役務費	(10)
		郵便料	10
		19 扶助費	(4,577)
		老人保護措置費	4,577
		●高齢者福祉団体助成事業費(健康介護課)	8,868
		18 負担金、補助及び交付金	(8,868)
		老人クラブ補助金	2,568
		シルバー人材センター運営費補助金	6,300
2 給料	3,255	●国民年金一般管理費(保険年金室)	148
		8 旅費	(13)
3 職員手当等	1,865	普通旅費	13
		10 需用費	(110)
4 共済費	876	消耗品費	110
		11 役務費	(25)
8 旅費	13	郵便料	25
		●職員給与費	5,996
10 需用費	110	2 給料	(3,255)
		職員給	3,255

3款 民生費

3款 民生費

1項 社会福祉費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
4 国民健康保険費	212,500	212,885	△385	101,850 国庫支出金 24,400 県支出金 77,450			110,650

(△印は減)(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
11 役務費	25	1人 3職員手当等 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 退職手当組合負担金 4共済費 職員共済組合負担金	(1,865) 259 593 524 489 (876) 876
1 報酬	1,559	●国民健康保険特別会計繰出金(保険年金室) 27繰出金	188,300 (188,300)
2 給料	11,153	国民健康保険特別会計繰出金	188,300
		●国民健康保険費(保険年金室)	2,246
3 職員手当等	8,161	1報酬 会計年度任用職員報酬 1人	(1,559) 1,559
4 共済費	3,276	3職員手当等 会計年度任用職員期末手当	(636) 346
8 旅費	51	会計年度任用職員勤勉手当 8旅費	290 (51)
27 繰出金	188,300	費用弁償 ●職員給与費	51 21,954
		2給料 職員給	(11,153) 11,153
		3人 3職員手当等 管理職手当 通勤手当 時間外勤務手当 休日勤務手当 期末手当 勤勉手当 退職手当組合負担金 4共済費 職員共済組合負担金	(7,525) 540 398 510 14 2,390 2,000 1,673 (3,276) 3,276

3款 民生費

1項 社会福祉費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 社会福祉医療費	616,717	531,803	84,914	123,230 県支出金		7,187 諸収入	486,300

(△印は減)(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	11,693	●障害者医療費(保険年金室)	25,966
		8旅費	(7)
3 職員手当等	7,978	普通旅費	7
		11役務費	(131)
4 共済費	3,493	審査支払手数料	131
		12委託料	(1)
8 旅費	7	第三者行為求償事務委託料	1
		19扶助費	(25,827)
10 需用費	66	障害者医療給付費	25,827
		●子ども医療費(保険年金室)	66,382
11 役務費	1,569	10需用費	(21)
		消耗品費	21
12 委託料	5	11役務費	(682)
		郵便料	9
18 負担金、補助 及び交付金	317,228	審査支払手数料	673
		12委託料	(1)
		第三者行為求償事務委託料	1
19 扶助費	190,048	18負担金、補助及び交付金	(200)
		不妊治療費助成金	200
27 繰出金	84,630	19扶助費	(65,478)
		子ども医療給付費	65,478
		●母子家庭等医療費(保険年金室)	13,219
		10需用費	(3)
		消耗品費	3
		11役務費	(137)
		郵便料	26
		審査支払手数料	111
		12委託料	(1)
		第三者行為求償事務委託料	1
		19扶助費	(13,078)
		母子家庭等医療給付費	13,078
		●精神障害者医療費(保険年金室)	21,511
		10需用費	(29)
		印刷製本費	29
		11役務費	(186)
		審査支払手数料	186

3款 民生費

3款 民生費

1項 社会福祉費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	

(△印は減) (単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		12委託料 (1)
		第三者行為求償事務委託料 1
		19扶助費 (21,295)
		精神障害者医療給付費 21,295
		●後期高齢者福祉医療費(保険年金室) <b>64,691</b>
		10需用費 (12)
		消耗品費 12
		11役務費 (428)
		郵便料 11
		審査支払手数料 417
		12委託料 (1)
		第三者行為求償事務委託料 1
		19扶助費 (64,250)
		後期高齢者福祉医療給付費 64,250
		●妊産婦医療費(保険年金室) <b>1,506</b>
		10需用費 (1)
		消耗品費 1
		11役務費 (5)
		郵便料 5
		18負担金、補助及び交付金 (1,500)
		妊産婦医療費助成金 1,500
		●訪問看護サービス助成事業費(保険年金室) <b>120</b>
		19扶助費 (120)
		医療保険訪問看護サービス離島交通費扶助 120
		●広域連合負担金(保険年金室) <b>315,528</b>
		18負担金、補助及び交付金 (315,528)
		愛知県後期高齢者医療広域連合負担金 315,528
		●後期高齢者医療特別会計繰出金(保険年金室) <b>84,630</b>
		27繰出金 (84,630)
		後期高齢者医療特別会計繰出金 84,630
		●職員給与費 <b>23,164</b>
		2給料 (11,693)
		職員給 11,693
		3人
		3職員手当等 (7,978)
		管理職手当 540

3款 民生費

3款 民生費

1項 社会福祉費

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
6 介護保険費	316,807	341,430	△24,623	13,600 国庫支出金 9,067 県支出金 4,533			303,207
7 障害者福祉費	424,951	346,569	78,382	268,722 国庫支出金 178,560 県支出金 90,162			156,229

節		説明	
区分	金額		
		住居手当	240
		通勤手当	326
		時間外勤務手当	552
		休日勤務手当	42
		期末手当	2,463
		勤勉手当	2,061
		退職手当組合負担金	1,754
		4共済費	(3,493)
		職員共済組合負担金	3,493
2 給料	13,499	●介護保険特別会計繰出金(健康介護課)	290,109
		27繰出金	(290,109)
3 職員手当等	9,012	介護保険特別会計繰出金	290,109
		●職員給与費	26,698
4 共済費	4,187	2給料	(13,499)
		職員給	13,499
27 繰出金	290,109	4人	
		3職員手当等	(9,012)
		管理職手当	318
		通勤手当	306
		時間外勤務手当	1,071
		休日勤務手当	7
		期末手当	2,877
		勤勉手当	2,408
		退職手当組合負担金	2,025
		4共済費	(4,187)
		職員共済組合負担金	4,187
1 報酬	1,226	●障害者援護事業費(住民福祉課)	43,146
		10需用費	(74)
8 旅費	35	印刷製本費	74
		11役務費	(13)
10 需用費	74	郵便料	13
		18負担金、補助及び交付金	(10)
11 役務費	591	南知多・美浜地域家族会賛助会員負担金	10
		19扶助費	(43,049)

3款 民生費

3款 民生費

1項 社会福祉費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	

(△印は減)(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
12 委託料	1,258	在宅障害者手当	36,240
		障害者交通費扶助	5,273
13 使用料及び賃借料	634	障害児(者)通園通学費扶助	1,303
		障害福祉サービス離島交通費扶助	233
		<b>●障害者総合支援事業費(住民福祉課)</b>	<b>380,347</b>
18 負担金、補助及び交付金	20,705	11 役務費	(381)
		障害者医療給付支払事務手数料	27
		障害介護給付費等支払事務手数料	354
19 扶助費	400,427	12 委託料	(1,258)
		地域生活支援委託料	289
22 償還金、利子及び割引料	1	在宅身体障害者入浴サービス事業委託料	969
		13 使用料及び賃借料	(634)
		障害福祉業務総合支援ソフト使用料	634
		18 負担金、補助及び交付金	(20,695)
		地域活動支援事業費負担金	8,914
		相談支援事業費負担金	10,238
		成年後見利用促進事業負担金	1,537
		セキュリティ対策ソフト利用負担金	3
		銀行振込手数料負担金	3
		19 扶助費	(357,378)
		介護給付費(訓練等給付含む)	311,690
		療養介護医療給付費	1,526
		地域生活支援給付費	6,920
		自立支援医療給付費	10,787
		身体障害者・児補装具費(購入・修理)	4,930
		共同生活援助支援事業費	1,658
		重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費	60
		障害児通所給付費等	19,729
		軽度・中等度難聴児補聴器費(購入・修理)	78
		22 償還金、利子及び割引料	(1)
		国県支出金等返還金	1
		<b>●認定審査会費(住民福祉課)</b>	<b>1,458</b>
		1 報酬	(1,226)
		障害者介護給付認定審査会委員 5人	1,226
		8 旅費	(35)
		費用弁償	35

3款 民生費

3款 民生費

1項 社会福祉費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
8 後期高齢者 保健事業費	18,651	8,906	9,745			17,380 諸収入	1,271

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		11 役務費 (197)
		郵便料 7
		主治医意見書作成手数料 187
		主治医意見書作成支払手数料 3
2 給料	3,990	●後期高齢者保健事業費(保険年金室) 9,439
		7 報償費 (26)
3 職員手当等	2,506	健康診査報償 26
		8 旅費 (9)
4 共済費	1,261	普通旅費 9
		10 需用費 (167)
7 報償費	721	消耗品費 43
		印刷製本費 124
8 旅費	79	11 役務費 (655)
		郵便料 647
10 需用費	585	健診用海つ子バス乗車券 8
		12 委託料 (8,582)
11 役務費	705	健康診査データ処理業務委託料 209
		後期高齢者保健事業委託料 8,157
12 委託料	8,804	後期高齢者歯科健診事業委託料 216
		●後期高齢者一体的実施事業費(保険年金室) 1,455
		7 報償費 (695)
		医療専門職等報償 695
		8 旅費 (70)
		普通旅費 70
		10 需用費 (418)
		消耗品費 418
		11 役務費 (50)
		郵便料 50
		12 委託料 (222)
		理学療法士等派遣委託料 222
		●職員給与費 7,757
		2 給料 (3,990)
		職員給 3,990
		1人
		3 職員手当等 (2,506)

3款 民生費

3款 民生費

1項 社会福祉費

(△印は減) (単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
計	1,691,718	1,600,986	90,732	515,944	0	26,501	1,149,273

節		説明
区分	金額	
		通勤手当 190
		時間外勤務手当 159
		期末手当 848
		勤勉手当 710
		退職手当組合負担金 599
		4共済費 (1,261)
		職員共済組合負担金 1,261

3款 民生費

2項 児童福祉費

1 児童福祉総務費	212,862	218,324	△5,462	141,586 国庫支出金 113,127 県支出金 28,459		71,276
-----------	---------	---------	--------	---	--	--------

1 報酬	1,299	●児童福祉一般管理費(健康子育て室) 7報償費 (3,387)	6,231
2 給料	16,505	児童委員活動報償 2,280 保育所運営委員会委員活動報償 12	
3 職員手当等	11,906	子育て支援金 1,000 子ども・子育て会議委員報償 95	
4 共済費	5,617	8旅費 (7) 普通旅費 7	
7 報償費	3,387	10需用費 (8) 消耗品費 8	
8 旅費	65	11役務費 (6) 郵便料 6	
10 需用費	108	18負担金、補助及び交付金 (2,823) おうちで子育て応援金 2,823	
11 役務費	56	●児童手当等支給事業費(健康子育て室) 1報酬 (1,299)	173,133
18 負担金、補助及び交付金	2,823	会計年度任用職員報酬 1人 1,299 3職員手当等 (530) 会計年度任用職員期末手当 530	
19 扶助費	171,095	8旅費 (58) 費用弁償 51	
22 償還金、利子及び割引料	1	普通旅費 7 10需用費 (100)	

3款 民生費



3款 民生費

2項 児童福祉費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
2 児童運営費	482,786	454,749	28,037	52,675 国庫支出金 36,536 県支出金 16,139	23,534 分担金及び 負担金 5,000 使用料及び 手数料 949 諸収入 17,585	406,577	

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		消耗品費 100 11 役務費 (50) 郵便料 50 19 扶助費 (171,095) 児童手当 166,940 遺児手当 4,155 22 償還金、利子及び割引料 (1) 国庫支出金等返還金 1 <b>●職員給与費 33,498</b> 2 給料 (16,505) 職員給 16,505 4人 3 職員手当等 (11,376) 管理職手当 1,212 扶養手当 378 通勤手当 280 時間外勤務手当 306 休日勤務手当 11 期末手当 3,655 勤勉手当 3,058 退職手当組合負担金 2,476 4 共済費 (5,617) 職員共済組合負担金 5,617
1 報酬	48,934	<b>●保育所一般管理費(健康子育て室) 146,845</b> 1 報酬 (38,087) 会計年度任用職員報酬 27人 38,087 3 職員手当等 (13,904) 会計年度任用職員期末手当 7,663 会計年度任用職員勤勉手当 6,241 7 報償費 (1,762) 保育所医師・歯科医師報償 1,151 7 報償費 2,240 歯科衛生士講師謝礼 41 保育士研修講師謝礼 90 8 旅費 1,882 保育所訪問臨床心理士等報償 201 観劇等謝礼 220

3款 民生費

3款 民生費

2項 児童福祉費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	

(△印は減) (単位: 千円)

節		説明	
区分	金額		
10	需用費	38,213	卒園記念品代 59
			8旅費 (1,446)
11	役務費	2,660	費用弁償 1,188
			普通旅費 258
12	委託料	33,368	10需用費 (36,981)
			消耗品費 2,786
13	使用料及び賃借料	724	燃料費 1,751
			光熱水費 5,829
			修繕料 2,631
14	工事請負費	5,123	賄材料費 23,772
			医薬材料費 212
17	備品購入費	1,647	11役務費 (2,259)
			電話料 300
18	負担金、補助及び交付金	16,831	防火設備保守点検手数料 353
			浄化槽清掃手数料 592
			浄化槽法定検査手数料 30
19	扶助費	1,909	ピアノ調律手数料 90
			体重計検査手数料 2
22	償還金、利子及び割引料	1	検便・尿検査手数料 194
			保育所園舎清掃手数料 149
			昇降機保守点検手数料 339
			害虫防除手数料 154
			栄養管理システム保守点検手数料 22
			保育料収納取扱手数料 34
			12委託料 (31,661)
			植木せん定等委託料 763
			警備業務委託料 278
			産業廃棄物収集運搬業務委託料 63
			施設型給付費委託料(篠島保育園) 30,557
			13使用料及び賃借料 (713)
			ケーブルテレビ視聴料 88
			保育所借地料 263
			駐車場借上料 296
			ライン公式アカウント料金 66
			17備品購入費 (1,302)
			庁用備品 1,302

3款 民生費

3款 民生費

2項 児童福祉費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		18負担金、補助及び交付金 (16,820)
		保育事業協会郡負担金 34
		県社協保育協会負担金 38
		日本スポーツ振興センター負担金 78
		職員研修負担金 63
		民間保育所運営費補助金 16,607
		19扶助費 (1,909)
		施設型給付費 1,465
		施設等利用給付費 444
		22償還金、利子及び割引料 (1)
		国県支出金等返還金 1
		●子育て支援センター・どんぐり園事業費(健康子育て室) 4,039
		1報酬 (2,479)
		会計年度任用職員報酬 2人 2,479
		3職員手当等 (746)
		会計年度任用職員期末手当 406
		会計年度任用職員勤勉手当 340
		7報償費 (169)
		児童発達支援臨床心理士等報償 131
		自動車借上謝礼 38
		8旅費 (75)
		費用弁償 24
		普通旅費 51
		10需用費 (295)
		消耗品費 211
		燃料費 34
		修繕料 45
		医薬材料費 5
		11役務費 (116)
		電話料 69
		体重計検査手数料 1
		検便・尿検査手数料 21
		傷害保険料 25
		12委託料 (93)
		警備業務委託料 93
		13使用料及び賃借料 (11)

3款 民生費

3款 民生費

2項 児童福祉費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		テレビ受信料 11
		17備品購入費 (44)
		庁用備品 44
		18負担金、補助及び交付金 (11)
		県地域子育て支援センター連絡協議会負担金 5
		職員研修負担金 6
		<b>●放課後児童健全育成事業費(健康子育て室) 11,048</b>
		1報酬 (8,368)
		会計年度任用職員報酬 8人 8,368
		3職員手当等 (281)
		会計年度任用職員期末手当 153
		会計年度任用職員勤勉手当 128
		8旅費 (288)
		費用弁償 288
		10需用費 (750)
		消耗品費 96
		燃料費 93
		食糧費 495
		修繕料 60
		医薬材料費 6
		11役務費 (217)
		電話料 63
		自動車保険料 36
		傷害保険料 110
		収納取扱手数料 8
		12委託料 (1,144)
		自動車運転業務委託料 1,144
		<b>●ファミリー・サポート・センター事業費(健康子育て室) 79</b>
		8旅費 (1)
		普通旅費 1
		10需用費 (10)
		消耗品費 10
		11役務費 (68)
		傷害保険料 68
		<b>●こども家庭センター事業費(健康子育て室) 6,452</b>
		7報償費 (309)

3款 民生費

3款 民生費

2項 児童福祉費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	

(△印は減)(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
		心理相談対応員報償	309
		8旅費	(72)
		普通旅費	72
		10需用費	(177)
		消耗品費	177
		12委託料	(470)
		相談室等改修工事設計監理委託料	470
		14工事請負費	(5,123)
		相談室等改修工事	5,123
		17備品購入費	(301)
		こども家庭センター用備品	301
		<b>●職員給与費</b>	<b>299,264</b>
		2給料	(153,879)
		職員給	153,879
		50人	
		3職員手当等	(100,443)
		管理職手当	3,240
		扶養手当	240
		住居手当	1,248
		通勤手当	6,339
		時間外勤務手当	7,500
		休日勤務手当	4
		期末手当	31,727
		勤勉手当	26,312
		退職手当組合負担金	23,833
		4共済費	(44,942)
		職員共済組合負担金	44,942
		<b>●職員給与費(こども家庭センター事業費)</b>	<b>15,059</b>
		2給料	(7,505)
		職員給	7,505
		2人	
		3職員手当等	(5,123)
		管理職手当	540
		通勤手当	275
		時間外勤務手当	210
		期末手当	1,618

3款 民生費

3款 民生費

2項 児童福祉費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 児童福祉施設整備費	3,021	523	2,498				3,021
4 出産・子育て応援交付金交付事業費	6,399	7,597	△1,198	5,213 国庫支出金 4,031 県支出金 1,182			1,186
計	705,068	681,193	23,875	199,474	0	23,534	482,060

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		勤勉手当 1,354 退職手当組合負担金 1,126 4共済費 (2,431) 職員共済組合負担金 2,431
10 需用費	1,019	<b>●保育所環境整備費(健康子育て室) 2,498</b> 10需用費 (1,019)
11 役務費	143	修繕料 1,019 14工事請負費 (1,479)
14 工事請負費	1,479	内海保育所保育室エアコン取替工事 1,479
18 負担金、補助及び交付金	380	<b>●児童遊園等整備事業費(健康子育て室) 523</b> 11役務費 (143) 児童遊園等遊具保守点検手数料 143 18負担金、補助及び交付金 (380) 児童遊園補修費補助金 318 児童施設維持管理補助金 62
1 報酬	1,155	<b>●出産・子育て応援交付金交付事業費(健康子育て室) 6,399</b> 1報酬 (1,155)
8 旅費	105	会計年度任用職員報酬 1人 1,155 8旅費 (105)
10 需用費	100	費用弁償 96 普通旅費 9
11 役務費	39	10需用費 (100) 消耗品費 100
18 負担金、補助及び交付金	5,000	11役務費 (39) 郵便料 17 振込手数料 22 18負担金、補助及び交付金 (5,000) 出産・子育て応援交付金 5,000

4款 衛生費

1項 保健衛生費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 保健衛生総務費	77,333	109,950	△32,617	201 県支出金		19 諸収入	77,113

(△印は減) (単位:千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	989	●保健衛生一般管理費 (健康子育て室) 2,036
		1報酬 (989)
2 給料	19,946	保健センター所長 1人 837
		保健センター運営協議会委員 12人 152
3 職員手当等	13,698	7報償費 (106)
		献血推進報償 24
4 共済費	5,890	けんこう南知多プラン推進事業講師等報償 47
		健康づくりマイレージ達成者記念品 35
7 報償費	148	8旅費 (194)
		費用弁償 19
8 旅費	194	普通旅費 175
10 需用費	252	10需用費 (166)
		消耗品費 54
		食糧費 2
11 役務費	240	印刷製本費 60
		医薬材料費 50
12 委託料	2,429	11役務費 (149)
		計量器検査手数料 5
18 負担金、補助及び交付金	33,547	歯科医師賠償責任保険料 7
		看護職賠償責任保険料 36
		傷害保険料 101
		12委託料 (30)
		災害時医薬品ランニング備蓄委託料 30
		18負担金、補助及び交付金 (402)
		骨髄提供者等支援事業補助金 140
		がん患者アピアランスケア支援事業補助金 100
		若年がん患者在宅療養支援事業補助金 162
		●離島診療所運営費 (健康子育て室) 7,539
		7報償費 (42)
		離島保健医療対策連絡協議会委員報償 42
		10需用費 (86)
		消耗品費 6
		修繕料 80
		11役務費 (89)
		防火設備保守点検手数料 89
		18負担金、補助及び交付金 (7,322)

4款 衛生費

4款 衛生費

1項 保健衛生費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
2 予防費	46,314	55,308	△8,994	749 国庫支出金 224 県支出金 525		1,224 諸収入	44,341

(△印は減) (単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		離島診療所管理運営費補助金 7,322
		●地域保健医療事業費 (健康子育て室) 28,224
		11 役務費 (2)
		郵便料 2
		12 委託料 (2,399)
		在宅当番区制運営事業委託料 2,399
		18 負担金、補助及び交付金 (25,823)
		食品衛生協会美浜支部負担金 50
		市町村保健師協議会負担金 13
		あいち医療通訳システム推進協議会負担金 3
		知多地域第二次救急医療対策費負担金 822
		知多厚生病院運営費補助金 24,935
		●職員給与費 39,534
		2 給料 (19,946)
		職員給 19,946
		6人
		3 職員手当等 (13,698)
		管理職手当 540
		扶養手当 300
		住居手当 336
		通勤手当 860
		時間外勤務手当 1,105
		休日勤務手当 31
		期末手当 4,136
		勤勉手当 3,398
		退職手当組合負担金 2,992
		4 共済費 (5,890)
		職員共済組合負担金 5,890
7 報償費	434	●予防接種事業費 (健康子育て室) 34,463
		7 報償費 (20)
10 需用費	564	予防接種健康被害調査委員報償 20
		10 需用費 (460)
11 役務費	648	消耗品費 42
		印刷製本費 377
12 委託料	44,577	医薬材料費 41

4款 衛生費



4款 衛生費

1項 保健衛生費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助 及び交付金	91	11 役務費 (273) 郵便料 148 人工呼吸器ユニット保守点検手数料 34 広域予防接種審査支払手数料 91 12 委託料 (33,619) HPV(子宮頸がん)9価ワクチンシステム改修委託料 231 B型肝炎抗体検査委託料 10 予防接種事業委託料 5,337 中学3年・高校3年年齢相当者インフルエンザ予防接種委託料 480 高齢者インフルエンザ予防接種委託料 10,952 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種委託料 451 風しんワクチン等予防接種委託料 137 広域予防接種委託料 16,017 予防接種注射針・注射器等廃棄処理委託料 4 18 負担金、補助及び交付金 (91) 定期予防接種補助金 74 子宮頸がんワクチン接種償還補助金 17 ●健康増進事業費(健康子育て室) 11,851 7 報償費 (414) がん等検診従事者報償 297 8020表彰記念品 19 健康教育・健康相談従事者報償 98 10 需用費 (104) 消耗品費 56 印刷製本費 48 11 役務費 (375) 郵便料 371 健診用海っ子バス乗車券 4 12 委託料 (10,958) 胃がん検診委託料 1,117 大腸がん検診委託料 606 肺がん・結核検診委託料 3,247 子宮頸がん検診委託料 1,401 乳がん検診委託料 1,745 前立腺がん検診委託料 148 骨粗しょう症検査委託料 184

4款 衛生費

4款 衛生費

1項 保健衛生費

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 環境衛生費	28,066	39,170	△11,104	11,820		975	15,271
				国庫文支出金 7,603		使用料及び 手数料	
				県支出金 4,217		966	
						諸収入 9	

節		説明	金額
区分	金額		
		B型・C型肝炎検診委託料	106
		ピロリ菌検査委託料	194
		歯科健診委託料	610
		一般健康診査委託料	1,286
		がん検診予約受付委託料	314
7 報償費	2,021	●環境保全対策事業費(環境課)	27,091
		7報償費	(2,021)
8 旅費	42	環境美化清掃活動啓発報償	2,011
		緑のカーテンコンテスト報償	1
10 需用費	876	自然観察会協力者謝礼	9
		8旅費	(12)
11 役務費	82	普通旅費	12
		10需用費	(731)
12 委託料	2,594	消耗品費	731
		11役務費	(7)
13 使用料及び賃借料	80	傷害保険料	7
		12委託料	(1,949)
		地区一斉清掃ごみ収集運搬委託料	1,309
18 負担金、補助及び交付金	22,371	水質検査委託料	249
		生活環境改善委託料	54
		臭気指数等測定業務委託料	116
		環境美化清掃活動委託料	65
		環境学習推進事業委託料	156
		18負担金、補助及び交付金	(22,371)
		県合併処理浄化槽普及促進協議会等負担金	28
		豊かな海“三河湾”環境再生推進協議会負担金	29
		産業まつりテント等使用料負担金	46
		合併処理浄化槽設置事業費補助金	19,974
		住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金	2,294
		●環境衛生狂犬病対策事業費(環境課)	975
		8旅費	(30)
		普通旅費	30
		10需用費	(145)
		消耗品費	141
		燃料費	4

4款 衛生費

4款 衛生費

1項 保健衛生費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
4 母子衛生費	13,759	13,525	234	2,504 国庫支出金 2,319 県支出金 185		1 諸収入	11,254

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		11 役務費 (75) 郵便料 75
		12 委託料 (645) 職員予防接種委託料 111 不法投棄ごみ等処理委託料 362 犬の鑑札交付手数料徴収事務委託料 172
		13 使用料及び賃借料 (80) 法令データベースライセンス使用料 80
1 報酬	1,080	●母子保健事業費(健康子育て室) 13,759 1 報酬 (1,080)
7 報償費	2,348	会計年度任用職員報酬 1人 1,080 7 報償費 (2,348)
8 旅費	110	1歳6か月児健康診査従事者報償 524 母親教室従事者報償 68
10 需用費	251	3~4か月児健康診査従事者報償 183 育児相談従事者報償 555
11 役務費	41	3歳児健康診査従事者報償 534 乳幼児歯科事業報償 484
12 委託料	1,198	8 旅費 (110) 費用弁償 110
13 使用料及び賃借料	2,091	10 需用費 (251) 消耗品費 133 印刷製本費 112
18 負担金、補助及び交付金	6,529	医薬材料費 6 11 役務費 (41) 郵便料 11
19 扶助費	110	妊婦・産婦・乳児健康診査費審査支払手数料 29 未熟児養育医療給付費審査支払手数料 1
22 償還金、利子及び割引料	1	12 委託料 (1,198) 3~4か月児健康診査委託料 374 1歳6か月児健康診査委託料 270 3歳児健康診査委託料 270 妊婦歯科健診委託料 40 産後ケア事業委託料 244
		13 使用料及び賃借料 (2,091)

4款 衛生費

4款 衛生費

1項 保健衛生費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 知多南部衛生組合費	401,524	434,003	△32,479			37,531 使用料及び 手数料 21,631 繰入金 15,900	363,993
計	566,996	651,956	△84,960	15,274	0	39,750	511,972

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		産婦人科・小児科オンライン利用料 2,091 18負担金、補助及び交付金 (6,529) 乳児健康診査負担金 821 妊婦健康診査負担金 5,265 妊婦健診等離島交通費支援事業補助金 325 健診・予防接種等離島交通費助成事業補助金 118 19扶助費 (110) 未熟児養育医療給付費 110 22償還金、利子及び割引料 (1) 国県支出金等返還金 1
18 負担金、補助 及び交付金	401,524	●知多南部衛生組合分担金(環境課) 401,524 18負担金、補助及び交付金 (401,524) 知多南部衛生組合分担金 401,524

4款 衛生費

2項 清掃費

1 じん荼処理費	140,163	165,059	△24,896	11,982 県支出金	11,667 使用料及び 手数料 8,298 諸収入 3,369	116,514
----------	---------	---------	---------	----------------	---	---------

2 給料	22,248	●ごみ処理業務費(環境課) 66,901 8旅費 (41)
3 職員手当等	15,031	普通旅費 41
4 共済費	6,417	10需用費 (1,645) 消耗品費 3 光熱水費 1,112
7 報償費	2,157	修繕料 200 医薬材料費 330
8 旅費	91	11役務費 (960) 電話料 32
10 需用費	12,487	ごみ処理手数料 928 12委託料 (57,661)
11 役務費	1,001	日間賀島最終処分場汚水処理施設管理業務委託料 7,849

4款 衛生費

4款 衛生費

2項 清掃費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	

(△印は減)(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
12委託料	64,966	離島最終処分場管理業務委託料	9,725
		ダイオキシン類等測定業務委託料	500
14工事請負費	9,224	地中ガス等発生調査業務委託料	415
		離島事業系ごみ収集運搬委託料	22,396
17備品購入費	1,082	離島可燃ごみ収集運搬委託料(フェリー運休対応)	1,963
		海岸漂着物等地域対策推進事業委託料	10,589
18負担金、補助及び交付金	5,459	離島草木運搬業務委託料	3,729
		災害廃棄物対応マニュアル策定業務委託料	495
		14工事請負費	(6,594)
		日間賀島最終処分場汚水処理施設維持修繕工事	3,129
		日間賀島最終処分場維持修繕工事	3,465
		●ごみ減量収集対策事業費(環境課)	29,566
		7報償費	(2,157)
		ごみ資源化対策事業報償	2,157
		8旅費	(50)
		普通旅費	50
		10需用費	(10,842)
		消耗品費	10,655
		印刷製本費	37
		修繕料	150
		11役務費	(41)
		郵便料	30
		粗大ごみ計量器検査手数料	11
		12委託料	(7,305)
		エコステーション管理業務委託料	886
		指定ごみ袋等離島運搬委託料	240
		古紙等回収促進事業委託料	2,520
		小動物死骸処理委託料	1,069
		指定ごみ袋取扱委託料	2,590
		14工事請負費	(2,630)
		エコステーション資源回収設備設置工事	463
		エコステーション砕石敷均し工事	2,167
		17備品購入費	(1,082)
		資源回収箱	1,082
		18負担金、補助及び交付金	(5,459)
		ごみゼロ社会推進あいち県民会議負担金	8

4款 衛生費

4款 衛生費

2項 清掃費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 し尿処理費	55,474	53,006	2,468			856 使用料及び 手数料	54,618
3 知多南部広 域環境組合 費	89,308	105,130	△15,822				89,308

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		離島使用済自動車海上輸送費補助金 234 生ごみ堆肥化容器等設置奨励補助金 218 ごみ集積所整備費補助金 1,000 知多南部広域環境センターごみ運搬費補助金 3,999 <b>●職員給与費 43,696</b> 2給料 (22,248) 職員給 22,248 7人 3職員手当等 (15,031) 管理職手当 672 扶養手当 396 住居手当 564 通勤手当 825 時間外勤務手当 1,224 休日勤務手当 30 期末手当 4,520 勤勉手当 3,774 退職手当組合負担金 3,026 4共済費 (6,417) 職員共済組合負担金 6,417
8 旅費	5	<b>●し尿処理業務費(環境課) 55,474</b> 8旅費 (5)
10 需用費	272	普通旅費 5 10需用費 (272)
12 委託料	55,197	消耗品費 2 印刷製本費 22 光熱水費 248 12委託料 (55,197) 豊丘し尿中継槽敷地草刈委託料 199 離島し尿・汚泥運搬業務委託料 37,301 離島し尿収集業務委託料 17,697
18 負担金、補助 及び交付金	89,308	<b>●知多南部広域環境組合分担金(環境課) 89,308</b> 18負担金、補助及び交付金 (89,308) 知多南部広域環境組合分担金 89,308

4款 衛生費

4款 衛生費

2項 清掃費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	284,945	323,195	△38,250	11,982	0	12,523	260,440

5款 労働費

1項 労働諸費

1 労働諸費	3,234	3,399	△165			300	2,934
						諸収入	
計	3,234	3,399	△165	0	0	300	2,934

6款 農林水産業費

1項 農業費

1 農業委員会費	4,734	3,218	1,516	3,802		132	800
				県支出金		使用料及び手数料	
						1	
						諸収入	
						131	

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	

18 負担金、補助及び交付金	2,934	●労働環境対策事業費(産業振興課)	3,234
		18負担金、補助及び交付金	(2,934)
		知多地区勤労者福祉サービスセンター負担金	2,732
20 貸付金	300	県建設職業訓練協議会負担金	52
		県労働者福祉協議会知多支部負担金	150
		20貸付金	(300)
		勤労者住宅資金預託金	300

1 報酬	2,448	●農業委員会活動費(産業振興課)	4,734
		1報酬	(2,448)
8 旅費	118	農業委員 7人	1,010
		農地利用最適化推進委員 6人	843
10 需用費	89	農地利用最適化交付金 13人	595
		8旅費	(118)
11 役務費	239	費用弁償	57
		普通旅費	20
12 委託料	1,662	特別旅費	41
		10需用費	(89)
13 使用料及び賃借料	16	消耗品費	89
		11役務費	(239)
		郵便料	224
18 負担金、補助及び交付金	162	インターネット使用料	15
		12委託料	(1,662)
		地域計画策定業務委託料	1,662
		13使用料及び賃借料	(16)
		ソフトウェアライセンス等使用料	16
		18負担金、補助及び交付金	(162)

5款 労働費 6款 農林水産業費

6款 農林水産業費  
1項 農業費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 農業総務費	32,163	30,671	1,492	89 県支出金			32,074
3 農業振興費	125,822	42,703	83,119	114,777 国庫支出金 4,148 県支出金 110,629	570 財産収入 124 446 諸収入		10,475

(△印は減)(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
		県農業会議会費	162
2 給料	16,180	●職員給与費	32,163
		2給料	(16,180)
3 職員手当等	11,162	職員給	16,180
		5人	
4 共済費	4,821	3職員手当等	(11,162)
		管理職手当	540
		扶養手当	438
		住居手当	315
		通勤手当	360
		時間外勤務手当	984
		休日勤務手当	61
		期末手当	3,287
		勤勉手当	2,750
		退職手当組合負担金	2,427
		4共済費	(4,821)
		職員共済組合負担金	4,821
1 報酬	1,949	●水田農業経営所得安定対策事業費(産業振興課)	186
		7報償費	(81)
3 職員手当等	1,861	富農計画書作成報償	81
		8旅費	(7)
7 報償費	377	普通旅費	7
		10需用費	(60)
8 旅費	154	消耗品費	60
		11役務費	(38)
10 需用費	351	郵便料	38
		●農業振興対策事業費(産業振興課)	64,028
11 役務費	55	1報酬	(1,949)
		会計年度任用職員報酬 1人	1,949
12 委託料	9,171	3職員手当等	(795)
		会計年度任用職員期末手当	433
		会計年度任用職員勤勉手当	362
18 負担金、補助 及び交付金	111,457	7報償費	(296)
		農用地利用集積実践活動報償	296

6款 農林水産業費



6款 農林水産業費  
1項 農業費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	

(△印は減)(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
22 償還金、利子及び割引料	447	8旅費	(137)
		費用弁償	120
		普通旅費	17
		10需用費	(281)
		消耗品費	281
		11役務費	(17)
		郵便料	17
		12委託料	(9,171)
		農地地区情報管理システムデータ更新等委託料	220
		地域計画策定業務委託料	8,951
		18負担金、補助及び交付金	(50,935)
		経営体育成支援事業費補助金	15,000
		農業次世代人材投資資金(経営開始型)	5,400
		新規就農者経営発展支援事業費補助金	7,500
		新規就農者育成総合対策事業補助金(経営開始資金)	4,500
		有機農業産地づくり推進事業補助金	5,900
		経営継承発展等支援事業補助金	1,000
		農作物安全・安心対策推進事業補助金	121
		農業新規就業者支援事業補助金	120
		知多南部土地改良区運営費補助金	3,825
		農業収入減少対策事業補助金	1,965
		環境保全型農業直接支払交付金	5,480
		国有資産等所在市町村交付金	124
		22償還金、利子及び割引料	(447)
		国県支出金等返還金	447
		●農業用水対策事業費(産業振興課)	2,197
		8旅費	(4)
		特別旅費	4
		18負担金、補助及び交付金	(2,193)
		愛知用水利水者連絡協議会負担金	10
		愛知用水地元管理費補助金	2,183
		●産業連携推進事業費(産業振興課)	58,345
		8旅費	(6)
		普通旅費	6
		10需用費	(10)
		消耗品費	10

6款 農林水産業費

6款 農林水産業費  
1項 農業費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4 畜産業費	478	502	△24				478
5 農地費	58,280	56,260	2,020	13,429 県支出金	34,500 町債		10,351

(△印は減)(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
		18負担金、補助及び交付金	(58,329)
		産業まつりテント等使用料負担金	76
		6次産業推進補助金	700
		6次産業化商品開発費補助金	50
		ミーナの恵みブランド広告補助金	48
		ミーナの恵みブランド認定商品販売促進事業補助金	100
		みかん酒販売促進事業補助金	105
		農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション整備事業(産業支援型))	52,250
		農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション推進事業)	5,000
		<b>●職員給与費</b>	<b>1,066</b>
		3職員手当等	(1,066)
		時間外勤務手当	1,066
10 需用費	18	<b>●畜産振興事業費(産業振興課)</b>	<b>478</b>
		10需用費	(18)
18 負担金、補助及び交付金	460	消耗品費	18
		18負担金、補助及び交付金	(460)
		死亡牛BSE検査等費用助成事業補助金	10
		C S F ワクチン接種費補助金	450
7 報償費	471	<b>●農業用施設維持管理費(建設課)</b>	<b>14,205</b>
		7報償費	(471)
8 旅費	8	ため池等管理報償	471
10 需用費	3,084	10需用費	(3,084)
		消耗品費	80
		光熱水費	4
13 使用料及び賃借料	77	修繕料	3,000
		14工事請負費	(10,500)
		単独土地改良工事(単県)	9,500
14 工事請負費	10,500	農業用施設整備工事	1,000
		18負担金、補助及び交付金	(150)
		山海川樋門維持管理費補助金	150
18 負担金、補助及び交付金	44,140	<b>●農業土木一般管理費(建設課)</b>	<b>10,975</b>
		8旅費	(8)
		普通旅費	8

6款 農林水産業費

6款 農林水産業費  
1項 農業費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	221,477	133,354	88,123	132,097	34,500	702	54,178

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		13使用料及び賃借料 (77)
		積算システム使用料 77
		18負担金、補助及び交付金 (10,890)
		県土地改良事業団体連合会負担金 584
		農業農村多面的機能支払事業補助金 10,306
		●県営経営体育成基盤整備事業費(建設課) 25,000
		18負担金、補助及び交付金 (25,000)
		県営経営体育成基盤整備事業負担金 25,000
		●県営ため池整備事業費(建設課) 8,100
		18負担金、補助及び交付金 (8,100)
		県営防災ダム事業負担金 8,100

6款 農林水産業費  
2項 林業費

1 緑化推進費	12,927	9,235	3,692	11,938			989
				県支出金			
計	12,927	9,235	3,692	11,938	0	0	989

8 旅費	6	●環境緑化推進事業費(産業振興課) 12,927
		8旅費 (6)
10 需用費	400	普通旅費 6
		10需用費 (400)
13 使用料及び賃借料	15	消耗品費 400
		13使用料及び賃借料 (15)
		船舶借上料 15
14 工事請負費	8,338	14工事請負費 (8,338)
		里山林整備事業工事請負費 8,338
17 備品購入費	3,200	17備品購入費 (3,200)
		森林整備資機材購入費 3,200
18 負担金、補助及び交付金	968	18負担金、補助及び交付金 (968)
		県緑化推進委員会負担金 20
		県森林協会負担金 798
		花半島事業負担金 150

6款 農林水産業費  
3項 水産業費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 水産業総務費	25,166	26,778	△1,612				25,166
2 水産業振興費	171,081	30,940	140,141	166,987 国庫支出金 4,558 県支出金 162,429		44 使用料及び 手数料	4,050

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	12,139	●職員給与費 25,166 2給料 (12,139)
3 職員手当等	9,133	職員給 12,139 3人
4 共済費	3,894	3職員手当等 (9,133) 管理職手当 1,212 扶養手当 516 通勤手当 465 時間外勤務手当 360 休日勤務手当 11 期末手当 2,585 勤勉手当 2,163 退職手当組合負担金 1,821 4共済費 (3,894) 職員共済組合負担金 3,894
8 旅費	67	●漁業振興対策事業費(産業振興課) 167,317 8旅費 (67)
10 需用費	2,909	普通旅費 41 特別旅費 26
12 委託料	29	10需用費 (9) 消耗品費 9
18 負担金、補助及び交付金	168,076	12委託料 (29) 鯨類等漂着物処理委託料 29 18負担金、補助及び交付金 (167,212) 水産多面的機能発揮対策事業費負担金 416 県町村水産業振興対策協議会負担金 50 水産業強化対策整備事業費補助金 151,057 のり養殖食害防止対策事業費補助金 3,600 漁業生産力強化総合対策事業費補助金 8,380 漁業無線局運営費補助金 920 漁業者用公衆トイレ維持管理費補助金 470 漁業後継者技術研修事業補助金 4 漁業新規就業者支援事業補助金 240 漁業近代化資金利子補給費補助金 1,795 のり食害対策事業費補助金 280

6款 農林水産業費  
3項 水産業費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 漁港管理費	7,668	6,269	1,399			7,668 使用料及び 手数料	
4 漁港建設費	42,316	52,756	△10,440	11,800 県支出金	22,900 町債	3,627 使用料及び 手数料 3,626 諸収入 1	3,989

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		●栽培漁業振興対策事業費(産業振興課) <b>3,764</b> 10需用費 (2,900) 消耗品費 2,900 18負担金、補助及び交付金 (864) アワビ等種苗放流事業補助金 864
8 旅費	48	●漁港一般管理費(建設課) <b>798</b> 8旅費 (48)
10 需用費	4,621	普通旅費 45 特別旅費 3
11 役務費	516	10需用費 (120) 消耗品費 120
12 委託料	1,853	18負担金、補助及び交付金 (630) 県漁港漁場協会負担金 630
18 負担金、補助 及び交付金	630	●漁港施設維持管理費(建設課) <b>6,870</b> 10需用費 (4,501) 光熱水費 501 修繕料 4,000 11役務費 (516) 樹木せん定手数料 270 電気設備保守点検手数料 221 漁港緑地遊具保守点検手数料 25 12委託料 (1,853) 漁港緑地管理業務委託料 808 施設管理等業務委託料 1,045
12 委託料	13,000	●漁港建設事業費(公共)(建設課) <b>13,000</b> 12委託料 (13,000)
14 工事請負費	16,716	機能保全計画改定業務委託料 13,000
18 負担金、補助 及び交付金	12,600	●漁港改良整備事業費(建設課) <b>16,716</b> 14工事請負費 (16,716) 漁港改良工事(県補) 10,600 漁港施設整備工事(町単) 6,116
		●県営漁港事業負担金(建設課) <b>12,600</b> 18負担金、補助及び交付金 (12,600) 県営漁港事業負担金 12,600

6款 農林水産業費

6款 農林水産業費  
3項 水産業費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
5 漁業集落排水事業費	62,087	66,024	△3,937				62,087
計	308,318	182,767	125,551	178,787	22,900	11,339	95,292

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
27 繰出金	62,087	<b>●漁業集落排水事業会計繰出金(企画財政課)</b> 27繰出金 漁業集落排水事業会計繰出金
		62,087 (62,087) 62,087

7款 商工費  
1項 商工費

1 商工総務費	26,324	24,700	1,624				26,324
2 商工業振興費	85,706	33,412	52,294	48,126 国庫支出金 27,126 県支出金 21,000		15,020 財産収入 19 諸収入 15,001	22,560

2 給料	12,821	<b>●職員給与費</b> 2給料	26,324 (12,821)
3 職員手当等	9,570	職員給 4人	12,821
4 共済費	3,933	3職員手当等 扶養手当 住居手当 通勤手当 時間外勤務手当 休日勤務手当 期末手当 勤勉手当 退職手当組合負担金	(9,570) 618 566 341 1,017 22 2,767 2,315 1,924
		4共済費 職員共済組合負担金	(3,933) 3,933
1 報酬	1,819	<b>●産業まつり推進事業費(産業振興課)</b> 18負担金、補助及び交付金	3,200 (3,200)
3 職員手当等	742	産業まつり補助金	3,200
8 旅費	39	<b>●商工業振興事業費(産業振興課)</b> 1報酬	29,227 (1,819)
10 需用費	144	会計年度任用職員報酬 1人	1,819
11 役務費	2,068	3職員手当等 会計年度任用職員期末手当	(742) 404
12 委託料	2,767	会計年度任用職員勤勉手当 8旅費 費用弁償	338 (39) 24

6款 農林水産業費 7款 商工費

7款 商工費

1項 商工費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 消費者行政 費	293	293	0				293
4 観光振興費	195,635	75,258	120,377	17,000 県支出金	88,800 町債	19,655 使用料及び 手数料 8,988 寄附金 240 繰入金 9,964	70,180

(△印は減)(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
18 負担金、補助 及び交付金	63,127	普通旅費 18負担金、補助及び交付金	15 (11,627)
20 貸付金	15,000	商工会補助金 街路灯等補修事業補助金 商業団体等街路灯等電灯料補助金 街路灯等新設・更新事業補助金 小規模企業等振興資金信用保証料補助金 創業支援事業信用保証料補助金 20貸付金 小規模企業等振興資金預託金	9,309 250 183 285 1,500 100 (15,000) 15,000
		●南知多町地域応援クーポン券発行事業費(産業振興課)	53,279
		10需用費 印刷製本費	(144) 144
		11 役務費 郵便料 クーポン券換金手数料	(2,068) 1,428 640
		12 委託料 クーポン券等関連事務委託料	(2,767) 2,767
		18 負担金、補助及び交付金 地域応援クーポン券交付金	(48,300) 48,300
10 需用費	16	●消費者行政事業費(産業振興課)	293
		10 需用費	(16)
18 負担金、補助 及び交付金	277	消耗品費 18負担金、補助及び交付金 広域消費生活センター負担金	16 (277) 277
8 旅費	36	●観光振興事業費(産業振興課)	54,922
		8 旅費	(36)
10 需用費	3,214	普通旅費 10 需用費	36 (574)
11 役務費	1,100	消耗品費	574
12 委託料	42,918	12 委託料 観光宣伝事業委託料 観光商品創出事業 18 負担金、補助及び交付金	(20,210) 10,210 10,000 (34,102)

7款 商工費

7款 商工費

1項 商工費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
					諸収入 463		

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
13 使用料及び賃借料	1,782	県観光協会負担金 290 県観光キャンペーン推進事業特別会費負担金 590 知多南部地域観光協議会負担金 300
14 工事請負費	108,966	日本観光振興協会負担金 84 中部小型船安全協会負担金 50
18 負担金、補助及び交付金	37,602	東海地区外国人観光客誘致促進協議会負担金 200 知多半島観光圏協議会負担金 648 観光宣伝事業補助金 2,000
26 公課費	17	観光協会補助金 20,071 海水浴場及び浴客安全対策補助金 9,404 GOGO三河湾協議会事業費補助金 150 離島産業廃棄物運搬費補助金 315
		<b>●観光資源保全事業費(産業振興課) 16,404</b>
		10 需用費 (2,545)
		光熱水費 1,745
		修繕料 800
		11 役務費 (200)
		防火設備保守点検手数料 44
		浄化槽法定検査手数料 109
		自動車保険料 47
		12 委託料 (11,860)
		観光施設維持管理委託料 3,920
		篠島渡船ターミナル指定管理委託料 2,214
		日間賀島渡船ターミナル指定管理委託料 1,888
		観光地美化推進事業委託料 3,838
		13 使用料及び賃借料 (1,782)
		テレビ受信料 13
		観光案内所及び内海商工会館用地借地料 1,649
		漁港施設占用料 120
		26 公課費 (17)
		自動車重量税 17
		<b>●観光施設整備事業費(産業振興課) 124,309</b>
		10 需用費 (95)
		消耗品費 30
		光熱水費 65
		11 役務費 (900)

7款 商工費



7款 商工費

1項 商工費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
5 師崎港観光センター周辺整備運営事業費	853,739	0	853,739	348,659 国庫支出金	316,500 町債	188,580 使用料及び 手数料 105,093 繰入金 78,816 諸収入 4,671	0

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		仮設トイレ汲み取り手数料 900
		12委託料 (10,848)
		内海観光センター建設工事監理業務委託料 9,394
		内海観光センター建築確認申請等業務委託料 1,100
		内海観光センター管理人派遣業務委託料 354
		14工事請負費 (108,966)
		内海海水浴場仮設トイレ等設置工事 2,596
		内海観光センター建設工事 106,370
		18負担金、補助及び交付金 (3,500)
		渚の交番プロジェクト関連事業補助金 3,500
8 旅費	43	●師崎港観光センター周辺整備運営事業費(産業振興課) 853,739
		8旅費 (43)
10 需用費	8,028	普通旅費 43
		10需用費 (8,028)
11 役務費	3,619	消耗品費 372
		光熱水費 7,156
12 委託料	127,570	修繕料 500
		11役務費 (3,619)
13 使用料及び賃借料	1,217	インターネット使用料 25
		防火設備保守点検手数料 92
		浄化槽保守点検手数料 3,399
14 工事請負費	691,544	浄化槽法定検査手数料 15
		高圧受電装置保守点検手数料 62
22 償還金、利子及び割引料	21,621	放置自転車等处分手数料 26
		12委託料 (127,570)
		師崎港観光センター周辺整備事業モニタリング業務委託料 8,668
24 積立金	97	事業運営業務委託料 11,040
		師崎港観光センター清掃業務委託料 946
		師崎港観光センター周辺整備事業建設工事監理委託料 5,775
		師崎港臨時駐車場シャトルバス運行業務委託料 101,141
		13使用料及び賃借料 (1,217)
		船舶借上料 66
		港湾施設占用料 1,151
		14工事請負費 (691,544)
		師崎港観光センター周辺整備事業建設工事 691,544

7款 商工費

7 款 商工費

1 項 商工費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
計	1,161,697	133,663	1,028,034	413,785	405,300	223,255	119,357

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		22償還金、利子及び割引料 (21,621)
		長期債元金償還金 18,198
		長期債利子償還金 223
		消費税及び地方消費税 3,200
		24積立金 (97)
		前崎港観光センター周辺整備運営事業積立金 97

8 款 土木費

1 項 土木管理費

1 土木総務費	120,714	112,001	8,713	1,515		4,023	115,176
				国庫支出金		使用料及び 手数料	
				957			
				県支出金			
				558			

1 報酬	1,327	●土木一般管理費(建設課)	8,309
		1報酬	(1,327)
2 給料	37,192	会計年度任用職員報酬 1人	1,327
3 職員手当等	26,884	3職員手当等	(542)
		会計年度任用職員期末手当	295
		会計年度任用職員勤勉手当	247
4 共済費	11,462	8旅費	(273)
		費用弁償	51
8 旅費	273	普通旅費	120
		特別旅費	102
10 需用費	32,120	10需用費	(211)
		消耗品費	120
11 役務費	2,683	燃料費	81
		修繕料	10
12 委託料	6,839	11役務費	(183)
		自動車保険料	16
18 負担金、補助 及び交付金	1,934	占用料口座振替取扱手数料	2
		製図用ソフト保守手数料	165
		12委託料	(3,839)
		道路台帳加除修正業務委託料	1,925
		公開型GIS閲覧システム構築業務委託料	1,914
		18負担金、補助及び交付金	(1,934)
		知多建設協議会負担金	84
		県治水砂防協会負担金	260

7 款 商工費 8 款 土木費

8款 土木費

1項 土木管理費

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	

節		説明
区分	金額	
		県河川海岸協会負担金 8
		県道路整備促進協力会負担金 25
		県名古屋市道路利用者会議負担金 6
		県市町村道整備促進期成同盟会負担金 6
		全国海岸協会負担金 30
		土木積算システム利用負担金 771
		東海環状地域整備推進協議会負担金 5
		知多地区道路整備促進期成同盟会負担金 15
		衣浦大橋整備促進期成同盟会負担金 22
		建設副産物情報交換システム利用負担金 9
		篠島前浜海岸公衆トイレ維持管理費補助金 693
		<b>●土木施設維持管理費(建設課) 37,409</b>
		10需用費 (31,909)
		消耗品費 900
		光熱水費 1,009
		修繕料 30,000
		11役務費 (2,500)
		樹木伐採手数料 2,000
		ごみ処理手数料 500
		12委託料 (3,000)
		道路環境美化事業委託料 3,000
		<b>●職員給与費 74,996</b>
		2給料 (37,192)
		職員給 37,192
		10人
		3職員手当等 (26,342)
		管理職手当 1,530
		扶養手当 774
		住居手当 732
		通勤手当 976
		特殊勤務手当 27
		時間外勤務手当 1,840
		休日勤務手当 65
		期末手当 8,068
		勤勉手当 6,751
		退職手当組合負担金 5,579

8款 土木費

8款 土木費

1項 土木管理費

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	120,714	112,001	8,713	1,515	0	4,023	115,176

節		説明
区分	金額	
		4共済費 (11,462)
		職員共済組合負担金 11,462

8款 土木費

2項 道路橋りょう費

1 道路橋りょう費	94,230	105,624	△11,394	31,500 県支出金	51,400 町債		11,330
計	94,230	105,624	△11,394	31,500	51,400	0	11,330

12 委託料	14,984	●道路橋りょう維持補修事業費(建設課)	94,230
		12委託料	(14,984)
14 工事請負費	74,246	橋りょう点検調査業務委託料	14,000
		登記委託料	500
16 公有財産購入費	2,000	用地測量委託料	484
		14工事請負費	(74,246)
		道路橋りょう維持補修工事	32,246
		橋りょう長寿命化修繕工事	1,000
		道路ストック舗装修繕工事	30,000
		道路改築工事(県補)	11,000
		16公有財産購入費	(2,000)
		道路用地購入費(県補)	2,000
		21補償、補填及び賠償金	(3,000)
		物件補償費(県補)	3,000

8款 土木費

3項 河川費

1 急傾斜地崩壊対策事業費	4,295	7,000	△2,705		3,800 町債		495
2 河川改良費	5,500	5,000	500		4,000 町債	575 使用料及び手数料	925

18 負担金、補助及び交付金	4,295	●急傾斜地崩壊対策事業費(建設課)	4,295
		18負担金、補助及び交付金	(4,295)
		県営急傾斜地崩壊対策事業負担金	4,295
10 需用費	1,500	●河川維持補修事業費(建設課)	5,500
		10需用費	(1,500)
14 工事請負費	4,000	修繕料	1,500
		14工事請負費	(4,000)
		河川維持補修工事	4,000

8款 土木費

8款 土木費

3項 河川費

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	9,795	12,000	△2,205	0	7,800	575	1,420

節		説明
区分	金額	

8款 土木費

4項 港湾費

1 港湾管理費	7,128	8,908	△1,780	56	700	387	5,985
				県支出金	町債	使用料及び 手数料	
						386	
						諸収入	
						1	
計	7,128	8,908	△1,780	56	700	387	5,985

8 旅費	7	●港湾一般管理費(建設課)	236
		8旅費	(7)
10 需用費	1,118	普通旅費	7
		10需用費	(56)
11 役務費	647	消耗品費	56
		18負担金、補助及び交付金	(173)
12 委託料	3,781	県港湾協会負担金	173
		●港湾施設維持管理費(建設課)	6,892
14 工事請負費	1,402	10需用費	(1,062)
		光熱水費	62
18 負担金、補助 及び交付金	173	修繕料	1,000
		11役務費	(647)
		樹木せん定手数料	36
		ごみ処理手数料	50
		浄化槽保守点検手数料	101
		浄化槽法定検査手数料	10
		砂除去手数料	450
		12委託料	(3,781)
		内海新港緑地管理業務委託料	381
		小桝緑地指定管理料	3,400
		14工事請負費	(1,402)
		港湾施設整備工事(町単)	1,402

8款 土木費

5項 都市計画費

1 都市計画総 務費	26,513	25,768	745	961		14	25,538
				県支出金		使用料及び 手数料	
						4	

1 報酬	177	●都市計画一般管理費(建設課)	7,089
		1報酬	(177)
2 給料	10,008	都市計画審議会委員 14人	177
		8旅費	(65)

8款 土木費

8款 土木費

5項 都市計画費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
					諸収入 10		
2 公園費	14,970	12,607	2,363		4,500 町債	517 使用料及び 手数料	9,953

(△印は減)(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
3 職員手当等	6,517	費用弁償	8
		普通旅費	57
4 共済費	2,899	10需用費	(51)
		消耗品費	51
8 旅費	65	11役務費	(37)
		郵便料	37
10 需用費	51	12委託料	(6,728)
		都市計画基礎調査業務委託料	748
		都市計画決定支援業務委託料	4,774
		地籍業務調査委託料	1,206
12 委託料	6,728	18負担金、補助及び交付金	(31)
		県都市計画協会負担金	5
		県街路事業促進協議会負担金	10
		県建築物地震対策推進協議会負担金	5
		県国土調査推進協議会負担金	11
		<b>●職員給与費</b>	<b>19,424</b>
		2給料	(10,008)
		職員給	10,008
		3人	
		3職員手当等	(6,517)
		扶養手当	360
		通勤手当	160
		特殊勤務手当	19
		時間外勤務手当	529
		休日勤務手当	7
		期末手当	2,145
		勤勉手当	1,795
		退職手当組合負担金	1,502
		4共済費	(2,899)
		職員共済組合負担金	2,899
10 需用費	3,420	<b>●公園維持管理費(建設課)</b>	<b>14,970</b>
		10需用費	(3,420)
		消耗品費	90
		光熱水費	830
12 委託料	5,456	修繕料	2,500

8款 土木費

8款 土木費

5項 都市計画費

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
計	41,483	38,375	3,108	961	4,500	531	35,491

節		説明
区分	金額	
14 工事請負費	4,606	11 役務費 (1,488) <ul style="list-style-type: none"> <li>運搬料 229</li> <li>樹木伐採手数料 200</li> <li>浄化槽保守点検手数料 729</li> <li>浄化槽法定検査手数料 88</li> <li>公園遊具保守点検手数料 242</li> </ul> 12 委託料 (5,456) <ul style="list-style-type: none"> <li>公園樹木管理委託料 1,655</li> <li>公園管理委託料 3,801</li> </ul> 14 工事請負費 (4,606) <ul style="list-style-type: none"> <li>公園照明灯LED化工事 606</li> <li>緑地マルチ吹付工事 4,000</li> </ul>

8款 土木費

6項 住宅費

1 住宅管理費	3,730	3,752	△22	2,303 国庫支出金 1,535 県支出金 768	1,427 使用料及び 手数料
---------	-------	-------	-----	--	-----------------------

8 旅費	4	●住宅維持管理費(建設課) 658 8旅費 (4)
10 需用費	453	普通旅費 4 10需用費 (453)
11 役務費	201	消耗品費 11 光熱水費 142
12 委託料	472	修繕料 300 11 役務費 (201)
18 負担金、補助 及び交付金	2,600	防火設備保守点検手数料 53 浄化槽保守点検手数料 97 浄化槽法定検査手数料 16 受水槽清掃手数料 33 町営住宅使用料収納取扱手数料 2 ●住宅耐震改修費(建設課) 3,072 12 委託料 (472) <ul style="list-style-type: none"> <li>木造住宅耐震診断業務委託料 472</li> </ul> 18 負担金、補助及び交付金 (2,600) <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震改修費等補助金 2,600</li> </ul>

8款 土木費

8款 土木費

6項 住宅費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	3,730	3,752	△22	2,303	0	1,427	0

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	

9款 消防費

1項 消防費

1 常備消防費	342,541	351,014	△8,473				342,541
2 非常備消防費	74,723	65,542	9,181	751 県支出金	19,500 町債	13,966 諸収入	40,506

18 負担金、補助及び交付金	342,541	●知多南部消防組合分担金 (防災危機管理室)	342,541
		18負担金、補助及び交付金	(342,541)
		知多南部消防組合分担金	342,541
1 報酬	15,572	●消防一般管理費 (防災危機管理室)	23,743
		5災害補償費	(1,000)
5 災害補償費	1,000	消防団員等公務災害補償費	1,000
		7報償費	(12,946)
7 報償費	22,900	消防団員退職報償金	12,946
		8旅費	(34)
8 旅費	34	費用弁償	10
		普通旅費	24
10 需用費	5,961	10需用費	(1,762)
		消耗品費	709
11 役務費	805	被服費	1,053
		11役務費	(4)
12 委託料	4,662	クリーニング代	4
		13使用料及び賃借料	(416)
13 使用料及び賃借料	578	船舶借上料	152
		消防分遣所用施設借上料	264
14 工事請負費	14,888	18負担金、補助及び交付金	(7,581)
		知多郡消防団連合会負担金	141
17 備品購入費	326	半田警察署管内消防警察協議会負担金	13
		県消防協会負担金	67
		公務災害補償掛金	716
18 負担金、補助及び交付金	7,581	消防団員退職報償金掛金	6,644
		●消防推進事業費 (防災危機管理室)	3,275
		7報償費	(3,009)
26 公課費	416	操法大会訓練報償	2,165
		観閲式訓練報償	636
		出初式出勤報償	123

9款 消防費



9款 消防費

1項 消防費

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 消防施設費	11,765	12,998	△1,233	2,906	5,400		3,459

節		説明	金額
区分	金額		
		消防操法大会優良チーム表彰	85
		10需用費	(67)
		消耗品費	50
		食糧費	17
		11役務費	(37)
		運搬料	37
		13使用料及び賃借料	(162)
		船舶借上料	162
		●消防団員活動費(防災危機管理室)	22,517
		1報酬	(15,572)
		消防団員 346人	15,572
		7報償費	(6,945)
		分団運営費	5,314
		緊急出動報償	960
		訓練出動報償	671
		●消防施設等維持管理費(防災危機管理室)	25,188
		10需用費	(4,132)
		燃料費	645
		光熱水費	1,052
		修繕料	2,435
		11役務費	(764)
		電話料	61
		運搬料	70
		自動車保険料	615
		し尿汲取り手数料	18
		12委託料	(4,662)
		第1分団詰所新築工事設計業務委託料	4,312
		日間賀島消防団東消防車庫建替工事監理業務委託料	350
		14工事請負費	(14,888)
		日間賀島消防団東消防車庫建替工事	14,888
		17備品購入費	(326)
		消防団用備品	326
		26公課費	(416)
		自動車重量税	416
10 需用費	476	●消火栓整備事業費(防災危機管理室)	6,970

9款 消防費

9 款 消防費

1 項 消防費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
				県支出金	町債		
4 災害対策費	45,876	48,759	△2,883	3,305		1,870	40,701
				県支出金		諸収入	

(△印は減)(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
11 役務費	10	10 需用費	(476)
		消耗品費	476
17 備品購入費	4,785	18 負担金、補助及び交付金	(6,494)
		消火栓維持管理負担金	2,600
		消火栓新設改良工事負担金	3,894
18 負担金、補助及び交付金	6,494	●消防回備品整備事業費(防災危機管理室)	4,795
		11 役務費	(10)
		自動車登録点検手数料	10
		17 備品購入費	(4,785)
		小型動力ポンプ	2,530
		消防広報車	2,255
1 報酬	1,623	●防災対策事業費(防災危機管理室)	21,602
		1 報酬	(1,623)
3 職員手当等	4,645	防災会議委員 6人	38
		国民保護協議会委員 4人	26
5 災害補償費	10	会計年度任用職員報酬 1人	1,559
		3 職員手当等	(636)
7 報償費	2,334	会計年度任用職員期末手当	346
		会計年度任用職員勤勉手当	290
8 旅費	196	5 災害補償費	(10)
		防火防災訓練補償費	10
10 需用費	12,550	7 報償費	(736)
		消防団員年末夜警報償	416
		海水浴場警備報償	240
		防災研修等講師謝礼	80
12 委託料	1,328	8 旅費	(159)
		費用弁償	55
		普通旅費	104
13 使用料及び賃借料	2,528	10 需用費	(2,260)
		消耗品費	1,015
		燃料費	5
14 工事請負費	3,069	印刷製本費	127
		光熱水費	767
		修繕料	100
		被服費	246

9 款 消防費

9 款 消防費

1 項 消防費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	

(△印は減) (単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	11,452	11 役務費	(2,683)
		郵便料	120
		運搬料	33
		自動車保険料	10
		防災行政無線電話料	80
		防災行政無線保守点検手数料	2,440
		12 委託料	(80)
		家具転倒防止器具設置委託料	80
		13 使用料及び賃借料	(2,431)
		船舶借上料	22
		防災行政無線電波等利用料	1,885
		離島行政情報放送機器使用料	360
		災害避難支援システムサーバ借上料	21
		インターネット使用料	143
		14 工事請負費	(3,069)
		MC A 同報無線拡声子局バッテリー取替工事	3,069
		18 負担金、補助及び交付金	(7,915)
		防災行政無線設備保守点検負担金	1,858
		愛知県派遣職員人件費負担金	5,954
		離島情報伝達デジタル無線整備事業補助金	87
		防火防災訓練災害補償掛金	16
		●災害対策事業費 (防災危機管理室)	10,631
		7 報償費	(816)
		行方不明者捜索報償	96
		消防団員台風等災害警備報償	720
		8 旅費	(20)
		普通旅費	20
		10 需用費	(5,855)
		消耗品費	5,855
		11 役務費	(326)
		電話料	39
		災害用衛星携帯電話料	199
		災害用ろ水機保守点検手数料	88
		13 使用料及び賃借料	(77)
		宿泊施設借上料	77
		18 負担金、補助及び交付金	(3,537)

9 款 消防費

9款 消防費

1項 消防費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	

(△印は減)(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
		防災ヘリコプター運営協議会負担金	526
		自主防災組織等活動事業補助金	1,811
		自主防災会防災対策事業補助金	1,200
		●樋門門扉維持管理費 (防災危機管理室)	1,892
		7報償費	(782)
		樋門門扉操作員出勤報償	782
		8旅費	(17)
		普通旅費	17
		10需用費	(1,093)
		消耗品費	90
		燃料費	6
		修繕料	997
		●防災施設維持管理費 (防災危機管理室)	7,742
		10需用費	(3,342)
		消耗品費	20
		燃料費	115
		光熱水費	2,707
		修繕料	500
		11役務費	(2,389)
		電話料	211
		インターネット使用料	162
		防火設備保守点検手数料	520
		浄化槽保守点検手数料	678
		浄化槽清掃手数料	680
		浄化槽法定検査手数料	39
		防災施設清掃手数料	99
		12委託料	(1,248)
		内海防災センター管理委託料	184
		篠島防災センター管理委託料	85
		電気保安業務委託料	575
		機械警備業務委託料	264
		豊浜防災センター管理委託料	140
		13使用料及び賃借料	(20)
		ケーブルテレビ利用料	20
		17備品購入費	(743)
		自動体外式除細動器	743

9款 消防費

9 款 消防費

1 項 消防費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	474,905	478,313	△3,408	6,962	24,900	15,836	427,207

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		●職員給与費 <b>4,009</b>
		3職員手当等 (4,009)
		特殊勤務手当 30
		時間外勤務手当 3,610
		休日勤務手当 96
		管理職員特別勤務手当 273

10 款 教育費

1 項 教育総務費

1 教育委員会費	1,452	1,516	△64				1,452
2 事務局費	113,074	121,480	△8,406	1,004 県支出金		874 財産収入	111,196

1 報酬	1,315	●教育委員会一般管理費(学校教育課) <b>1,452</b>
		1報酬 (1,315)
8 旅費	68	教育委員 5人 1,302
		教育委員会事務評価委員 2人 13
9 交際費	50	8旅費 (68)
		費用弁償 68
10 需用費	19	9交際費 (50)
		交際費 50
		10需用費 (19)
		消耗品費 19
1 報酬	27,545	●事務局一般管理費(学校教育課) <b>45,441</b>
		1報酬 (27,545)
2 給料	32,906	会計年度任用職員報酬 2.5人 27,545
3 職員手当等	33,787	3職員手当等 (9,696)
		会計年度任用職員期末手当 5,278
		会計年度任用職員勤勉手当 4,418
4 共済費	10,636	7報償費 (24)
		自動車等借上謝礼 24
7 報償費	24	8旅費 (1,233)
		費用弁償 944
8 旅費	1,233	普通旅費 157
		特別旅費 132
10 需用費	91	10需用費 (91)

9 款 消防費 10 款 教育費

10款 教育費

1項 教育総務費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
3 教育振興費	59,064	56,662	2,402	7,895 国庫支出金 6,840		399	50,770

(△印は減)(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
11 役務費	48	消耗品費	76
		印刷製本費	15
12 委託料	816	11 役務費	(48)
		電話料	48
13 使用料及び賃借料	235	12 委託料	(816)
		離島事業系ごみ収集運搬処分業務委託料	314
		産業廃棄物運搬処分業務委託料	502
18 負担金、補助及び交付金	5,753	13 使用料及び賃借料	(235)
		駐車料金	126
		船舶借上料	109
		18 負担金、補助及び交付金	(5,753)
		知多地方教育事務協議会分担金	112
		県市町村教育委員会連合会負担金	7
		県町村教育長協議会負担金	23
		特別支援教育研究協議会負担金	11
		派遣指導主事人件費負担金	5,600
		<b>●職員給与費</b>	<b>67,633</b>
		2 給料	(32,906)
		職員給	32,906
		8 人	
		3 職員手当等	(24,091)
		管理職手当	3,414
		扶養手当	780
		住居手当	312
		通勤手当	771
		時間外勤務手当	474
		休日勤務手当	39
		期末手当	8,224
		勤勉手当	4,935
		退職手当組合負担金	5,142
		4 共済費	(10,636)
		職員共済組合負担金	10,636
7 報償費	163	<b>●教育振興一般管理費(学校教育課)</b>	<b>59,064</b>
		7 報償費	(163)
10 需用費	109	教育支援委員報償	35

10款 教育費

10款 教育費

1項 教育総務費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
				県支出金 1,055		分担金及び 負担金 370 諸収入 29	

(△印は減)(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
11 役務費	484	自動車等借上謝礼	3
		学生サポーター謝礼	20
12 委託料	5,527	スーパーバイザー等謝礼	20
		教職員研究表彰	15
13 使用料及び賃借料	27,166	コミュニティスクール委員報償	70
		10需用費	(109)
		消耗品費	40
17 備品購入費	10	食糧費	3
		印刷製本費	66
18 負担金、補助及び交付金	25,605	11 役務費	(484)
		電話料	59
		インターネット使用料	50
		学校支援者補償保険料	95
		学費等口座振替手数料	280
		12 委託料	(5,527)
		学校教育研究委託料	329
		教育指導研究委託料	242
		現職教育研修事業委託料	487
		児童生徒指導推進事業委託料	171
		情報教育アドバイザー委託料	2,318
		総合学習推進委託料	1,090
		「ふるさと 出会いの創造」推進事業委託料	405
		キャリアプロジェクト事業委託料	65
		学費等口座振替取扱委託料	70
		地域学校協働本部運営委託料	100
		道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業委託料	250
		13 使用料及び賃借料	(27,166)
		有料道路通行料	186
		ケーブルテレビ視聴料	30
		自動車借上料	393
		船舶借上料	6
		コンピュータ借上料	23,551
		勤怠管理システム使用料	238
		デジタルドリル使用料	2,244
		学校ホームページ用サーバ借上料	52
		授業目的著作権使用料	137

10款 教育費

10款 教育費

1項 教育総務費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4 教職員住宅費	808	625	183			808	財産収入
計	174,398	180,283	△5,885	8,899	0	2,081	163,418

10款 教育費

2項 小学校費

1 学校管理費	90,920	76,376	14,544			215	90,705
---------	--------	--------	--------	--	--	-----	--------

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		モバイルWiFiルーター使用料 329
		17備品購入費 (10)
		図書購入費 10
		18負担金、補助及び交付金 (25,605)
		県中小学校体育連盟知多支所分担金 480
		日本スポーツ振興センター負担金 839
		県適応指導教室連絡協議会負担金 5
		離島高校生修学支援費補助金 13,680
		教職員会補助金 704
		私立高等学校授業料補助金 472
		林間学校補助金 2,091
		進路指導対策交付金 464
		町中小学校体育連盟交付金 380
		小中学校文化クラブ交付金 250
		小中学校体育交付金 2,400
		入学お祝い金 3,840
10 需用費	480	●教職員住宅維持管理費(学校教育課) 808
		10需用費 (480)
11 役務費	306	消耗品費 16
		光熱水費 144
12 委託料	22	修繕料 320
		11役務費 (306)
		防火設備保守点検手数料 88
		浄化槽保守点検手数料 198
		浄化槽法定検査手数料 20
		12委託料 (22)
		受水槽・高架水槽清掃委託料 22

1 報酬	8,083	●小学校一般管理費(学校教育課) 87,527
		1報酬 (8,083)

10款 教育費



10款 教育費

2項 小学校費

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
						使用料及び 手数料 150	
						諸収入 65	

節		説明	
区分	金額		
2 給料	2,336	会計年度任用職員報酬 4人 3職員手当等	8,083 (2,765)
3 職員手当等	3,238	会計年度任用職員期末手当 会計年度任用職員勤勉手当	1,505 1,260
4 共済費	584	7報償費	(41)
		自動車借上謝礼	40
7 報償費	41	非常災害業務従事者謝礼	1
		8旅費	(51)
8 旅費	51	費用弁償	51
		10需用費	(28,084)
10 需用費	28,084	消耗品費	4,207
		燃料費	2,374
11 役務費	10,669	食糧費	40
		印刷製本費	115
12 委託料	29,688	光熱水費	17,365
		修繕料	3,958
13 使用料及び賃 借料	6,384	飼料費	25
		11役務費	(10,669)
		郵便料	40
14 工事請負費	1,600	電話料	1,241
		電力デマンド監視手数料	185
26 公課費	162	クリーニング代	90
		樹木せん定手数料	125
		防火設備保守点検手数料	798
		計量器検査手数料	9
		浄化槽保守点検手数料	2,972
		浄化槽法定検査手数料	128
		自動車保険料	677
		昇降機保守点検手数料	2,969
		非常通報装置保守点検手数料	21
		高圧受電装置保守点検手数料	930
		プールろ過機保守点検手数料	203
		ピアノ調律等手数料	185
		管楽器点検手数料	55
		階段昇降車定期点検手数料	41
		12委託料	(29,688)

10款 教育費

2項 小学校費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 教育振興費	20,912	18,987	1,925	469			20,443

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		教育環境整備工事設計監理委託料 205
		警備業務委託料 317
		受水槽・高架水槽清掃委託料 261
		学校図書館図書管理委託料 734
		屋外屋内運動施設及び遊具等点検委託料 154
		校舎窓ガラス清掃委託料 858
		プール清掃委託料 413
		スクールバス運転業務委託料 18,905
		旧大井小学校不動産鑑定業務委託料 494
		旧大井小学校用地測量業務委託料 6,564
		旧大井小学校建物表題登記調査測量業務委託料 783
		13使用料及び賃借料 (6,384)
		テレビ受信料 107
		ケーブルテレビ視聴料 88
		自動車借上料 845
		コンピュータ借上料 3,990
		印刷機借上料 429
		複写機借上料 825
		携帯電話借上料 100
		14工事請負費 (1,600)
		教育環境整備工事 1,600
		26公課費 (162)
		自動車重量税 162
		<b>●職員給与費 3,393</b>
		2給料 (2,336)
		職員給 2,336
		1人
		3職員手当等 (473)
		時間外勤務手当 15
		期末手当 268
		勤勉手当 190
		4共済費 (584)
		公立学校共済組合負担金 584
7 報償費	1,180	<b>●教育振興一般管理費(学校教育課) 20,912</b>
		7報償費 (1,180)

10款 教育費

10款 教育費

2項 小学校費

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
				国庫支出金			
計	111,832	95,363	16,469	469	0	215	111,148

節		説明	
区分	金額		
10 需用費	5,506	卒業記念品	57
		部活動指導補助協力者謝礼	1,123
11 役務費	6,904	10 需用費	(5,506)
		消耗品費	4,286
12 委託料	150	印刷製本費	1,002
		修繕料	218
13 使用料及び賃借料	718	11 役務費	(6,904)
		電話料	171
		インターネット使用料	472
17 備品購入費	1,497	外国人英語講師派遣業務手数料	6,261
		12 委託料	(150)
19 扶助費	4,957	小学校社会科副読本編集委託料	150
		13 使用料及び賃借料	(718)
		船舶借上料	81
		コンピュータ借上料	637
		17 備品購入費	(1,497)
		教育用備品	1,161
		図書購入費	336
		19 扶助費	(4,957)
		特別支援教育就学奨励費	999
		要保護及び準要保護児童就学援助費	3,958

10款 教育費

3項 中学校費

1 学校管理費	110,444	108,504	1,940	25,709		260	84,475
				国庫支出金		使用料及び 手数料	
						150	
						諸収入	
						110	

1 報酬	4,042	●中学校一般管理費(学校教育課)	110,444
		1 報酬	(4,042)
3 職員手当等	1,517	会計年度任用職員報酬 2人	4,042
		3 職員手当等	(1,517)
7 報償費	15	会計年度任用職員期末手当	826
		会計年度任用職員勤勉手当	691
8 旅費	86	7 報償費	(15)
		自動車借上謝礼	14
10 需用費	21,517	非常災害業務従事者謝礼	1

10款 教育費

10款 教育費

3項 中学校費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
11	4,360	8旅費 (86) 費用弁償 86
12	71,534	10需用費 (21,517) 消耗品費 1,581
13	7,343	燃料費 1,861 食糧費 16 印刷製本費 56
26	30	光熱水費 16,122 修繕料 1,881
		11役務費 (4,360) 郵便料 34 電話料 618 電力デマンド監視手数料 113 クリーニング代 36 樹木せん定手数料 50 防火設備保守点検手数料 451 計量器検査手数料 6 浄化槽保守点検手数料 1,524 浄化槽法定検査手数料 59 自動車保険料 321 昇降機保守点検手数料 169 非常通報装置保守点検手数料 11 高圧受電装置保守点検手数料 865 ピアノ調律等手数料 81 管楽器点検手数料 22
		12委託料 (71,534) 警備業務委託料 106 受水槽・高架水槽清掃委託料 202 水質検査業務委託料 19 学校図書館図書管理委託料 321 屋外屋内運動施設等点検委託料 50 スクールバス運転業務委託料 12,944 通学用バス運行業務委託料 51,025 福祉車両運転業務委託料 2,376 通学用高速船運行委託料 4,491
		13使用料及び賃借料 (7,343)

10款 教育費

10款 教育費

3項 中学校費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
2 教育振興費	18,690	16,836	1,854	354 国庫支出金		10 財産収入	18,326
計	129,134	125,340	3,794	26,063	0	270	102,801

(△印は減)(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
		有料道路通行料	49
		テレビ受信料	43
		ケーブルテレビ視聴料	30
		自動車借上料	581
		階段昇降車借上料	964
		船舶借上料	3,907
		コンピュータ借上料	606
		印刷機借上料	693
		複写機借上料	172
		携帯電話借上料	60
		生徒緊急宿舎借上料	111
		土地借地料	127
		26公課費	(30)
		自動車重量税	30
7 報償費	70	●教育振興一般管理費(学校教育課)	18,690
		7報償費	(70)
10 需用費	4,191	卒業記念品	70
		10需用費	(4,191)
11 役務費	6,188	消耗品費	3,987
		修繕料	204
12 委託料	2,281	11役務費	(6,188)
		電話料	46
13 使用料及び賃借料	255	インターネット使用料	193
		外国人英語講師派遣業務手数料	5,949
		12委託料	(2,281)
17 備品購入費	982	中学生交流促進高速船無償化事業委託料	2,281
		13使用料及び賃借料	(255)
19 扶助費	4,723	コンピュータ借上料	255
		17備品購入費	(982)
		教育用備品	657
		図書購入費	325
		19扶助費	(4,723)
		特別支援教育就学奨励費	752
		要保護及び準要保護生徒就学援助費	3,971

10款 教育費

10款 教育費

4項 社会教育費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 社会教育総務費	21,683	32,297	△10,614				21,683

(△印は減)(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	103	●社会教育一般管理費(社会教育課)	2,409
		1報酬	(103)
2 給料	8,854	社会教育委員 10人	103
		8旅費	(25)
3 職員手当等	6,411	費用弁償	18
		普通旅費	7
4 共済費	2,138	10需用費	(331)
		消耗品費	331
7 報償費	386	13使用料及び賃借料	(299)
		印刷機借上料	132
8 旅費	43	複写機借上料	167
		18負担金、補助及び交付金	(1,651)
		県社会教育委員連絡協議会負担金	16
		東尾張地区社会教育委員連絡協議会負担金	5
11 役務費	21	女性団体連絡協議会補助金	60
		南知多郷土研究会助成金	370
12 委託料	407	文化協会補助金	1,200
		●二十歳のつどい開催費(社会教育課)	384
		8旅費	(4)
		費用弁償	4
		12委託料	(380)
		二十歳のつどい運営委託料	380
18 負担金、補助及び交付金	2,448	●家庭教育推進事業費(社会教育課)	1,223
		7報償費	(175)
		親子ふれあいひろば推進会議・ネット会議委員報償	32
		親子ふれあいひろば指導者報償	132
		「家庭の日」・「あいさつ運動」作品募集賞品	11
		8旅費	(7)
		普通旅費	7
		10需用費	(88)
		消耗品費	88
		11役務費	(14)
		傷害保険料	14
		12委託料	(27)
		親子ふれあいひろば運営委託料	27
		13使用料及び賃借料	(115)

10款 教育費

10款 教育費

4項 社会教育費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 公民館費	56,521	58,598	△2,077			761 使用料及び 手数料 759 諸収入 2	55,760

(△印は減)(単位:千円)

節		説明	金額
区分	金額		
		船舶借上料	115
		18負担金、補助及び交付金	(797)
		青少年健全育成交付金	797
		●生涯学習推進事業費(社会教育課)	264
		7報償費	(211)
		生涯学習事業講師報償	45
		公民館教室等講師謝礼	166
		8旅費	(7)
		費用弁償	7
		10需用費	(39)
		消耗品費	39
		11役務費	(7)
		傷害保険料	7
		●職員給与費	17,403
		2給料	(8,854)
		職員給	8,854
		3人	
		3職員手当等	(6,411)
		扶養手当	78
		住居手当	240
		通勤手当	360
		時間外勤務手当	1,609
		休日勤務手当	85
		期末手当	1,662
		勤勉手当	1,360
		退職手当組合負担金	1,017
		4共済費	(2,138)
		職員共済組合負担金	2,138
1 報酬	4,542	●公民館維持管理費(社会教育課)	38,219
		1報酬	(4,542)
2 給料	9,701	会計年度任用職員報酬 4人	4,542
		3職員手当等	(1,560)
3 職員手当等	7,683	会計年度任用職員期末手当	849
		会計年度任用職員勤勉手当	711
4 共済費	2,478	7報償費	(563)

10款 教育費

10款 教育費

4項 社会教育費

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	

節		説明	
区分	金額		
7	報償費	563	公民館管理謝礼 357 公民館管理協力者謝礼 206
8	旅費	159	8旅費 (159) 費用弁償 150
10	需用費	9,872	普通旅費 9 10需用費 (9,872)
11	役務費	4,899	消耗品費 330 燃料費 268
12	委託料	8,710	光熱水費 8,525 修繕料 749
13	使用料及び賃借料	632	11役務費 (4,899) 電話料 256 インターネット使用料 44
14	工事請負費	6,649	防火設備保守点検手数料 703 浄化槽保守点検手数料 2,403
17	備品購入費	600	浄化槽法定検査手数料 113 ピアノ調律手数料 29
18	負担金、補助及び交付金	26	自動車保険料 31 庭木管理手数料 538 自動車保守点検手数料 322
26	公課費	7	26公課費 7 高压受電装置保守点検手数料 144 防火対象物定期点検手数料 316 12委託料 (8,710) 町民会館図書室改修工事設計監理委託料 598 公民館管理人派遣委託料 8,024 警備業務委託料 88 13使用料及び賃借料 (632) テレビ受信料 31 ケーブルテレビ視聴料 390 船舶借上料 15 町公民館内海分館進入路用地借地料 196 14工事請負費 (6,649) 町民会館図書室改修工事 6,649 17備品購入費 (600) 図書購入費 600 18負担金、補助及び交付金 (26)



10款 教育費

4項 社会教育費

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 文化財保護費	9,348	12,069	△2,721			925 使用料及び 手数料 528 諸収入 397	8,423

節		説明
区分	金額	
		県公民館連合会負担金 10 防火管理者講習負担金 16 26公課費 (7) 自動車重量税 7 <b>●職員給与費 18,302</b> 2給料 (9,701) 職員給 9,701 2人 3職員手当等 (6,123) 扶養手当 618 通勤手当 276 時間外勤務手当 18 期末手当 1,947 勤勉手当 1,598 退職手当組合負担金 1,666 4共済費 (2,478) 職員共済組合負担金 2,478
1 報酬	70	<b>●文化財保護費(社会教育課) 2,078</b>
		1報酬 (70)
7 報償費	743	文化財保護委員 7人 70 7報償費 (32)
8 旅費	36	文化財保護調査謝礼 6 文化財活用講座講師謝礼 26
10 需用費	2,591	8旅費 (36) 費用弁償 21 普通旅費 15
11 役務費	1,699	10需用費 (50) 消耗品費 50
12 委託料	3,784	11役務費 (462) 文化財資料管理システム保守手数料 462
13 使用料及び賃借料	27	12委託料 (1,030) くん蒸業務委託料 330
18 負担金、補助及び交付金	398	文化財保存活用委託料 700 18負担金、補助及び交付金 (398) 知多地方文化財保護委員会連絡協議会負担金 5

10款 教育費

10款 教育費

4項 社会教育費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		県史跡整備市町村協議会負担金 8
		あいち山車まつり日本一協議会負担金 10
		文化財保存事業費補助金 375
		●尾州廻船主内田家維持管理費(社会教育課) 5,926
		7報償費 (553)
		尾州廻船主内田家管理・清掃協力者謝礼 540
		内田家普及啓発講座講師謝礼 13
		10需用費 (1,925)
		消耗品費 206
		燃料費 8
		光熱水費 296
		修繕料 1,415
		11役務費 (944)
		電話料 127
		防火設備保守点検手数料 140
		庭木管理手数料 567
		循環式トイレ定期点検手数料 110
		12委託料 (2,477)
		警備業務委託料 476
		尾州廻船主内田家管理人派遣委託料 2,001
		13使用料及び賃借料 (27)
		船舶借上料 27
		●梅原邸維持管理費(社会教育課) 1,344
		7報償費 (158)
		梅原邸管理協力者謝礼 154
		梅原邸特別公開展示資料借用謝礼 4
		10需用費 (616)
		消耗品費 12
		燃料費 3
		光熱水費 71
		修繕料 530
		11役務費 (293)
		郵便料 8
		電話料 48
		草刈手数料 202
		防火設備保守点検手数料 35

10款 教育費

10款 教育費

4項 社会教育費

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	87,552	102,964	△15,412	0	0	1,686	85,866

節		説明
区分	金額	
		12委託料 (277)
		警備委託料 106
		梅原猛先生顕彰事業委託料 120
		デジタル化委託料 31
		梅原文庫整備委託料 20

10款 教育費

5項 保健体育費

1 保健体育総務費	10,220	7,976	2,244			2,185 使用料及び 手数料 135 諸収入 2,050	8,035
-----------	--------	-------	-------	--	--	--	-------

1 報酬	1,296	●社会体育一般管理費(社会教育課)	9,334
7 報償費	526	1報酬 (1,296)	
8 旅費	337	スポーツ推進委員 15人 1,296	
10 需用費	410	7報償費 (133)	
11 役務費	239	スポーツ・文化活動応援費 133	
12 委託料	2,060	8旅費 (309)	
13 使用料及び賃借料	284	費用弁償 115	
17 備品購入費	36	普通旅費 20	
18 負担金、補助及び交付金	5,032	特別旅費 174	
		10需用費 (337)	
		12委託料 消耗品費 198	
		被服費 139	
		11役務費 (153)	
		休日部活動保険料 153	
		12委託料 (1,884)	
		町内中学生受入委託料 1,884	
		13使用料及び賃借料 (154)	
		船舶借上料 154	
		17備品購入費 (36)	
		スポーツ・文化活動応援備品 36	
		18負担金、補助及び交付金 (5,032)	
		県スポーツ推進委員連絡協議会負担金 4	
		県体育施設協会負担金 7	
		東海四県スポーツ推進委員研究大会負担金 21	
		スポーツ協会助成金 5,000	

10款 教育費

10款 教育費

5項 保健体育費

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
2 学校保健費	10,267	9,951	316	190			10,077
				国庫支出金			

節		説明	金額
区分	金額		
		●スポーツ教室・大会開催費(社会教育課)	886
		7報償費	(393)
		スポーツ教室等講師謝礼	343
		スポーツ大会賞品	50
		8旅費	(28)
		費用弁償	28
		10需用費	(73)
		消耗品費	73
		11役務費	(86)
		体力テストコンピュータ集計・分析手数料	68
		スポーツ大会等保険料	18
		12委託料	(176)
		スポーツ教室委託料	176
		13使用料及び賃借料	(130)
		船舶借上料	130
7 報償費	6,078	●学校保健対策事業費(学校教育課)	10,267
		7報償費	(6,078)
10 需用費	213	学校医等報償	6,063
		学校医等研究大会参加者報償	13
11 役務費	190	良い歯の子の表彰者報償	2
		10需用費	(213)
12 委託料	2,219	消耗品費	213
		11役務費	(190)
17 備品購入費	1,549	児童生徒検尿輸送費	2
		オージオメーター定期検査手数料	82
18 負担金、補助 及び交付金	18	プール水質検査手数料	106
		12委託料	(2,219)
		児童生徒健康診断委託料	908
		教職員健康診断委託料	1,077
		学校環境衛生検査委託料	220
		教職員ストレスチェック委託料	14
		17備品購入費	(1,549)
		学校保健対策用備品	1,549
		18負担金、補助及び交付金	(18)
		県学校保健会負担金	18

10款 教育費

10款 教育費

5項 保健体育費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 体育施設費	42,991	32,855	10,136			4,294 使用料及び 手数料 4,000 諸収入 294	38,697

(△印は減)(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	9,914	●総合体育館維持管理費(社会教育課)	34,620
		1報酬	(7,508)
3 職員手当等	3,575	会計年度任用職員報酬 6人	7,508
		3職員手当等	(2,816)
8 旅費	356	会計年度任用職員期末手当	1,533
		会計年度任用職員勤勉手当	1,283
10 需用費	13,918	8旅費	(320)
		費用弁償	320
11 役務費	4,408	10需用費	(10,293)
		消耗品費	200
12 委託料	9,283	燃料費	2,435
		光熱水費	6,717
13 使用料及び賃借料	660	修繕料	941
		11役務費	(3,984)
		電話料	280
17 備品購入費	877	防火設備保守点検手数料	697
		浄化槽保守点検手数料	699
		浄化槽法定検査手数料	21
		ピアノ調律手数料	17
		自動車保険料	14
		空調設備保守点検手数料	1,298
		貯水槽保守点検手数料	87
		簡易専用水道検査手数料	19
		電動式移動観覧席保守点検手数料	439
		舞台吊物保守点検手数料	259
		自動扉保守点検手数料	66
		防火対象物点検手数料	88
		12委託料	(8,340)
		電気保安業務委託料	436
		清掃委託料	2,176
		警備業務委託料	106
		トレーニング室管理指導委託料	751
		管理人派遣委託料	2,594
		特定建築物定期報告業務委託料	2,277
		13使用料及び賃借料	(647)
		ケーブルテレビ視聴料	49

10款 教育費

10款 教育費

5項 保健体育費

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
4 給食施設費	173,009	166,756	6,253	12,385 国庫支出金		54,825 諸収入	105,799

節		説明
区分	金額	
		清掃モップ借上料 254 トイレ用洗浄脱臭装置借上料 344 17備品購入費 (712) 施設用備品 712 <b>●運動公園等維持管理費(社会教育課) 8,371</b> 1報酬 (2,406) 会計年度任用職員報酬 2人 2,406 3職員手当等 (759) 会計年度任用職員期末手当 413 会計年度任用職員勤勉手当 346 8旅費 (36) 費用弁償 36 10需用費 (3,625) 消耗品費 310 燃料費 19 光熱水費 3,106 修繕料 190 11役務費 (424) 電話料 34 浄化槽保守点検手数料 337 浄化槽法定検査手数料 20 自動扉保守点検手数料 33 12委託料 (943) 運動公園グラウンドバックネット裏伐採草刈委託料 143 運動公園法面草刈委託料 230 電気保安業務委託料 88 管理人派遣委託料 198 運動公園除草作業委託料 284 13使用料及び賃借料 (13) テレビ受信料 13 17備品購入費 (165) 施設用備品 165
1 報酬	18,620	<b>●学校給食運営費(学校給食センター) 67,832</b> 1報酬 (18,620)
2 給料	21,144	会計年度任用職員報酬 20人 18,620

10款 教育費

10款 教育費

5項 保健体育費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	

(△印は減) (単位: 千円)

節		説明	
区分	金額		
3 職員手当等	19,654	3職員手当等	(6,743)
		会計年度任用職員期末手当	3,671
4 共済費	5,780	会計年度任用職員勤勉手当	3,072
		7報償費	(4)
7 報償費	4	学校給食運営協議会委員報償	4
		8旅費	(1,324)
8 旅費	1,324	費用弁償	1,308
		普通旅費	16
10 需用費	86,394	10需用費	(21,052)
		消耗品費	2,306
11 役務費	3,955	燃料費	5,578
		光熱水費	11,671
12 委託料	11,875	修繕料	1,403
		医薬材料費	94
13 使用料及び賃借料	4,114	11役務費	(3,955)
		電話料	108
		防火設備保守点検手数料	99
18 負担金、補助及び交付金	25	浄化槽保守点検手数料	156
		浄化槽法定検査手数料	6
		自動車保険料	259
26 公課費	120	検便検査手数料	455
		汚泥廃棄物引抜き手数料	2,191
		食材微生物検査手数料	149
		調理過程使用水(飲料水)水質検査手数料	30
		簡易専用水道検査手数料	19
		第一種圧力容器性能検査手数料	43
		厨房機器維持管理手数料	440
		12委託料	(11,875)
		電気保安業務委託料	513
		害虫駆除委託料	792
		業務用機器簡易点検委託料	116
		厨房排水処理施設管理委託料	1,968
		警備業務委託料	264
		ボイラーブロー排水中和処理槽管理委託料	396
		蒸気ボイラー等保守業務委託料	731
		受水槽清掃業務委託料	114

10款 教育費

10款 教育費

5項 保健体育費

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	236,487	217,538	18,949	12,575	0	61,304	162,608

節		説明
区分	金額	
		貯湯槽点検清掃業務委託料 363
		給水加圧ポンプ等保守業務委託料 73
		水フィルター保守業務委託料 446
		給排気ファン保守業務委託料 278
		空気調和設備保守業務委託料 319
		給食配送業務委託料 5,280
		産業廃棄物処理委託料 222
		13使用料及び賃借料 (4,114)
		複写機借上料 99
		学校給食両島運搬料 3,783
		トラック借上料 232
		18負担金、補助及び交付金 (25)
		学校給食センター連絡協議会負担金 3
		学校栄養職員研究協議会負担金 22
		26公課費 (120)
		自動車重量税 120
		●賄材料費(学校給食センター) 65,342
		10需用費 (65,342)
		賄材料費 65,342
		●職員給与費 39,835
		2給料 (21,144)
		職員給 21,144
		8人
		3職員手当等 (12,911)
		扶養手当 258
		住居手当 336
		通勤手当 597
		時間外勤務手当 1,709
		期末手当 3,891
		勤勉手当 3,228
		退職手当組合負担金 2,892
		4共済費 (5,780)
		職員共済組合負担金 5,780



1 1 款 災害復旧費

1 項 農林水産施設災害復旧費

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 農業用施設 災害復旧費	1	1	0				1
2 漁港施設災 害復旧費	1	1	0				1
計	2	2	0	0	0	0	2

区分	金額	説明	
14 工事請負費	1	●農業用施設災害復旧費(建設課)	1
		14 工事請負費	(1)
		農業用施設災害復旧工事	1
14 工事請負費	1	●漁港施設災害復旧費(建設課)	1
		14 工事請負費	(1)
		漁港施設災害復旧工事	1

1 1 款 災害復旧費

2 項 公共土木施設災害復旧費

1 道路橋りよ う施設災害 復旧費	1	1	0				1
2 河川施設災 害復旧費	1	1	0				1
3 港湾施設災 害復旧費	1	1	0				1
4 海岸施設災 害復旧費	1	1	0				1
計	4	4	0	0	0	0	4

14 工事請負費	1	●道路橋りょう施設災害復旧費(建設課)	1
		14 工事請負費	(1)
		道路橋りょう施設災害復旧工事	1
14 工事請負費	1	●河川施設災害復旧費(建設課)	1
		14 工事請負費	(1)
		河川施設災害復旧工事	1
14 工事請負費	1	●港湾施設災害復旧費(建設課)	1
		14 工事請負費	(1)
		港湾施設災害復旧工事	1
14 工事請負費	1	●海岸施設災害復旧費(建設課)	1
		14 工事請負費	(1)
		海岸施設災害復旧工事	1

1 1 款 災害復旧費

3 項 文教施設災害復旧費

1 公立学校施 設災害復旧 費	1	1	0				1
-----------------------	---	---	---	--	--	--	---

14 工事請負費	1	●公立学校施設災害復旧費(学校教育課)	1
		14 工事請負費	(1)
		公立学校施設災害復旧工事	1

1 1 款 災害復旧費

1 1 款 災害復旧費

3 項 文教施設災害復旧費

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	1	1	0	0	0	0	1

節		説明
区分	金額	

1 2 款 公債費

1 項 公債費

1 元金	745,210	728,311	16,899			58,100 繰入金	687,110
2 利子	18,464	19,902	△1,438			2,100 繰入金	16,364
計	763,674	748,213	15,461	0	0	60,200	703,474

22 償還金、利子及び割引料	745,210	●長期債元金償還金(企画財政課) 22償還金、利子及び割引料 長期債元金償還金	745,210 (745,210) 745,210
22 償還金、利子及び割引料	18,464	●長期債利子償還金(企画財政課) 22償還金、利子及び割引料 長期債利子償還金 ●一時借入金利子(企画財政課) 22償還金、利子及び割引料 一時借入金利子	18,463 (18,463) 18,463 1 (1) 1

1 3 款 諸支出金

1 項 普通財産取得費

1 土地取得費	1	1	0				1
計	1	1	0	0	0	0	1

16 公有財産購入費	1	●土地取得費(企画財政課) 16公有財産購入費 土地取得費	1 (1) 1
------------	---	-------------------------------------	---------------

1 4 款 予備費

1 項 予備費

1 予備費	26,866	21,131	5,735				26,866
計	26,866	21,131	5,735	0	0	0	26,866

--	--	--	--

1 2 款 公債費      1 3 款 諸支出金      1 4 款 予備費

# 給与費明細書

一般会計

## 1 特別職

区分	職員数 (人)	給与費					共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	その他の 手当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	長等	2	16,980	5,770	5,239	27,989	2,852	30,841	町長給料月額 794,000円 副町長給料月額 621,000円 通勤手当 170,000円 退職手当組合 負担金 5,069,000円
	議員	12	37,104		12,616	49,720	10,307	60,027	3.40
	その他の 特別職	572	27,338	6,840	2,324	1,281	37,783	1,869	39,652
	計	586	64,442	23,820	20,710	6,520	115,492	15,028	130,520
前 年 度	長等	2	16,488	5,441	5,023	26,952	2,773	29,725	町長給料月額 771,000円 副町長給料月額 603,000円 通勤手当 100,000円 退職手当組合 負担金 4,923,000円
	議員	12	36,048		11,896	47,944	11,067	59,011	3.30
	その他の 特別職	636	29,200	6,636	2,190	1,244	39,270	1,830	41,100
	計	650	65,248	23,124	19,527	6,267	114,166	15,670	129,836
比 較	長等		492	329	216	1,037	79	1,116	
	議員		1,056		720	1,776	△ 760	1,016	
	その他の 特別職	△ 64	△ 1,862	204	134	37	△ 1,487	39	△ 1,448
	計	△ 64	△ 806	696	1,183	253	1,326	△ 642	684

備考 1 「長等」とは、町長及び副町長をいい、「その他の特別職」とは、教育長、非常勤特別職（選挙長・  
投票票管理者・立会人を含む。）及び統計調査員をいう。

2 「備考」欄には、町長及び副町長の給料月額及び「その他の手当」の内容を掲げた。

## 2 一般職

### (1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
本年度	192 (145)	178,009	664,441	528,261	1,370,711	233,955	1,604,666	
前年度	194 (163)	172,726	670,763	492,239	1,335,728	228,140	1,563,868	
比較	△ 2 (△ 18)	5,283	△ 6,322	36,022	34,983	5,815	40,798	

備考 ( )内は短時間勤務職員数について外書き

区分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
	本年度	24,444	13,098	9,254	19,893
前年度	24,025	13,536	8,263	19,225	100
比較	419	△ 438	991	668	0
区分	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
本年度	39,523	679	1,252	174,465	144,407
前年度	43,482	550	1,242	168,877	113,342
比較	△ 3,959	129	10	5,588	31,065
区分	退職手当組合 負担金 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)			
本年度	100,873	273			
前年度	99,031	566			
比較	1,842	△ 293			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
本年度	192 (6)		664,441	466,432	1,130,873	203,767	1,334,640	
前年度	194 (9)		670,763	460,459	1,131,222	204,637	1,335,859	
比 較	△ 2 (△ 3)		△ 6,322	5,973	△ 349	△ 870	△ 1,219	

備考 ( )内は再任用短時間勤務職員数について外書き

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
本年度	0 (139)	178,009		61,829	239,838	30,188	270,026	
前年度	0 (154)	172,726		31,780	204,506	23,503	228,009	
比 較	0 (△ 15)	5,283		30,049	35,332	6,685	42,017	

備考 ( )内は短時間勤務職員数について外書き

職員手当 の内訳	区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
	本年度	24,444	13,098	9,254	19,893	100
	前年度	24,025	13,536	8,263	19,225	100
	比 較	419	△ 438	991	668	0
の 内 訳	区 分	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	本年度	39,523	679	1,252	140,261	116,782
	前年度	43,482	550	1,242	137,097	113,342
	比 較	△ 3,959	129	10	3,164	3,440
の 内 訳	区 分	退職手当組合 負担金 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)			
	本年度	100,873	273			
	前年度	99,031	566			
	比 較	1,842	△ 293			

職員手当 の内訳	区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
	本年度					
	前年度					
	比 較					
の 内 訳	区 分	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	本年度				34,204	27,625
	前年度				31,780	0
	比 較				2,424	27,625
の 内 訳	区 分	退職手当組合 負担金 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)			
	本年度					
	前年度					
	比 較					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	△ 6,322	給与改定に伴う増減分	9,551千円	給与改定の状況 前年度 給料の改定率 3.56% 給与改定実施時期 令和5年4月1日
		昇給に伴う増加分	9,288	平均昇給率 1.24%
		その他の増減分	△ 25,161	職員異動等による増減分 △ 25,161千円 職員数の異動状況 本年度 192人 前年度 194人 増減 △ 2人  採用、退職の状況 5年度中退職者見込数 8人(7人) 6年度中採用者見込数 10人(2人) 会計間異動等 △ 4人(2人) ( )内は再任用短時間勤務職員数について外書き
職員手当	36,022	制度改正に伴う増減分	33,272	期末手当 2,828千円 支給割合の変更 2.4月→2.46月 勤勉手当 2,819千円 2.0月→2.05月 会計年度任用職員勤勉手当 27,625千円
		その他の増減分	2,750	管理職手当 419千円 扶養手当 △ 438千円 住居手当 991千円 通勤手当 668千円 時間外勤務手当 △ 3,959千円 休日勤務手当 129千円 宿直手当 10千円 期末手当 336千円 会計年度任用職員期末手当 2,424千円 勤勉手当 621千円 退職手当組合負担金 1,842千円 管理職員特別勤務手当 △ 293千円

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額(円)	平均給与月額(円)	平均年齢(歳)	
令和6年1月1日現在	296,781	343,925	38.7	52.4
	291,116	339,282	40.0	52.3
	197,091	208,109		

備考 この欄の「平均給与月額」とは、給料及び職員手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当組合負担金を除く。)をいう。

イ 初任給

区分	一般行政職(円)	国の制度	
		一般行政職(円)	
高校卒	170,900	166,600	
大学卒	202,400	196,200	

ウ 級別職員数

区分	一般行政職			技能労務職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和6年1月1日現在	1級	26	14.8	1級	8	66.7
	2級	64	36.4	2級	4	33.3
	3級	18	10.2			
	4級	28	15.9			
	5級	17	9.6			
	6級	10	5.7			
	7級	9	5.1			
	8級	4	2.3			
計	176	100.0	計	12	100.0	
令和5年1月1日現在	1級	28	15.6	1級	8	66.7
	2級	66	36.9	2級	4	33.3
	3級	19	10.6			
	4級	28	15.7			
	5級	16	8.9			
	6級	12	6.7			
	7級	7	3.9			
	8級	3	1.7			
計	179	100.0	計	12	100.0	

(級別の基準となる職務)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
一般行政職	主事	上級主事	主査 主任保育士	副主査 主査 保育所長代理 主任保育士	主幹 保育所長	課長 主幹 保育所長	部長 課長	部長

エ 昇給

	区 分	合 計	代表的な職種		
			一般行政職	技能労務職	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	192	181	11	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	157	149	8	
	号給数別内訳	1号給 (人)	7	6	1
		2号給 (人)			
		3号給 (人)	7	7	
		4号給 (人)	105	100	5
		6号給 (人)	38	36	2
8号給 (人)					
比 率 (B) / (A) (%)	81.8	82.3	72.7		
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	194	182	12	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	162	152	10	
	号給数別内訳	1号給 (人)	6	5	1
		2号給 (人)			
		3号給 (人)	8	7	1
		4号給 (人)	109	103	6
		6号給 (人)	39	37	2
8号給 (人)					
比 率 (B) / (A) (%)	83.5	83.5	83.3		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本年度	2.25 (1.175)	2.25 (1.175)	4.50 (2.35)	有	
前年度	2.20 (1.15)	2.20 (1.15)	4.40 (2.30)	有	
国の制度	2.25 (1.175)	2.25 (1.175)	4.50 (2.35)	有	

備考 ( )内は再任用職員の支給率

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	同 上	

キ 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種
		一般行政職
給料総額に対する比率 (%)	0.02	0.02
支給対象職員の比率 (%) (令和6年1月1日現在)	6.77	7.18
代表的な特殊勤務手当の名称	防災手当、用地等交渉手当	

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	同	

継続費についての令和4年度末までの支出額、令和5年度末までの支出額または支出額の見込み及び令和6年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

款	項	事業名	全体計画						
			年度	年度割	左の財源内訳				一般財源
					特定財源				
					国県支出金	地方債	その他		
7 商工費	1 商工費	内海観光センター建設工事	令和6年度	115,764	17,000	88,800	9,964	0	
			令和7年度	25,982	0	23,300	2,682	0	
			計	141,746	17,000	112,100	12,646	0	

(単位：千円、%)

令和4年度末までの支出額	令和5年度末までの支出額(見込)額	令和6年度支出予定額	令和6年度末までの支出予定額	令和7年度以降支出予定額	継続費の総額に対する進捗率
		115,764	115,764		81.7
				25,982	18.3
0	0	115,764	115,764	25,982	100

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての令和5年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び令和6年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	令和5年度末までの支出見込額	
		期 間	金 額
師崎港観光センター周辺 整備運営事業	2,989,000千円に、金利変動、 物価変動、制度の変更等に伴う増減を 加算又は減算した額	令和5年度	0
土地評価替え業務委託料	18,156		
放課後児童健全育成事業 自動車運転業務委託事業	1,144		
南知多中学校通学用バス 借上げ及び運行業務委託事業	51,025		
南知多中学校通学用バス 運転業務委託事業	8,184		
南知多中学校通学用福祉 車両運転業務委託事業	2,376		

(単位：千円)

令和6年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一般財源
期 間	金 額	国県支出金	地方債	その他	
令和6年度から 令和27年度まで	限度額から令和5年度までの 支出見込額を差引いた額	653,241	587,900	200,000	残 額
令和7年度から 令和8年度まで	18,156				18,156
令和6年度	1,144	346			798
令和6年度	51,025	22,244			28,781
令和6年度	8,184				8,184
令和6年度	2,376				2,376



事 項	限 度 額	令和5年度末までの支出見込額	
		期 間	金 額
内海小学校通学用バス 運転業務委託事業	3,564		
豊浜小学校通学用バス 運転業務委託事業	3,564		
みさき小学校通学用バス 運転業務委託事業	10,692		
離島中学生通学 輸送業務委託事業	4,491		
離島中学生通学用船舶 借上業務事業	3,369		
中学生交流促進高速船 無償化委託事業	2,281		
学校給食配送業務委託事業	5,280		

(単位：千円)

令和6年度以降の支出予定額	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳			一般財源
			特定財源	国県支出金	地方債	
	令和6年度	3,564				3,564
	令和6年度	3,564				3,564
	令和6年度	10,692				10,692
	令和6年度	4,491				4,491
	令和6年度	3,369				3,369
	令和6年度	2,281				2,281
	令和6年度	5,280				5,280

地方債の令和4年度末における現在高並びに令和5年度末  
及び令和6年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度中増減見込		令和6年度末
	現 在 高	現 在 高 見 込 額	令和6年度中 起債見込額	令和6年度中 元金償還見込額	現 在 高 見 込 額
1 普通債	3,577,286	3,336,120	560,200	422,799	3,473,521
(1) 総務	158,294	143,605	1,200	15,942	128,863
(2) 民生	141,300	124,214		17,086	107,128
(3) 衛生	2,600	2,600		325	2,275
(4) 農林水産	581,524	569,163	57,400	87,741	538,822
(5) 商工	76,870	78,214	405,300	24,038	459,476
(6) 土木	184,081	198,308	71,400	27,223	242,485
(7) 消防	579,528	527,711	24,900	56,144	496,467
(8) 教育	1,853,089	1,692,305	0	194,300	1,498,005
2 災害復旧債	58,665	78,951	0	8,104	70,847
(1) 農林水産	1,725	1,813	0	314	1,499
(2) 土木	56,940	77,138	0	7,790	69,348
3 その他	3,319,236	2,972,774	18,367	331,893	2,659,248
(1) 町民税減税 補てん債	14,825	8,554	0	4,531	4,023
(2) 臨時財政 対策債	3,304,411	2,964,220	18,367	327,362	2,655,225
合 計	6,955,187	6,387,845	578,567	762,796	6,203,616

令和6年度

南知多町国民健康保険特別会計予算書

議案第31号

令和6年度南知多町国民健康保険特別会計予算

令和6年度南知多町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,720,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 6年 3月 5日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		774,673
	1 国民健康保険税	774,673
2 県支出金		1,750,317
	1 県負担金・補助金	1,750,316
	2 財政安定化基金支出金	1
3 財産収入		6
	1 財産運用収入	6
4 繰入金		188,301
	1 他会計繰入金	188,300
	2 基金繰入金	1
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		6,702
	1 延滞金及び過料	4,000
	2 雑入	2,702
歳入合計		2,720,000

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		11,532
	1 総務管理費	9,598
	2 徴税费	1,634
	3 運営協議会費	300
2 保険給付費		1,724,176
	1 療養諸費	1,510,066
	2 高額療養費	200,300
	3 移送費	10
	4 出産育児諸費	12,000
	5 葬祭諸費	1,800
3 国民健康保険事業費納付金		953,291
	1 医療給付費分	650,385
	2 後期高齢者支援金等分	211,761
	3 介護納付金分	91,145
4 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
5 保健事業費		24,903
	1 特定健康診査等事業費	19,537
	2 保健事業費	5,366

(単位：千円)

款	項	金額
6 基金積立金		6
	1 基金積立金	6
7 諸支出金		2,102
	1 償還金及び還付加算金	2,101
	2 繰出金	1
8 予備費		3,989
	1 予備費	3,989
歳 出 合 計		2,720,000

令和6年度

南知多町国民健康保険特別会計予算説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括  
歳入

款
1 国民健康保険税
2 県支出金
3 財産収入
4 繰入金
5 繰越金
6 諸収入
歳 入 合 計

(△印は減)(単位:千円)

本年度予算額	構成比 (%)	前年度予算額	構成比 (%)	比較増減	増減率 (%)
774,673	28.5	799,980	29.6	△25,307	△3.2
1,750,317	64.4	1,712,079	63.4	38,238	2.2
6	0.0	5	0.0	1	20.0
188,301	6.9	182,833	6.8	5,468	3.0
1	0.0	1	0.0	0	0.0
6,702	0.2	7,102	0.2	△400	△5.6
2,720,000	100.0	2,702,000	100.0	18,000	0.7

歳出

款	本年度予算額	構成比 (%)	前年度予算額	構成比 (%)	比較増減	増減率 (%)
1 総務費	11,532	0.4	5,902	0.2	5,630	95.4
2 保険給付費	1,724,176	63.4	1,684,876	62.4	39,300	2.3
3 国民健康保険事業費納付金	953,291	35.1	973,576	36.0	△20,285	△2.1
4 財政安定化基金拠出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
5 保健事業費	24,903	0.9	25,405	0.9	△502	△2.0
6 基金積立金	6	0.0	5	0.0	1	20.0
7 諸支出金	2,102	0.1	2,102	0.1	0	0.0
8 予備費	3,989	0.1	3,467	0.1	522	15.1
公債費	0	0.0	6,666	0.3	△6,666	皆減
歳出合計	2,720,000	100.0	2,702,000	100.0	18,000	0.7

(△印は減)(単位:千円)

本年度予算額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
626			10,906
1,707,676		10,700	5,800
			953,291
			1
11,172			13,731
		6	
			2,102
			3,989
1,719,474		10,706	989,820

2 歳 入

1 款 国民健康保険税

1 項 国民健康保険税

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 一般被保険者国民健康保険税	774,673	799,980	△25,307
計	774,673	799,980	△25,307

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 医療給付費分 現年課税分	509,302	医療給付費分現年課税分	509,302
2 医療給付費分 滞納繰越分	7,291	医療給付費分滞納繰越分	7,291
3 後期高齢者支 援金分現年課 税分	175,000	後期高齢者支援金分現年課税分	175,000
4 後期高齢者支 援金分滞納繰 越分	2,585	後期高齢者支援金分滞納繰越分	2,585
5 介護納付金分 現年課税分	79,000	介護納付金分現年課税分	79,000
6 介護納付金分 滞納繰越分	1,495	介護納付金分滞納繰越分	1,495

2 款 県支出金

1 項 県負担金・補助金

1 保険給付費等交付金	1,750,315	1,712,077	38,238
2 保険給付費等補助金	1	1	0
計	1,750,316	1,712,078	38,238

1 保険給付費等 交付金(普通 交付金)	1,707,676	保険給付費等交付金(普通交付金)	1,707,676
2 保険給付費等 交付金(特別 交付金)	42,639	保険者努力支援分 特別調整交付金分 都道府県繰入金分 特定健診等負担金	11,462 5,977 20,000 5,200
1 保険給付費等 補助金	1	保険給付費等補助金	1

国民健康保険特別会計



2款 県支出金

2項 財政安定化基金支出金

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 財政安定化基金交付金	1	1	0
計	1	1	0

3款 財産収入

1項 財産運用収入

1 利子及び配当金	6	5	1
計	6	5	1

4款 繰入金

1項 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	188,300	176,833	11,467
計	188,300	176,833	11,467

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 財政安定化基金交付金	1	財政安定化基金交付金	1

1 利子及び配当金	6	国民健康保険事業安定化基金利子収入	6
-----------	---	-------------------	---

1 保険基盤安定繰入金	132,000	保険基盤安定繰入金	132,000
2 未就学児税減免分繰入金	3,400	未就学児均等割保険税繰入金	3,400
3 産前産後保険税繰入金	400	産前産後保険税繰入金	400
4 出産育児一時金繰入金	8,000	出産育児一時金繰入金	8,000
5 財政安定化支援事業繰入金	9,500	財政安定化支援事業繰入金	9,500
6 その他一般会計繰入金	35,000	その他一般会計繰入金	35,000

4款 繰入金

2項 基金繰入金

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 国民健康保険事業安定化基金繰入金	1	6,000	△5,999
計	1	6,000	△5,999

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 国民健康保険事業安定化基金繰入金	1	国民健康保険事業安定化基金繰入金	1

5款 繰越金

1項 繰越金

1 その他繰越金	1	1	0
計	1	1	0

1 その他繰越金	1	繰越金	1
----------	---	-----	---

6款 諸収入

1項 延滞金及び過料

1 一般被保険者延滞金	4,000	4,000	0
計	4,000	4,000	0

1 延滞金	4,000	一般被保険者延滞金	4,000
-------	-------	-----------	-------

6款 諸収入

2項 雑入

1 滞納処分費	1	1	0
2 一般被保険者第三者納付金	2,400	2,800	△400
3 一般被保険者返納金	300	300	0
4 雑入	1	1	0
計	2,702	3,102	△400

1 滞納処分費	1	滞納処分費	1
1 第三者納付金	2,400	第三者行為にかかる療養給付費等納付金	2,400
1 返納金	300	療養給付費等過誤返納金	300
1 雑入	1	その他雑入	1

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	9,365	3,954	5,411	626			8,739
				県支出金			
2 連合会負担金	233	244	△11				233
計	9,598	4,198	5,400	626	0	0	8,972

1 款 総務費

2 項 徴税費

1 賦課徴収費	1,634	1,402	232				1,634
---------	-------	-------	-----	--	--	--	-------

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
8 旅費	28	●一般管理費	9,365
		8旅費	(28)
10 需用費	987	普通旅費	28
		10需用費	(987)
11 役務費	1,791	消耗品費	805
		印刷製本費	182
12 委託料	6,294	11役務費	(1,791)
		郵便料	1,395
18 負担金、補助 及び交付金	265	コンピュータ等保守料	396
		12委託料	(6,294)
		保険者事務電算共同処理委託料	1,727
		レセプト点検業務委託料	626
		第三者行為求償事務委託料	80
		国民健康保険システム改修業務委託料	3,663
		コクホラインシステム改修業務委託料	198
		18負担金、補助及び交付金	(265)
		国保情報処理システム負担金	265
18 負担金、補助 及び交付金	233	●連合会負担金	233
		18負担金、補助及び交付金	(233)
		国民健康保険団体連合会負担金	233

10 需用費	472	●賦課費	617
		10需用費	(257)
11 役務費	1,162	消耗品費	10
		印刷製本費	247
		11役務費	(360)
		郵便料	360
		●徴収費	1,017
		10需用費	(215)
		消耗品費	6

国民健康保険特別会計

1 款 総務費

2 項 徴税費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	1,634	1,402	232	0	0	0	1,634

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		印刷製本費 209
		11 役務費 (802)
		郵便料 213
		保険税収納取扱手数料 369
		保険税コンビニ収納取扱手数料 220

1 款 総務費

3 項 運営協議会費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	国県支出金	地方債	その他	一般財源
1 運営協議会費	300	302	△2				300
計	300	302	△2	0	0	0	300

区分	金額	説明
1 報酬	284	●運営協議会費 300 1 報酬 (284)
8 旅費	16	国民健康保険運営協議会委員 15 人 284 8 旅費 (16) 費用弁償 16

2 款 保険給付費

1 項 療養諸費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	国県支出金	地方債	その他	一般財源
1 一般被保険者療養給付費	1,490,000	1,450,000	40,000	1,487,300 県支出金		2,700 諸収入	
2 一般被保険者療養費	16,000	16,000	0	16,000 県支出金			
3 審査支払手数料	4,066	4,066	0	4,066 県支出金			
計	1,510,066	1,470,066	40,000	1,507,366	0	2,700	0

区分	金額	説明
18 負担金、補助及び交付金	1,490,000	●一般被保険者療養給付費 1,490,000 18 負担金、補助及び交付金 (1,490,000) 一般被保険者療養給付費 1,490,000
18 負担金、補助及び交付金	16,000	●一般被保険者療養費 16,000 18 負担金、補助及び交付金 (16,000) 一般被保険者療養費 16,000
11 役務費	4,066	●審査支払手数料 4,066 11 役務費 (4,066) 審査支払手数料 4,066

2款 保険給付費

2項 高額療養費

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般被保険者高額療養費	200,000	200,000	0	200,000 県支出金			
3 一般被保険者高額介護合算療養費	300	300	0	300 県支出金			
計	200,300	200,300	0	200,300	0	0	0

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助及び交付金	200,000	●一般被保険者高額療養費 18負担金、補助及び交付金 一般被保険者高額療養費 200,000 (200,000)
18 負担金、補助及び交付金	300	●一般被保険者高額介護合算療養費 18負担金、補助及び交付金 一般被保険者高額介護合算療養費 300 (300)

2款 保険給付費

3項 移送費

1 一般被保険者移送費	10	10	0	10 県支出金			
計	10	10	0	10	0	0	0

18 負担金、補助及び交付金	10	●一般被保険者移送費 18負担金、補助及び交付金 一般被保険者移送費 10 (10)
----------------	----	--

2款 保険給付費

4項 出産育児諸費

1 出産育児一時金	12,000	12,500	△500			8,000 繰入金	4,000
計	12,000	12,500	△500	0	0	8,000	4,000

18 負担金、補助及び交付金	12,000	●出産育児一時金 18負担金、補助及び交付金 出産育児一時金 12,000 (12,000)
----------------	--------	--

2款 保険給付費

5項 葬祭諸費

1 葬祭費	1,800	2,000	△200				1,800
計	1,800	2,000	△200	0	0	0	1,800

18 負担金、補助及び交付金	1,800	●葬祭費 18負担金、補助及び交付金 葬祭費 1,800 (1,800)
----------------	-------	--

3款 国民健康保険事業費納付金

1項 医療給付費分

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳				一般財源
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
1 一般被保険者医療給付費分	650,385	664,663	△14,278				650,385	
計	650,385	664,663	△14,278	0	0	0	650,385	

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助及び交付金	650,385	<b>●一般被保険者医療給付費分</b> 18負担金、補助及び交付金 一般被保険者医療給付費分
		<b>650,385</b> (650,385) 650,385

3款 国民健康保険事業費納付金

2項 後期高齢者支援金等分

1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	211,761	216,101	△4,340				211,761
計	211,761	216,101	△4,340	0	0	0	211,761

18 負担金、補助及び交付金	211,761	<b>●一般被保険者後期高齢者支援金等分</b> 18負担金、補助及び交付金 一般被保険者後期高齢者支援金等分
		<b>211,761</b> (211,761) 211,761

3款 国民健康保険事業費納付金

3項 介護納付金分

1 介護納付金分	91,145	92,812	△1,667				91,145
計	91,145	92,812	△1,667	0	0	0	91,145

18 負担金、補助及び交付金	91,145	<b>●介護納付金分</b> 18負担金、補助及び交付金 介護納付金分
		<b>91,145</b> (91,145) 91,145

4款 財政安定化基金拠出金

1項 財政安定化基金拠出金

1 財政安定化基金拠出金	1	1	0				1
計	1	1	0	0	0	0	1

18 負担金、補助及び交付金	1	<b>●財政安定化基金拠出金</b> 18負担金、補助及び交付金 財政安定化基金拠出金
		<b>1</b> (1) 1

5款 保健事業費

1項 特定健康診査等事業費

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 特定健康診査等事業費	19,537	20,314	△777	9,978 県支出金			9,559
計	19,537	20,314	△777	9,978	0	0	9,559

節		説明	
区分	金額		
7 報償費	1,408	●特定健康診査事業費	13,722
		7報償費	(731)
8 旅費	58	特定健康診査報償	731
		8旅費	(37)
10 需用費	198	普通旅費	37
		10需用費	(161)
11 役務費	808	消耗品費	37
		印刷製本費	124
12 委託料	17,044	11役務費	(754)
		郵便料	750
13 使用料及び賃借料	21	健診用海っ子バス乗車券	4
		12委託料	(12,018)
		特定健康診査委託料	11,655
		特定健康診査データ処理業務委託料	359
		受診勧奨ハガキ作成委託料	4
		13使用料及び賃借料	(21)
		船舶借上料	21
		●特定保健指導事業費	5,815
		7報償費	(677)
		特定保健指導報償	677
		8旅費	(21)
		普通旅費	21
		10需用費	(37)
		消耗品費	37
		11役務費	(54)
		郵便料	54
		12委託料	(5,026)
		特定保健指導業務委託料	181
		特定保健指導データ処理業務委託料	66
		糖尿病性腎症重症化予防業務委託料	3,878
		保険者独自提供データ作成委託料	901

5款 保健事業費

2項 保健事業費

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 保健衛生普及費	5,366	5,091	275	1,194 県支出金			4,172
計	5,366	5,091	275	1,194	0	0	4,172

区分	金額	説明	
		項目	金額
10 需用費	198	●保健衛生普及費	5,366
		10需用費	(198)
11 役務費	996	印刷製本費	198
		11役務費	(996)
12 委託料	4,172	郵便料	996
		12委託料	(4,172)
		脳ドック委託料	1,400
		後発医薬品差額通知書作成委託料	12
		人間ドック委託料	2,760

6款 基金積立金

1項 基金積立金

1 国民健康保険事業安定化基金積立金	6	5	1			6 財産収入	
計	6	5	1	0	0	6	0

24 積立金	6	●国民健康保険事業安定化基金積立金	6
		24積立金	(6)
		国民健康保険事業安定化基金積立金	6

7款 諸支出金

1項 償還金及び還付加算金

1 一般被保険者保険税還付金	2,000	2,000	0				2,000
2 一般被保険者還付加算金	100	100	0				100
3 償還金	1	1	0				1
計	2,101	2,101	0	0	0	0	2,101

22 償還金、利子及び割引料	2,000	●一般被保険者保険税還付金	2,000
		22償還金、利子及び割引料	(2,000)
		保険税等還付金	2,000
22 償還金、利子及び割引料	100	●一般被保険者保険税還付加算金	100
		22償還金、利子及び割引料	(100)
		保険税等還付加算金	100
22 償還金、利子及び割引料	1	●償還金	1
		22償還金、利子及び割引料	(1)
		国県支出金等返還金	1

国民健康保険特別会計



7款 諸支出金

2項 繰出金

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般会計繰出金	1	1	0				1
計	1	1	0	0	0	0	1

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
27 繰出金	1	●繰出金 27繰出金 一般会計繰出金
		1 (1) 1

8款 予備費

1項 予備費

1 予備費	3,989	3,467	522				3,989
計	3,989	3,467	522	0	0	0	3,989


款 公債費

項 公債費

元金	0	6,666	△6,666				
計	0	6,666	△6,666	0	0	0	0


# 給与費明細書

国民健康保険特別会計

## 1 特別職

区分	職員数 (人)	給与費					共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	その他の 手当 (千円)	計 (千円)			
本年度	その他の特別職 15	284				284		284	
前年度	その他の特別職 15	284				284		284	
比較	その他の特別職 0	0				0		0	

## 2 一般職（会計年度任用職員）

### (1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
本年度	(0)				0		0	
前年度	(0)				0		0	
比較	(0)	0		0	0		0	

備考（ ）内は短時間勤務職員数について外書き

職員手当	区分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
	本年度					
	前年度					
	比較					
の内訳	区分	時間外勤 務手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	本年度					
	前年度				195	
	比較				△ 195	
	区分	退職手当組合 負担金 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)			
	本年度					
	前年度					
	比較					

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料				
職員 手当	0	その他の増減分	0	

令和6年度

南知多町後期高齢者医療特別会計予算書

議案第 3 2 号

令和 6 年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算

令和 6 年度南知多町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 5 6 , 5 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 3 月 5 日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		271,425
	1 後期高齢者医療保険料	271,425
2 繰入金		84,630
	1 一般会計繰入金	84,630
3 繰越金		2
	1 繰越金	2
4 諸収入		443
	1 延滞金及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	440
	3 雑入	1
歳入合計		356,500

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		2,394
	1 総務管理費	1,611
2 後期高齢者医療広域連合納付金		353,214
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	353,214
3 諸支出金		441
	1 償還金及び還付加算金	440
4 予備費		451
	1 予備費	451
歳出合計		356,500

令和6年度

南知多町後期高齢者医療特別会計予算説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括  
歳入

款
1 後期高齢者医療保険料
2 繰入金
3 繰越金
4 諸収入
歳 入 合 計

(△印は減)(単位:千円)

本年度予算額	構成比 (%)	前年度予算額	構成比 (%)	比較増減	増減率 (%)
271,425	76.1	230,454	75.3	40,971	17.8
84,630	23.8	75,101	24.5	9,529	12.7
2	0.0	2	0.0	0	0.0
443	0.1	443	0.2	0	0.0
356,500	100.0	306,000	100.0	50,500	16.5

歳 出

款	本年度予算額	構成比 (%)	前年度予算額	構成比 (%)	比較増減	増減率 (%)
1 総務費	2,394	0.7	2,171	0.7	223	10.3
2 後期高齢者医療広域連合納付金	353,214	99.1	302,386	98.8	50,828	16.8
3 諸支出金	441	0.1	441	0.2	0	0.0
4 予備費	451	0.1	1,002	0.3	△551	△55.0
歳 出 合 計	356,500	100.0	306,000	100.0	50,500	16.5

(△印は減)(単位:千円)

本年度予算額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		2	2,392
		1	353,213
		440	1
			451
		443	356,057



2 歳 入

1 款 後期高齢者医療保険料

1 項 後期高齢者医療保険料

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 特別徴収保険料	167,136	148,492	18,644
2 普通徴収保険料	104,289	81,962	22,327
計	271,425	230,454	40,971

2 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

1 一般会計繰入金	84,630	75,101	9,529
計	84,630	75,101	9,529

3 款 繰越金

1 項 繰越金

1 繰越金	2	2	0
計	2	2	0

4 款 諸収入

1 項 延滞金及び過料

1 延滞金	1	1	0
2 過料	1	1	0
計	2	2	0

4 款 諸収入

2 項 償還金及び還付加算金

1 償還金及び還付加算金	440	440	0
計	440	440	0

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 現年度分	167,136	現年度分	167,136
1 現年度分	103,689	現年度分	103,689
2 滞納繰越分	600	滞納繰越分	600

1 繰入金	84,630	事務費繰入金	2,843
		保険基盤安定繰入金	81,787

1 繰越金	2	繰越金	2
-------	---	-----	---

1 延滞金	1	後期高齢者医療保険料延滞金	1
1 過料	1	過料	1

1 保険料還付金	400	保険料還付金	400
2 還付加算金	40	還付加算金	40

後期高齢者医療特別会計

4款 諸収入  
3項 雑入

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 雑入	1	1	0
計	1	1	0

(△印は減)(単位:千円)

節		区 分	金 額	説 明
1 雑入	1	雑入	1	

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	1,611	1,535	76			1 諸収入	1,610
計	1,611	1,535	76	0	0	1	1,610

(△印は減)(単位:千円)

節		区 分	金 額	説 明
8 旅費	22			●一般管理費 8旅費 1,611 (22)
10 需用費	25			普通旅費 22 10需用費 (25)
11 役務費	1,564			消耗品費 25 11役務費 (1,564) 郵便料 1,564

1 款 総務費

2 項 徴収費

1 徴収費	783	636	147			1 諸収入	782
計	783	636	147	0	0	1	782

8 旅費	13			●徴収費 8旅費 783 (13)
10 需用費	181			普通旅費 13 10需用費 (181)
11 役務費	589			消耗品費 22 印刷製本費 159 11役務費 (589) 郵便料 541 収納取扱手数料 48

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金

1 項 後期高齢者医療広域連合納付金

1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	353,214	302,386	50,828			1 諸収入	353,213
計	353,214	302,386	50,828	0	0	1	353,213

18 負担金、補助 及び交付金	353,214			●後期高齢者医療広域連合納付金 18負担金、補助及び交付金 353,214 (353,214) 保険料等負担金 353,213 保険料負担金過年度分 1
--------------------	---------	--	--	---

後期高齢者医療特別会計

3款 諸支出金

1項 償還金及び還付加算金

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 還付金	400	400	0			400 諸収入	
2 還付加算金	40	40	0			40 諸収入	
計	440	440	0	0	0	440	0

節		説明
区分	金額	
22 償還金、利子及び割引料	400	●後期高齢者医療保険料還付金 22償還金、利子及び割引料 後期高齢者医療保険料還付金
		400 (400) 400
22 償還金、利子及び割引料	40	●後期高齢者医療保険料還付加算金 22償還金、利子及び割引料 後期高齢者医療保険料還付加算金
		40 (40) 40

3款 諸支出金

2項 繰出金

1 一般会計繰出金	1	1	0				1
計	1	1	0	0	0	0	1

27 繰出金	1	●一般会計繰出金 27繰出金 一般会計繰出金
		1 (1) 1

4款 子備費

1項 子備費

1 子備費	451	1,002	△551				451
計	451	1,002	△551	0	0	0	451


令和6年度

南知多町介護保険特別会計予算書

議案第 33 号

令和 6 年度南知多町介護保険特別会計予算

令和 6 年度南知多町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,966,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 6 年 3 月 5 日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		381,077
	1 介護保険料	381,077
2 国庫支出金		467,899
	1 国庫負担金	327,883
	2 国庫補助金	140,016
3 支払基金交付金		505,402
	1 支払基金交付金	505,402
4 県支出金		282,938
	1 県負担金	269,534
	2 県補助金	13,398
	3 財政安定化基金支出金	1
	4 県委託金	5
5 財産収入		51
	1 財産運用収入	51
6 繰入金		320,526
	1 一般会計繰入金	290,109
	2 基金繰入金	30,417
7 繰越金		1
	1 繰越金	1

(単位：千円)

款	項	金額
8 諸収入		297
	1 延滞金及び過料	2
	2 雑入	295
9 介護予防サービス計画等収入		7,809
	1 介護予防サービス計画費等収入	7,809
歳入合計		1,966,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		27,117
	1 総務管理費	11,082
	2 徴収費	1,202
	3 介護認定審査会費	14,738
	4 運営協議会費	95
2 保険給付費		1,838,201
	1 介護サービス等諸費	1,664,155
	2 支援（介護予防）サービス等諸費	53,471
	3 高額介護サービス等費	42,053
	4 高額医療合算介護サービス等費	6,231
	5 特定入所者介護サービス等費	71,454
	6 その他諸費	837
3 地域支援事業費		98,694
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	29,277
	2 一般介護予防事業費	4,579
	3 包括的支援事業・任意事業費	64,791
	4 その他諸費	47
4 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1

(単位：千円)

款	項	金 額
5 基金積立金		51
	1 基金積立金	51
6 諸支出金		243
	1 償還金及び還付加算金	242
	2 繰出金	1
7 予備費		1,693
	1 予備費	1,693
歳 出 合 計		1,966,000



令和6年度

南知多町介護保険特別会計予算説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括  
歳入

款
1 保険料
2 国庫支出金
3 支払基金交付金
4 県支出金
5 財産収入
6 繰入金
7 繰越金
8 諸収入
9 介護予防サービス計画等収入
歳 入 合 計

(△印は減)(単位:千円)

本年度予算額	構成比 (%)	前年度予算額	構成比 (%)	比較増減	増減率 (%)
381,077	19.4	375,504	18.7	5,573	1.5
467,899	23.8	492,870	24.5	△24,971	△5.1
505,402	25.7	519,484	25.9	△14,082	△2.7
282,938	14.4	290,298	14.5	△7,360	△2.5
51	0.0	47	0.0	4	8.5
320,526	16.3	321,227	16.0	△701	△0.2
1	0.0	1	0.0	0	0.0
297	0.0	139	0.0	158	113.7
7,809	0.4	7,430	0.4	379	5.1
1,966,000	100.0	2,007,000	100.0	△41,000	△2.0

歳 出

款	本年度予算額	構成比 (%)	前年度予算額	構成比 (%)	比較増減	増減率 (%)
1 総務費	27,117	1.4	26,401	1.3	716	2.7
2 保険給付費	1,838,201	93.5	1,885,710	94.0	△47,509	△2.5
3 地域支援事業費	98,694	5.0	93,577	4.7	5,117	5.5
4 財政安定化基金拠出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
5 基金積立金	51	0.0	47	0.0	4	8.5
6 諸支出金	243	0.0	243	0.0	0	0.0
7 予備費	1,693	0.1	1,021	0.0	672	65.8
歳 出 合 計	1,966,000	100.0	2,007,000	100.0	△41,000	△2.0

(△印は減)(単位:千円)

本年度予算額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
5		4	27,108
705,869		496,315	636,017
44,960		17,187	36,547
			1
		51	
			243
			1,693
750,834		513,557	701,609

## 2 歳 入

### 1 款 保険料

#### 1 項 介護保険料

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 第1号被保険者保険料	381,077	375,504	5,573
計	381,077	375,504	5,573

### 2 款 国庫支出金

#### 1 項 国庫負担金

1 介護給付費負担金	327,883	336,523	△8,640
計	327,883	336,523	△8,640

### 2 款 国庫支出金

#### 2 項 国庫補助金

1 調整交付金	110,440	125,061	△14,621
2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	6,731	7,661	△930
3 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）	18,383	18,342	41
4 保険者機能強化推進交付金	1,602	2,421	△819
6 保険者努力支援交付金	2,860	2,862	△2
計	140,016	156,347	△16,331

（△印は減）（単位：千円）

節		説 明	
区 分	金 額		
1 現年度分	380,429	特別徴収分	351,401
		普通徴収分	29,028
2 滞納繰越分	648	滞納繰越分	648

1 現年度分	327,882	介護給付費負担金	327,882
2 過年度分	1	介護給付費負担金	1

1 現年度分	110,439	調整交付金	110,439
2 過年度分	1	調整交付金	1
1 現年度分	6,731	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	6,731
1 現年度分	18,383	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）	18,383
1 現年度分	1,602	保険者機能強化推進交付金	1,602
1 現年度分	2,860	保険者努力支援交付金	2,860

介護保険特別会計

3 款 支払基金交付金

1 項 支払基金交付金

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 介護給付費交付金	496,315	509,142	△12,827
2 地域支援事業支援交付金	9,087	10,342	△1,255
計	505,402	519,484	△14,082

4 款 県支出金

1 項 県負担金

1 介護給付費負担金	269,534	276,333	△6,799
計	269,534	276,333	△6,799

4 款 県支出金

2 項 県補助金

1 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	4,207	4,788	△581
2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）	9,191	9,171	20
計	13,398	13,959	△561

4 款 県支出金

3 項 財政安定化基金支出金

1 貸付金	1	1	0
計	1	1	0

4 款 県支出金

4 項 県委託金

1 県委託金	5	5	0
--------	---	---	---

(△印は減) (単位:千円)

節		区 分	金 額	説 明
1	現年度分		496,314	介護給付費交付金 496,314
2	過年度分	1		介護給付費交付金 1
1	現年度分		9,087	地域支援事業支援交付金 9,087

1	現年度分		269,533	介護給付費負担金 269,533
2	過年度分	1		介護給付費負担金 1

1	現年度分		4,207	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業） 4,207
1	現年度分		9,191	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外） 9,191

1	貸付金		1	財政安定化基金貸付金 1
---	-----	--	---	--------------

1	委託金		5	要保護者審査判定委託金 5
---	-----	--	---	---------------

介護保険特別会計

4款 県支出金

4項 県委託金

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
計	5	5	0

5款 財産収入

1項 財産運用収入

1 利子及び配当金	51	47	4
計	51	47	4

6款 繰入金

1項 一般会計繰入金

1 介護給付費繰入金	229,776	235,714	△5,938
2 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）	4,207	4,788	△581
3 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）	9,191	9,171	20
4 介護保険料軽減分繰入金	18,134	22,182	△4,048
5 その他繰入金	28,801	27,413	1,388
計	290,109	299,268	△9,159

6款 繰入金

2項 基金繰入金

1 介護給付費準備基金繰入金	30,417	21,959	8,458
計	30,417	21,959	8,458

(△印は減) (単位:千円)

節		説 明
区 分	金 額	

1 利子及び配当金	51	介護給付費準備基金利子	51
-----------	----	-------------	----

1 現年度分	229,775	介護給付費繰入金	229,775
2 過年度分	1	介護給付費繰入金	1
1 現年度分	4,207	地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）	4,207
1 現年度分	9,191	地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）	9,191
1 現年分	18,134	介護保険低所得者保険料軽減繰入金	18,134
1 その他繰入金	28,801	その他繰入金	28,801

1 介護給付費準備基金繰入金	30,417	介護給付費準備基金繰入金	30,417
----------------	--------	--------------	--------

介護保険特別会計

## 7 款 繰越金

## 1 項 繰越金

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 繰越金	1	1	0
計	1	1	0

## 8 款 諸収入

## 1 項 延滞金及び過料

1 延滞金	1	1	0
2 過料	1	1	0
計	2	2	0

## 8 款 諸収入

## 2 項 雑入

1 滞納処分費	1	1	0
2 第三者納付金	1	1	0
3 返納金	1	1	0
4 雑入	292	134	158
計	295	137	158

## 9 款 介護予防サービス計画等収入

## 1 項 介護予防サービス計画費等収入

1 介護予防サービス計画費収入	7,809	7,430	379
計	7,809	7,430	379

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 繰越金	1	繰越金	1

1 延滞金	1	介護保険料延滞金	1
1 過料	1	過料	1

1 滞納処分費	1	滞納処分費	1
1 第三者納付金	1	第三者納付金	1
1 返納金	1	介護給付費等過誤返納金	1
1 雑入	292	雑入	1
		会計年度任用職員等雇用保険料被保険者負担金	47
		介護予防事業利用者負担金	244

1 現年度分	7,809	介護予防サービス計画費収入	7,809
--------	-------	---------------	-------

介護保険特別会計

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	11,082	10,842	240			1 諸収入	11,081
計	11,082	10,842	240	0	0	1	11,081

1 款 総務費

2 項 徴収費

1 賦課徴収費	1,202	1,023	179			3	1,199
---------	-------	-------	-----	--	--	---	-------

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	63	●一般管理費 1報酬 (63) 11,082
8 旅費	57	地域密着型サービス運営委員会委員 10人 8旅費 (57) 63
10 需用費	867	費用弁償 5 普通旅費 52 (867) 5
11 役務費	1,898	10需用費 (867) 423 消耗品費 423
12 委託料	3,169	印刷製本費 444 11役務費 (1,898) 339
13 使用料及び賃借料	4,105	郵便料 339 介護保険システム保守手数料 1,400 苦情処理業務手数料 135
18 負担金、補助及び交付金	923	在宅医療・介護連携システム通信費 24 12委託料 (3,169) 1 第三者行為求償事務委託料 1 介護保険システム運用支援委託料 3,168
		13使用料及び賃借料 (4,105) 7 ウイルスチェックソフト使用料 7 介護給付費単位数表標準マスク使用料 9 介護保険システム借上料 2,209 在宅医療・介護連携システムクラウド利用料 1,320 介護事業者管理システム利用料 528 介護保険法規検索サービス料 32
		18負担金、補助及び交付金 (923) 63 介護情報負担金 63 成年後見利用促進事業負担金 845 銀行振込手数料負担金 15

8 旅費	7	●賦課徴収費 8旅費 (7) 1,202
------	---	-------------------------

介護保険特別会計



1 款 総務費

2 項 徴収費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
						諸収入	
計	1,202	1,023	179	0	0	3	1,199

(△印は減)(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
10 需用費	338	普通旅費	7
		10需用費	(338)
11 役務費	837	印刷製本費	338
		11役務費	(837)
18 負担金、補助 及び交付金	20	郵便料	811
		収納取扱手数料	26
		18負担金、補助及び交付金	(20)
		特別徴収経由事務費負担金	20

1 款 総務費

3 項 介護認定審査会費

1 介護認定審査会費	6,063	6,059	4				6,063
2 認定調査等費	8,675	8,107	568	5		県支出金	8,670
計	14,738	14,166	572	5	0	0	14,733

1 報酬	5,639	●介護認定審査会費	6,063
		1報酬	(5,639)
8 旅費	182	介護認定審査会委員 18人	5,639
		8旅費	(182)
11 役務費	242	費用弁償	182
		11役務費	(242)
		郵便料	242
1 報酬	1,699	●認定調査等費	8,675
		1報酬	(1,699)
4 共済費	7	会計年度任用職員報酬 6人	1,699
		4共済費	(7)
8 旅費	174	会計年度任用職員等労災保険料	7
		8旅費	(174)
11 役務費	4,589	費用弁償	174
		11役務費	(4,589)
12 委託料	2,206	郵便料	199
		主治医意見書作成料	4,328
		主治医意見書支払事務手数料	62
		12委託料	(2,206)
		介護認定訪問調査委託料	2,206

介護保険特別会計

1 款 総務費

4 項 運営協議会費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 運営協議会費	95	370	△275				95
計	95	370	△275	0	0	0	95

(△印は減)(単位:千円)

区分	金額	説明	
1 報酬	89	●運営協議会費	95
		1報酬	(89)
8 旅費	6	介護保険運営協議会委員 14人	89
		8旅費	(6)
		費用弁償	6

2 款 保険給付費

1 項 介護サービス等諸費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				国庫支出金	地方債	その他	一般財源
1 介護サービス等諸費	1,664,155	1,710,228	△46,073	639,033		449,324	575,798
				国庫支出金		支払基金交付金	
				394,235		449,323	
				県支出金		諸収入	
				244,798		1	
計	1,664,155	1,710,228	△46,073	639,033	0	449,324	575,798

区分	金額	説明	
18 負担金、補助及び交付金	1,664,155	●居宅介護サービス給付費	527,338
		18負担金、補助及び交付金	(527,338)
		居宅介護サービス給付費	527,337
		特例居宅介護サービス給付費	1
		●施設介護サービス給付費	698,057
		18負担金、補助及び交付金	(698,057)
		施設介護サービス給付費	698,056
		特例施設介護サービス給付費	1
		●居宅介護福祉用具購入費	1,115
		18負担金、補助及び交付金	(1,115)
		居宅介護福祉用具購入費	1,115
		●居宅介護住宅改修費	2,810
		18負担金、補助及び交付金	(2,810)
		居宅介護住宅改修費	2,810
		●居宅介護サービス計画給付費	76,297
		18負担金、補助及び交付金	(76,297)
		居宅介護サービス計画給付費	76,296
		特例居宅介護サービス計画給付費	1
		●地域密着型介護サービス給付費	358,538
		18負担金、補助及び交付金	(358,538)
		地域密着型介護サービス給付費	358,537
		特例地域密着型介護サービス給付費	1

2款 保険給付費

2項 支援（介護予防）サービス等諸費

(△印は減) (単位：千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 支援（介護 予防）サー ビス等諸費	53,471	50,447	3,024	20,534 国庫支出金 13,726 県支出金 6,808		14,437 支払基金交 付金	18,500
計	53,471	50,447	3,024	20,534	0	14,437	18,500

節		説明	
区分	金額		
18 負担金、補助 及び交付金	53,471	●居宅支援（介護予防）サービス給付費	38,795
		18負担金、補助及び交付金	(38,795)
		居宅支援（介護予防）サービス給付費	38,794
		特例居宅支援（介護予防）サービス給付費	1
		●居宅支援（介護予防）福祉用具購入費	990
		18負担金、補助及び交付金	(990)
		居宅支援（介護予防）福祉用具購入費	990
		●居宅支援（介護予防）住宅改修費	2,029
		18負担金、補助及び交付金	(2,029)
		居宅支援（介護予防）住宅改修費	2,029
		●居宅支援（介護予防）サービス計画給付費	7,809
		18負担金、補助及び交付金	(7,809)
		居宅支援（介護予防）サービス計画給付費	7,808
		特例居宅支援（介護予防）サービス計画給付費	1
		●地域密着型（介護予防）サービス給付費	3,848
		18負担金、補助及び交付金	(3,848)
		地域密着型（介護予防）サービス給付費	3,847
		特例地域密着型（介護予防）サービス給付費	1

2款 保険給付費

3項 高額介護サービス等費

1 高額介護サ ービス費	42,053	45,727	△3,674	16,149 国庫支出金 10,892 県支出金 5,257		11,354 支払基金交 付金	14,550
計	42,053	45,727	△3,674	16,149	0	11,354	14,550

18 負担金、補助 及び交付金	42,053	●高額介護サービス費	42,053
		18負担金、補助及び交付金	(42,053)
		高額介護サービス費	41,942
		高額居宅支援（介護予防）サービス費	111

2款 保険給付費

4項 高額医療合算介護サービス等費

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 高額医療合算介護サービス等費	6,231	6,335	△104	2,393		1,682	2,156
				国庫支出金 1,614		支払基金交付金	
				県支出金 779			
計	6,231	6,335	△104	2,393	0	1,682	2,156

節		説明	金額
区分	金額		
18 負担金、補助及び交付金	6,231	●高額医療合算介護サービス等費 18負担金、補助及び交付金 高額医療合算介護サービス費	6,231 (6,231) 6,231

2款 保険給付費

5項 特定入所者介護サービス等費

1 特定入所者介護サービス等費	71,382	72,031	△649	27,411		19,273	24,698
				国庫支出金 15,640		支払基金交付金	
				県支出金 11,771			
2 特定入所者支援(介護予防)サービス等費	72	51	21	28		19	25
				国庫支出金 16		支払基金交付金	
				県支出金 12			
計	71,454	72,082	△628	27,439	0	19,292	24,723

18 負担金、補助及び交付金	71,382	●特定入所者介護サービス等費 18負担金、補助及び交付金 特定入所者介護サービス費 特例特定入所者介護サービス費	71,382 (71,382) 71,381 1
18 負担金、補助及び交付金	72	●特定入所者支援(介護予防)サービス等費 18負担金、補助及び交付金 特定入所者支援(介護予防)サービス費 特例特定入所者支援(介護予防)サービス費	72 (72) 71 1

2款 保険給付費

6項 その他諸費

1 その他諸費	837	891	△54	321		226	290
				国庫支出金 212		支払基金交付金	
				県支出金 109			
計	837	891	△54	321	0	226	290

11 役務費	837	●審査支払手数料 11役務費 審査支払手数料	837 (837) 837
--------	-----	------------------------------	---------------------

3款 地域支援事業費

1項 介護予防・生活支援サービス事業費

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 介護予防・生活支援サービス事業費	28,590	32,352	△3,762	10,976 国庫支出金 7,403 県支出金 3,573		7,718 支払基金交付金	9,896
2 介護予防ケアマネジメント事業費	503	353	150	194 国庫支出金 131 県支出金 63		136 支払基金交付金	173
3 高額介護予防サービス等費相当事業費	36	32	4	14 国庫支出金 9 県支出金 5		10 支払基金交付金	12
4 高額医療合算介護サービス等費相当事業費	148	46	102	58 国庫支出金 39 県支出金 19		40 支払基金交付金	50
計	29,277	32,783	△3,506	11,242	0	7,904	10,131

節		説明	
区分	金額		
18 負担金、補助及び交付金	28,590	●介護予防・生活支援サービス事業費	28,590
		18負担金、補助及び交付金	(28,590)
		介護予防・生活支援サービス費	28,590
10 需用費	36	●介護予防ケアマネジメント事業費	503
		10需用費	(36)
12 委託料	360	消耗品費	36
		12委託料	(360)
18 負担金、補助及び交付金	107	介護予防ケアマネジメント委託料	360
		18負担金、補助及び交付金	(107)
		介護予防ケアマネジメント事業費	107
18 負担金、補助及び交付金	36	●高額介護予防サービス等費相当事業費	36
		18負担金、補助及び交付金	(36)
		高額介護予防サービス等費相当事業費	36
18 負担金、補助及び交付金	148	●高額医療合算介護サービス等費相当事業費	148
		18負担金、補助及び交付金	(148)
		高額医療合算介護サービス等費相当事業費	148

3款 地域支援事業費

2項 一般介護予防事業費

1 一般介護予防事業費	4,579	5,574	△995	1,664 国庫支出金 1,123 県支出金 541		1,414 支払基金交付金 1,170	1,501
-------------	-------	-------	------	--	--	---------------------------	-------

7 報償費	520	●介護予防把握事業費	146
		10需用費	(91)
10 需用費	341	消耗品費	57
		印刷製本費	34
11 役務費	203	11役務費	(55)

介護保険特別会計

3款 地域支援事業費

2項 一般介護予防事業費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
						諸収入 244	
計	4,579	5,574	△995	1,664	0	1,414	1,501

(△印は減)(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
12委託料	3,503	郵便料	55
		●介護予防普及啓発事業費	2,529
18負担金、補助 及び交付金	12	7報償費	(520)
		介護予防普及啓発事業従事者報償	520
		10需用費	(250)
		消耗品費	250
		11役務費	(148)
		体力測定会保険料	4
		スポーツ保険料	144
		12委託料	(1,599)
		介護予防普及啓発事業委託料	1,599
		18負担金、補助及び交付金	(12)
		介護保険等負担金	12
		●地域介護予防活動支援事業費	1,904
		12委託料	(1,904)
		地域介護予防活動支援事業委託料	1,904

3款 地域支援事業費

3項 包括の支援事業・任意事業費

1 包括の支援 事業費	56,545	47,166	9,379	27,711 国庫支出金 19,962 県支出金 7,749	7,856 諸収入 47 介護予防サ ービス計画 等収入 7,809	20,978
----------------	--------	--------	-------	--	--	--------

1 報酬	5,583	●包括の支援事業費	24,027
		1報酬	(5,583)
2 給料	16,441	地域包括支援センター運営協議会委員 10人	63
		会計年度任用職員報酬 3人	5,520
3 職員手当等	12,835	3職員手当等	(2,250)
		会計年度任用職員期末手当	1,225
4 共済費	6,886	会計年度任用職員勤働手当	1,025
		4共済費	(1,394)
7 報償費	184	会計年度任用職員等雇用保険料	123
		会計年度任用職員等社会保険料	754
8 旅費	310	会計年度任用職員等労災保険料	43
		会計年度任用職員等共済組合負担金	474
10 需用費	954	7報償費	(184)
		地域包括ケアシステム推進協議会委員報償	184

介護保険特別会計

3款 地域支援事業費

3項 包括的支援事業・任意事業費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
11	1,007	8旅費 (310)
		費用弁償 155
12	3,348	普通旅費 155
		10需用費 (954)
		消耗品費 255
		燃料費 190
		修繕料 509
18	7,291	11役務費 (1,007)
		郵便料 6
		電話料 274
26	15	自動車保険料 93
		地域包括支援システム保守手数料 601
		介護保険・社会福祉事業者総合保険料 33
		12委託料 (3,348)
		ケアプラン作成業務委託料 2,358
		地域包括支援システム運用支援委託料 990
		13使用料及び賃借料 (1,691)
		有料道路通行料 5
		駐車料金 30
		地域包括支援システム借上料 1,575
		国保中央介護伝送ソフト使用料 60
		ケアプランデータ連携システム使用料 21
		18負担金、補助及び交付金 (7,291)
		出向職員人件費負担金 7,271
		介護保険研修負担金 20
		26公課費 (15)
		自動車重量税 15
		<b>●職員給与費 32,518</b>
		2給料 (16,441)
		職員給 16,441
		5人
		3職員手当等 (10,585)
		扶養手当 198
		住居手当 192
		通勤手当 365
		時間外勤務手当 1,087

介護保険特別会計

3款 地域支援事業費

3項 包括的支援事業・任意事業費

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
2 任意事業費	2,620	2,488	132	1,077			1,543
				国庫支出金 718			
				県支出金 359			
3 在宅医療・ 介護連携推 進事業費	1,001	1,016	△15	578			423
				国庫支出金 385			
				県支出金 193			
4 生活支援体 制整備事業 費	2,117	2,017	100	1,223			894
				国庫支出金 815			
				県支出金 408			
5 認知症総合 支援事業費	2,133	2,095	38	1,231			902
				国庫支出金 821			

節		説明
区分	金額	
		休日勤務手当 5
		期末手当 3,414
		勤勉手当 2,857
		退職手当組合負担金 2,467
		4共済費 (5,492)
		職員共済組合負担金 5,467
		常勤職員公務災害補償負担金 25
11 役務費	30	●任意事業費 2,620
		11 役務費 (30)
12 委託料	1,948	郵便料 10
		住宅改修理由書作成料 20
18 負担金、補助 及び交付金	642	12 委託料 (1,948)
		サービス事業者振興事業委託料 150
		配食サービス事業委託料 1,494
		介護保険給付適正化システム運用支援委託料 304
		18 負担金、補助及び交付金 (642)
		成年後見利用促進事業負担金 642
7 報償費	158	●在宅医療・介護連携推進事業費 1,001
		7 報償費 (158)
8 旅費	13	在宅医療・介護連携推進事業報償 158
		8 旅費 (13)
18 負担金、補助 及び交付金	830	普通旅費 13
		18 負担金、補助及び交付金 (830)
		知多郡医師会在宅医療サポート事業負担金 830
8 旅費	9	●生活支援体制整備事業費 2,117
		8 旅費 (9)
12 委託料	2,108	普通旅費 9
		12 委託料 (2,108)
		生活支援体制整備事業委託料 2,108
7 報償費	381	●認知症初期集中支援推進事業費 474
		7 報償費 (331)
8 旅費	26	認知症初期集中支援事業報償 331

介護保険特別会計



3款 地域支援事業費

3項 包括的支援事業・任意事業費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
				県支出金 410			
6 地域ケア会議推進事業費	375	390	△15	216			159
				国庫支出金 144			
				県支出金 72			
計	64,791	55,172	9,619	32,036	0	7,856	24,899

3款 地域支援事業費

4項 その他諸費

1 審査支払手数料	47	48	△1	18		13	16
				国庫支出金		支払基金交付金	
				12			
				県支出金			
				6			
計	47	48	△1	18	0	13	16

(△印は減)(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
10 需用費	20	8旅費	(13)
		普通旅費	13
12 委託料	1,500	18負担金、補助及び交付金	(130)
		介護保険等研修負担金	130
18 負担金、補助及び交付金	206	●認知症地域支援・ケア向上事業費	1,659
		7報償費	(50)
		認知症地域支援・ケア向上事業報償	50
		8旅費	(13)
		普通旅費	13
		10需用費	(20)
		消耗品費	20
		12委託料	(1,500)
		認知症地域支援・ケア向上事業委託料	1,500
		18負担金、補助及び交付金	(76)
		介護保険等研修負担金	76
7 報償費	375	●地域ケア会議推進事業費	375
		7報償費	(375)
		地域ケア会議推進事業報償	375

11 役務費	47	●介護予防・生活支援サービス審査支払手数料	47
		11役務費	(47)
		介護予防・生活支援サービス審査支払手数料	47

4款 財政安定化基金拠出金

1項 財政安定化基金拠出金

(△印は減)(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 財政安定化基金償還金	1	1	0				1
計	1	1	0	0	0	0	1

節		説明
区分	金額	
22 償還金、利子及び割引料	1	●財政安定化基金償還金 22償還金、利子及び割引料 財政安定化基金償還金
		1 (1) 1

5款 基金積立金

1項 基金積立金

1 介護給付費準備基金積立金	51	47	4			51	
						財産収入	
計	51	47	4	0	0	51	0

24 積立金	51	●介護給付費準備基金積立金 24積立金 介護給付費準備基金積立金
		51 (51) 51

6款 諸支出金

1項 償還金及び還付加算金

1 還付金	240	240	0				240
2 還付加算金	1	1	0				1
3 償還金	1	1	0				1
計	242	242	0	0	0	0	242

22 償還金、利子及び割引料	240	●介護保険料還付金 22償還金、利子及び割引料 介護保険料還付金
		240 (240) 240
22 償還金、利子及び割引料	1	●介護保険料還付加算金 22償還金、利子及び割引料 介護保険料還付加算金
		1 (1) 1
22 償還金、利子及び割引料	1	●償還金 22償還金、利子及び割引料 国県支出金等返還金
		1 (1) 1

6款 諸支出金

2項 繰出金

1 一般会計繰出金	1	1	0				1
-----------	---	---	---	--	--	--	---

27 繰出金	1	●一般会計繰出金 27繰出金
		1 (1)

介護保険特別会計

6款 諸支出金

2項 繰出金

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	1	1	0	0	0	0	1

7款 予備費

1項 予備費

1 予備費	1,693	1,021	672				1,693
計	1,693	1,021	672	0	0	0	1,693

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		一般会計繰出金 1

--	--	--

給与費明細書

介護保険特別会計

1 特別職

区分	職員数 (人)	給与費					共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	その他の 手当 (千円)	計 (千円)			
本年度	52	5,854				5,854	5,854		
前年度	52	6,118				6,118	6,118		
比較	0	△ 264				△ 264	△ 264		

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
本年度	5 (9)	7,219	16,441	12,835	36,495	6,893	43,388	
前年度	5 (9)	6,679	14,746	10,583	32,008	5,395	37,403	
比較	0 (0)	540	1,695	2,252	4,487	1,498	5,985	

備考 ( )内は短時間勤務職員数について外書き

職員手当	区分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
	本年度		198	192	365	
	前年度		0	192	496	
	比較		198	0	△ 131	
の内訳	区分	時間外勤 務手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	本年度	1,087	5		4,639	3,882
	前年度	1,074	0		4,144	2,465
	比較	13	5		495	1,417
の内訳	区分	退職手当組合 負担金 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)			
	本年度	2,467				
	前年度	2,212				
	比較	255				

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
本年度	5		16,441	10,585	27,026	5,492	32,518	
前年度	5		14,746	9,397	24,143	4,290	28,433	
比較	0		1,695	1,188	2,883	1,202	4,085	

職員手当	区分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
	本年度		198	192	365	
	前年度		0	192	496	
	比較		198	0	△ 131	
の内訳	区分	時間外勤 務手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	本年度	1,087	5		3,414	2,857
	前年度	1,074	0		2,958	2,465
	比較	13	5		456	392
の内訳	区分	退職手当組合 負担金 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)			
	本年度	2,467				
	前年度	2,212				
	比較	255				

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
本年度	0 (9)	7,219		2,250	9,469	1,401	10,870	
前年度	0 (9)	6,679		1,186	7,865	1,105	8,970	
比 較	0 (0)	540		1,064	1,604	296	1,900	

備考 ( )内は短時間勤務職員数について外書き

職員手当	区分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
	本年度					
	前年度					
	比 較					

の内訳	区分	時間外勤 務手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	宿日直手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	本年度				1,225	1,025
	前年度				1,186	0
	比 較				39	1,025

の内訳	区分	退職手当組合 負担金 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	本年度		
	前年度		
	比 較		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考	
給 料	1,695	給与改定に伴う 増減分	301千円	給与改定の状況 前年度 給料の改定率 1.91% 給与改定実施時期 令和5年4月1日	
		昇給に伴う増加 分	211	211千円	平均昇給率 1.24%
		その他の増減分	1,183	職員異動等による増減分 1,183千円	職員数の異動状況 本年度 5人 前年度 5人 増 減 0人 採用、退職の状況 5年度中退職者見込数 0人 6年度中採用者見込数 0人 会計間異動 0人
職 員 手 当	2,252	制度改正に伴う 増減分	1,165	期末手当 70千円 勤勉手当 70千円 会計年度任用職員勤勉手当 1,025千円	支給割合の変更 2.4月→2.45月 2.0月→2.05月
		その他の増減分	1,087	扶養手当 198千円 通勤手当 △ 131千円 時間外勤務手当 13千円 休日勤務手当 5千円 期末手当 386千円 会計年度任用職員期末手当 39千円 勤勉手当 322千円 退職手当組合負担金 255千円	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	一 般 行 政 職	
	令和6年1月1日現在	平均給料月額 (円)
	平均給与月額 (円)	299,350
	平均年齢 (歳)	41.2
令和5年1月1日現在	平均給料月額 (円)	257,500
	平均給与月額 (円)	294,480
	平均年齢 (歳)	39.1

備考 この欄の「平均給与月額」とは、給料及び職員手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当組合負担金を除く。)をいう。

イ 初任給

区 分	一 般 行 政 職 (円)	国 の 制 度
		一 般 行 政 職 (円)
高 校 卒	170,900	166,600
大 学 卒	202,400	196,200

ウ 級別職員数

区 分	一般行政職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和6年1月1日現在	1級	1	20.0
	2級	3	60.0
	3級		
	4級	1	20.0
	5級		
	6級		
	7級		
	8級		
	計	5	100.0
令和5年1月1日現在	1級	2	40.0
	2級	2	40.0
	3級		
	4級	1	20.0
	5級		
	6級		
	7級		
	8級		
	計	5	100.0

(級別の基準となる職務)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
一般行政職	主 事	上級主事	主 査	副主幹 主 査	主 幹	課 長 主 幹	部 長 長	部 長

エ 昇給

区 分	職 員 数 (A) 昇給に係る職員数 (B)	合 計	代表的な職種 一般行政職		
			1号給 (人)	2号給 (人)	
本 年 度	(人)	5	5		
	(人)	4	4		
	号給数別内訳	1号給 (人)			
		2号給 (人)			
		3号給 (人)			
		4号給 (人)	3	3	
		6号給 (人)	1	1	
	8号給 (人)				
比 率 (B) / (A)	(%)	80.0	80.0		
前 年 度	(人)	5	5		
	(人)	4	4		
	号給数別内訳	1号給 (人)			
		2号給 (人)			
		3号給 (人)			
		4号給 (人)	3	3	
		6号給 (人)	1	1	
	8号給 (人)				
比 率 (B) / (A)	(%)	80.0	80.0		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による 加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
本年度	2.25	2.25	4.50	有	
前年度	2.20	2.20	4.40	有	
国の制度	2.25	2.25	4.50	有	

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	同 上	

キ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	同	

令和6年度

南知多町水道事業会計予算書

## 令和6年度南知多町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度南知多町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	8,160戸
(2) 年間総給水量	2,853,000m <sup>3</sup>
(3) 1日平均給水量	7,816m <sup>3</sup>

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	691,737千円
第1項 営業収益	535,950千円
第2項 営業外収益	155,786千円
第3項 特別利益	1千円

支 出

第1款 水道事業費用	684,604千円
第1項 営業費用	649,542千円
第2項 営業外費用	31,861千円
第3項 特別損失	201千円
第4項 予備費	3,000千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額135,089千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,867千円、当年度分損益勘定留保資金101,222千円及び建設改良積立金30,000千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的收入	116,224千円
第1項 工事負担金	40,183千円
第2項 固定資産売却収入	1千円
第3項 企業債	22,100千円
第4項 補助金	53,940千円

支 出

第1款 資本的支出	251,313千円
第1項 建設改良費	137,093千円
第2項 企業債償還金	114,220千円



(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
佐久島海底送水管布設替事業	千円 22,100	普通貸借又は証券発行	年利4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還、又は低利に借り換えすることができる。
計	22,100			

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 51,823千円

(他会計からの補助金)

第8条 離島水道対策のため一般会計(南知多町及び西尾市)からこの会計へ補助を受ける金額は、112,158千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産購入限度額は、1,427千円と定める。

令和 6年 3月 5日提出

南知多町長 石黒和彦

令和6年度

南知多町水道事業会計予算説明書

令和6年度南知多町水道事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1	水道事業収益		691,737	
	1	営業収益	535,950	主たる営業活動から生ずる収益
		1 給水収益	519,360	水道料金
		2 受託工事収益	220	給水工事収益
		3 その他営業収益	16,370	他会計負担金及び手数料等
	2	営業外収益	155,786	主たる営業活動以外から生ずる収益
		1 市町補助金	11,331	離島水道事業運営費補助金
		2 受取利息及び配当金	40	預金利息
		3 雑収益	397	
		4 受取保険金	1	
		7 長期前受金戻入	80,731	工事負担金等長期前受金戻入
		8 資本費繰入収益	63,286	企業債の元金償還金に充てる他会計繰入金
	3	特別利益	1	
		1 固定資産売却益	1	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1	水道事業費用		684,604	
	1	営業費用	649,542	主たる営業活動に必要な費用
		1 配水及び給水費	364,707	水道施設の維持管理費及び受水費
		2 受託工事費	220	給水工事費用
		3 総係費	51,966	検針及び経理事務に必要な費用
		4 減価償却費	232,329	固定資産の減価償却費
		5 資産減耗費	260	固定資産の除却費
		6 その他営業費用	60	
	2	営業外費用	31,861	主たる営業活動以外に必要な費用
		1 支払利息	16,165	企業債の償還利息
		2 消費税及び地方消費税	15,696	消費税及び地方消費税
	3	特別損失	201	
		1 固定資産売却損	1	
		4 過年度損益修正損	200	過年度分水道料金返還金
	4	予備費	3,000	
		1 予備費	3,000	

資本的收入及び支出  
収 入

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1	資本的收入		116,224	
	1	工事負担金	40,183	
		1	40,183	水道加入分担金及び工事負担金
	2	固定資産売却収入	1	
		1	1	
	3	企業債	22,100	
		1	22,100	
	4	補助金	53,940	
		2	28,399	生活基盤施設耐震化等補助金
		3	25,541	離島水道施設整備補助金等

支 出

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1	資本の支出		251,313	
	1	建設改良費	137,093	
		1	136,761	水道施設新設改良費
		2	332	量水器購入費及び備品購入費
	2	企業債償還金	114,220	
		1	114,220	企業債の元金償還金

令和6年度南知多町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	3,137
減価償却費	232,329
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 593
賞与等引当金の増減額 (△は減少)	154
長期前受金戻入額	△ 80,731
資本費繰入収益	△ 63,286
受取利息及び受取配当金	△ 40
支払利息	16,165
固定資産除却費	259
未収金の増減額 (△は増加)	△ 3,941
未払金の増減額 (△は減少)	7,449
破産更生債権等の増減額 (△は増加)	199
たな卸資産の増減額 (△は増加)	51
小計	111,152
利息及び配当金の受取額	40
利息の支払額	△ 16,165
業務活動によるキャッシュ・フロー	95,027
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 125,484
有形固定資産の売却による収入	2
国庫補助金等による収入	25,817
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	74,743
工事負担金の受入による収入	36,681
投資活動によるキャッシュ・フロー	11,759
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	22,100
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 114,220
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 92,120
資金増加額(又は減少額)	14,666
資金期首残高	595,336
資金期末残高	610,002

給与費明細書

1 総括

区分	職員数		給与費				法定費	合計
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
本年度		7		25,763	18,230	43,993	7,830	51,823
前年度		8		28,532	20,811	49,343	8,702	58,045
比較		△ 1		△ 2,769	△ 2,581	△ 5,350	△ 872	△ 6,222

(単位：千円)

手当の内訳	区分	管理職 手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務 手当	
		本年度	672	798	0	759	1,814
前年度		1,145	944	588	836	1,765	
比較		△ 473	△ 146	△ 588	△ 77	49	
手当の内訳	区分	休日勤務 手当	期末手当	勤勉手当	退職手当 組合負担金	管理職員特 別勤務手当	
		本年度	70	5,563	4,655	3,866	33
		前年度	70	6,081	5,068	4,281	33
		比較	0	△ 518	△ 413	△ 415	0

2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	△ 2,769	給与改定に伴う増減分	305	305千円 給与改定の状況 前年度 給料の改定率 1.22% 給与改定実施時期 令和5年4月1日
		昇給に伴う増加分	292	292千円 平均昇給率 1.15%
		その他の増減分	△ 3,366	職員異動等による増減分 △ 3,366千円 職員数の異動状況 本年度 7人 前年度 8人 増減 △1人 採用、退職の状況 5年度中途退職者見込数 0人 6年度中途採用者見込数 0人 会計間異動 △1人
手当	△ 2,581	制度改正に伴う増減分	228	期末手当 114千円 勤勉手当 114千円 支給割合の変更 2.4月→2.45月 2.0月→2.05月
		その他の増減分	△ 2,809	管理職手当 △ 473千円 扶養手当 △ 146千円 住居手当 △ 588千円 通勤手当 △ 77千円 時間外勤務手当 49千円 期末手当 △ 632千円 勤勉手当 △ 527千円 退職手当組合負担金 △ 415千円

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区分	企業職	
令和6年1月1日現在	平均給料月額(円)	295,800
	平均給与月額(円)	343,472
	平均年齢(歳)	40.6
令和5年1月1日現在	平均給料月額(円)	290,663
	平均給与月額(円)	345,636
	平均年齢(歳)	39.7

備考 この欄の「平均給与月額」とは、給料及び手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当組合負担金を除く。）をいう。

(2) 初任給

区分	企業職(円)	一般会計の制度
		一般行政職(円)
高校卒	170,900	170,900
大学卒	202,400	202,400

(3) 級別職員数

区分	企業職		
	級	職員数(人)	構成比(%)
令和6年1月1日現在	1級	1	12.5
	2級	4	50.0
	3級		
	4級	2	25.0
	5級		
	6級	1	12.5
	7級		
	8級		
	計	8	100.0
令和5年1月1日現在	1級	1	12.5
	2級	4	50.0
	3級		
	4級	1	12.5
	5級		
	6級	2	25.0
	7級		
	8級		
	計	8	100.0

(級別の基準となる職務)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
企業職	主事	上級主事	主査	副主幹主査	主幹	課長幹	部長	部長

令和6年度 南知多町水道事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		88,890	
ロ 建物	201,839		
減価償却累計額	△ 135,001	66,838	
ハ 構築物	9,963,273		
減価償却累計額	△ 5,305,649	4,657,624	
ニ 機械及び装置	1,534,754		
減価償却累計額	△ 1,323,824	210,930	
ホ 量水器	36,044		
減価償却累計額	△ 15,461	20,583	
ヘ 車両及び運搬具	4,527		
減価償却累計額	△ 4,243	284	
ト 工具器具及び備品	24,691		
減価償却累計額	△ 22,287	2,404	
チ 建設仮勘定		68,598	
有形固定資産合計			5,116,151

(2) 投資その他の資産

イ 破産更生債権等	15,230		
貸倒引当金	△ 15,230	0	
投資その他の資産合計			0
固定資産合計			5,116,151

2 流動資産

(1) 現金預金		610,002	
(2) 未収金		150,155	
貸倒引当金	△ 531	149,624	
(3) 貯蔵品		3,042	
流動資産合計			762,668
資産合計			<u>5,878,819</u>

(4) 昇給

区 分		合 計	企 業 職	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	7	7	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	5	5	
	昇給数別内訳	1号給 (人)		
		2号給 (人)		
		3号給 (人)		
		4号給 (人)	4	4
		6号給 (人)	1	1
	8号給 (人)			
比 率 (B) / (A) (%)	71.4	71.4		
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	8	8	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	6	6	
	昇給数別内訳	1号給 (人)		
		2号給 (人)		
		3号給 (人)		
		4号給 (人)	4	4
		6号給 (人)	2	2
	8号給 (人)			
比 率 (B) / (A) (%)	75.0	75.0		

(5) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本 年 度	2.25	2.25	4.50	有	
前 年 度	2.20	2.20	4.40	有	
一般会計の制度	2.25	2.25	4.50	有	

(6) 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%~45%加算)	
一般会計の制度 (支給率等)	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	

(7) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同
扶 養 手 当	同
住 居 手 当	同
通 勤 手 当	同

	負債の部		
3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	1,094,746		
企業債合計		1,094,746	
固定負債合計			1,094,746
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	112,363		
企業債合計		112,363	
(2) 未払金		33,597	
(3) 引当金			
イ 賞与等引当金	4,064		
引当金合計		4,064	
(4) その他流動負債		0	
流動負債合計			150,024
5 繰延収益			
(1) 長期前受金			
イ 受贈財産評価額	136,619		
収益化累計額	△ 103,953	32,666	
ロ 工事負担金	1,875,785		
収益化累計額	△ 1,274,948	600,837	
ハ 国庫補助金	707,933		
収益化累計額	△ 375,320	332,613	
ニ 県補助金	857,461		
収益化累計額	△ 501,903	355,558	
ホ 市町補助金	666,185		
収益化累計額	△ 279,787	386,398	
(2) 建設仮勘定長期前受金			
イ 工事負担金		2,800	
ロ 県補助金		25,817	
ハ 市町補助金		2,416	
繰延収益合計			1,739,105
負債合計			2,983,875

	資本の部		
6 資本金			2,454,921
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	6,362		
資本剰余金合計		6,362	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	16,637		
ロ 建設改良積立金	261,646		
ハ 当年度未処分利益剰余金	155,378		
利益剰余金合計		433,661	
剰余金合計			440,023
資本合計			2,894,944
負債資本合計			5,878,819

## 注記

### 1 重要な会計方針

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

・減価償却の方法 定額法

・主な耐用年数

建物 12～50年

構築物 10～80年

機械及び装置 6～20年

車両及び運搬具 2～7年

工具器具及び備品 2～20年

#### (2) 重要なリース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

#### (3) 引当金の計上方法

##### ア 退職給付引当金

職員の退職手当は、退職手当負担に関する覚書に基づき、毎事業年度支払う一定の負担金（一般負担金）を除き一般会計がその全額を負担することとなっているため、退職給付引当金は計上していない。

##### イ 賞与等引当金

職員の期末手当・勤勉手当の支給及び当該支給に係る法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

##### ウ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上している。

#### (4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

### 2 予定貸借対照表等関連

企業債の償還に係る他会計の負担

予定貸借対照表に計上されている企業債（1年以内に償還予定のものも含む）のうち、「南知多町水道事業の離島の水道事業に関する経費負担等の確認書」に基づき、他会計が負担すると見込まれる額は、667,803千円である。

### 3 セグメント情報の開示

水道事業単一のセグメントのため、記載を省略している。

### 4 引当金の取崩し

#### (1) 賞与等引当金の取崩し

当年度において、職員の期末手当・勤勉手当の支給及び当該支給に係る法定福利費を支給することとなったため、賞与等引当金 3,910千円を取り崩した。

#### (2) 貸倒引当金の取崩し

不納欠損 201千円に充てるため、貸倒引当金 201千円を取り崩した。



令和5年度 南知多町水道事業予定損益計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：千円)

1 営業収益			
(1) 給水収益	487,945		
(2) 受託工事収益	200		
(3) その他営業収益	16,073	504,218	
2 営業費用			
(1) 配水及び給水費	336,400		
(2) 受託工事費	200		
(3) 総係費	52,418		
(4) 減価償却費	232,864		
(5) 資産減耗費	2,480		
(6) その他営業費用	60	624,422	
営業損失			120,204
3 営業外収益			
(1) 市町補助金	12,515		
(2) 受取利息	40		
(3) 雑収益	3		
(4) 受取保険金	1		
(5) 長期前受金戻入	81,664		
(6) 資本費繰入収益	62,101		
(7) 一般会計補助金	1,897	158,221	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	18,270		
(2) 雑支出	6,044	24,314	133,907
経常利益			13,703
5 特別利益			
(1) 固定資産売却益	1	1	
6 特別損失			
(1) 固定資産売却損	1		
(2) 過年度損益修正損	182	183	△ 182
7 予備費			
(1) 予備費	3,000	3,000	△ 3,000
当年度純利益			10,521
前年度繰越利益剰余金			111,721
その他未処分利益剰余金変動額			64,799
当年度未処分利益剰余金			187,041

令和5年度 南知多町水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位：千円)

		資産の部	
1 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ 土地		88,890	
ロ 建物	201,839		
減価償却累計額	△ 132,014	69,825	
ハ 構築物	9,883,089		
減価償却累計額	△ 5,106,464	4,776,625	
ニ 機械及び装置	1,539,512		
減価償却累計額	△ 1,299,173	240,339	
ホ 量水器	35,712		
減価償却累計額	△ 15,412	20,300	
ヘ 車両及び運搬具	4,529		
減価償却累計額	△ 3,964	565	
ト 工具器具及び備品	24,691		
減価償却累計額	△ 22,012	2,679	
チ 建設仮勘定		24,034	
有形固定資産合計			5,223,257
(2) 投資その他の資産			
イ 破産更生債権等	15,429		
貸倒引当金	△ 15,429	0	
投資その他の資産合計			0
固定資産合計			5,223,257
2 流動資産			
(1) 現金預金		595,336	
(2) 未収金	133,788		
貸倒引当金	△ 925	132,863	
(3) 貯蔵品		3,093	
(4) その他流動資産		0	
流動資産合計			731,292
資産合計			5,954,549

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	1,185,009		
企業債合計		1,185,009	
固定負債合計			1,185,009
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	114,220		
企業債合計		114,220	
(2) 未払金		26,148	
(3) 引当金			
イ 賞与等引当金	3,910		
引当金合計		3,910	
(4) その他流動資産		0	
流動負債合計			144,278
5 繰延収益			
(1) 長期前受金			
イ 受贈財産評価額	136,619		
収益化累計額	△ 102,462	34,157	
ロ 工事負担金	1,839,205		
収益化累計額	△ 1,240,292	598,913	
ハ 国庫補助金	707,933		
収益化累計額	△ 359,940	347,993	
ニ 県補助金	857,461		
収益化累計額	△ 487,184	370,277	
ホ 市町補助金	644,718		
収益化累計額	△ 265,403	379,315	
(2) 建設仮勘定長期前受金			
イ 工事負担金		2,800	
繰延収益合計			1,733,455
負債合計			3,062,742

資本の部

6 資本金			2,390,122
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	6,362		
資本剰余金合計		6,362	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	16,637		
ロ 建設改良積立金	291,646		
ハ 当年度未処分利益剰余金	187,040		
利益剰余金合計		495,323	
剰余金合計			501,685
資本合計			2,891,807
負債資本合計			<u>5,954,549</u>

## 注記

### 1 重要な会計方針

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

・減価償却の方法 定額法

・主な耐用年数

建物 12～50年

構築物 10～80年

機械及び装置 6～20年

車両及び運搬具 2～7年

工具器具及び備品 2～20年

#### (2) 重要なリース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

#### (3) 引当金の計上方法

##### ア 退職給付引当金

職員の退職手当は、退職手当負担に関する覚書に基づき、毎事業年度支払う一定の負担金（一般負担金）を除き一般会計がその全額を負担することとなっているため、退職給付引当金は計上していない。

##### イ 賞与等引当金

職員の期末手当・勤勉手当の支給及び当該支給に係る法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

##### ウ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上している。

#### (4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

### 2 予定貸借対照表等関連

企業債の償還に係る他会計の負担

予定貸借対照表に計上されている企業債（1年以内に償還予定のものも含む）のうち、「南知多町水道事業の離島の水道事業に関する経費負担等の確認書」に基づき、他会計が負担すると見込まれる額は、731,088千円である。

### 3 セグメント情報の開示

水道事業単一のセグメントのため、記載を省略している。

### 4 リース契約により使用する固定資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内 30千円

1年超 0千円

計 30千円

### 5 引当金の取崩し

#### (1) 賞与等引当金の取崩し

当年度において、職員の期末手当・勤勉手当の支給及び当該支給に係る法定福利費を支給することとなったため、賞与等引当金4,342千円を取り崩した。

#### (2) 貸倒引当金の取崩し

不納欠損471千円に充てるため、貸倒引当金471千円を取り崩した。

令和6年度

南知多町水道事業会計予算明細書

予算事項別明細書  
収益の収入及び支出  
収 入

(単位：千円)

款	項	目	本年度予定額	前年度予定額	比 較
1	水道事業収益		691,737	711,082	△ 19,345
	1	営業収益	535,950	554,757	△ 18,807
		1 給水収益	519,360	538,340	△ 18,980
		2 受託工事収益	220	220	0
		3 その他営業収益	16,370	16,197	173
	2	営業外収益	155,786	156,324	△ 538
		1 市町補助金	11,331	12,515	△ 1,184
		2 受取利息及び配当金	40	40	0
		3 雑収益	397	3	394
		4 受取保険金	1	1	0
		7 長期前受金戻入	80,731	81,664	△ 933
		8 資本費繰入	63,286	62,101	1,185

節		説 明	
区 分	金 額		
1	水道料金	519,360	水道料金 519,360
1	給水工事収益	220	受託工事収益 220
1	手数料	310	設計審査及び検査手数料 90 給水装置工事事業者指定登録手数料 30 給水装置工事事業者指定更新手数料 190
2	他会計負担金	16,055	消火栓維持管理費負担金 2,600 集落排水使用料収納事務委託負担金 1,455 離島水道事業負担金 12,000
3	材料売却収益	1	材料売却収益 1
4	工事負担金	4	工事負担金(課税) 2 公共工事負担金 2
1	市町補助金	11,331	離島水道事業運営費補助金(不課税) 11,331
1	預金利息	40	金融機関預金利息 40
1	不用品売却収益	1	不用品売却収益 1
2	雑入	1	雑入(課税) 1
7	貸倒引当金戻入益	395	貸倒引当金戻入益 395
1	受取保険金	1	受取保険金 1
1	受贈財産評価額	1,491	受贈財産評価額 1,491
2	工事負担金	34,757	工事負担金 34,757
3	国庫補助金	15,380	国庫補助金 15,380
4	県補助金	14,719	県補助金 14,719
5	市町補助金	14,384	市町補助金 14,384
1	資本費繰入	63,286	資本費繰入収益 63,286

(単位：千円)

款	項	目	本年度予定額	前年度予定額	比較
		収益			
	3 特別利益		1	1	0
		1 固定資産売却益	1	1	0

節		説明	
区分	金額		
収益			
1 固定資産売却益		1 固定資産売却益	1

支 出

(単位：千円)

款	項	目	本年度予定額	前年度予定額	比 較
1 水道事業費用			684,604	691,807	△ 7,203
	1 営業費用		649,542	658,242	△ 8,700
		1 配水及び給水費	364,707	368,927	△ 4,220

節		説 明	
区 分	金 額		
1 給料	5,530	職員 2 人	5,530
2 手当等	3,273	扶養手当 120 通勤手当 275 時間外勤務手当 585 休日勤務手当 30 期末手当 762 勤勉手当 638 職員退職手当組合負担金 830 管理職員特別勤務手当 33	
3 賞与等引当金繰入額	833	賞与引当金繰入額 法定福利費引当金繰入額	701 132
5 法定福利費	1,439	職員共済組合負担金 常勤職員公務災害補償負担金	1,424 15
6 旅費	226	普通旅費	226
7 被服費	14	職員作業服	14
8 備消耗品費	400	修繕工事用等消耗品費 設計消耗品費	86 314
9 燃料費	625	自動車用 ポンプ場用 軽油税	472 149 4
11 通信運搬費	2,146	テレメーター受信料 携帯電話使用料 軽自動車運搬費	1,933 173 40
12 委託料	30,662	水質検査 4,811 電気設備保守点検 866 水道施設機器点検 12,540 水道配管図データ更新 1,529 配水池・ポンプ場草刈 407 漏水調査業務 5,456 量水器取替業務 3,251 開閉栓業務 457 海底送水管電気防食点検業務 352 緊急遮断弁等保守点検業務 231 検便 11 配水池点検清掃業務委託 454 CADシステム年間保守料 77 水道配管図システム保守業務 220	

款	項	目	本年度予定額	前年度予定額	比較
		2 受託工事費	220	220	0
		3 総係費	51,966	53,691	△ 1,725

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
13	手数料	127	127
13	手数料	通水検査手数料	127
14	使用料及び賃借料	672	72
14	使用料及び賃借料	有料道路通行料	72
14	使用料及び賃借料	海上タクシー借上料	570
14	使用料及び賃借料	駐車場使用料	30
15	修繕費	39,758	30,876
15	修繕費	水道施設維持修繕	30,876
15	修繕費	既設消火栓維持修繕	2,600
15	修繕費	自動車修繕	738
15	修繕費	取替量水器	5,232
15	修繕費	工具修繕	33
15	修繕費	収入印紙税等	8
15	修繕費	取替量水器払出	271
18	動力費	12,690	12,690
18	動力費	配水池・ポンプ場電気料	12,690
19	薬品費	493	456
19	薬品費	次亜塩素酸ナトリウム(軽減税率対象)	456
19	薬品費	残留塩素測定用試薬	37
20	材料費	695	500
20	材料費	金属材料	500
20	材料費	ビニール材料	20
20	材料費	その他材料	175
22	会費及び負担金	90	90
22	会費及び負担金	職員研修負担金	90
23	保険料	3,288	172
23	保険料	自動車保険料	172
23	保険料	水道賠償責任保険料	295
23	保険料	建物共済分担金	2,821
24	受水費	261,689	261,689
24	受水費	県営水道受水費	261,689
25	工事請負費	1	1
25	工事請負費	工事請負費	1
27	公課費	54	54
27	公課費	自動車重量税	54
28	補償費	2	1
28	補償費	電柱支障移転補償金	1
28	補償費	水道事故賠償金	1
25	工事請負費	220	220
25	工事請負費	受託工事費	220
1	給料	15,716	15,716
1	給料	職員4人	15,716
2	手当等	8,985	672
2	手当等	管理職手当	672
2	手当等	扶養手当	678
2	手当等	通勤手当	460
2	手当等	時間外勤務手当	572
2	手当等	休日勤務手当	10
2	手当等	期末手当	2,306
2	手当等	勤勉手当	1,929
2	手当等	職員退職手当組合負担金	2,358
3	賞与等引当	2,527	2,118
3	賞与等引当	賞与引当金繰入額	2,118



(単位：千円)

款	項	目	本年度予定額	前年度予定額	比較
		4 減価償却費	232,329	232,864	△ 535
		5 資産減耗費	260	2,480	△ 2,220
		6 その他営業費用	60	60	0
	2 営業外費用		31,861	30,364	1,497
		1 支払利息	16,165	18,270	△ 2,105

節		説明	
区分	金額		
金繰入額		法定福利費引当金繰入額	409
5 法定福利費	4,455	職員共済組合負担金 常勤職員公務災害補償負担金	4,418 37
6 旅費	62	普通旅費 特別旅費	60 2
8 備消耗品費	370	事務用消耗品等 事務用消耗品等(軽減税率対象)	335 35
10 印刷製本費	734	業務用電算用紙等	734
11 通信運搬費	1,309	郵送料	1,309
12 委託料	13,183	検針業務委託料 水道会計システム機器保守料	11,198 1,985
13 手数料	1,227	口座振替手数料 口座振込組戻手数料 コンビニ収納等取扱手数料 ネットバンク利用料 再振込手数料 振込手数料	777 4 331 93 3 19
14 賃借料	32	水道会計システム賃借料	32
15 修繕費	50	事務用器具	50
22 会費及び負担金	3,312	日本水道協会等会費 総合住民情報システム等負担金	179 3,133
46 貸倒引当金繰入額	4	一般債権 破産更生債権	1 3
29 有形固定資産減価償却費	232,329	有形固定資産減価償却費	232,329
31 固定資産除却費	259	有形固定資産除却費	259
32 たな卸資産減耗費	1	貯蔵品減耗費	1
33 材料売却原価	50	材料売却原価	50
34 雑支出	10	雑支出	10
35 企業債利息	16,165	企業債償還利息	16,165

款	項	目	本年度予定額	前年度予定額	比 較
		2 消費税及び地方消費税	15,696	12,094	3,602
	3 特別損失		201	201	0
		1 固定資産売却損	1	1	0
		4 過年度損益修正損	200	200	0
	4 予備費		3,000	3,000	0
		1 予備費	3,000	3,000	0

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
26 消費税及び地方消費税	15,696	消費税及び地方消費税	15,696
39 固定資産売却損	1	固定資産売却損	1
45 過年度損益修正損	200	過年度分水道料金返還金	200
51 予備費	3,000	予備費	3,000

資本的收入及び支出  
収 入

(単位：千円)

款	項	目	本年度予定額	前年度予定額	比 較
1	資本的收入		116,224	45,966	70,258
	1	工事負担金	40,183	12,517	27,666
		1 工事負担金	40,183	12,517	27,666
	2	固定資産売却収入	1	1	0
		1 固定資産売却収入	1	1	0
	3	企業債	22,100		22,100
		1 企業債	22,100		22,100
	4	補助金	53,940	33,448	20,492
		2 県補助金	28,399	19,148	9,251
		3 市町補助金	25,541	14,300	11,241

節		説 明	
区 分	金 額		
1	加入分担金	1,309	加入分担金 1,309
2	工事負担金	38,874	消火栓新設改良工事負担金 3,893 豊丘歩道設置に伴う配水管布設替工事負担金 2,200 内海歩道設置に伴う配水管布設替工事負担金 32,781
1	固定資産売却収入	1	固定資産売却収入 1
1	建設改良費等の財源に充てるための企業債	22,100	送水管布設替事業 22,100
1	県補助金	28,399	生活基盤施設耐震化等補助金 28,399
1	市町補助金	25,541	離島水道施設整備補助金 7,300 離島配水管布設替工事等補助金 18,241

支 出

(単位：千円)

款	項	目	本年度予定額	前年度予定額	比 較
1	資本的支出		251,313	265,236	△ 13,923
	1	建設改良費	137,093	148,178	△ 11,085
		1 配水設備新設改良費	136,761	147,867	△ 11,106
		2 固定資産購入費	332	311	21
	2	企業債償還金	114,220	117,058	△ 2,838
		1 企業債償還金	114,220	117,058	△ 2,838

節		説 明	
区 分	金 額		
1	給料	4,517	職員1人 4,517
2	手当等	2,565	通勤手当 24 時間外勤務手当 657 休日勤務手当 30 期末手当 640 勤勉手当 536 職員退職手当組合負担金 678
3	賞与等引当金支払額	704	賞与引当金支払額 588 法定福利費引当金支払額 116
5	法定福利費	1,279	職員共済組合負担金 1,260 常勤職員公務災害補償負担金 19
12	委託料	57,611	配水管支障移転工事実施設計業務委託 4,455 佐久島海底管布設替工事実施設計業務 53,156
25	工事請負費	70,085	消火栓新設工事 2,508 配水管布設替工事 22,326 配水管新設工事 3,300 移設補償工事(補償) 29,051 古布ポンプ場電気設備改修工事 12,100 消火栓改良工事 800
41	量水器	332	新設用量水器 332
44	建設改良費等の財源に充てるための企業債	114,220	建設改良費等の財源に充てるための企業債 114,220

企業債明細書

(単位：円)

種類	発行総額	利率 %	令和5年度末 未償還残高 (見込)	令和6年度中増減見込額	
				借入 見込額	元金償還 見込額
平成6年度大蔵省	34,800,000	4.65	2,288,755		2,288,755
平成7年度大蔵省	14,000,000	3.15	1,564,565		770,059
平成7年度大蔵省	109,200,000	3.40	12,502,500		6,145,882
平成8年度大蔵省	36,400,000	2.90	5,869,856		1,900,562
平成8年度公営企業金融公庫	2,100,000	2.90	123,068		123,068
平成8年度公営企業金融公庫	22,500,000	2.85	1,312,262		1,312,262
平成8年度大蔵省	16,000,000	2.90	2,580,157		835,412
平成9年度大蔵省	61,400,000	2.10	12,099,093		2,930,660
平成9年度公営企業金融公庫	2,200,000	2.20	238,210		117,802
平成9年度公営企業金融公庫	27,400,000	2.15	2,952,810		1,460,619
平成10年度大蔵省	33,600,000	2.10	8,191,596		1,570,593
平成10年度公営企業金融公庫	22,400,000	2.10	3,566,721		1,164,158
平成10年度大蔵省	33,600,000	2.10	8,191,596		1,570,593
平成11年度大蔵省	57,600,000	2.00	16,539,712		2,621,314
平成11年度公営企業金融公庫	38,400,000	2.00	8,000,178		1,940,743
平成11年度大蔵省	126,400,000	2.00	36,295,476		5,752,327
平成11年度公営企業金融公庫	95,100,000	2.00	19,812,940		4,806,372
平成12年度財務省	38,700,000	1.60	12,431,263		1,692,129
平成12年度公営企業金融公庫	31,300,000	1.65	7,844,315		1,517,731
平成12年度財務省	183,500,000	2.00	56,805,150		8,268,205
平成12年度公営企業金融公庫	148,500,000	2.00	34,635,157		7,430,908
平成13年度財務省	44,700,000	2.20	17,036,507		1,970,094
平成13年度公営企業金融公庫	36,300,000	2.20	11,293,757		1,780,853
平成14年度財務省	66,900,000	1.20	26,417,298		2,796,758
平成14年度公営企業金融公庫	62,900,000	1.30	21,163,332		2,907,083
平成15年度財務省	42,600,000	2.00	19,612,670		1,790,339
平成15年度公営企業金融公庫	42,500,000	1.90	16,917,734		1,977,426
平成16年度財務省	11,100,000	2.10	5,601,631		457,732
平成16年度公営企業金融公庫	55,300,000	2.10	24,843,808		2,535,441
平成17年度財務省	3,900,000	2.10	2,125,640		157,500
平成17年度公営企業金融公庫	6,100,000	2.00	2,997,175		273,597
平成22年度財務省	109,600,000	1.90	79,983,738		4,027,074
平成23年度財務省	9,200,000	1.70	7,003,164		335,628
平成23年度地方公共団体金融機構	166,700,000	1.70	126,894,295		6,081,429
平成24年度地方公共団体金融機構	102,600,000	1.50	81,351,650		3,730,336
平成25年度地方公共団体金融機構	125,600,000	1.40	103,857,011		4,533,582
平成26年度地方公共団体金融機構	95,000,000	1.20	81,642,975		3,440,336
平成27年度地方公共団体金融機構	128,000,000	0.10	51,353,611		12,819,156
平成27年度地方公共団体金融機構	124,000,000	0.50	109,924,345		4,738,940
平成29年度地方公共団体金融機構	44,000,000	0.60	42,363,617		1,646,216
令和2年度地方公共団体金融機構	119,700,000	0.10	119,700,000		0
令和3年度地方公共団体金融機構	93,300,000	0.20	93,300,000		0
令和6年度地方公共団体金融機構				22,100,000	0
計	2,625,100,000		1,299,229,338	22,100,000	114,219,674

令和6年度末 までの償還額 累計(見込)	令和6年度末 未償還残高 (見込)	令和6年度 支払利息 (見込)	償還終期 年 度	備 考
34,800,000	0	80,127	令和6年度	同上
13,205,494	794,506	43,267	令和7年度	同上
102,843,382	6,356,618	373,284	令和7年度	佐久島島内上水道施設改良事業
32,430,706	3,969,294	156,546	令和8年度	送配水管布設替事業
2,100,000	0	2,684	令和6年度	同上
22,500,000	0	28,116	令和6年度	同上
14,255,255	1,744,745	68,812	令和8年度	緊急遮断弁設置事業
52,231,567	9,168,433	238,776	令和9年度	送配水管布設替事業
2,079,592	120,408	4,596	令和7年度	同上
25,907,809	1,492,191	55,677	令和7年度	同上
26,978,997	6,621,003	163,821	令和10年度	老朽管更新事業
19,997,437	2,402,563	68,822	令和8年度	同上
26,978,997	6,621,003	163,821	令和10年度	水道施設整備事業
43,681,602	13,918,398	317,752	令和11年度	老朽管更新事業
32,340,565	6,059,435	150,349	令和9年度	同上
95,856,851	30,543,149	697,291	令和11年度	水道施設整備事業
80,093,432	15,006,568	372,346	令和9年度	同上
27,960,866	10,739,134	192,159	令和12年度	老朽管更新事業
24,973,416	6,326,584	123,197	令和10年度	同上
134,963,055	48,536,945	1,094,967	令和12年度	水道施設整備事業
121,295,751	27,204,249	655,734	令和10年度	同上
29,633,587	15,066,413	364,026	令和13年度	老朽管更新事業
26,787,096	9,512,904	238,723	令和11年度	同上
43,279,460	23,620,540	308,642	令和14年度	同上
44,643,751	18,256,249	265,707	令和12年度	同上
24,777,669	17,822,331	383,345	令和15年度	同上
27,559,692	14,940,308	312,090	令和13年度	同上
5,956,101	5,143,899	115,244	令和16年度	同上
32,991,633	22,308,367	508,479	令和14年度	同上
1,931,860	1,968,140	43,816	令和17年度	同上
3,376,422	2,723,578	58,581	令和15年度	同上
33,643,336	75,956,664	1,500,652	令和22年度	海底管布設替事業
2,532,464	6,667,536	117,634	令和23年度	日開賀島重要給水施設配水管布設替事業
45,887,134	120,812,866	2,131,467	令和23年度	篠島配水池築造事業
24,978,686	77,621,314	1,206,338	令和24年度	大井配水池耐震補強事業等
26,276,571	99,323,429	1,438,186	令和25年度	日開賀島重要給水施設配水管整備事業等
16,797,361	78,202,639	969,426	令和26年度	日開賀島配水池築造事業
89,465,545	38,534,455	48,150	令和9年度	内海配水池耐震化事業
18,814,595	105,185,405	543,706	令和27年度	管路耐震化事業
3,282,599	40,717,401	251,716	令和29年度	配水管布設替事業
0	119,700,000	119,700	令和32年度	老朽管耐震化事業・管路布設替事業
0	93,300,000	186,600	令和33年度	配水管布設替事業・管路布設替事業・配水管新設事業
0	22,100,000	0		佐久島海底送水管布設替事業(実施設計業務)
1,440,090,336	1,207,109,664	16,164,372		

令和6年度

南知多町漁業集落排水事業会計予算書

議案第35号

令和6年度南知多町漁業集落排水事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度南知多町漁業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 接 続 戸 数 7 5 8 戸
- (2) 年 間 汚 水 量 2 1 3 , 5 7 2 m<sup>3</sup>
- (3) 一 日 平 均 処 理 水 量 5 8 5 m<sup>3</sup>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中総係費18,095千円に充てるため、企業債1,400千円を借り入れる。

収 入

- 第1款 漁業集落排水事業収益 1 4 1 , 8 5 9 千円
- 第1項 営業収益 2 9 , 3 1 9 千円
- 第2項 営業外収益 1 1 2 , 5 4 0 千円

支 出

- 第1款 漁業集落排水事業費用 1 4 1 , 8 9 6 千円
- 第1項 営業費用 1 3 6 , 8 4 8 千円
- 第2項 営業外費用 3 , 9 4 8 千円
- 第3項 特別損失 1 0 0 千円
- 第4項 予 備 費 1 , 0 0 0 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額17,862千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額105千円、過年度分損益勘定留保資金17,757千円で補填するものとする。)

収 入

- 第1款 資本的収入 4 4 , 2 8 1 千円
- 第1項 分 担 金 2 0 9 千円
- 第2項 企 業 債 2 0 , 5 0 0 千円
- 第3項 補 助 金 1 2 , 7 4 4 千円
- 第4項 他会計出資金 1 0 , 8 2 8 千円

支 出

- 第1款 資本的支出 6 2 , 1 4 3 千円
- 第1項 建設改良費 3 3 , 4 5 3 千円
- 第2項 企業債償還金 2 8 , 6 9 0 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
日間賀島浄化センター 運転管理業務委託事業	令和6年度～令和8年度	日間賀島浄化センター運 転管理業務委託事業に要 する経費相当額
マンホールポンプ施設 点検業務委託事業	令和6年度～令和8年度	マンホールポンプ施設点 検業務委託事業に要する 経費相当額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
処理場等設備 改良工事・管 路新設工事	千円 20,500	普通貸借 又 は 証券発行	年利4.0%以 内(ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 資金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当該 利率見直し後 の利率)	政府資金については その融資条件により、銀 行その他の場合にはそ の債権者と協定するも のとする。ただし、企業 財政の都合により据置 期間及び償還期限を短 縮し、若しくは繰上償 還、又は低利に借り換え することができる。
漁業集落排水 事業アドバイザー 業務委託	1,400			
計	21,900			

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第7条に定める経費を除き、予定支出の各項の経費及び各項の間の経費。  
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1 2 , 8 3 9 千円  
(他会計からの補助金)

第9条 漁業集落排水事業の運営及び助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、51,259千円である。

令和6年3月5日提出

南知多町長 石黒和彦

令和6年度

南知多町漁業集落排水事業会計予算説明書



令和6年度南知多町漁業集落排水事業会計予算実施計画書

収益的収入及び支出  
収 入

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1	漁業集落排水事業収益		141,859	
	1	営業収益	29,319	主たる営業活動から生じる収益
		1 漁業集落排水施設使用料	29,307	漁業集落排水施設使用料
		2 その他営業収益	12	漁業集落排水施設使用料以外の営業収益
	2	営業外収益	112,540	主たる営業活動以外から生じる収益
		1 他会計補助金	51,068	汚水処理事業費に対する一般会計繰入金
		5 消費税及び地方消費税還付金	1,759	令和6年度消費税及び地方消費税還付金
		6 長期前受金戻入	59,713	補助金等長期前受金戻入

支 出

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1	漁業集落排水事業費用		141,896	
	1	営業費用	136,848	主たる営業活動に必要な費用
		1 管渠費	4,182	管渠の維持管理に要する費用
		2 処理場費	38,359	処理場の維持管理に要する費用
		3 総係費	18,095	事業活動全般に関する費用及び使用料の調定、収納その他の業務に要する費用
		4 減価償却費	71,664	固定資産の減価償却費
		5 資産減耗費	4,548	固定資産の除却費
	2	営業外費用	3,948	主たる営業活動以外に必要な費用
		1 支払利息	3,948	企業債の償還利息
	3	特別損失	100	
		4 過年度損益修正損	100	過年度分漁業集落排水施設使用料還付金
	4	予備費	1,000	
		1 予備費	1,000	

資本的収入及び支出  
収 入

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1	資本的収入		44,281	
	1	分担金	209	
		1 分担金	209	漁業集落排水施設工事に対する受益者分担金
	3	企業債	20,500	
		1 企業債	20,500	建設改良に充てるための企業債
	4	補助金	12,744	
		2 県補助金	12,553	漁業集落環境整備事業費補助金
		3 他会計補助金	191	資本的支出の財源を補助するための一般会計繰入金
	5	他会計出資金	10,828	
		1 他会計出資金	10,828	出資目的の一般会計繰入金

支 出

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1	資本的支出		62,143	
	1	建設改良費	33,453	
		1 管路設備新設改良費	1,773	管路の新設及び改良に要する費用
		2 処理場設備新設改良費	31,680	処理場設備の整備に要する費用
	2	企業債償還金	28,690	
		1 企業債償還金	27,327	企業債の元金償還金
		2 その他の企業債償還金	1,363	建設改良に充てるための企業債以外の元金償還金

収 入

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1	3 条なお書		1,400	
	2 企業債		1,400	
		1 企業債	1,400	

令和6年度 南知多町漁業集落排水事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益 (△は純損失)	△ 1,901
減価償却費	71,664
賞与等引当金の増減額 (△は減少)	79
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	214
固定資産除却費	4,548
長期前受金戻入額	△ 59,713
支払利息	3,948
未収金の増減額 (△は増加)	△ 1,744
未払金の増減額 (△は減少)	365
小計	17,460
利息の支払額	△ 3,948
業務活動によるキャッシュ・フロー	13,512
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 30,412
国庫補助金等による収入	11,412
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	174
工事負担金の受入による収入	190
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 18,636
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	20,500
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 27,327
その他の企業債による収入	1,400
その他の企業債の償還による支出	△ 1,363
他会計からの出資による収入	10,828
基金取崩しによる収入	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,038
資金増加額(又は減少額)	△ 1,086
資金期首残高	29,999
資金期末残高	28,913

## 給 与 費 明 細 書

### 1 総括

区 分	職 員 数		給 与 費				法 福 利 定 費	合 計
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
本年度		2		6,597	4,270	10,867	1,972	12,839
前年度		2		6,220	4,504	10,724	2,023	12,747
比 較		0		377	△ 234	143	△ 51	92

(単位：千円)

手 当 の 内 訳	区 分	管理職 手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外 勤務手当
		本年度		120	252	51
	前年度		120	0	120	212
	比 較		0	252	△ 69	137
手 当 の 内 訳	区 分	休日勤務 手当	期末手当	勤勉手当	退職手当 組合負担金	管理職員特 別勤務手当
	本年度	10	1,360	1,138	990	0
	前年度	10	1,678	1,398	933	33
	比 較	0	△ 318	△ 260	57	△ 33

### 2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考	
給 料	377	給与改定に伴う 増減分	77	77千円	給与改定の状況 前年度 給料の改定率 1.21% 給与改定実施時期 令和5年4月1日
		昇給に伴う 増加分	127	127千円	平均昇給率 1.49%
		その他の増減分	173	職員異動等による増減分 173千円	職員数の異動状況 本年度 2人 前年度 2人 増減 0人  採用、退職の状況 5年度中途離職者見込数 0人 6年度中途採用者見込数 0人 会計間異動 0人
手 当	△ 234	制度改正に伴う 増減分	56	期末手当 28千円 勤勉手当 28千円	支給割合の変更 2.4月→2.45月 2.0月→2.05月
		その他の増減分	△ 290	住居手当 252千円 通勤手当 △ 69千円 時間外勤務手当 137千円 期末手当 △ 346千円 勤勉手当 △ 288千円 退職手当組合負担金 57千円 管理職員特別勤務手当 △ 33千円	

### 3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分	一 般 行 政 職	
	令和6年1月1日現在	平均給料月額 (円)
	平均給与月額 (円)	288,500
	平均年齢 (歳)	52.0
令和5年1月1日現在	平均給料月額 (円)	252,100
	平均給与月額 (円)	285,350
	平均年齢 (歳)	41.8

備考 この欄の「平均給与月額」とは、給料及び手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当組合負担金を除く。）をいう。

## (2) 初任給

区 分	企 業 職 (円)	一般会計の制度	
		一般行政職 (円)	
高 校 卒	170,900	170,900	
大 学 卒	202,400	202,400	

## (3) 級別職員数

区 分	企 業 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和6年1月1日現在	1 級		
	2 級	1	100.0
	3 級		
	4 級		
	5 級		
	6 級		
	7 級		
	8 級		
	計	1	100.0
令和5年1月1日現在	1 級		
	2 級	2	100.0
	3 級		
	4 級		
	5 級		
	6 級		
	7 級		
	8 級		
	計	2	100.0

## (級別の基準となる職務)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
企 業 職	主 事	上級主事	主 査	副主幹 主 査	主 幹	課 長 主 幹	部 長 課 長	部 長

## (4) 昇給

	区 分		合 計	企 業 職	
	本 年 度	職 員 数 (A) (人)		2	2
昇給に係る職員数 (B) (人)			2	2	
昇給数別内訳		1号給 (人)			
		2号給 (人)			
		3号給 (人)			
		4号給 (人)	1	1	1
		6号給 (人)	1	1	1
8号給 (人)					
比 率 (B) / (A) (%)			100.0	100.0	
前 年 度	職 員 数 (A) (人)		2	2	
	昇給に係る職員数 (B) (人)		2	2	
	昇給数別内訳	1号給 (人)			
		2号給 (人)			
		3号給 (人)			
		4号給 (人)	1	1	1
		6号給 (人)	1	1	1
	8号給 (人)				
	比 率 (B) / (A) (%)		100.0	100.0	

## (5) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本 年 度	2.25	2.25	4.50	有	
前 年 度	2.20	2.20	4.40	有	
国 の 制 度	2.25	2.25	4.50	有	

## (6) 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特別措置 (2%~45%加算)	
国 の 制 度 (支給率等)	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	

## (7) その他の手当

区 分	国の制度との異同
扶 養 手 当	同
住 居 手 当	同
通 勤 手 当	同

債務負担行為に関する調書

令和6年度 南知多町漁業集落排水事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位：千円)

事項	限度額	前年度末までの支払 義務発生(見込)額		当年度以降の支払 義務発生予定額		左の財源内訳		
		期間	金額	期間	金額	国庫 補助金	企業債	その他
日間賀島浄化センター運転管理業務委託事業	日間賀島浄化センター運転管理業務委託事業に要する経費相当額	令和5年度まで	0	令和6年度から令和8年度まで	限度額に同じ	0	0	限度額に同じ
マンホールポンプ施設点検業務委託事業	マンホールポンプ施設点検業務委託事業に要する経費相当額	令和5年度まで	0	令和6年度から令和8年度まで	限度額に同じ	0	0	限度額に同じ

資 産 の 部

1	固定資産			
(1)	有形固定資産			
	イ 土地		139,020	
	ロ 建物	53,363		
	減価償却累計額	△ 5,264		48,099
	ハ 構築物	1,039,194		
	減価償却累計額	△ 67,207		971,987
	ニ 機械及び装置	218,581		
	減価償却累計額	△ 70,575		148,006
	ホ 工具器具及び備品	2,420		
	減価償却累計額	△ 440		1,980
	有形固定資産合計			1,309,092
(2)	投資その他の資産			
	イ 基金		0	
	ロ 破産更生債権等		1	
	貸倒引当金		△ 1	
	投資その他の資産合計			0
	固定資産合計			1,309,092
2	流動資産			
(1)	現金預金		28,913	
(2)	未収金		7,860	
	貸倒引当金	△ 636		7,224
	流動資産合計			36,137
	資産合計			<u>1,345,229</u>

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	176,834		
ロ その他の企業債	16,887		
企業債合計		193,721	
固定負債合計			193,721
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	31,958		
ロ その他の企業債	2,225		
企業債合計		34,183	
(2) 未払金		12,841	
(3) 引当金			
イ 賞与等引当金	995		
引当金合計		995	
(4) その他流動負債		0	
流動負債合計			48,019
5 繰延収益			
(1) 長期前受金	1,010,675		
(2) 長期前受金収益化累計額	△ 116,178		
繰延収益合計		894,497	
負債合計			<u>1,136,237</u>

資本の部

6 資本金			78,442
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	121,779		
ロ 分担金	6		
ハ 国庫補助金	8,029		
ニ 県補助金	3,848		
ホ 一般会計補助金	990		
ヘ 一般会計負担金	0		
資本剰余金合計		134,652	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	0		
ロ 繰越利益剰余金年度末残高	0		
ハ 建設改良積立金	0		
ニ 当年度未処理欠損金	4,102		
利益剰余金合計		△ 4,102	
剰余金合計			130,550
資本合計			<u>208,992</u>
負債資本合計			<u>1,345,229</u>

## 注記

### 1 重要な会計方針

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

・減価償却の方法	定額法
・主な耐用年数	
建物	10～38年
構築物	35～50年
機械及び装置	10～20年
工具器具及び備品	5～10年

#### (2) 引当金の計上方法

##### ア 退職給付引当金

職員の退職手当は、退職手当負担に関する覚書に基づき、毎事業年度支払う一定の負担金（一般負担金）を除き一般会計がその全額を負担することとなっているため、退職給付引当金は計上していない。

##### イ 賞与等引当金

職員の期末手当・勤勉手当の支給及び当該支給に係る法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

##### ウ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

#### (3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

### 2 予定貸借対照表等関連

企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（1年内に償還予定のものも含む）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は、227,904千円である。

### 3 セグメント情報の開示

漁業集落排水事業単一のセグメントのため、記載を省略している。

### 4 その他の注記

#### (1) 賞与等引当金の取崩し

当年度において、職員の期末手当・勤勉手当の支給及び当該支給に係る法定福利費を支給するため、取崩すと見込まれる賞与等引当金

の額は、916千円である。

#### (2) 貸倒引当金の取崩し

当該年度において、不納欠損処理をするために取崩すと見込まれる貸倒引当金の額は、214千円である。



令和5年度南知多町漁業集落排水事業会計予定損益計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：千円)

1 営業収益			
(1) 下水道使用料	26,720		
(2) その他営業収益	12	26,732	
2 営業費用			
(1) 管渠費	6,010		
(2) 処理場費	31,398		
(3) 総係費	14,777		
(4) 減価償却費	72,203		
(5) 資産減耗費	5,198	129,586	
営業損失			102,854
3 営業外収益			
(1) 他会計補助金	45,837		
(2) 長期前受金戻入	61,252	107,089	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	3,718		
(2) 雑支出	2,111	5,829	101,260
経常損失			1,594
5 特別利益			
(1) その他特別利益	1,400	1,400	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	91		
(2) その他特別損失	916	1,007	393
7 予備費			
(1) 予備費	1,000	1,000	△ 1,000
当年度純損失			2,201
その他の未処分利益剰余金変動額			0
当年度未処理欠損金			2,201

令和5年度南知多町漁業集落排水事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位：千円)

		資 産 の 部	
1 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ 土地		139,020	
ロ 建物	53,363		
減価償却累計額	△ 2,632	50,731	
ハ 構築物	1,037,581		
減価償却累計額	△ 33,584	1,003,997	
ニ 機械及び装置	194,709		
減価償却累計額	△ 35,762	158,947	
ホ 工具器具及び備品	2,420		
減価償却累計額	△ 224	2,196	
有形固定資産合計			1,354,891
(2) 投資その他の資産			
イ 基金		0	
ロ 破産更生債権等		1	
貸倒引当金		△ 1	
投資その他の資産合計			0
固定資産合計			1,354,891
2 流動資産			
(1) 現金預金			29,999
(2) 未収金	6,116		
貸倒引当金	△ 422	5,694	
流動資産合計			35,693
資産合計			1,390,584

負 債 の 部			
3	固定負債		
(1)	企業債		
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	188,291	
	ロ その他の企業債	17,712	
	企業債合計	<u>206,003</u>	
	固定負債合計		206,003
4	流動負債		
(1)	企業債		
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	27,327	
	ロ その他の企業債	1,363	
	企業債合計	<u>28,690</u>	
(2)	未払金		12,476
(3)	引当金		
	イ 賞与等引当金	916	
	引当金合計	<u>916</u>	
(4)	その他流動資産 流動負債合計	0	42,082
5	繰延収益		
(1)	長期前受金	1,003,686	
	長期前受金収益化累計額	<u>△ 61,252</u>	
	繰延収益合計		942,434
	負債合計		<u><u>1,190,519</u></u>

資 本 の 部			
6	資本金		67,614
7	剰余金		
(1)	資本剰余金		
	イ 受贈財産評価額	121,779	
	ロ 分担金	6	
	ハ 国庫補助金	8,029	
	ニ 県補助金	3,848	
	ホ 一般会計補助金	990	
	ヘ 一般会計負担金	0	
	資本剰余金合計	<u>134,652</u>	
(2)	利益剰余金		
	イ 減債積立金	0	
	ロ 繰越利益剰余金年度末残高	0	
	ハ 建設改良積立金	0	
	ニ 当年度未処理欠損金	2,201	
	利益剰余金合計	<u>△ 2,201</u>	
	剰余金合計		132,451
	資本合計		<u>200,065</u>
	負債資本合計		<u><u>1,390,584</u></u>

注記

1 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

・減価償却の方法	定額法
・主な耐用年数	
建物	10～38年
構築物	35～50年
機械及び装置	10～20年
工具器具及び備品	5～10年

(2) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

職員の退職手当は、退職手当負担に関する覚書に基づき、毎事業年度支払う一定の負担金（一般負担金）を除き一般会計がその全額を負担することとなっているため、退職給付引当金は計上していない。

イ 賞与等引当金

職員の期末手当・勤勉手当の支給及び当該支給に係る法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

ウ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

2 予定貸借対照表等関連

企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（1年内に償還予定のものも含む）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は、234,693千円である。

3 セグメント情報の開示

漁業集落排水事業単一のセグメントのため、記載を省略している。

予算事項別明細書  
 収益的収入及び支出  
 収 入

款	項	目	本年度予定額	前年度予定額	比 較
1	漁業集落排水事業収益		141,859	135,631	6,228
	1	営業収益	29,319	29,403	△ 84
		1 漁業集落排水施設使用料	29,307	29,391	△ 84
		2 その他営業収益	12	12	0
	2	営業外収益	112,540	104,828	7,712
		1 他会計補助金	51,068	34,885	16,183
		5 消費税及び地方消費税還付金	1,759	487	1,272
		6 長期前受金戻入	59,713	69,456	△ 9,743
	3	特別利益	0	1,400	△ 1,400
		2 その他特別利益	0	1,400	△ 1,400

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1	29,307	漁業集落排水施設使用料	29,307
1	11	指定工事店登録手数料 責任技術者登録手数料	10 1
5	1	雑収益	1
1	51,068	一般会計補助金（不課税） 一般会計補助金（特定収入）	31,778 19,290
1	1,759	消費税及び地方消費税還付金	1,759
2	4,531	分担金	4,531
4	46,106	県補助金	46,106
5	9,076	一般会計補助金	9,076
6	0	消費税及び地方消費税還付金	

支 出

款	項	目	本年度予定額	前年度予定額	比 較
1	漁業集落排水事業費用		141,896	139,902	1,994
	1	営業費用	136,848	134,168	2,680
		1 管渠費	4,182	4,312	△ 130
		2 処理場費	38,359	34,528	3,831
		3 総係費	18,095	17,926	169

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
11	通信運搬費	32	電話料 32
12	委託料	2,563	マンホールポンプ点検委託料 2,310 マンホールポンプ緊急出動委託料 253
13	手数料	161	ポンプ清掃手数料 161
15	修繕費	400	修繕料 400
18	動力費	1,026	動力費 1,026
8	備消耗品費	26	消耗品費 26
9	燃料費	27	燃料費 27
11	通信運搬費	37	電話料 37
12	委託料	17,323	浄化センター運転管理委託料 5,412 浄化センター汚泥搬出委託料 10,841 浄化センター電気保安管理業務委託料 387 浄化センター等緊急出動委託料 172 浄化センター草積込業務委託料 60 浄化センターばっ気沈砂槽清掃業務委託 266 浄化センター脱離液配管高圧洗浄業務委託 156 浄化センター廃液処理業務委託 29
15	修繕費	1,206	修繕料 1,206
18	動力費	13,730	動力費 13,730
19	薬品費	2,097	薬品費 2,097
23	保険料	41	公共公用建物共済保険料 41
25	工事請負費	3,872	処理場等設備維持修繕工事 3,872
1	給料	6,597	職員2人 6,597
2	手当等	3,436	扶養手当 120 住居手当 252 通勤手当 51 時間外勤務手当 349 休日勤務手当 10 期末手当 906 勤勉手当 758 職員退職手当組合負担金 990
3	賞与等引当	995	賞与引当金繰入額 834

款	項	目	本年度予定額	前年度予定額	比較
		4 減価償却費	71,664	72,204	△ 540
		5 資産減耗費	4,548	5,198	△ 650
	2 営業外費用		3,948	3,718	230
	1 支払利息		3,948	3,718	230
	3 特別損失		100	1,016	△ 916
	4 過年度損益修正損		100	100	0
	5 その他特別損失			916	△ 916

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
金繰入額		法定福利費引当金繰入額	161
5 法定福利費	1,811	職員共済組合負担金 常勤職員公務災害補償負担金	1,796 15
6 旅費	118	普通旅費 特別旅費	118
8 備消耗品費	83	消耗品費	83
11 通信運搬費	19	郵送料	19
12 委託料	4,504	集落排水使用料収納事務委託料 漁業集落排水事業会計システム保守料 アドバイザリ業務委託料	1,456 1,591 1,457
13 手数料	66	浄化槽法定検査手数料 口座振込組戻手数料 ネットバンク利用料 再振込手数料 振込手数料	26 2 27 1 10
14 賃借料	71	船舶借上料 有料道路通行料 駐車場使用料	24 17 30
22 会費及び負担金	168	総合住民情報システム等負担金 日本下水道協会負担金	132 36
23 保険料	12	下水道賠償責任保険料	12
46 貸倒引当金繰入額	215	一般債権 破産更生債権	214 1
29 有形固定資産減価償却費	71,664	有形固定資産減価償却費	71,664
31 固定資産除却費	4,548	有形固定資産除却費	4,548
35 企業債利息	3,948	企業債償還利息	3,948
45 過年度損益修正損	100	過年度分集落排水使用料返還金	100
2 手当等	0		

(単位：千円)

節		説明		
区分	金額			
51	予備費	1,000	予備費	1,000

款	項	目	本年度予定額	前年度予定額	比較	
	4	予備費	1,000	1,000	0	
		1	予備費	1,000	1,000	0

資本的収入及び支出  
収 入

款	項	目	本年度予定額	前年度予定額	比 較
1	資本的収入		44,281	65,807	△ 21,526
	1	分担金	209	209	0
		1 分担金	209	209	0
	3	企業債	20,500	13,500	7,000
		1 企業債	20,500	13,500	7,000
	4	補助金	12,744	35,098	△ 22,354
		2 県補助金	12,553	20,959	△ 8,406
		3 他会計補助金	191	14,139	△ 13,948
	5	他会計出資金	10,828	17,000	△ 6,172
		1 他会計出資金	10,828	17,000	△ 6,172

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1	漁業集落排水受益者分担金	漁業集落排水事業受益者分担金 209
1	建設改良費等の財源に充てるための企業債	集落排水事業債 20,500
1	県補助金	漁業集落環境整備事業費補助金 12,553
1	一般会計補助金	一般会計補助金(特定収入) 191
1	一般会計出資金	一般会計出資金 10,828



支 出

款	項	目	本年度予定額	前年度予定額	比 較
1	資本的支出		62,143	61,219	924
	1	建設改良費	33,453	34,767	△ 1,314
		1 管路設備新設改良費	1,773	1,932	△ 159
		2 処理場設備新設改良費	31,680	32,835	△ 1,155
	2	企業債償還金	28,690	26,452	2,238
		1 企業債償還金	27,327	25,527	1,800
		2 その他の企業債償還金	1,363	925	438

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
25	工事請負費	1,773 管路新設工事 1,773
25	工事請負費	31,680 処理場等設備改良工事 31,680
44	建設改良費等の財源に充てるための企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債 27,327 27,327
45	その他の企業債	その他の企業債 1,363 1,363

収 入

款	項	目	本年度予定額	前年度予定額	比 較
1	3条なお書		1,400	9,224	△ 7,824
	1	基金取崩し 収入		7,024	△ 7,024
		1 基金取崩し 収入		7,024	△ 7,024
	2	企業債	1,400	2,200	△ 800
		1 企業債	1,400	2,200	△ 800

(単位：千円)

節		区 分	金 額	説 明
1	基金取崩し 収入		0	
2	その他の企 業債		1,400	その他の企業債 1,400

企業債明細書

(単位:円)

種類	発行総額	利率%	令和5年度末 未償還残高 (見込)	令和6年度中増減見込額	
				借入 見込額	元金償還 見込額
平成8年度大蔵省	6,600,000	2.70	1,044,383		338,834
平成9年度大蔵省	8,400,000	2.00	1,639,808		397,797
平成10年度大蔵省	41,700,000	2.10	10,166,354		1,949,218
平成11年度大蔵省	105,200,000	2.00	30,207,944		4,787,538
平成12年度財務省	50,300,000	1.60	16,157,429		2,199,330
平成12年度公営企業金融公庫	23,900,000	1.70	6,014,455		1,162,514
平成13年度財務省	128,200,000	2.20	48,860,854		5,650,246
平成14年度財務省	26,000,000	1.10	10,190,731		1,083,258
平成14年度公営企業金融公庫	26,100,000	1.35	8,814,260		1,208,929
平成14年度公営企業金融公庫	1,300,000	1.30	437,397		60,083
平成15年度財務省	11,700,000	2.10	5,421,949		492,659
平成15年度公営企業金融公庫	14,000,000	2.00	5,610,285		653,423
平成16年度財務省	8,500,000	2.00	4,263,515		350,188
平成16年度公営企業金融公庫	10,100,000	2.00	4,509,528		462,109
平成17年度財務省	4,000,000	2.20	2,192,361		161,521
平成17年度公営企業金融公庫	4,000,000	2.20	1,987,879		179,793
平成18年度財務省	2,700,000	2.20	1,586,511		106,667
平成18年度公営企業金融公庫	3,200,000	2.10	1,722,013		140,713
平成20年度財務省	3,100,000	2.00	2,041,118		117,943
平成22年度財務省	2,100,000	2.00	1,537,794		76,780
平成25年度地方公共団体金融機構	7,000,000	0.40	0		0
平成26年度地方公共団体金融機構	7,600,000	0.20	956,660		956,660
平成27年度地方公共団体金融機構	3,500,000	0.10	875,000		437,500
令和2年度財務省	5,600,000	0.04	4,900,000		700,000
令和2年度地方公共団体金融機構	5,600,000	0.04	4,900,000		700,000
令和2年度民間銀行	7,400,000	0.70	6,475,000		925,000
令和3年度財務省	6,200,000	0.20	6,200,000		775,000
令和3年度地方公共団体金融機構	6,300,000	0.20	6,300,000		787,500
令和3年度愛知県山岡市町村振興資金	3,500,000	0.01	3,500,000		437,500
令和4年度財務省	7,200,000	0.40	6,480,000		720,000
令和4年度地方公共団体金融機構	7,200,000	0.40	7,200,000		0
令和4年度愛知県山岡市町村振興資金	6,900,000	0.01	6,900,000		0
令和5年度財務省	6,700,000	1.00	6,700,000		670,000
令和5年度地方公共団体金融機構	6,700,000	1.00	6,700,000		0
令和5年度愛知県山岡市町村振興資金	2,200,000	0.01	2,200,000		0
令和6年度財務省	10,200,000	1.00	0	10,200,000	0
令和6年度地方公共団体金融機構	10,300,000	1.00	0	10,300,000	0
令和6年度愛知県山岡市町村振興資金	1,400,000	0.01	0	1,400,000	0
計	592,600,000		234,693,228	21,900,000	28,688,703

令和6年度末 までの償還額 累計(見込)	令和6年度末 未償還残高 (見込)	令和6年度 支払利子 (見込)	償還終期 年度	備考
5,894,451	705,549	25,926	令和8年度	管路新設事業
7,157,989	1,242,011	30,817	令和9年度	同上
33,482,864	8,217,136	203,314	令和10年度	同上
79,779,594	25,420,406	580,340	令和11年度	管路新設事業、処理場等設備改良事業
36,341,901	13,958,099	249,756	令和12年度	同上
19,048,059	4,851,941	97,326	令和10年度	同上
84,989,392	43,210,608	1,044,032	令和13年度	同上
16,892,527	9,107,473	109,128	令和14年度	同上
18,494,669	7,605,331	114,927	令和12年度	同上
922,686	377,314	5,491	令和12年度	同上
6,770,710	4,929,290	111,289	令和15年度	同上
9,043,138	4,956,862	108,953	令和13年度	同上
4,586,673	3,913,327	83,528	令和16年度	管路新設事業
6,052,581	4,047,419	87,891	令和14年度	同上
1,969,160	2,030,840	47,349	令和17年度	同上
2,191,914	1,808,086	42,749	令和15年度	同上
1,220,156	1,479,844	34,321	令和18年度	同上
1,618,700	1,581,300	35,427	令和16年度	同上
1,176,825	1,923,175	40,235	令和20年度	同上
638,986	1,461,014	30,374	令和22年度	同上
7,000,000	0	0	令和5年度	管路新設事業、処理場等設備改良事業
7,600,000	0	1,436	令和6年度	同上
3,062,500	437,500	765	令和7年度	同上
1,400,000	4,200,000	1,890	令和12年度	処理場等設備改良事業
1,400,000	4,200,000	1,890	令和12年度	同上
1,850,000	5,550,000	43,718	令和12年度	地方公営企業会計適用事業
775,000	5,425,000	12,012	令和13年度	管路新設事業、処理場等設備改良事業
787,500	5,512,500	12,206	令和13年度	同上
437,500	3,062,500	350	令和13年度	地方公営企業会計適用事業
1,440,000	5,760,000	25,200	令和14年度	管路新設事業、処理場等設備改良事業
0	7,200,000	28,800	令和14年度	同上
0	6,900,000	690	令和14年度	地方公営企業会計適用事業
670,000	6,030,000	60,827	令和15年度	管路新設事業、処理場等設備改良事業
0	6,700,000	65,439	令和15年度	同上
0	2,200,000	220	令和15年度	地方公営企業会計適用事業
0	10,200,000	0	令和16年度	管路新設事業、処理場等設備改良事業
0	10,300,000	0	令和16年度	同上
0	1,400,000	0	令和16年度	地方公営企業会計適用事業
364,695,475	227,904,525	3,338,616		

令和6年第2回南知多町議会定例会

請 願 一 覧 表

令和6年3月

受付番号	件名・請願者等	紹介 議員	付託 委員会
受付月日			
1	「「マイナ保険証」の不安が除かれるまで、紙の健		
2. 19	康保険証の存続を求める意見書」の採択を求める請 願  * * * * *	内田 保	文教厚生

令和6年第2回南知多町議会定例会			
請 願 文 書 表			
受理日	令和6年2月19日	紹介議員	内 田 保
受理番号	請 願 第 1 号		
請 願 者 の 住所・氏名	*****		
件 名	「マイナ保険証」の不安が除かれるまで、紙の健康保険証の存続を求める意見書」の採択を求める請願		
付託委員会	文教厚生委員会		
<p>(請願理由)</p> <p>政府は2023年12月22日、現行の健康保険証を2024年12月2日で廃止することを閣議決定しました。2024年12月2日以降は新規発行を停止し、「マイナ保険証」に一本化するとしています。医療現場のトラブルは続いており、問題は解決していません。政府は昨年11月末までの「総点検」をもって国民の不安払拭への「措置を取った」としていますが、医療現場では「総点検」後もトラブルは続いています。</p> <p>全国保険医団体連合会が行っている「10月以降のマイナ保険証トラブル調査」の中間集計（回答数6032件）では、10月1日以降に「資格情報の無効」「名前・住所の間違い」「負担割合の齟齬（そご）」など、マイナトラブルがあったと回答した医療機関は、約6割に及んでいます。いったん医療機関の窓口で10割負担となったケースは500件を超えています。マイナ保険証では国民の医療への確実なアクセス保障にはなり得ないことが改めて鮮明となりました。ここに国民のマイナ保険証に対する不安・不信があり、政府の「総点検」ではこの不安・不信がまったく払拭できていません。このような状況で、現行の健康保険証の廃止を強行することは、国民の支持が得られないものです。</p>			

国民は「マイナ保険証」は不安で、利用していません。その結果、国民の不安は払拭されず、医療現場の「マイナ保険証」利用率は5%を切る状況が続いています。

「不安払拭」というのであれば、国民が信頼を寄せ、長年安定的に運用されてきた紙の健康保険証を存続させる決断こそが求められます。

つきましては、地方自治法第99条の規定により下記の事項を議会の意見書として採択し、政府・国会（内閣総理大臣・衆参議長・厚生労働大臣・デジタル大臣）に提出していただきますよう請願致します。





#### 記

- ・「「マイナ保険証」の不安が除かれるまで、紙の健康保険証の存続を求める意見書」の採択を求めます。

令和6年第2回南知多町議会定例会

陳 情 等 一 覧 表

令和6年3月

受付 番号	受付月日	件名・陳情者等	送付委員会
18	11.22	日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出を求める陳情 	総務建設
19	11.28	年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情 	文教厚生
20	12.19	職員の人権も福祉の対象者の人権も守るために、国に対して介護報酬と障害福祉サービス等報酬の引き上げと職員配置基準改善の意見書提出を求める陳情 	文教厚生
21	12.19	安全安心な保育を守り、職員が働き続けられる保育職場とするために、最低基準としての保育士配置基準を引き上げ、公定価格を抜本的に改善する意見書提出を求める陳情 	文教厚生